

平成 2 7 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 7 年 1 2 月 2 日開会
平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 7 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 日

平成27年第4回北杜市議会定例会（1日目）

平成27年12月 2日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第4 議案第84号 北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第85号 北杜市空き家等対策審議会条例の制定について
- 日程第6 議案第86号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第87号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第88号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第89号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第90号 北杜市障害福祉サービス事業所条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第91号 平成27年度北杜市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第92号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第93号 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第94号 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第95号 北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第96号 北杜市オオムラサキセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第97号 小淵沢町有機肥料供給センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第98号 小淵沢町特産品開発センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第99号 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第100号 白州町農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第101号 須玉町農林水産物直売・食材供給施設（おいしい市場）の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第102号 須玉全国植樹祭会場跡地公園（みずがき山自然公園）の指定管理者の指定について

- 日程第 2 3 議案第 1 0 3 号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯他 2 施設の
指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 1 0 4 号 青年小屋及び権現小屋の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 1 0 5 号 道の駅こぶちさわ観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 1 0 6 号 北杜市神代公園の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 1 0 7 号 北杜市明野テニスコート他 1 施設の指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 2 8 議案第 1 0 8 号 北杜市須玉総合体育館他 2 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 1 0 9 号 北杜市高根総合グラウンド他 1 施設の指定管理者の指定に
ついて
- 日程第 3 0 議案第 1 1 0 号 北杜市長坂総合スポーツ公園及びながさかげんき百歳セン
ターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 1 1 1 号 北杜市大泉体育館他 2 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 1 1 2 号 北杜市小淵沢総合スポーツセンター他 2 施設の指定管理者
の指定について
- 日程第 3 3 議案第 1 1 3 号 北杜市白州総合運動場他 2 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 1 1 4 号 北杜市武川運動公園他 4 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 1 1 5 号 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設の指定管理者の指定
について
- 日程第 3 6 議案第 1 1 6 号 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設の指定管理者
の指定について
- 日程第 3 7 議案第 1 1 7 号 須玉町大和高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 1 1 8 号 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定
について
- 日程第 3 9 議案第 1 1 9 号 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセン
ターの指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 1 2 0 号 小淵沢町物産会館の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 1 2 1 号 小淵沢高野高齢者活動促進施設の指定管理者の指定につい
て
- 日程第 4 2 議案第 1 2 2 号 小淵沢町下笹尾農林水産物処理加工施設の指定管理者の指
定について
- 日程第 4 3 議案第 1 2 3 号 小淵沢町久保農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定
について
- 日程第 4 4 議案第 1 2 4 号 小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指
定について
- 日程第 4 5 議案第 1 2 5 号 財産の譲渡について（北杜市障害福祉サービス事業所パル
実郷）
- 日程第 4 6 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第 4 7 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第 4 8 諮問第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件

- 日程第49 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第50 諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第51 諮問第7号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第52 諮問第8号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第53 諮問第9号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第54 諮問第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第55 同意第7号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第56 同意第8号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
 日程第57 発議第5号 地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書の提出について
 日程第58 請願第3号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書

2.出席議員（20人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 上村英司 | 2番 小野光一 |
| 3番 齊藤功文 | 4番 福井俊克 |
| 6番 加藤紀雄 | 7番 原 堅志 |
| 8番 岡野 淳 | 9番 中山宏樹 |
| 10番 相吉正一 | 11番 清水 進 |
| 12番 野中真理子 | 14番 坂本 静 |
| 15番 中嶋 新 | 16番 保坂多枝子 |
| 17番 千野 秀一 | 18番 小尾直知 |
| 19番 渡邊英子 | 20番 内田俊彦 |
| 21番 中村隆一 | 22番 秋山俊和 |

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

- | | |
|----------|---------|
| 8番 岡野 淳 | 9番 中山宏樹 |
| 10番 相吉正一 | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	大泉総合支所長	浅川正人
小淵沢総合支所長	高橋一成	白州総合支所長	赤羽久
武川総合支所長	秋山広志	産業観光部次長	濱井和博
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦
管財課長	中山晃彦		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
”	田中伸

開会 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

平成27年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員および執行部の皆さまには年末を控え公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

10月には北里大学特別荣誉教授 大村智博士がノーベル生理学・医学賞を受賞されました。博士は韮崎市出身ではありますが、わが峡北の地の誉れとするところであり後進の学生の励みとなるものと期待するところであります。

また東京大学宇宙船研究所長 梶田隆章博士がノーベル物理学賞を受賞され、観測のため巨大重力波望遠鏡「かぐら」の製造・設置には市内の企業が多く携わっており、併せて大変誇りに思うところでもあります。

さて今年も残すところ1カ月足らずとなりました。市では11月1日に市制施行11周年記念式典を盛大に挙行し、新たな一步を踏み出しました。県内でもいち早く制定された地方版総合戦略を着実に推進していくことが大変重要と考えております。

今議会には本年最後の定例会になりましたが議員各位におかれましては健康に留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして十分にご審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

本日の出席議員は20人です。

定足数に達しておりますので、平成27年第4回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は報告1件、議案42件、諮問9件、同意2件であります。

次に今定例会において受理した請願は、お手元に配布のとおりであります。

次に監査委員から平成27年8月から10月実施分の例月現金出納検査および定期監査について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に10月2日から5日までの4日間、平成27年度姉妹都市韓国抱川市文化交流事業が行われ、議会代表として保坂多枝子君と野中真理子君の2名が参加いたしました。

次に10月22日に第254回山梨県市議会議長会定例会総会が都留市において開催され、私と副議長が出席いたしました。

次に10月28日に関東市議会議長会理事会在千葉県で、11月12日に全国市議会議長会建設運輸委員会が東京都で開催され、私が出席いたしました。

次に10月14日・15日に文教厚生常任委員会研修、10月19日・20日に経済環境常任委員会研修および11月5日・6日に総務常任委員会研修が実施されました。

ここで各委員長から研修報告がございまして。

最初に総務常任委員長 小尾直知君、報告をお願いいたします。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

平成27年12月2日
北杜市議会議長 千野秀一様

総務常任委員会委員長 小尾直知

総務常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では行政視察研修を行ったので、次のとおり報告します。

まず平成27年11月5日、午後1時半から3時まで。

出席委員は小尾直知、清水進、福井俊克、原堅志、相吉正一、渡邊英子、秋山俊和。

視察研修先は地域活性化センターであります。

一般財団法人地域活性化センターは活力あふれ個性豊かな地域社会を実現するため、まちづくり・地域産業おこし等、地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的として、昭和60年10月に全国の地方公共団体と多くの民間企業が会員となって設立され、平成25年4月に一般財団法人へ移行した。

また首都圏の方からは地方の魅力を知ることができ、そこで暮らすための具体的な情報を得ることができる、そんなワンストップの情報提供や関連サービスが求められており、自治体と企業が中心となり力を合わせて地方への移住や交流希望者へのニーズに合った情報提供、地域活性化のサービスを提供して日本を元気にすることを目的とする移住・交流推進機構とも連携しています。

移住・交流推進機構は、移住に関する疑問や悩みなどを相談できる移住・交流情報ガーデンを開設し、地方や地方での生活を希望する方を支援しております。

研修テーマは移住・定住に向けた取り組みについてであります。

概要は1番、一般財団法人地域活性化センターの発足。

昭和60年10月1日に地域活性化のための情報提供や研修・交流イベント、地域産品・観光振興などの事業を都道府県市区町村向けに実施することを目的に発足する。

2. 移住・定住への取り組み。

平成26年3月に総務省より移住・交流情報ガーデンの管理運営を受託し、地方への移住を考えている方に対して情報提供および相談支援を行う。

考察としまして地域おこしを実施するためには人材の育成が重要であり、地域活性化センターが実施する研修等へ自治体職員が参加することにより、人材の育成だけでなく他の地域との情報交換も可能となる。

移住の対象者を定年退職後の方とするのか、生産年齢とするのかによって提供する情報も変わるためターゲットを絞ることも必要である。特に生産年齢に対しては就職先の情報提供は重要となる。

移住体験を通じて地域の魅力を発信するため体験ができる施設の整備が必要であり、生産年齢にある世代に対しては就業できる企業の情報の提供が大切になる。

市の魅力を発信することにより移住・定住が促進できる可能性は十分あることが確認できた。

次に平成27年11月6日、午前10時から11時半まで東京都荒川区に研修に行きました。

荒川区は東京都の北東部に位置する東西に細長く、北側の区境は隅田川に位置する。区内はほぼ低地で平坦であるが、日暮里地区の一部は山の手台地となっている。下町としての特色を強く残す一方で、工場跡地を活用した大規模な再開発や公園整備が行われている。

特に南千住地区の再開発は都内最大級の規模となっている。これに伴い大規模なマンションの建設ラッシュが続いているため、若いファミリー層を中心とした人口流入が見られる。1990年代まで減少していた区全体の人口も増加に転じた。

研修テーマとしては自主防災組織の取り組みについて。

概要は1.荒川区は10.16平方キロメートルと23区の中でも狭く下町のまち並みを残し家屋は木造建築が60%で地震が発生すると火災による大被害が想定される。

2.火災に対応するため隅田川から遠い地区に深井戸を2本掘り、永久水利として消火用水や飲料水の確保に努めている。

3.地形としては高台がほとんどなく、水害の際には家屋の浸水被害が多く想定される。

4.区内には125の自主防災組織があり、防災区民組織の育成・支援を行いレスキュー隊や避難援助体制(おんぶ作戦)を整えている。

5.区民には外から一目で分かるよう、安否確認のためのシールや避難所の受け入れの際に提出してもらった避難者カードを配布し訓練においても活用している。

6.中学生が防災意識を高め地域の防災ジュニアリーダーとして活躍するため、平成27年度よりすべての中学校に防災部を創設する。

7.家具類の転倒・落下防止器具取り付け工事費の助成や命を守るホイッスルの配布を実施。考察は北杜市とは違い面積は狭いが、災害に対する脆弱性を感じた。

地震の際の火災に備え、防火用水として永久水利を確保している点は北杜市とは異なる災害に対する備えの必要性を見ることができた。

地域住民の災害への関心は高く、自主防災組織体制は整っており、自助・共助に対する意識の高さは北杜市としても見習うべきものであります。

中学校に防災部を創設し、ジュニアリーダーの育成により中学生のうちから防災意識を高める取り組みを行い、日ごろから訓練に励み防災運動会においてはその成果を披露するなど区民を挙げた防災体制の整備が図られている。

安否確認のためのシールや避難者カード、命を守るホイッスルを区民に配布し自主防災組織が活動しやすいように行政が援助している。

以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長(千野秀一君)

次に文教厚生常任委員長 上村英司君、報告をお願いいたします。

上村英司君。

○1番議員(上村英司君)

平成27年12月2日

北杜市議会議長 千野秀一様

文教厚生常任委員会委員長 上村英司

文教厚生常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では行政視察研修を行ったので、次のとおり報告します。

日時は平成27年10月14日 午後1時30分から3時まででございます。

出席委員は上村英司、岡野淳、齊藤功文、保坂多枝子、千野秀一、中村隆一です。

視察研修先は静岡県袋井市。

袋井市は静岡県西部に位置し東は掛川市、西は磐田市、北は森町に接している。東海道新幹

線、東海道本線、東名高速道路、国道1号、国道150号など主要交通路が横断し東京へは240キロメートル、大阪へも320キロメートルと交通条件にも大変恵まれている。また豊かに広がる田園地帯と美しい茶畑、さらには太田川や原野谷川、南には遠州灘と自然環境にも恵まれている。

平成23年現在の主な地目別面積は宅地が17.2%、農地が36.2%、山林が19.5%であり、極めて平坦な地域が広がり土地利用もしやすい条件が整っている。市の規模は面積が108.56キロ平方メートル。人口8万7,195人。世帯数3万2,492戸でございます。

研修テーマ 健康マイレージ制度について。

研修の概要。

制度の目的は市民に正しい生活習慣、運動食事への動機づけ支援とその定着を推進し、生活習慣病の予防をすることで健康寿命の延伸と将来的な医療費の削減を図るため、金銭的なメリット(マイレージ)を与えて市民の関心を高める。

制度の概要。

運動、食事の両面で目標を決め達成すればカードに記録し、ひと月ごとに市に自己申告してそれぞれ1ポイント(2円相当)が得られる。溜まったポイントは周辺の飲食店などで金券として使えるほか幼稚園などに寄附ができる。

参加方法はパソコン、携帯電話、スマホのほかハガキでも可能。参加資格は市内在住、在勤、在学の15歳以上でございます。中学生は除くでございます。

制度の実施状況。平成26年度の利用者総数1万667人中、中学生以下が9,039人(85%)。30歳から60歳は1,331人(12%)。中学生を除く男女比は女性が1,059人に対して男性が569人であり、ほぼ半分であった。

考察。

袋井市の健康マイレージ制度は平成19年から開始され、制度開始当初の参加人数の目標を2万人としたが、その後、中学生以上の参加目標を1万人に見直し、毎年参加する市民の確保に方向転換した。

参加人数は当初は1,763人であったが、平成26年には1万667人まで大幅に増えている。特に30代、40代という世代が増えており、市を挙げて若いうちから健康に気を使う意識向上ができていていることが分かる。

当初は社会体育施設などの利用券だけであったが、利用者を増やすためにも市内で人気の焼肉店のサービス券を加えるなど、制度が活性化するように試行錯誤しながら努力しているとの説明があった。

またお母さんたちがサービスポイントを保育園の保護者会に全員で寄附するために活動しているなど、住民自らが健康になるために活動した結果が社会に還元される仕組みができていることも興味深いと感じた。

予算は333万円ほどで、そのうちの半分はポイントとサービス券の報償費である。

実際に健康になったかという視点では考察されておらず、また男性の生産年齢世代の5%しか参加していないことが今後の課題だと感じるが、金銭的なインセンティブを利用し多くの市民が自分の健康に配慮することが社会貢献につながることに気づきを与える素晴らしい制度だと思われる。

続いて平成27年10月15日、10時から11時30分。静岡県立こども病院を視察いたしました。

静岡県立こども病院は昭和48年1月18日、静岡県知事から医療問題懇談会に対し静岡県の医療水準を向上させるための方策について諮問があり、昭和48年4月27日、専門病院整備の最初の課題として県中部の静清地域に小児専門病院を新設することが妥当と考えられる旨の答申がなされ、昭和52年5月に開院。「私たちはすべての子どもと家族のために安心と信頼の医療を行います」を理念に掲げ静岡県立総合病院、県立こころの医療センターと連携し体から心まで、出生前から思春期まで切れ目のない日本一の小児専門医療を提供している。

特に先進的な小児救命救急体制は全国の注目を集めている。医療の特色としては先進医療、循環医療、小児救急医療、周産期医療、児童精神医療、国際交流活動、ファシリテッドッグを実施している。

研修テーマ 小児専門医療の取り組みについて。

研修の概要。

病院の目的は一般診療機関で診断、治療が困難な小児患者へ高度医療の提供と小児医療関係者の研修、母子保健衛生に関する教育指導を行う。

病院組織の概要。

新生児未熟児病棟(36床)、内科系病児病棟(31床)、感染観察病棟(28床)、内科系幼児学童病棟(28床)、産科病棟(24床)、循環器病棟・CCU(36床)、PICU(12床)、外科系病棟(48床)、児童精神科病棟(36床)、訪問教育(特別養護学校の分校)、家族宿泊施設など。屋上にドクターヘリポートを設置しております。

病院スタッフの状況は平成26年度で医師91名、看護師407名、薬剤士・放射線技師14名、検査技師23名、事務28名、臨床心理士6名ほか総勢606名。正副院長を含んでございます。

考察。

子ども専門病院は全国16カ所あるが、都市部に集中しており山梨県にはない。

病院経営を考慮すると、医師等のスタッフの確保や施設維持などにはある程度の人口規模が必要となることであった。

特に静岡県立こども病院は重篤な子どもを対象としており、心臓などの循環器系の集中治療では日本一であるが、重篤になるほど医療費は赤字になり、昨年の医業収支は29億円の赤字で静岡県が年間33億円を補てんしている。

子ども専門病院ということで看護師や保育士が十分確保されており、学校も開設し子どもたちのケアが行き届いているという印象であった。

医師の確保についても先進医療を行っているため、研究を目的とした医師や研修医が勤務を希望することから、あまり苦勞せず確保できている状況であった。

ただし産婦人科医は定員に対し現在1名不足しており、産婦人科医を確保するためには小児科医や麻酔科の医師を確保し、産婦人科医のリスクを軽減することに加えて十分な休暇が取られるような勤務体制の整備が必要であることであった。

北州市でも産婦人科医を確保する前提として小児科医がある程度の人数は必要となることから隣接する韮崎市との連携も視野に入れ、新生児集中治療室などの設置を検討するべきではないかとの意見をいただきました。

北杜市から一番近い子ども専用病院は安曇野にある長野県立こども病院であるが、中部横断道が開通することにより静岡県立こども病院も利用できる。特に心臓病といった循環器系の優秀な医師がいることから選択肢が広がることになる。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

大変ご苦労さまでした。

次に経済環境常任委員長 中山宏樹君、報告をお願いいたします。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

平成27年12月2日

北杜市議会議長 千野秀一様

経済環境常任委員会委員長 中山宏樹

経済環境常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では行政視察研修を行ったので、次のとおり報告いたします。

日時 平成27年10月19日 月曜日、午後1時30分から3時。

出席委員 中山宏樹、小野光一、加藤紀雄、野中真理子、坂本静、中嶋新、内田俊彦。

視察研修先 株式会社JTB関東。

JTB関東はJTBのグループ企業として関東甲信6県の営業エリアを管轄し、英知を結集しパワフルでクリエイティブな営業を推進している。

JTB関東の成長戦略のキーワードは「地域深耕」。これは管轄マーケットを深く広く耕すという意味の造語。これまでも地域密着営業という方針に則り、営業活動を行ってきたが今後は旅行事業を通じ、これまで築きあげた地域と絆という財産をより深く掘り下げるとともにさらに新たな事業領域を広げ、どの販売チャンネルにおいても各エリア、ナンバーワンの販売会社を目指している。

関東エリアは富士山をはじめ日本でも有数の観光地、温泉地を有するエリアであり、またアジアとの交流窓口としての新潟も有している。これらの有形・無形の財産を通じて自由でみずみずしい発想を原動力として新たなビジネスを展開し、地域繁栄の担い手として地域社会に貢献するとともに成長することを考えている。

研修テーマ 観光客の誘客に向けた取り組みについて。

研修の概要。

ほかの自治体の先進的な観光に対する取り組み事例について。

事例として長野県阿智村「天空の楽園 日本一の星空ナイトツアー」について昼神温泉が環境省の全国星空継続観測日本一に選ばれたことを活用し、夏場利用していないスキー場のゴンドラからの星空を売り出している。夜のイベントの開催により夏場の宿泊客を確保し、地域活性化を図っている。

ほかの事例。北海道産酒振興を目指したパ酒ポート、地方銀行との連携など。

JTB関東から見た観光地としての北杜市の魅力は。

清里・小淵沢・ハヶ岳などの地名は知名度もあり、中年世代にとっては憧れの懐かしい高原リゾート。「高原リゾートに行きたい」というユーザーは多い。北杜市の知名度は高くない。

北杜市を訪れる日本人観光客の傾向は首都圏からの女性グループ、家族連れが中心。中部圏

も増加傾向。

観光地としての北杜市に求められるものは、

メインターゲットは30代から40代の女性グループであり、バイタリティがあるが仕事や子育てに疲れており懐かしさや癒しを求めている。家族の中でも旅行の行先の決定権を持っている。現状では北杜市より軽井沢や那須が選ばれている。

考察。

「これだけは絶対に負けない」を強力でPRすることが誘客につながる。アピールすることを1点に絞ることが大切。選択肢が多いと人は選ぶことができない。

日ごろ経験できない特別感が大切。例えば絶景など。その時期だけの感動を来た人だけが味わえる。なかなか行けない。そこを見るためだけに外向かなくてはならない場所があるとよい。

事業展開にはストーリー性を持たせることが重要である。

北杜市は魅力が多い。見る・食べる・遊ぶの多角的に考えたほうがいい。

ミドルステイで心地よく過ごしてもらうことにより、地域にお金を落としてもらうことを考える。

情報をしっかり発信する。外国人には検索で上位になるなどのネットの力が大きい。

東京に在住する人は自家用車を持たなくなっている。JRとレンタカー、JRと二次交通が必要となってきた。市内には数多く美術館があり、共通の美術館パスポートをつくり何度も足を運んでもらえるような制度があるとよい。

北杜市には魅力的なスポットがたくさんあるが、総花的な売り出し方をするよりこの場所の見どころはここだと絞って情報発信を行うことが重要であることが分かった。

平成27年10月20日、火曜日、午前10時から11時30分。

視察研修先 やまなし暮らし支援センター。

やまなし暮らし支援センターはふるさと回帰に関するパンフレットや資料を常備し、田舎暮らしを希望する方により具体的な地方の情報を提供するとともに各種相談に応じている。ふるさと暮らしに関するセミナーも随時開催している。

やまなし暮らし支援センターは山梨県への移住や二地域居住を考えている方に住宅情報、生活情報、就職情報などをワンストップで提供する。

研修テーマ 北杜市への移住希望者の現状について。

研修の概要。

移住を希望される方の年齢、目的は、

移住希望者の傾向は定年退職された方から子育て世代へ変化してきている。土いじりがしたいと思っている人が多い。

移住希望者が移住先に求めているものは、

都市部では、のびのびと子どもを育てることができる環境がないことから自然の中で子育てをしたいと考える方が多い。森の幼稚園ぴっころは人気があり問い合わせもある。東日本大震災以降、放射能を心配する方からの問い合わせも多い。

地域に溶け込んだ暮らしを求めて来ている方が多い。一部には近所付き合いを嫌う方もいる。

移住者が求める北杜市の魅力とは、

豊かな自然環境や美しい景観、子育て環境。

移住者からの北杜市への要望はどのようなものがあるか。

売り物件より賃貸住宅を希望。古民家の希望が多い。
北杜市で生活するための地域の決まりなど移住先の詳細な情報。
移住に向けて北杜市としてどのようなことに取り組むべきか。
教育環境など子育て世代が求めているものを把握し、行政として支援。
お試し住宅など希望者が生活体験できる制度。
受け入れる側の意識改革と態勢づくり。
考察。

北杜市の豊かな自然は移住希望者にとっては魅力である。

やまなし暮らしセンターは過ごしやすい夏場だけでなく、冬の時期にも北杜市を訪れることを進めていることから移住体験ができるような制度や賃貸物件の掘り起こしが重要となる。

地域の決まりなど詳細な情報の提供ができる体制づくりと移住者と地域をつなぐパイプ役となる人材の育成が必要。

イベントへは多く参加する必要がある、地域の詳しい情報を提供できる人材を参加させることで移住者に対して明確な移住後の生活が想定できる。

以上で経済環境常任委員会の行政視察研修の報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

次に閉会中に開催されました峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議長 中嶋新君、報告をお願いいたします。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

平成27年第2回峡北広域行政事務組合議会定例会の報告をいたします。

平成27年第2回議会定例会が11月4日に開催され齊藤功文議員、福井俊克議員、加藤紀雄議員、岡野淳議員、中山宏樹議員、清水進議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

一般質問には葦崎市選出の輿石賢一議員が質問に立ち龍岡町塵芥焼却場について、今日また現在までの進捗状況と今後についての質問を行いました。

議案の概要について説明いたします。

提出された案件は認定案件4件、補正予算案件4件の計8案件であります。

最初に認定案件、平成26年度峡北広域行政事務組合一般会計ほか3会計の決算であります。

4会計の合計は歳入総額36億436万9,143円、歳出総額33億2,567万3,192円、歳入歳出差引額2億7,869万5,951円であります。

なお、消防施設整備費（新庁舎整備事業）の1億7,589万8千円および新ゴミ処理施設建設費（新ゴミ処理施設整備に伴う各種委託業務）の3,493万6千円を繰越明許費として、消防施設整備費（新庁舎整備事業）の936万円および新ゴミ処理施設建設費（国有財産等の取得に伴う調査・測量業務委託）の269万2千円を事故繰越額として翌年度へ繰り越ししました。

各会計の財政調整基金の合計は平成26年度末残高で6億986万4,065円であり、地方債の平成26年度末現在高は26億4,167万5,455円となっております。

次に補正予算であります。

平成27年度の一般会計補正予算は414万4千円の追加、常備消防特別会計補正予算は8,

0 3 5 万 8 千 円 の 追 加、 ゴ ミ 処 理 特 別 会 計 補 正 予 算 は 1 , 1 4 4 万 8 千 円 の 追 加、 し 尿 処 理 特 別 会 計 補 正 予 算 は 1 , 2 2 4 万 7 千 円 の 追 加 で あり、 平 成 2 6 年 度 決 算 に 伴 う 剰 余 金 の 財 政 調 整 基 金 へ の 積 み 立 て を 中 心 と し た 補 正 予 算 で あり ます。

な お、 一 般 会 計 に お い て は 職 員 の 異 動 お よ び 再 任 用 職 員 の 任 用 に 伴 う 人 件 費 の 増 額。 ま た 常 備 消 防 特 別 会 計 に お い て は、 職 員 の 異 動 お よ び 再 任 用 職 員 の 任 用 に 伴 う 人 件 費 の 増 額、 新 庁 舎 整 備 事 業 に 伴 う 通 信 指 令 施 設 等 移 設 整 備 実 施 設 計 業 務 委 託、 新 庁 舎 建 設 に 伴 う 既 存 施 設 解 体 撤 去 工 事 お よ び 韮 崎 市 へ の 事 務 費 負 担 金 な ど の 増 額。

ゴ ミ 処 理 特 別 会 計 に お い て は 職 員 の 異 動 に 伴 う 人 件 費 の 減 額、 消 費 税 確 定 申 告 納 付 金 の 追 加 に 伴 う 公 課 費 の 増 額、 汚 染 負 荷 量 賦 課 金 確 定 に 伴 う 減 額。

し 尿 処 理 特 別 会 計 に お い て は 職 員 の 異 動 に 伴 う 人 件 費 の 減 額、 曝 気 プ ロ ウ ー お よ び エ ア フ ィ ル タ ー の 緊 急 修 理 に よ る 修 理 費 の 増 額 が 含 ま れ て お り ます。

以 上 8 案 件、 い ず れ も 原 案 の と お り 認 定 ・ 可 決 さ れ ま し た。

こ れ で 峡 北 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 の 報 告 を 終 わ り ます。

○ 議 長 (千 野 秀 一 君)

次 に 山 梨 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会 か ら 報 告 が ご ざ い ます。

山 梨 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 会 議 会 上 村 英 司 君、 報 告 を お 願 い し ます。

上 村 英 司 君。

○ 1 番 議 員 (上 村 英 司 君)

山 梨 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 会 議 会

平 成 2 7 年 第 2 回 定 例 会 報 告 書

山 梨 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 会 議 会 の 報 告 を い た し ます。

平 成 2 7 年 第 2 回 定 例 会 が 山 梨 県 自 治 会 館 1 階 講 堂 に お い て 1 0 月 3 0 日 に 開 催 さ れ、 私 が 出 席 い た し ました。

提 出 さ れ た 議 案 は 承 認 案 件 2 件、 認 定 案 件 2 件、 補 正 予 算 案 件 2 件 の 計 6 件 で あり ます。

ま ず 承 認 第 3 号 専 決 処 分 の 報 告 及 び 承 認 を 求 め る こ と に つ い て は 地 方 自 治 法 第 1 7 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 山 梨 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 個 人 情 報 保 護 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て 専 決 処 分 を 行 っ た こ と か ら、 同 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 議 会 に 報 告 し 承 認 を 求 め た も の で あり ます。

次 に 承 認 第 4 号 専 決 処 分 の 報 告 及 び 承 認 を 求 め る こ と に つ い て は、 地 方 自 治 法 第 1 7 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 山 梨 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 情 報 公 開 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て 専 決 処 分 を 行 っ た こ と か ら、 同 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 議 会 に 報 告 し 承 認 を 求 め た も の で あり ます。

次 に 認 定 第 1 号 平 成 2 6 年 度 山 梨 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て は 歳 入 総 額 4 億 8 , 9 6 1 万 6 , 8 9 7 円、 歳 出 総 額 4 億 7 , 3 9 1 万 1 5 2 円 で 歳 入 歳 出 差 引 額 は 1 , 5 7 0 万 6 , 7 4 5 円 で あり ました。

歳 入 の 主 な も の は 構 成 市 町 村 か ら の 負 担 金 4 億 6 , 3 9 0 万 9 , 4 4 4 円、 繰 越 金 が 2 , 2 0 2 万 6 , 8 8 4 円 で あり、 歳 出 の 主 な も の は 社 会 福 祉 費 2 億 8 , 6 3 2 万 2 , 7 8 4 円、 総 務 管 理 費 1 億 6 , 7 9 2 万 4 , 3 4 8 円 で あり ます。 監 査 委 員 の 監 査 報 告 後、 原 案 の と お り 認 定 さ れ ま し た。

次 に 認 定 第 2 号 平 成 2 6 年 度 山 梨 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 歳 入

歳出決算の認定については歳入総額961億5,270万1,406円、歳出総額929億5,912万2,233円で歳入歳出差引額は31億9,357万9,173円でありました。

歳入の主なものは市町村支出金149億4,408万2,312円、国県支出金411億1,409万7,529円、支払基金交付金372億17万7,927円であり、歳出の主なものは保険給付費907億1,887万3,105円であります。監査委員の監査報告後、原案のとおり認定されました。

次に議案第8号 平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)については歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,570万5千円を増額し、それぞれ4億9,612万1千円とするものであり原案のとおり可決されました。

次に議案第9号 平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ19億3,698万4千円を増額し、それぞれ983億3,001万6千円とするものであり原案のとおり可決されました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますのでご参照願います。

○議長(千野秀一君)

大変ご苦労さまでございました。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長(千野秀一君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

8番議員 岡野 淳君

9番議員 中山宏樹君

10番議員 相吉正一君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長(千野秀一君)

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日12月2日から12月22日までの21日間といたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月22日までの21日間に決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第3 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第54 諮問第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの52件を一括議題といたします。

市長から所信および提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成27年第4回北杜市議会定例会開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

師走を迎え本年も残すところ1カ月となり朝晩の冷え込みも厳しさを増し、本格的な冬将軍の到来も間近となりました。

今年の秋も市内各地域でスポーツ・文化行事、収穫祭や伝統行事などが開催され、市民の皆さん自ら取り組んでいる様子を拝見し、これからも地域で活躍する人材を育てるまちづくりを推進してまいりたいという思いを強くしたところであります。

さて先月1日に八ヶ岳やまびこホールにおいて、山下県副知事をはじめ多くの皆さまにご出席いただき市制施行11周年記念式典を挙行了しました。

式典では市政に功労のあった方々の表彰のほか市民でもありますランド・スケープ・デザイナーのポール・スミザー氏による「大事なものは足元にある」と題した講演をいただきました。

今後もふるさと北杜市を誇りに思えるよう、本市の特性を生かした施策を推進してまいりたいと決意を新たにしたところであります。

10月2日には、韓国抱川市の市民祭り「サラン フェスティバル」に市体育協会民謡部および文化協会舞踊部の皆さんが訪問し、文化交流で「北の杜音頭」と「武田節」を披露して抱川市民の皆さまとの交流を深めてまいりました。

また、ソウル市内において開催された浅川伯教・巧兄弟を偲ぶ会の総会にも出席したところであります。

なお、副市長がパクソウル市長と面談することができ、その中でパク市長が北杜市に大きな関心を持たれ、本市との連携を提案されたことから今後、観光面などの連携を検討してまいりたいと考えております。

また先月7日には抱川市文化交流団が本市を訪れ、北杜市文化祭において韓国伝統舞踊を披露していただくとともに、抱川市中学生視察研修団の皆さまが浅川伯教・巧兄弟資料館を訪れました。

地方レベルでの友好を深めることが日韓が共に近くて近い間柄につながっていくことを改めて感じたところであります。

ところで先月19日にはリチウム・イオン・キャパシタを大量生産している大泉町のJMEナジーがやまなし産業大賞のものづくり部門で大賞を受賞しました。

またノーベル生理学・医学賞の受賞が決まった大村智さんに重ねて大きな拍手を送り、同じくノーベル物理学賞の梶田隆章さんが取り組んでいる世界最大規模の重力波望遠鏡「かぐら」の主要部品である超真空管を須玉町のミラプロが製造していることをはじめ明野町のニットノ、高根町の山新運輸、須玉町の藤森電気工業、東和エレベーターが関わっており、一大プロジェ

クトを北杜市の企業が支えていることは大変喜ばしく、また誇りに思うところであります。

先月25日には須玉町のエナジー津金と明野町のSUN・ラズベリー明野が第47回山日YBS農業賞のチャレンジ賞を受賞しました。

また先月10日には、小淵沢町の中村キース・ヘリング美術館と高根町の清里聖ヨハネ保育園が地域の快適な景観を形成しながら機能性に優れた建築物を表彰する平成27年度山梨県建築文化賞を受賞。

同じく先月10日、高根警察官駐在所ふれあい連絡会が子どもたちの安全・安心な学校教育活動に貢献する優れた活動を行っている団体として、平成27年度学校保健および学校安全文部科学大臣表彰を受賞。

また10月29日には高根東小学校が日ごろからの学校における歯科保健活動が認められ、第54回全日本学校歯科保健優良校表彰において奨励賞の栄に輝きました。

一方、10月27日に「第8回「ふるさと山梨」郷土学習コンクール」において、長坂小学校6年生、北原可菜さんの「私の住む地域の土偶について」が小学校の部ふるさと山梨大賞を受賞。

また先月14日に甲陵中学校3年生、山田安衣香さんが第12回小中学生新聞感想文コンクールで、在宅の看取りに関する記事についての感想文「理想の最期を大切な家族と考える」が文部科学大臣賞に輝きました。さらに先月15日には甲陵中学校2年生、飯塚寛文さんが第65回全国小中学校作文コンクールの県審査において「祖父が僕に双眼鏡をくれたわけ」が中学校の部最優秀賞に輝き、同じく甲陵中学校3年生、山田永遠さんが第59回日本学生科学賞の県審査において「安全な着色料を作る」が中学の部県教育長賞に輝き、それぞれ中央審査へ出品されました。

スポーツにおいては先月3日、第46回日本少年野球春季全国大会山梨県大会において北杜ボーイズが優勝し来年3月の全国大会へ出場することとなり、夏春連続出場の快挙を成し遂げました。

また先月7日に白州中学校が第44回山梨県中学校新人卓球大会において優勝。同じく7日に帝京第三高校が第94回全日本高等学校サッカー選手権大会山梨県予選において優勝し、それぞれ全国大会への出場を手にしたところであります。

一方、先月15日の第9回全日本ジュニア空手道選手権大会において、明野中学校3年生の清水空さんが女子の部階級別において準優勝に輝きました。

このように子どもたちをはじめ、団体・市内企業等の素晴らしい活躍は日ごろのたゆまぬ努力の賜であるとともに市の財産でもあります。関係いただきました皆さまに心から感謝を申し上げます。

次に、市政の状況について申し上げます。

まず、地方創生の北杜市総合戦略についてであります。

9月に策定した総合戦略においては若者応援、住まいづくり、雇用創出、交流・観光、そして生活環境づくりの5項目の重点プロジェクトに取り組むこととしました。その中で10月30日までに策定されることを要件とした国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乘せ交付に賃貸住宅等の建設支援策および空き家清掃への支援策が交付決定をいただいたところであります。

また子育て世代の移住定住に向け、新たな住まいの取得を支援する北杜市子育て世代マイ

ホーム補助金については、これまでに約40件の申請をいただいたところであります。

なお、市内企業の雇用促進と社員の市内定住を図ることから市営住宅の整備スケジュールを見直すとともに、市営住宅跡地等の市有地を有効活用した就業促進住宅など市内へ定住する取り組みを行うため、北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画を見直すこととしたところであります。

引き続き国の新型交付金等を有効活用しつつ総合戦略に掲げる施策を具現化し、優先順位をつけ、積極的に取り組むことで若者や子育て世代に「住んでみたい」「住んで良かった」と思ってもらえるよう、また市民の皆さまには「住み続けたいまち」となるよう努めてまいります。

次に移住定住に向けた取り組みについてであります。

ふるさと回帰支援センターによると移住希望先第1位が山梨県で、その約8割が北杜市であります。これまでに首都圏等で4回開催いたしました北杜市移住定住セミナーや市内の宿泊体験施設を活用した田舎体験ツアーにも県内外から数多くの方々が足を運んでくださり、北杜の気候や魅力を体感いただきました。これらの効果も表れ、空き家を借りたい方の登録数も160名を超えたところであります。また、空き家バンクの現地見学会にも全国各地から毎回10組前後の方々に訪れていただき、これまでに11件の成約につながりました。しかし貸し物件の登録件数は十分ではないことから、引き続き空き家の確保に努めてまいります。

次に移住定住相談員についてであります。

北杜市の情報を移住希望者へ的確に伝えるとともに、適切な助言やサポートも必要になることから、地域の実情等に精通した10名を移住定住相談員として田舎体験ツアーや現地見学会等においてご協力いただいております。

今後も移住を希望される方々への住まいの確保に努めてまいります。

次に金融機関との連携協定についてであります。

北杜市総合戦略の推進に当たりましては県内外に多くの支店があり、地域活性化に対して幅広い情報やノウハウ等がある金融機関との連携が不可欠であると考えております。特に若い世代を対象とした住宅取得者への支援策に取り組むこととしていることから、金利や勤続年数の緩和等の優遇措置を市内に支店を置く指定金融機関、収納代理金融機関をお願いをしているところであります。

今般、農商工業の活性化、観光振興・まちづくり、子育て支援・移住定住促進に関する3項目について協議が整ったことから、先月25日に山梨中央銀行と30日には甲府信用金庫、山梨県民信用組合および梨北農業協同組合と本市の定住促進と地域経済の活性化を目的とした相互の連携協定を締結させていただきました。

次に合同防災訓練についてであります。

10月21日に甲斐駒センターせせらぎにおいて国土交通省関東地方整備局、山梨県防災危機管理課、市消防団などと豪雨を原因とした大規模深層崩壊による天然ダムや地滑りなど土砂災害の同時多発時において、国、県、消防団および市などが連携を図るための図上訓練を行いました。

今後も各種訓練を通じ、市民の安全・安心を第一に速やかに災害に対応できる体制づくりに努めてまいります。

次に、事務事業外部評価についてであります。

市が実施する事業の必要性や実施方法等について、外部からの多角的視点で事業の検証を行

い、さらなる効率的な行政運営を進めるため事務事業外部評価を10月24日・25日の2日間にわたり8事業の評価を行いました。

評価人の北杜市行政改革推進委員の方からは民間、市民の視点から事業の改善に向け貴重なご意見をいただいたところであります。

評価の結果については行政改革推進本部で改善策や今後の方向性について検討し、事業の効率化を図ることとしております。

次にマイナンバー制度についてであります。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の利用が来年1月から開始となります。市内においても、先月下旬から個人番号をお知らせするマイナンバー通知カードが発送されたところであります。

市民の皆さまからの問い合わせ等に対応するため、通知カードおよび個人番号カードに関する問い合わせを市民課に、またマイナンバー制度全般に関する問い合わせ窓口を総務課に設置するなど制度開始に向け、万全を期すよう準備を進めているところであります。

次につどいの広場事業についてであります。

地域子育て支援拠点事業として、市内5カ所で実施しているつどいの広場事業については母親同士が交流を深め、子育てに対する不安を語り合う場として多くの親子にご利用いただいております。

その中で大泉町のつくしんぼルームについては、昭和42年に建設されたことから老朽化が著しいため、来年4月に開設する認定こども園小泉保育園・北部こども園の子育て支援センターに移設することとしたところであります。移転後も地域の身近な施設としてご利用いただきたいと考えております。

なお、併設している大泉駅前児童館についてもいずみふれあい児童館に統合してまいります。

次に、北杜市景観計画の見直しについてであります。

山梨県では地上設置型事業用太陽光発電施設について、地域と調和した適正な導入を図るため、太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを先月4日に策定しました。その中で主な関連法令に市町村の景観条例が位置づけられたことから整合性を図る必要があるため、北杜市景観計画の届け出の対象に地上設置型事業用太陽光発電施設を加えるに当たり、北杜市まちづくり審議会において現在ご審議をいただいているところであります。審議会での意見集約を行い、パブリックコメントを経て、北杜市景観条例の一部改正を3月定例会にご審議いただく予定であります。

次に再生可能エネルギービジョンについてであります。

ビジョン策定に当たっての基本方針は災害に強い安全・安心のまちづくりとし、北杜市新エネルギー推進機構や北杜市環境審議会からご意見をいただきながら、避難所に指定されている小中学校体育館などに非常用電源の設置や主要な公共施設周辺の街路灯への導入等を検討するほか、太陽光以外の再生可能エネルギー導入などの検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、南アルプスユネスコエコパークの推進についてであります。

9月30日には甲斐駒ヶ岳5合目小屋跡周辺の清掃登山として、地域連絡会やボランティアのご協力をいただき約500キログラムの空き缶などを収集し、ヘリで運搬・処理したところであります。

また先月9日には地域連絡会で静岡県の小川本町を訪れ、地域の自然資源や特産物を活用し

たエコツーリズムの取り組みを研修し、これからの地域活動の参考としたところであります。

市としても地域連絡会と連携して、貴重な自然や文化を守りながら地域の活性化につながる活動を支援してまいりたいと考えております。

次に北杜市農業企業コンソーシアムについてであります。

コンソーシアムは昨年11月に11社で設立され、本年度から本格的に活動を開始し、地域の活性化にご尽力いただいておりますが、市としても先月17日に企業型農業生産法人8社と連携協定を締結し11社すべてと連携協定を締結したところであります。

農業への企業参入は、雇用の創出など地域活性化が図れることから今後もコンソーシアムの活動状況等を情報発信し、さらなる誘致につながるよう努めてまいります。

次に芸術文化の振興についてであります。

先月21日に八ヶ岳やまびこホールで早稲田大学公共経営大学院との連携協定締結7周年を記念して、早稲田大学交響楽団コンサートin北杜市を開催しました。

国内のみならず海外でも高く評価されている早稲田大学交響楽団の演奏を来場者に心ゆくまで楽しんでいただいたところであります。

今後も陸上自衛隊 東部方面音楽隊コンサートや山梨県警察音楽隊ふれあいコンサートin北の杜を予定しているほか八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンによる舞台劇、近松門左衛門の「曾根崎心中」を上演します。市民の皆さまには、この機会にぜひ一流の演奏や本格的な舞台劇を鑑賞していただきたいと考えております。

次にほくと先人室についてであります。

先月3日、浅川伯教・巧兄弟資料館にほくと先人室を常設展として開設しました。ほくと先人室は北杜市の出身、あるいはゆかりのある多くの人物についてその足跡や業績を顕彰し郷土に関する教育・学習に資することを目的に貴重な資料やパネルを展示しています。

今後も関連する人物の調査や資料収集を進め、多くの先人を紹介し情報を発信してまいりたいと考えております。

次に金田一春彦記念図書館アーカイブ・デジタル化事業についてであります。

現在、金田一春彦先生ならびに平山輝男先生の視聴覚資料のデジタル化を行っておりますが、このたび公益財団法人図書館振興財団の助成により、視聴覚資料以外の貴重な紙媒体による記録物等のアーカイブについても長期保存活用のためのデジタル化を行うことといたしました。3年間でデジタル化を行い、その後は資料をインターネットで公開し日本語研究の拠点として北杜市を全国にPRしてまいります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件1件、条例案件7件、補正予算案件4件、指定管理者の指定案件30件、その他案件1件、同意案件2件、諮問案件9件の合計54案件であります。

はじめに報告案件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第11号 専決処分の報告については、公有財産の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

続きまして、条例案件につきましてご説明申し上げます。

議案第84号 北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用および特定個人情報の提供に関して必要な事項を定

めるため、条例を制定するものであります。

次に議案第85号 北杜市空き家等対策審議会条例の制定につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空き家等対策計画の策定及び空き家等に関する対策の推進のため地方自治法の規定に基づき北杜市空き家等対策審議会を設置することとし、条例を制定するものであります。

議案第86号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例につきましては、市民バス利用者の利便性の向上を図るため、バス車輛の小型化による運行路線の見直しを行うことから条例の一部を改正するものであります。

次に議案第87号 北杜市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部が改正されたため、北杜市税条例及び北杜市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

議案第88号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例につきましては、昭和42年に建設された大泉駅前児童館の老朽化が著しいため、いずみふれあい児童館に統合することから所要の改正を行うものであります。

次に議案第89号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例につきましては、市民および観光客の利便性の向上を図るため、旧小淵沢総合支所跡地を駐車場として整備することから名称、使用料等を定めるほか、その他所要の改正を行う必要があるため条例の一部を改正するものであります。

次に議案第90号 北杜市障害福祉サービス事業所条例を廃止する条例についてであります。

北杜市障害福祉サービス事業所パル実郷は、社会福祉法人高根福祉みのる会が指定管理者として管理・運営を行っておりますが、さらなる障害者福祉の向上を図るため当該施設を同法人に譲渡することから条例を廃止するものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第91号 平成27年度北杜市一般会計補正予算(第3号)についてであります。

認定こども園の平成28年4月の開設に向け、必要な備品の購入や園内の整備工事などを行うこととし、所要の経費を計上しております。

次に山梨県農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借を促進するため、農地の借り手の負担軽減などにつながるような農業施設を整備することとし、所要の経費を計上しております。

次に市内の地域資源を生かした産業を創出し、経済循環を図るため地方銀行などと連携して先進的かつ持続可能な事業に取り組む事業者に対して助成することとし、所要の経費を計上しております。

次に高根統合小学校において、スクールバス乗降所やプールを整備するための用地を確保することとし、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は4億6,394万円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ31億2,886万8千円となります。

次に議案第92号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

過年度実績による療養給付費の国および県負担金精算に伴う返還金として2,950万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億6,102万8千円とするものであります。

次に議案第93号 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

権利擁護事業に係る虐待高齢者の一時保護施設への委託経費として33万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億4,476万1千円とするものであります。

次に議案第94号 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、ケアマネージャーへの介護予防サービス計画作成委託件数が増加したため95万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ992万円とするものであります。

続きまして、指定管理者の指定案件につきましてご説明申し上げます。

議案第95号 北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定についてから議案第124号 小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定についてまでの30案件につきましては、平成28年4月1日からの指定管理による施設運営を行うため、それぞれの施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

その他案件の議案第125号 財産の譲渡につきましては、障害福祉の更なる向上を図るため、北杜市障害福祉サービス事業所パル実郷の指定管理者として管理・運営を行っている社会福祉法人高根福祉みのる会に財産の譲渡を行うものであります。

市有財産を適正な対価なくして譲渡することから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に諮問案件につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第2号から諮問第10号の人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願いします。

○議長(千野秀一君)

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時35分といたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時35分

○議長(千野秀一君)

再開いたします。

ただいま議題となっております52件のうち議案第86号から議案第90号および議案第125号の6件は所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第86号から議案第90号および議案第125号の6件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）内容説明を担当部長に求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分を報告するものであります。

提案理由は、損害賠償の額の決定について専決処分をしましたので議会に報告するものであります。

1ページめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

専決第1号。

公有財産の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成27年9月18日。

損害賠償の額 81万9,640円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市小淵沢町在住の男性です。

損害賠償の理由 平成27年7月22日、午後10時ごろ小淵沢町地内にある市有地の防風保安林の立木が倒れたことにより、相手方の所有する住宅の屋根およびボイラー配管を損傷させたため、市がこれに対する損害賠償を行うものであります。

支払いの方法 相手方の指定した口座に損害賠償金として、三井住友海上火災保険会社から支払われるものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

以上で報告第11号の報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

日程第55 同意第7号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第7号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員の任期満了に伴い新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により北杜市白州町白洲6803番地、山田秀文、昭和19年4月28日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第7号は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第7号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第56 同意第8号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第8号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては委員の任期満了に伴い新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により北杜市須玉町江草10883番地、小澤一、昭和22年12月9日生まれの任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

ただいま議題となっております同意第8号は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第57 発議第5号 地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります中山宏樹君から提案理由の説明を求めます。

9番議員、中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

発議第5号

平成27年12月2日

北杜市議会議長 千野秀一殿

提出者

北杜市議会議員 中山宏樹

賛成者

北杜市議会議員 秋山俊和

” 原 堅志

” 相吉正一

” 小尾直知

” 野中真理子

” 清水 進

” 齊藤功文

地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

人と自然と文化が躍動する環境創造都市の構築に向けて、北杜市は、平成16年の合併以来、邁進して参りました。時代の流れに敏感に、そして瞬時に対応し、国の政策に順応して、自然エネルギーの活用及び太陽光発電の普及促進にも、法令、制度を遵守しながら、先進的に取り組んで参りました。

しかし、昨今の市内の状況は、日照時間日本一の恵まれた環境により、山林等に地上設置型太陽光発電施設が数多く設置されることとなり、住民の皆様からは、防災・自然景観保護の観点から、今後の太陽光発電施設のあり方について懸念する声が上がっています。

地域住民の安全安心と北杜市の美しい景観を守るため、この案を提出するものであります。

地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書（案）

京都議定書をはじめ、世界も日本においても、温室効果ガスの排出削減に向けて、根本的な解決方法としてエネルギーを化石燃料に頼らない、低炭素社会実現のために、自然エネルギーの活用及び新エネルギーの確保が求められ、それと同時に太陽光発電については、天然資源に乏しい日本において広く普及が可能なエネルギーとして早くから注目を集め、先進各国と共に世界をリードしてきました。

北杜市においても、平成18年から平成22年までの5カ年間、NEDO技術開発機構による大規模太陽光発電施設北杜サイトで太陽光発電による安定的な送電を行う実証実験が行われ、技術革新や温室ガス削減に寄与しており、現在も発電所としてその機能を十分果たしておりま

す。

東日本大震災以降、太陽光発電の普及は、国の政策による許可認可基準の緩和及びに売電単価の高騰等により一層高まりました。山梨県議会では、平成20年9月議会定例会において、太陽光発電施設システムの更なる普及促進を求める意見書が可決され、さらに、平成25年6月議会定例会でも、太陽光発電の導入促進のための農地に関する規制緩和を求める意見書が可決され、国に提出されております。

多くの皆様が太陽光発電の啓発普及を求めてきた社会情勢でありましたが、昨今では、地上設置型太陽光発電施設が数多く設置されることにより、防災及び景観の観点から、住民の安全安心な暮らしと自然景観の保護が叫ばれるようになり、北杜市においては、パトロールの強化及び指導要綱の制定を行い、条例の検討等も行っております。

しかし、要綱・条例共に指導、勧告に留まり、景観条例を改正したとしても、罰則の摘要は、届出を行わないあるいは虚偽の届出を行った場合に、事業者の公表等が適用されるだけであり、実質の規制は、国の法令、県の林地開発許可等上位法に委ねられております。

安全安心な美しい日本のふるさとを守るため、国におかれましては、地上設置型太陽光発電施設の適正な導入が図られるよう、以下の対策を講じられますよう強く要望致します。

- 1．地方自治体と連携し、許可業者の情報共有と指導の強化を行うこと。
- 2．建築基準法及び関連法整備を行い、規制強化を図ること。
- 3．国において防災及び自然景観保護のためさらなるガイドラインを設けること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月2日

北杜市議会議長 千野秀一

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから発議第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第58 請願第3号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

11番議員、清水進君。

○11番議員(清水進君)

請願第3号

平成27年11月20日

山梨県北杜市議会議長 千野秀一殿

「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書

この請願については朗読と途中説明を加えさせていただいて、請願書を提出させていただきます。

請願者

山梨県民主医療機関連合会

会長 平田 理

山梨県甲府市丸の内2-9-28 6F

山梨県民主医療機関連合会

歯科医療部長 榊原啓太

山梨県南アルプス市桃園340-1

公益社団法人山梨勤労者医療協会 武川歯科診療所

所長 高橋克幸

山梨県北杜市武川町牧原1371

紹介議員 清水 進

請願趣旨

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康や療養・介護のQOL(生活の質)の向上に大きな役割を果たすことが、「8020運動」等によって明らかになり、医療費の抑制にもつながることが、様々な調査、研究で実証されています。

しかし、公的医療保険の窓口での自己負担割合が高いことに加え、歯科医療は医療技術の進歩に伴う新しい治療行為の多くが保険給付の対象とされていないことから、患者の医療費負担が大きく、歯科治療が受けにくい状況になっています。

また、歯科医療の内容を左右する診療報酬は、長年低く抑え続けられているのが実情です。歯科医療技術の進歩や保険医療における歯科の位置づけの重要性を踏まえ、診療報酬の面からも適正な技術評価を行うことが求められています。

同時に、歯科医師だけでなく、公的歯科医療を支える歯科技工士や専門的口腔ケアの主要な担い手である歯科衛生士を支える適正な評価もさらに高める必要があります。

医療費の窓口負担割合の軽減と歯科の保険給付範囲の拡大は、患者・国民の強い願いです。

さらに2011年に成立した「歯科口腔保健法」を実効あるものとするために、国及び各自治体において、総合的・具体的な歯科口腔保健の推進が期待されるところです。

これらの改善のために、今回、当会として署名活動に取り組んだ他、別紙に示す内容で、この点について補足いたします。次のページの意見書であります。本日この文書の説明については省略させていただきます。各自治体からも国に対して意見書をあげていただく取り組みを進めることとなりました。貴市におかれましても主旨をご理解いただき、国への意見書が採択されますよう、議会においてご理解ご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

請願事項

「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」を国に提出していただくこと。

以上であります。

ご審査の上、ご議決くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（千野秀一君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の会議は12月17日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時55分

平成 2 7 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 7 日

平成27年第4回北杜市議会定例会（2日目）

平成27年12月17日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ 中山宏樹君
ほくと未来 原 堅志君
明政クラブ 坂本 静君
市民の声 小野光一君
市民フォーラム 岡野 淳君

2. 出席議員（20人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原 堅志
8番	岡野 淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水 進
12番	野中真理子	14番	坂本 静
15番	中嶋 新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(43人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長	織田光一	企画課長	小松武彦
財政課長	植村武彦	地域課長	仲嶋敏光
管財課長	中山晃彦	市民課長	谷戸松美
介護支援課長	中嶋登美子	健康増進課長	浅川辰江
福祉課長	平島長生	環境課長	早川昌三
上水道課長	井出良司	下水道課長	小尾民司
農政課長	小澤隆二	林政課	手塚清作
観光・商工課長	清水博樹	食の農の杜づくり課長	伴野法子
まちづくり推進課長	坂本孝典	教育総務課長	中山雅史
学校給食課長	宮川雅人		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 坂本吉彦
 議会書記 清水市三
 " 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問の発言通知がありました。

ここで各会派の質問順および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北杜クラブ、75分。2番 ほくと未来、60分。3番 明政クラブ、45分。4番 市民の声、30分。5番 市民フォーラム、30分。6番 公明党、30分。7番 日本共産党、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、9番議員、中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

北杜クラブを代表して質問させていただきます。

今年の秋は例年になく暖かい秋となりました。普通の生活では暖かくて過ごしやすいのですが、経済面では明野町で浅尾大根が大きくなり過ぎて出荷できないとか、ころ柿にカビが生えて出荷できないとか、市内の酒屋さんもお酒の仕込みができないとか、たくさん的大打撃を受けております。また暖冬の年は大雪も心配されます。2年前の再現だけはやめてほしいものだと思います。

先週の金曜日の午後7時半のゴールデンタイムにNHKで「千客万来ふるさとに奇跡を 招き人大集合」という番組で本市の小澤農政課長と北杜市農業振興公社の方が出演されておりました。冒頭で「足はどうしたで」といきなり甲州弁で登場。農家と親しい間柄で課長の熱い訴えに農家も「信頼しているから」と答えておりました。

このように、農地の集積には行政の果たす役割が大変大きいことを物語っております。耕作放棄地を宝の山に変えた自治体職員として紹介されておりました。

市外からの視察研修も多く来ていて、市の積極姿勢を高く評価したいと思います。

さて私はこの12月議会で太陽光発電の抑制を求める意見書を提出させていただきました。議員各位の皆さまにご協力いただき、誠にありがとうございました。あまりにも急激に設置が多くなり、防災面や景観面での問題が大きくなってきています。認可も1年以上経っても設置されない物件は取り消しも必要ではないでしょうか。これは国が決めることですが、太陽光発電を拡大していけば消費者への賦課金が上がって電気料金の上昇は避けられません。もう中小企業からは悲鳴の声があがっていて、山梨県は県の安い水力発電を使って企業の電気代を

下げるといふ検討をしているようでございます。

また太陽光発電制度では事業者の利益がある程度補償されておりますが、設置自治体の利益は確保できておりません。雇用もありません。これでは地方創生、地域活性化と言いながら地方の活性になりません。東京の事業者の設置では発電した電気も利益もみんな東京にいてしまいます。

例えばキロワットアワー、1時間40円の発電コストでは送電による電気ロスと、電線使用料で東京へつく値段が50円以上になるかと思えます。これを賦課金という制度で国民が平均して負担しております。

さて今年のノーベル生理学・医学賞は北里大学特別栄誉教授 大村智先生とノーベル物理学賞は東京大学宇宙線研究所所長の梶田隆章先生が受賞されました。先日、授与式の様子がテレビで映されましたが、厳粛な中でスウェーデン国王からメダルと賞状が授与され、先生方の偉業が称えられておりました。

それでは以下、質問に移ります。

はじめに人口ビジョン政策（移住促進）についてお伺いいたします。

ふるさと回帰支援センターでは山梨県は日本の中で一番人気です。その中でも北杜市はナンバーワンです。この大きなチャンスを生かさなければなりません。

見た方も多いかと思われそうですが、先日のNHKのクローズアップ現代で「若い世帯が過疎を救う 移住1%戦略とは」というタイトルで放送をしておりました。その中で若い夫婦が収入が減ったけれども生活は充実している。生活費が安くなるので東京を上回る貯蓄ができたと言っておりました。こうした田園回帰をする人たちが若者たちで増えております。

2011年の東日本大震災以降、田園回帰が顕在化してきて特に若者や女性の間で田舎志向がトレンドになってきています。しかしどこでもいいというわけではなく、受け入れ側の特徴として人がカギとなるようです。それは親切に対応したコーディネーターであり、地域で見守ってくれる人であり、知り合いがいるということでもあります。また移住者が新しい移住者を呼んでくるということもあるそうです。

以下、質問に移ります。

1. やまなし暮らし支援センターに寄せられる要望の主なものは、どんなものがあるでしょうか。昨年度の相談件数は2,075件だそうです。とても1人の元スチュワーデスの彼女だけではさばききれない件数となっております。そのうち本市は半分以上あると思われそうですから月100件以上あるわけです。市の専任スタッフを採用する考えがあるかお伺いいたします。

2として若者に田園回帰という流れが見えるようですが、積極的に取り組む施策はについてお伺いいたします。

移住で一番気がかりは仕事、次いで住まい、生活コスト、近所付き合いと続くようであります。幸い本市では進出企業等もあり、職種を選ばなければ働き口に困ることはありません。

次に、次のハードルであります。住まいですが独身者対応としてペンション、寮などを活用して若者に人気のシェアハウスにする考えはございませんか。

また田舎で起業する方もいるかと思えます。支援策についてお伺いいたします。

東京の介護施設、保育施設では地方から人を呼び込むために自前の宿泊施設を持って、家具なども付いてすぐ住めるようになっているそうです。シングルマザーや若い女性に働いてもらいたい職場もたくさんあります。リゾートホテルであり、若者向けのアウトレットであり、化

化粧品のような女性をターゲットとした職種であります。独身者やシングルペアレントへの対応はどのようなものがあるか、お伺いいたします。

3つ目、地域で外部の人を受け入れる態勢の構築についてお伺いいたします。

地域の姿勢が重要ということであります。よそものを受け入れる土壌がある。これには地域活性化、地域磨きが移住者を惹きつけるようであります。受け入れづくり態勢はどうなっているでしょうか。

区長さんなど地域リーダーの皆さんが危機感を持って当たっていただきたい。市では20年後の人口シミュレーションなどが出ていますが、いざ自分の地域になるか当てはめることが重要ではないでしょうか。クローズアップ現代で、移住1%で地域を救うとありました。毎年1%の人が来てもらえば限界集落にならないようであります。各行政区、あるいは旧小学校区においてその地区の10年後20年後の人口動態などを知らせる考えはございますか。

4つ目、まず来てもらうことが重要です。

市内企業の勤務者に対し転入支援家賃助成制度の考えはございますか。本市は昼間人口のほうが多い市であります。子育て世帯の新築、改築の支援はできました。民間アパートでも新築補助ができましたが、すぐ対応というわけにはいきません。本市への転居の場合、すぐできるのは家賃補助ではないでしょうか。

お試し体験を実施していますが、その成果についてお伺いいたします。

最近インターネット上で個人宅へ泊まる民泊をするところが出ております。制度上は旅館業法に違反するので進められませんが、政府でも訪日外国人が増えてきて宿泊施設が不足するようなので来年3月には緩和の方向と聞いております。本市の場合の民泊制度に対する考えをお聞かせください。

5. 移住希望者が必ずと言っていいほど見るものがホームページだそうです。ホームページの充実が大変重要であります。もっと見やすい、興味をひくような工夫を考えてもらいたいと思います。

移住プロモーションビデオがアップされておりますが、反響はいかがでしょう。また第2弾、第3弾の作成は考えておりますか。

6. 中央線沿線住民は数百万人の方が住んでおります。中でも一番近い八王子市は人口45万人、特急で1時間半、十分通勤圏内でございます。特急で通勤するような方は収入も多く本市で住んでいただければ市の財政にも大きく貢献するものと考えられます。特急通勤の定期券に対する補助などはいかがでしょう。

また特急かいじの小淵沢までの延長、長坂駅の停車および8時台に新宿へ着くには朝6時ごろの特急が必要です。増便を要請する考えはございますか。

2項目めとして、農業振興策についてお伺いいたします。

本市の重要な基幹産業である農業がTPPの導入で生産者は大変心配しております。今までも農業は工業の犠牲になってきました。日本全体で見ると工業製品のほうが国際競争力があるので致し方ない面がありますが、もともと農業はアメリカの75分の1、オーストラリアの1300分の1と比べれば比較にならないほど規模が小さく生産性が低いわけであります。

農業を知らないエコノミストたちが生産性を上げろ、やり方が非効率だ、もっと競争力をつけろ、国際競争に負けるなど言いますがちょっと違っているのではないかと思います。またそれに同調するマスコミも日本の将来に、地方の活性化に無責任だと思います。

現在の日本で食生活の乱れが指摘されて久しくなります。食生活の乱れは共働きや安価なものに頼るなど原因はさまざまですが、消費者の利便性、経済性追求によるものだと思います。

本市のスローガンは「安全・安心 日本の台所」であります。農家は北杜の最大の売りである太陽光を最大限利用して健康な農産物を作る技術を持っております。なるべく手をかけずに高品質な農産物を生産することが競争力を高めるものだと思います。農産物を適正価格で売っていく必要があるのではないのでしょうか。ガット・ウルグアイ・ラウンドで米の輸入が始まりました。ミニマムアクセス、最低限輸入する量は77万トン、関税率は77.8%。せんべいなどの加工食品に使っております。今回さらにそこへ上乘せがされます。生産者の平均年齢もずいぶん上がってきて、価格の低下が生産中止ということになります。持続可能な施策を実行していただきたいと思います。

以下、質問に移ります。

1. 米生産への影響についてお伺いいたします。

先ほども申したように輸入枠の増大で米の価格はどうなるのでしょうか。

また消費拡大の対策はどうなっていますか。

ブランド米である梨北米の消費宣伝はどうなっていますか。農協も頑張っているとは思いますが、官民一体となった売り込みが必要ではないのでしょうか。

消費県である山梨県内の売り込み、非農家市民への売り込みはいかがでしょうか。

次に生産拡大への多用途米、飼料米、酒米への対応はいかがでしょうか。特に日本酒は今回のTPPで唯一、生産量が増加するものと予想されております。関税が下がり日本食ブームで日本酒も売れているということでございます。市内の日本酒メーカーもどんどん輸出してもらって酒米を使っていたいただきたいと思います。

次に老朽化が進む各町のライスセンターの整備計画についてお伺いいたします。

旧村単位でライスセンターを持っていますが、これをみんな整備していくことは予算面でも難しいと思われませんが、今後の方針について示していただきたいと思います。

2番目に野菜の生産振興についてお伺いいたします。

TPPの影響は比較的少ないと思われませんが、それでも根菜類など長期保存がきくものは影響が出そうであります。新規就農者は野菜を生産している方が多いのですが、その対応についてお伺いいたします。

また本市の特徴であります、強みでもあります標高差を生かした生産への対応はいかがでしょうか。時間差が出ますので作業の平準化ができます。積極的に促すことも必要ではないのでしょうか。

3つ目に、畜産振興についてお伺いいたします。

TPPによる影響が一番出ると予想されております。それだけでなく厳しい経営環境の中でやめたりして以前よりずいぶん少なくなってきました。そうかといってこのままですと、いなくなってしまう可能性もあります。循環型の農業には絶対必要ですし、有名な清里清泉寮のソフトクリームも牛がいなくなるとは売ることができなくなってしまいます。

円安が定着してきて輸入飼料がずいぶん高くなってきました。畜産物は餌の穀物の生産物であります。その穀物はほとんど輸入に頼っております。飼料米生産もそうですが、北杜産飼料米の飼料へ切り替えていく対策はありますか。

また酪農は今ほとんどが機械化されており、その機械代が経営に占める割合は非常に高いものがあります。今でも生産機械の取得補助やリースの支援はしていると思いますが、さらなる支援はできますか、お伺いいたします。

次に遊休農地、耕作放棄地へ放牧の考えはありますでしょうか。

農水省が進めております畜産クラスター事業への取り組みはいかがでしょうか。

また北杜市産肉牛、甲州牛とも言いますが、それと牛乳、ほかの乳製品の消費拡大はいかがですか。

堆肥センターもずいぶん老朽してきました。施設の改善、更新についてお伺いいたします。

4つ目に生産者のIT活用への指導について、お伺いいたします。

ITを駆使することによりいろいろなことができるようになります。例えば生産での活用、販売への活用、マーケティングでの活用とあらゆる場面での活用があります。昔は生産だけして、あとは農協へ出荷して終わりということでありましたけれども、今はマーケットイン、市場や消費者のニーズを集めて必要とされるものを提供していくことで収入の増加が図れるということになります。生産者でもあれもこれも作ることは品質を下げることに繋がりますので個々の生産者のネットワーク化を図り、情報交換会等つながりの強化をして消費者の要望に応えることが必要ではないでしょうか。

またITを活用した販売の構築、北杜版オイシックスのような販売網をつくるような考えがあるか、お伺いいたします。

3項目め、マイナンバーについてお伺いいたします。

すべての人に12桁の番号を割り当てるマイナンバー制度が施行されました。本市においても11月下旬より簡易書留で番号通知カードが発送されました。通知カードが実際、手元に届いてからマイナンバーの存在を知るという人も多いのではないのでしょうか。また個人カードの発行もメリット、デメリットが知られておりません。来年の1月より運用開始ですが、まだまだ市民の皆さまの理解は深まっておりません。

1. まず導入の目的についてお伺いいたします。

2. 次に番号通知カードについてお伺いいたします。

配送は郵便局の皆さまが大変苦勞して配達していただいたと思いますが、簡易書留は本人が受け取らないと完了いたしません。郵便箱に入れていくわけにはいきません。日中、家にいる人のほうが少ないと思います。おのずと返送数が増えてまいります。年寄りの方や知らない方が多い場合、郵便局や市役所に取りに行かないこともあります。返送すると返送されたカードはどのように対応するのでしょうか。

3. 個人番号カードの発行についてお伺いいたします。

個人番号カードは希望者のみということですが、どんなメリットがあるのでしょうか。

このカードには表に住所、氏名、生年月日、写真と入り裏に番号が記載されているようですが万一落したり、盗まれたりした場合のセキュリティはどうなりますか。これでは丸裸状態になり、なりすましで使われる可能性も排除できません。また再発行は可能でしょうか。

次に住民基本カードとの整合性はいかがでしょうか。

またマイナンバーの発行の手続きは土、日に必要ではないかと思えます。会社員は平日に手続きすることは困難と思われれます。

4. 市民への周知についてお伺いいたします。

まだ多くの市民はマイナンバーって何とっております。市の広報などで知らせているようですが、なかなか読んでもらえません。また実際、運用が始まらなると身近なものに感じられないようです。そこで各行政区単位において職員が出向いて説明したらいかかと思いますが、どうでしょうか。そのくらい丁寧に説明しないとマイナンバー詐欺のようなものが発生しては困ります。

また相談コーナーの設置はあるか、お伺いいたします。

5. 企業や個人事業主についてお伺いします。

今回のマイナンバーは企業にも大きな義務が負わされます。直近の調査によりますとマイナンバーの対応が終了した企業はまだ1割にも満たないということです。大企業ですらまだですから、中小零細企業にとっては大変なことです。北杜市商工会でも説明会が開かれたようですが、その状況についてお伺いいたします。

また商工会に入っていない方、農業関係の方など皆さまへの周知はいかがでしょうか。

マイナンバーの取り扱いの注意事項と罰則についてもお伺いいたします。

4つ目、ノーベル賞と市内企業。

大村先生はお隣の韮崎市出身であり、韮崎高校、山梨大学出身であります。先生の偉業は伊豆のゴルフ場の土の中から採取された微生物をもとにイベルメクチンが発見され、それがアフリカの目の見えなくなるという病気に効き、しかも無料で提供され3億人を救いました。また先生は多種多芸でスポーツもスキーで国体の出場の腕前ですし、芸術では女子美術大学の理事長を長く勤められ、事業家であり教育者でもあります。

特にふるさとを思い、人材育成には並々ならぬ力を注いできました。教育ほど確かな投資はないと山梨で科学アカデミーを設立いたしました。教育は1年2年では結果が出ないが10年20年のうちに出るとおっしゃっております。先生の研究は砂漠の中から1つの菌を探すようなものだ。失敗の連続でも諦めない心が必要とおっしゃっております。

一方、梶田先生は素粒子のニュートリノに質量があると岐阜のスーパーカミオカンデを使って実証いたしました。このスーパーカミオカンデの中の重力波望遠鏡「かぐら」建設に本市の企業数社が関わっております。ニュートリノの研究は巨大な研究施設が必要で、この施設なくしてはノーベル賞は獲れなかったかと思われます。ノーベル賞の数%はこの施設、この企業グループにもあるかと思えます。ニュートリノは宇宙を構成するもので、われわれの体の中を毎秒1千兆回も貫通すると言われております。私の頭では理解できませんけども、分かりやすく市民の皆さまに知っていただく機会と市内の子どもたちにもノーベル賞を目指す希望を持ってもらう機会にしていきたいと思います。

以下、質問いたします。

1. ノーベル賞受賞者と市内企業の関係についてお伺いいたします。

2. 2人のノーベル賞の企画展はいかがか。

3. 講演会等の開催はいかがか、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

人口ビジョン政策における、やまなし暮らし支援センターについてであります。

移住希望先第1位が山梨県でその約8割が北杜市であることから多くの皆さまに注目、また訪れていただいております。

主な問い合わせとしては子育て支援への取り組み、住宅情報、行政区の活動内容や家庭ゴミの排出方法などであると伺っております。

また市の専任スタッフを配置することについては、ふるさと回帰支援センターから山梨県がブースを借りており、手狭でもあることから専任での配置は困難な状況にあります。このことから県に対し県内市町村が定期的にブースを利用できるようお願いしたところであります。

なお、その対応については市が委嘱している移住定住相談員にお願いし、市の紹介等をしていただきたいと考えております。

次に農業振興策における野菜振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに新規就農者への対策についてであります。

北杜市は県内唯一の県立農業大学校があり、また日本一の日照時間や良質の水、首都圏から2時間圏内という利便性のよさもあることから、毎年20名前後の新規就農者が就農しております。

新規就農者については少子高齢化が進む中、地域農業の担い手として期待されることから青年就農給付金の交付や新規就農者向けの制度資金の活用等を周知し、定住できるよう支援しているところであります。

次に標高差を生かした生産への対応であります。

北杜市は標高400メートルから1,200メートルまで農地があり、野菜生産において標高差を生かしたりレー栽培や標高に適した野菜を作ることは、消費者の要望に応えることとなり農家所得の向上も図ることができると考えております。

現在、市内で標高差を生かした野菜生産を行っている農業法人もあることから多くの農家が取り組めるよう北杜市農業振興公社と連携して、圃場の確保などにおいて支援しているところであります。

また、野菜振興については農業型参入をする法人も大きな力となることから参入法人で設立された北杜市農業企業コンソーシアムの活動も支援しております。

次にノーベル賞と市内企業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ノーベル賞受賞者と市内企業の関係についてであります。

本年、ニュートリノが質量を持つことを示すニュートリノ振動の発見でノーベル物理学賞を受賞した梶田隆章東京大学教授は岐阜県飛騨市にある東京大学宇宙線研究所長を務め、この研究所内にある神岡宇宙素粒子研究施設のスーパーカミオカンデでこの研究を行っております。

同施設では現在、梶田氏を施設長として新しいプロジェクトであるかぐら計画を進めており、大型低温重力波望遠鏡によって重力波の観測を行っております。この大型低温重力波望遠鏡に市内企業である株式会社ミラプロ、株式会社ニットノ、山新運輸有限会社、有限会社藤森電機工業、東和エレベーター株式会社の5社が協力しており、日本の最先端技術の一翼を担い人類初となる重力波の直接観測に挑戦していることは北杜市の誇りでもあり、関係各社の活躍により北杜市を世界に発信できたことは大変喜ばしく感謝申し上げますとともに、今後の更なる活躍

を期待するところであります。

次に、ノーベル賞受賞者の企画展や講演会等の開催についてであります。

ノーベル生理学・医学賞を受賞した大村智先生は北杜市にもゆかりがあり、先般、貴重な絵画などをご寄贈いただき、市役所ロビーで展示しているところであります。

企画展についてはこれまでの研究資料をはじめ、趣味であるスポーツや絵画に関わる身近なものの展示、また講演会については一昨年にキープ協会でご講演をいただいた経緯もあることから峡北の地で生まれ育ち、これまで歩んできた人生のエピソードや授賞理由にもなった感染症特効薬イベルメクチンの開発に貢献、10億人もの人々を救うことができた過程などについてご講演をいただき、市内の子どもたちにも夢や希望を与える機会を創出できればと考えております。しかし大村先生におかれましては受賞決定後、医学関係機関からの講演や取材等でご多忙となっていることから日程の調整をさせていただき、実現していきたいと考えております。

一方、ノーベル物理学賞受賞者である梶田先生については、市内企業が日本の最先端事業の一翼を担い、一緒に新たな可能性に挑戦していることは大変光栄であり、またとない機会でもあります。

このことから梶田先生の功績や関係する市内企業の活躍を市民に広く周知し、知見を広めるため、関係者と協議する中で市内公共施設などでの企画展や講演会の開催ができるよう努めてまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

人口ビジョン政策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、若者確保に向けての取り組み策についてであります。

本市に移住を希望している若い世代は、移住体験や意見交換の場への参加をしたいとの声が多くあります。その中でシェアハウスについては現在、NPO法人や民間事業者により市内2カ所ほどで運営されております。

事業者からは入居案内等の情報提供を受けていますので、移住定住相談窓口で相談があった場合には紹介をしているところであります。

なお、市が直営で取り組むことについては、維持・管理等の課題も多くあることから当面はシェアハウスの設置を希望する事業者等に対しての住宅情報等の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に独身者やシングルペアレントへの対応についてであります。

若者や子育て世代の転入は、人口減少対策としては有効であります。このことから本年度から開設している出会いサポートセンターにおいて、市民の皆さまや豊かな自然環境を求めて転入してきた若い世代やひとり親の方などにも出会いの機会を提供するため、出会いの支援や相談員との情報共有など結婚に向けた総合相談を行っております。一方でひとり親家庭は就労、住居、子どもの養育などさまざまな困難に直面するケースも多くありますので、国や県との連携のもと、ひとり親家庭の自立と子どもの成長を守るためさまざまな支援を行っております。

今後も児童・家庭相談窓口の充実や住み続けていただけるような施策を展開するとともに情

報発信にも努めてまいりたいと考えております。

次に地域の受け入れ態勢についてであります。

行政区の加入については転入時に各窓口で資料をもとにご案内しており、移住をされる方が行政区に加入される場合は地域の情報提供等をしていただけるよう、区長会等を通じてお願いをしているところであります。

移住を希望される方々も増えてきておりますので、引き続き身近なコミュニティの一員として住みやすい地域が築いていけるよう、加入促進および受け入れ態勢の構築に努めてまいります。また、地域が人口減少していく現状と移住者を受け入れることの必要性をその地域の方々に理解していただくことも重要であります。このことから人口ビジョンをもとにおおむね町単位での分析による情報の提供を検討してまいります。

次にお試し体験の成果についてであります。

高根町、武川町にある市の農業体験宿泊施設において1泊2日の田舎体験ツアーを2回開催し県内外から数多くの方々に足を運んでいただき、北社の自然や魅力を体感していただきました。参加者の声は「北社のよいところを肌で感じる事ができた」など大変好評を得ていることから本年度あと2回開催予定であります。

今後も季節を問わず体験していただく機会を設け、本市の魅力を多くの方に伝えていければと考えております。

次に民泊制度についてであります。

個人宅を活用した民泊は現在、国家戦略特区を活用し、地域限定で規制緩和がされることとなっております。規制緩和は主に外国人旅行者をターゲットとしておりますので、移住定住希望者向けのお試し的な民泊実現の可能性については、先進事例を参考に課題等を調査してまいりたいと考えております。

次に、移住定住プロモーションビデオについてであります。

移住定住に向けたPRビデオは、制作に当たり特別交付税の措置が受けられることから本市においても総合戦略に掲げる施策や移住経験者の声を中心に制作し、現在、総務省の全国移住ナビおよび無料動画サイトにおいて閲覧が可能となっております。現在の閲覧得点は全国15位と高い人気を得ております。

インターネットを活用する情報は、常に新しさが求められることから次回の作品も移住希望者のニーズに応えられるPRビデオとし、生きた情報を提供していきたいと考えております。

次にマイナンバーについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、導入の目的についてであります。

マイナンバー制度は国民の利便性を高め行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現する基盤となるものであります。これを活用することにより社会保障・税・災害対策の各分野において、1つ目として所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができる。

2つ目として各種申請時に必要な添付書類を省略できるようになり行政手続きが簡素化され、国民の負担軽減につながる。

3つ目として行政機関や公共団体などで情報の連携が円滑になり、さまざまな情報の照会等に要している時間や労力が削減され、行政運営の効率化につながるなどが大きな目的であると

されております。

次に市民への周知、行政区単位での説明についてであります。

市ではこれまで市の広報紙やホームページでの掲載をはじめ、市役所本庁舎や各総合支所において、パンフレットを置くなど周知・啓発に努めてまいりました。

今後も市ケーブルテレビや地域情報誌等も活用しながら周知に努力をしてまいります。

説明会についてはすべての行政区単位での開催は難しい状況ではありますが、地区からの要望等があれば積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に相談コーナーの設置についてであります。

通知カードおよび個人番号カードに関する問い合わせ窓口を市民課に、マイナンバー制度全般に関する問い合わせ窓口を総務課に設置しておりますので、市民の皆さまからの問い合わせ等に対応してまいりたいと考えております。

次に事業者の取り扱いの注意事項と罰則についてであります。

一定規模以上の事業者においては個人番号を取り扱う事務の範囲、特定個人情報等の範囲および事務取扱担当者の明確化などを盛り込んだ取扱規程等の策定が求められておりますので、これらをもとに従業員等にも周知しながら、それぞれ安全管理措置を講ずることが必要となります。

罰則については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき厳格な罰則が定められておりますので、各事業者におかれましても特定個人情報の取り扱いには十分注意をしていただくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

人口ビジョン政策における特急かいじの小淵沢までの延長などの要請についてであります。

JRへの要請活動は、中央線沿線自治体等で組織する中央東線高速化促進期成同盟会において要望を取りまとめ、中央東線高速化の早期実現と利便性の向上について毎年度JR東日本に対し要望を行っております。

特急かいじは一部の土曜日に臨時特急として小淵沢駅まで延長された経過がありますが、現在はホリデー快速ビューやまなし号が新宿駅から八王子駅、甲府駅を経由して小淵沢駅まで土曜・休日に運行されているところであります。

また長坂駅への停車および朝6時台の特急増便については、利用希望を見ながら検討したい旨の回答がありました。併せて朝の特急電車を増便するためには複々線化への改良や都心の快速電車の削減が必要であり、通勤・通学の最ピーク時間帯に快速電車を削減することが難しい旨の回答をいただいております。現状での実現は困難であると考えております。しかしながら中央東線高速化の早期実現と利便性の向上については地域振興に大きく関与することから、今後も中央線沿線自治体と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

マイナンバーについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、通知カードの配布状況についてであります。

本市における地方公共団体情報システム機構からの発送数は2万966通で、先月18日から配達をはじめ30日で配達が完了しました。このうち転出や不在等による市への返戻数は1,965通あり、返戻された通知カードは市役所に保管してありますので受領していただけるよう世帯主宛てに通知を発送し、順次手渡しているところであります。

次に個人番号カードのメリットについてであります。

来年1月から順次発行が始まる個人番号カードは顔写真付きのカードであり、個人番号を証明する書類として、また身分証明書として使用できるほかe Taxなど税の電子申請等を行うことができます。

次に紛失の場合のセキュリティと再発行についてであります。

紛失した場合は、速やかに地方公共団体情報システム機構に設置されている個人番号カードコールセンターに電話連絡することでカードの一時停止措置が取られ、カードの第三者によるなりすまし利用が防止できます。

カードのICチップにはプライバシー性の高い情報は記録されておきませんが、仮に情報を不正に読み出そうとすると自動的に記録情報を消去する機能など、さまざまな安全措置が講じられております。また、市に紛失届を提出することで再発行することができます。

次に住民基本台帳カードとの整合性についてであります。

今月28日で住民基本台帳カードの新規発行が終了となります。現在、住民基本台帳カードを所持している方は有効期間内は引き続き利用できますが、個人番号カードを申請した場合は住民基本台帳カードと引き替えに個人番号カードを交付いたします。

次に土、日の発行についてであります。

来年1月から個人番号カードの交付が始まりますので、今後申請件数の状況なども考慮しながら休日等の対応を検討してまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

人口ビジョン政策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに起業支援策についてであります。

北杜市総合戦略に日本の機関車（雇用創出）プロジェクトを盛り込み、チャレンジできる杜づくりの中で本市へ移住・定住し起業を目指す者を積極的に支援していくこととしており、来年度から北杜市商工会や北杜市企業交流会、金融機関等と連携した新たな起業支援制度の創設を検討してまいりたいと考えております。

次に、市内企業の勤務者に対する転入支援家賃助成制度の考えについてであります。

本市においては昼間人口が夜間人口を超えていることから、市内企業の通勤者の市への移住・定住を図るためには市内の民間賃貸住宅等が不足しているため、総合戦略施策の一環とし

て本年度から北杜市就労支援賃貸住宅等建設促進事業補助金を創設し、市内企業への就労者のための賃貸住宅や社員寮等の増加策を講じたところであります。この事業の動向を見る中で、さらに家賃助成等の必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、通勤者への助成と中央線沿線住民へのPRについてであります。

八王子市から特急で1時間30分、首都圏から約2時間の本市は十分、首都圏に通勤できるエリアであると考えております。しかし特急の運行本数やダイヤの問題等、実際の利用については難しい問題があります。移住・定住に向けての環境整備の1つとしては、通勤代の助成は有効な施策であると認識をしておりますので、移住・定住セミナー等の参加者にアンケート調査等を行い検討してまいりたいと考えております。

次に農業振興策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、輸入枠の増大に伴う米価格についてであります。

今回のTPP合意の中で、アメリカとオーストラリアから年間7万8,400トンの米の輸入枠が設けられました。輸入を拡大すると国産の米価格下落の可能性があるため、政府では先月25日に総合的なTPP関連政策大綱を決定し現在、毎年約20万トンの備蓄米を約33万トンとすることで米価格の下落を防ぐこととしております。

次に米の消費拡大対策であります。

現在、ブランド米として認知されている北杜市産米であります。人口減少や年間消費量の減少もあることから今後、梨北農業協同組合と連携して認証制度等に取り組むことにより、さらに付加価値化を図り、他の産地との差別化を図ってブランドを確立させ、市内外に情報発信し消費拡大を図ってまいります。

次に米の生産拡大のための多用途米、飼料米、酒米対策についてであります。

現在、転作対策として山日YBS農業賞を受賞した農事組合法人エナジー津金をはじめとした多くの法人や農家が契約栽培している酒米、農事組合法人長坂ファーム組合を中心として行っている耕畜連携により畜産農家に供給する飼料米や多用途米の作付けに対し、国・県・市の制度を活用し農業者への助成を行っています。

今後も農業経営基盤の強化のため助成金の拡充を国・県に要望し、梨北農業協同組合と連携する中で生産拡大に努めてまいります。

次に老朽化が進む各町のライスセンター対策であります。

市内にはカントリーエレベーター1カ所とライスセンター6カ所があり、施設についてはすべてが20年以上経過しておりますので、必要に応じ補助金等を活用し修繕等を行っているところであります。

今後、施設の更新に当たっては、統合等も踏まえ国・県の補助制度を活用しながら対応してまいります。

次に畜産振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、輸入飼料から北杜産飼料への切り替えについてであります。

現在、国では輸入飼料の高騰等に対し、生産者への赤字補填を行う配合飼料価格安定制度により生産者へ影響緩和を図っております。

経営安定のためには飼料の自給率アップが有効な手立てとされていることから、国では飼料の自給率を28%から36%に向上させようとしていますので、飼料米の供給などを耕種農家との連携の強化に努めてまいります。

次に生産機械の取得補助やリースへの支援および畜産クラスター事業についてであります。
地域ぐるみで収益力向上を図ることを目的とした、国の畜産クラスター事業に取り組むことにより畜産関係の生産機械や施設についての取得補助やリースなどが可能となりますので、事業活用が可能な場合は県等関係機関と連携して事業採択に向け支援してまいります。

次に遊休農地、耕作放棄地への放牧についてであります。

市内では平成18年以降、耕作放棄地に放牧することにより耕作放棄地解消を行ってきた事例があります。放牧する家畜の確保や逃げ出さないための電牧柵の設置等課題はありますが、希望する農家がありましたら県等関係機関と連携し、実施できるよう努めてまいります。

次に北杜市産牛肉、牛乳ほか乳製品の消費拡大についてであります。

北杜市産の牛肉については市外の食肉処理業者により処理され、各小売業者に販売が行われますので、北杜市産のみに限定をして消費拡大のためのPR等を行うことは困難な状況であります。しかし県産の牛肉を提供するフェスタまきば等のイベントも開催されていることから、それらのイベントを通じ牛肉の消費拡大のPR等に努めてまいります。

また、市内の乳製品の消費拡大については、乳製品等を生産している市内の法人がありますので、観光客へのPRを行い消費拡大につながるよう検討してまいります。

次に堆肥センターの改善、老朽化した施設の更新についてであります。

市内には3カ所の堆肥生産施設がありますが、それらは整備年度も古く改善・更新の必要があると考えております。

今後、補助事業の活用等を検討しながら施設の更新に向け努力してまいります。

次に生産者のIT活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、個々の生産者のつながりの強化についてであります。

生産者のネットワーク化、情報交換会等でのつながりの強化については、梨北農業協同組合の各生産部会が栽培等のノウハウを共有していることから、農協の生産部会と新規就農者等との意見交換会の開催について農協と検討してまいります。

次にITを活用した販売網の構築についてであります。

ITの活用についてはSNSを活用し多くの農家が情報発信していますが、北杜市全体を網羅するようなシステムは構築されておられません。

今後、北杜市版オイシックスについては、梨北農業協同組合と協議してまいります。

次に、マイナンバーにおける商工会での説明状況についてであります。

北杜市商工会では本年9月末にセミナーを行い、税や社会保険でのマイナンバーの利用について説明を行っております。

現在、企業や個人事業主が直接マイナンバーを利用できる状況にはないことから、今後、利用方法や取り扱いなどで周知の必要性がある場合は、商工会などと連携して説明会などを開催し周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは項目別に聞きたいと思います。

最初、人口ビジョン（移住促進）についてであります。5点ほどお願いいたします。

シェアハウスの導入ですが、市がやるというのはやはりちょっと難しいかとは思いますが、推進の旗振りということで、できるかと思えます。どこかの大学教授が少子化の原因の1つに親と同居するパラサイトシングルがあると述べておりました。たしかに「ただいま」と帰ってくると、もう家でご飯を作って待っている家庭があって便利。結婚する気がなくなるということではないでしょうか。一人になって寂しい、不便だと思えば結婚するということになるのかもしれない。シェアハウスで一つ屋根の下で暮らせば相手がよく分かり、結婚するようになるかもしれません。市内に住むパラサイトシングルの皆さんもそういうシェアハウスに入るといってもどうでしょうか。

ペンションもできて20年ぐらい経ちます。オーナーの皆さんも代が代わったりして、高齢になって食事を出すことが大変となって、B&B、ベッドと朝食というふうに簡略になっているところもあります。シェアハウスに手を挙げてもらって、人がたくさん来るという方法もよいではないでしょうか。

2つ目に移住促進プロモーションビデオについてお伺いいたします。

第1弾は北杜市の紹介ということで移住の皆さんの声を聞いたりとか、北杜市の状況を知らせるということで良いとは思いますが、第2弾としてやはり移住の要因の1つが仕事ということでありますので、市内企業の紹介を兼ねた就職ガイダンス的なビデオの作製はいかがでしょうか。

最近、求人欄で広告を出しても1件も問い合わせがないという話を聞いております。北杜市周辺で求人は難しくなっております。企業のほうでも遠くから来ていただくことを視野に入れて民間アパートと契約するなど、そういった努力も必要ではないでしょうか。

また移住促進プロモーションビデオは、移住ナビから飛んでいくようになっておりますが、あまりアクセス数が伸びていないようであります。市のホームページから飛べるような工夫も必要ではないでしょうか。

3つ目、地域で外部の人の受け入れ態勢の構築ですが、各町に1人ずつのコーディネーターを委嘱してお願いしているようですけども、期待する役割などをお聞かせください。

4つ目、民泊でありますけども、本市の場合、とりあえず観光客ということでなく、移住希望者を対象とした長期滞在型の民泊を考えてはいかがですか。東京の大田区では1週間ぐらいをめどに民泊を認める条例ができました。空き家バンクでは貸してしまうと大家さんも立ち入ることができなくてハードルが高いと思いますが、民泊で1週間や10日ぐらい来ていただく、貸していただくということも移住を促進することにつながります。結構、2世帯住居とか離れ

の住宅、以前、年寄りが住んでいたということが空いているところがあります。これらを活用する考えをお聞かせください。

5つ目としてUターン対策として、還暦同級会などはどうでしょうか。還暦を迎えるに当たり、勤めも終わったりして第2の人生を考えるとときです。同級生の顔、親の顔を見てふるさとに戻るきっかけとなってほしいと思います。市内の飲食店を利用することに限り、補助することはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中山宏樹議員の再質問、数点いただいております。

最初にシェアハウスの推進について、より旗振り役として推進したらどうかということでございます。

当然、若い人たちにはこういったシェアハウスに対しての要望等が非常に多いことはもう十分承知しておりますけども、通常の賃貸家賃等々と比べて比較的安くということで、その中で同居人等の交流が自然に図れるという当然メリットもございますので、先ほど議員のほうから概要等申し上げられましたけども、そのようなことの情報も踏まえながら今後もシェアハウスの推進業務の一環の中でも検討してみたいなというふうに考えております。

それから移住定住相談員さんの関連する業務でございますけども、これから移住定住を希望される方々についても当然、まず地域資源というものはどういうものがあるかということのご理解をいただく。そして当然、人口減少や高齢化が進んでいる地域のことについても忌憚のないご要望に対してのご回答もしなければならないということで、移住定住の方々が住みやすい環境をつくるために貴重な助言をしてもらおうということでございますので、これからもこの相談員さんの方々には活動をしっかりしてもらえばと考えております。

それから民泊制度についてということでございますけども、移住促進のために有効なことだということも言われていますけども、現在のところ、先ほど答弁させてもらいましたけども、移住定住希望者に向けての民泊実現の可能性については、これから先進事例等を参考に協議してみたいなというふうに考えています。

それから還暦同級会、同窓会等のご質問でございますけども、やはり住み慣れた地域から離れて、また還暦を迎えた中でこちらに來られて同級会、同窓会をするということは今後、定住促進につながるということを踏まえて、あれば大いにこの関係についても検討をしてもよろしいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山議員の再質問にお答えいたします。

2項目めでございますが、移住促進のプロモーションビデオで就職ガイダンス的なというご質問だと思いますが、現在、地域課が参加しております移住相談会、セミナー等については今

後、観光・商工課の商工担当のほうも出席を検討しております。今月の4日、東京で行われましたやまなし暮らしセミナーにおきまして、県のほうで県内企業の10社のプレゼン、そのうち3社の市内の企業のプレゼンを行いまして、移住希望者のほうから評判がよかったというお話を伺っております。また来年度につきましては、そのプロモーションビデオの作製につきまして、企業のガイダンス的なプロモーションビデオを地域課と検討してまいりたいと考えております。

また今後につきましては、移住セミナー等で北杜市の企業交流会、また北杜市の農業企業コンソーシアムと連携をいたしまして市内企業等の紹介、ガイダンスを行い、移住者への求人情報を提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

前向きな回答ということで理解しております。

次に農業振興策についてお伺いいたします。これも5点ほどお願いいたします。

米の消費拡大ですけども、市内の飲食店で北杜市産米を使用してほしいと思いますが、エコひいき認定等あると思います。市内での飲食店での使用割合はどのくらいあるでしょうか。また促進策をどんなことを考えておりますか。

また農協等、関連売店で市民向けの割引は考えられませんか。特に子育て世代への割引はいかがでしょうか。食育の面からも必要だと思えますし、北杜の米で大きくなってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目に標高差生産は本市の強みであります。一人で生産している農家でも移動時間はかかりますけども、手持ちの機械の稼働率がアップできますし、作業も平準化することができます。セミナーなどを開いて後押ししていく考えはございますか。

3つ目として、畜産クラスターでは本市の畜産農家も参加して八ヶ岳南麓放牧協議会が設立されております。成果はどうでしょうか。

4つ目、農業生産では天候で収穫が左右されます。天気予報も今では非常に細かく正確になってきておりますので、有料天気予報があります。市で契約して希望者に知らせるということはどうできないか、お伺いいたします。

5つ目、オランダは狭い高地で高い収益を上げている世界最高のところでありまして。スキポール空港へおりにいくまわりは、ほとんどガラスハウスであります。夜でも電気がついていて成長を促しております。そのオランダでフードバレーと呼ばれる拠点があります。それは産学官総力を挙げて一つのものを徹底的に研究するというものです。私に関係している園芸の場合もオランダは世界一であります。

北杜市に当てはめてみますと例えばトマト。どうすればうまいトマトができるか。生産効率、流通、マーケット、マーケティング、食べ方の方法とかレシピでの提案、アンテナショップの開設、北杜市に来れば世界中のトマトが食べられるという売りも必要ではないでしょうか。北杜のトマトと言えればおいしいというブランドが確立する。そのようなシステムができないか、お伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

5点いただいたかと思えますけど、最初に米の消費拡大についてというご質問であります。

米の消費拡大についてであります。市内の店舗全部という把握はちょっとしてございませんが現在、食農課で管理しているエコひいき地産地消協力店ということで答えさせていただきたいと思えます。

現在、エコひいき地産地消協力店につきましては現在76店舗ございまして、そのうち飲食、宿泊の施設は38件でございます。その中の登録要件の1つに北杜市産米を100%使用しているという項目がございまして、この基準を満たしている店舗が29件でございます。約8割ということで、北杜市産米を使用しているという状況でございます。しかし、その使用量についてということについては、ちょっと申し訳ございませんが把握しておりません。

今後におきましてもエコひいきの地産地消協力店の登録を推進しまして、米消費の拡大を図ってまいりたいと考えております。

その次に梨北農協関連の売店における市民向け割引と子育て世代の割引についてであります。

現在その割引についてはどちらも行っていないと思われませんが、市におきましては北杜市産米100%の学校給食、それと食生活改善推進員における米消費拡大、それと保育園児を対象とした親子食育教室におけるご飯食を中心とした日本型食生活の普及などを推進しております。

いずれにいたしましても北杜市食と農の杜づくり推進計画に基づいて、さらに北杜市産米の地産地消を推進してまいりたいと考えております。

2番目の標高差を生かした野菜生産のセミナー等の開催というご質問だと思えますが、標高差を利用しての野菜栽培についてはメリットも大きいということでございますので、事例等、農協に周知することは必要と考えております。

今後、県とも協議する中で栽培講習等について検討してまいりたいと考えております。

次に3点目の畜産クラスターの中で、八ヶ岳南麓放牧協議会の成果というご質問でございますが、八ヶ岳南麓放牧協議会が中心となっている畜産クラスター事業につきましては、飼料の高騰や担い手の高齢化により、牛舎の飼育型酪農から放牧酪農への転換技術開発のために設立されたと聞いております。その協議会におきましては、開発しました移動式の搾乳機によりまして牛舎内での給餌時間等が短縮されたと。それとまた1頭当たりの労働時間を減少させ放牧により牛乳等の成分、例えばベータカロチンなどが増加したということで付加価値化を図ることができたというような事業成果がありました。

4番目におきましては、有料の天気予報を市で契約して希望者に配信できないかというご質問でございますが、有料天気予報につきましては現在、梨北農業協同組合が水稻生産をはじめ野菜、果実等の栽培管理に活用するため農協のほうで気象情報会社と契約を締結しております。でありますから気象情報を踏まえた営農指導を直接、農協のほうで受けることができますので活用していただきたいと考えております。

5番目ですけど、オランダのというところでフードバレーというような拠点がありますという内容のご質問でございますが、北杜市におきましても日本のフードバレーとなるべく「安全・

安心日本の台所「北杜市」という宣言をさせていただいておりますので、参入企業で設立されました北杜市農業企業コンソーシアムが日本のフードバレーを目指して本格的に活動を始めたところであります。このコンソーシアムの活動を支えるため山梨県や北杜市、山梨大学も賛助会員となっておりますので、今後さらに連携を進めてまいりたいと考えております。

コンソーシアムにおきましては流通、環境、六次産業化、イベントの各部会に分かれ活動しておりますので、市といたしましてはコンソーシアムの活動をさらに支援することによりフードバレーの実現に向け努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

再々質問をさせていただきます。

ただいまのフードバレーにおいて、コンソーシアムが受け手であるという答弁でございますけれども、企業だけでは難しい、裾の広がりが無い。やはり一般の農家、私が例で挙げたトマトの場合ですけれども、やはりトマトを作っている農家全体が入ってそういう取り組みをしていかなければならないと考えますけれども、そのことについてお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山議員の再々質問にお答えいたします。

コンソーシアムだけではなく一般農家というご質問だと思いますが、市におきましても一般農家、それとか中核農家、それとか集落的営農組織の法人も含めコンソーシアムと交流したらどうかという意見もいただいておりますので、それらも含めて今後検討して実施をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、マイナンバーについて再質問をさせていただきます。

利用拡大で運転免許証、健康保険証なども適用拡大をする方向であるとされておりまして、見通しのほうはいかがでしょうか。

それから返送カードのところですが、戻ってきたカードをいつまで経っても取りに来ないという方の場合、どのような対処をするのかお伺いいたします。職員が配りに行くのか、それとも、どういう方法があるのでしょうか。

次にメリットは先ほどお伺いいたしましたけれども、デメリットはどんなものがあるのか分かっていところがありましたらお願いいたします。

再発行の際、セキュリティ等の関係で番号の変更ができるかどうかお伺いいたします。

それから本人以外の代理人の申請、そもそもマイナンバーカードが必要な人はどんな人を対

象としているでしょうか。

次に会社との関わりですけれども、会社へマイナンバーを報告する義務というのが発生するの
かどうかお伺いいたします。

それからパート、アルバイトも対象のようでございますけれども、1回とか2回程度のお手伝
い程度、それから謝礼程度の場合はいかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中山議員さんのマイナンバーについての再質問、数点いただきました。

最初に運転免許証や健康保険証の適用についての見通しということでございますけれども、現
在のところ個人番号カードにつきましては、運転免許証への適用拡大というのは現段階では具
体的に示されておりません。また健康保険証についても国においてマイナンバー制度によって
行政機関とか地方公共団体の間での情報連携というのが平成29年7月以降、始まるわけです
けれども、できるだけ早期に医療機関等の事務の効率化に資するために個人番号カードを健康保
険証に利用するというを可能にしたいというふうに考えているとこのことです。また戸籍事
務とか旅券事務等についても今後、活用を検討していくこととしておるところであります。市
としましてもこのような国の導入構築等に向けての動向に、これから注視して適切に対応して
まいりたいと、かように考えております。

それから個人番号カードのデメリットということでございますけれども、紛失や盗難等に十分
気を付けていただきまして、ご自身で適正に管理していただければデメリットは特に想定はさ
れておらないということでございます。従来の運転免許証やパスポートと同様に大切に保管し
ていただければということで、これにつきましても今後、市民の皆さまにも周知をしてまいり
たいと、かように考えております。

それからパート、アルバイトも対象ということで、お手伝い程度の謝礼とかの範囲の場合の
個人番号の取り扱いということでございますけれども、それぞれ個々のケースによると思いま
すけれども、お手伝いや謝礼であっても支払いが行われているということであれば基本的には支払
調書等への記載というのは必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

通知カードをいつまでも取りに来ない人の対応ということでございます。

通知カードにつきましては総務省からの通知で3カ月程度、市役所に保管しておきなさいと
いうことです。したがいまして3月いっぱいぐらいまでは市で保管しておりますので、その間
に取りに来ていただくわけですけれども、それを過ぎてまだ取りに来ないという方につきましては、
もうそのカードは廃棄処分とされてしまいます。

次に再発行の際の番号の変更、個人番号の変更ということでございますけれども、原則、個人

番号は生涯ずっと1人1つの番号でございます。それを自由に変更するということはできません。ただし、個人番号などが漏えいした場合ですとか盗難にあってしまったなどというようなときには本人の申請、または市長の職権で変更することは可能でございます。

本人以外の代理人の申請ということですが、代理人の申請、15歳未満の方、または成年被後見人になっているなどの方は法定代理人による代理申請ができます。

またカードが必要な人はどんな人かということですが、先ほどの答弁の中でもございました。写真付きのカードになりますので身分証明書になります。したがって、身分証明書をお持ちでない方はこれを持っていれば本人の身分証明書になると。これから市役所の窓口等で申請の際に個人番号の記載を必要とするわけですが、その際にカードを持っていない方は改めて本人の身分証明ということで運転免許書などの提示が必要になります。カードを持っていればそれだけで済むということでもございます。またe-Taxでの税の申告ですね、確定申告ができるということもございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、7番議員、原堅志君。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

会派を代表しまして質問させていただきます。

会派ほくと未来は5人で結成しましたが今年2月、輿水議員が病気に倒れ、お亡くなりになりました。会派としても残念でなりません。しかし輿水議員のやり残されたことについてはわれわれ4人で遺志を継ぎ、これからも多くの市民から会派ほくと未来に対しご理解とご支援をいただけるよう頑張りたいと思います。

一期生ながら議会の中核を担うよう日々研鑽を重ね、常に市民目線に立って負託に応える議員活動に心掛けてまいりました。われわれの議員の任期も1年を切りましたが、議会と行政が両輪となり、市政が力強く前進するよう推し進めてまいりたいと考えております。

さて10月7日に発足した第三次安倍内閣の目玉として一億総活躍社会の実現を掲げて11月26日に一人ひとりが家庭や職場、地域で充実した生活を送ることができる社会を意味する強い経済、子育て支援、安心につながる社会保障の実現を掲げて有識者と閣僚会議で構成する国民会議が設置されましたところであります。

特に緊急対策として高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保を挙げております。また総務省は2016年度から地方交付税に導入予定の新たな算出方法について公園管理や学校給食など16業務を対象とする方針を固めたとの報道があります。今後とも国・県の動向を注視しながら議会活動を進めてまいります。では質問に入らせていただきます。

まず第1問目、介護保険事業の現状と課題について。

北杜市の平成26年度の高齢化は約33%で、人口の3分の1を占めております。平成37年には約41%、高齢化が進むことが推測されます。

第4次ほくとゆうゆうふれあい計画では、人と地域が元気になる超高齢先進地のまちづくりを基本理念に1つ、介護予防の充実。2つ、在宅生活の支援の充実。3つ、医療と介護の連携。4つ、認知症施設の推進。5つ、住まいの充実の視点に立ち、助け合いの杜づくりを推進しております。介護保険サービスの提供には居宅・地域密着型・施設サービスがあり、平成27年度の制度改正に伴い、新総合事業として介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業が創設されました。また制度改正に伴って必要な見直しを行い、北杜市ならではの地域包括ケアシステムの実現を目指しております。介護保険事業の現状と課題について以下、お伺いいたします。

1つ、居宅サービスの現在の利用者数は。

2つ、施設サービス（要介護3以上）利用者数と待機者数は。

3点目、第4次計画では新たなサービスとして定期巡回・随時対応型訪問看護を八ヶ岳南麓1カ所、認知症対応型共同生活介護を塩川・釜無川地区に1カ所設置するとあるが現状の進捗状況は。

4点目、北杜市の医療機関・介護保険事業者等マップに白州町だけ介護施設がないが、今後介護施設の考えは。

5点目、北杜市地域包括ケア推進会議において、どのような議論がされているのか。また現在、問題化している家族の介護を行っている10代20代の若い人たち、ヤングケアラーについての現状は。

2問目、学校給食施設の統合と地産地消について。

平成18年度から学校給食施設整備が学校給食調理場運営委員会で検討されて、平成19年5月に北杜市学校給食センター整備検討委員会の答申を受けて統合計画がスタートしました。平成24年度から明野小・中学校および白州小・中学校が統合されました。その後、平成25年度から泉小が統合され現在に至っております。そこで今後の学校給食施設と地産地消について以下お伺いいたします。

1つ、平成24年度から北杜南・北給食センター方式に切り替えましたが、統合による問題点等について。また統合した給食センターはどのようになっているのか、お伺いいたします。

2点目、平成21年3月議会において小淵沢小中学校および武川小中学校と泉中学校を平成28年度までに統合したいとの答弁がありました。その後の対応についてお伺いいたします。

3点目、地産地消安定供給についての実施状況は。

4点目、食物アレルギーの子どもは何人いて、どのような対応をしているのか。

5点目、家庭の都合で弁当を持参してくる家庭もあると聞くと、どのような理由で何人ぐらいいおられるのかお伺いします。

最後に、上下水道事業の地方公営企業会計移行についてお伺いいたします。

平成27年3月6日の全員協議会において、上下水道事業の地方公営企業会計移行について説明を受けましたが、上下水道事業は平成32年4月1日までに地方公営企業会計への移行が求められております。しかしながら簡易水道事業では、平成24年度から企業会計移行に向けた準備作業として、水道施設の資産評価をすでに進めております。そこで上水道事業の移行に

ついて以下お伺いいたします。

1つ、北杜市簡易水道給水地域と峡北地域広域水道企業団給水地域は、どのようになっているのか。

2点目、平成19年3月に策定された北杜市水道事業長期計画の進捗状況は。

3点目、北杜市簡易水道施設整備事業の進捗状況は。

4点目、小規模簡易水道の統合と施設維持管理業務の一元化の進捗状況は。

5点目、ライフラインとして公共的機能は重要度を増しております。公営企業会計移行後も安全で良質な水の安定給水をするため、どのような取り組みを進めているのかお伺いします。

6点目、地方公営企業会計へ移行するために固定資産台帳の整備を進めていますが、進捗状況は。

3問について、よろしくお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時20分といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時20分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

原堅志議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

介護保険事業の現状と課題における、白州町への介護施設の考えについてであります。

白州町に介護施設、介護予防施設がないことについては承知をしております。介護施設の開設は、介護事業に熱意と理解がある法人に開設をしていただきたいと考えております。その上で開設には施設を建てられる相当の広さがある場所が必要であり、施設を利用する高齢者の需要があること、施設で働く介護人材が確保できることなど先行きの見通しも必要であります。

市では認知症対応型共同生活介護の開設を検討している事業者へ相談や助言、情報提供を行いながら塩川・釜無川地区である白州地区に開設をしていただけるよう、お願いしているところであります。

次に上下水道事業の地方公営企業会計移行について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市水道事業長期計画の進捗状況についてであります。

北杜市水道事業長期計画は、平成18年度に本市水道事業の将来像を計画するために策定したもので8町の簡易水道事業の現状把握と分析を行い、平成19年度から平成28年度までの10年間を対象にしたものであります。

主な計画内容は、旧町村において統合に向けて整備が進められていた7つの水道事業について統合を進めるとともに可能性のあるほかの簡易水道事業についても再統合を検討し、水道事業経営の効率化を進めること。施設整備については、経済性を重視した効率的な施設整備計画と現況施設を効率的に利用する基本方針のもと、簡易水道統合整備を進めること。また水道料

金については、給水原価と供給単価による給水損益の検証を行うことなどとなっております。

この計画の進捗状況についてであります。4 6 簡易水道事業を1 上水道事業に統合するとする北杜市水道事業の経営認可を、水道法に基づき平成 2 2 年 4 月に山梨県知事から受けており、また昨年、総務省から示された公営企業会計の適用拡大へ向けたロードマップに沿って、国の財政措置を受けながら平成 3 2 年 4 月の地方公営企業会計への移行を目指して準備を進めているところであります。

また水道料金については、平成 2 3 年 3 月調定分から料金統一へ向け段階的に料金改定を進めており、平成 2 9 年 3 月調定分から 2 体系による新料金に統一されることとなります。

次に、安全で良質な水の安定供給についての取り組みについてであります。

安全で良質な水の安定供給には水源の確保、施設の整備、管理システムの構築、水質管理の徹底および災害対策の強化などが重要であります。

本市においては地下水および表流水、伏流水などの自己水源や峡北地域広域水道企業団からの受水により安定した水源が確保されておりますが、配水管など給水施設の老朽化等により有収率は 7 0 % ほどに留まっていることから、配水管の布設替えや漏水事故等への迅速な対応に努めるとともに、配水池など基幹施設の一元管理を行う遠隔監視システムの整備を進めているところであります。

また安全な水道水を供給するため、水道法に基づく水質の定期検査や毎日検査を行うなど水質管理の徹底にも努めているところであります。

配水管や配水池など水道施設の老朽化への対応や耐震化を取り入れた水道施設の整備は、地方公営企業会計へ移行した以降も大きな課題であります。緊急時や災害時等に迅速な対応が可能となるよう上下水道センターの統合を含めた組織の見直しを行い、柔軟かつ効率的な体制づくりに努めるなど安全な水道水の供給と安定した事業経営へ向け、北杜市簡易水道運営委員会において検討をいただきながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

原堅志議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

学校給食施設の統合と地産地消について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校給食センター方式の課題等についてであります。

北杜北および南学校給食センターは、食中毒などに対応することとした国の衛生管理基準への適合や施設の老朽化などの諸課題に対処するため設置されました。

給食施設を統合してから施設自体に問題は生じていませんが昨年 2 月の大雪の際、児童生徒の安全のため学校が 1 週間ほど休校措置となり、学校再開後、各給食施設の立地条件や交通事情等により給食の実施が全校統一に行えなかったことがありました。

次に統合した給食施設についてであります。

統合により廃止された給食施設について、学校敷地内にあった須玉小中学校調理場、高根給食センター、泉小学校調理場および白州小中学校調理場は学校施設として有効活用することとしております。また学校の敷地外にあった明野給食センターは普通財産に用途変更し、市の野生鳥獣害対策連絡協議会が有効活用しております。

次に、小淵沢給食センター等の統合についてであります。

学校給食施設については、文部科学省の学校給食衛生管理基準に適合する必要があることから平成19年に北杜市学校給食センター整備検討委員会で議論を行い、老朽化が著しい須玉小および須玉中学校の各調理場および高根学校給食センターを一次統合と位置づけ、平成21年度に北杜南学校給食センターを設置するとともに明野・小淵沢・武川の各給食センター、および大泉・白州の各小中学校調理場は可能な限り使用することとし、大規模な改修が必要になった場合には順次、北杜北および南学校給食センターに統合することが望ましいとの答申をいただきました。

この答申を受け、平成24年度に明野学校給食センターは調理機器の老朽化により南学校給食センターに、白州小および白州中学校の調理場は調理機器および施設の老朽化のため北学校給食センターに統合しました。また泉小学校調理場は耐震に問題があったことから、平成25年度に北学校給食センターに統合したところであります。

泉中学校調理場、小淵沢給食センターおよび武川給食センターについては、施設の状況や今後の児童生徒数およびクラス数などの推移を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、地産地消安定供給の実施状況についてであります。

地産地消についてはタマネギ、ジャガイモなどの野菜10品目と米を重量ベースで地産地消率45%を目標に取り組んでおり、昨年度は44.4%でありました。

実施状況については毎月、納入していただいている市内の野菜生産グループから事前にいつごろ、どんな野菜が収穫できるかを報告していただくことで、旬の野菜を献立に取り入れて提供しております。また、米についてはJA梨北から市内産の低農薬の特別栽培米を仕入れ、週3回の米飯給食に取り入れております。

今後もJA梨北や市内の野菜生産グループ、また市内に進出した農業生産法人と連携を深め、野菜が品薄となる冬場の安定確保を進め、さらなる地産地消の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、食物アレルギーの人数と対応についてであります。

本市の小中学校における食物アレルギーの人数については、牛乳停止が小学校において33名、中学校が6名、除去食対応が小学校27名、中学校7名となっております。食物アレルギーの児童生徒については毎年、就学時と進級時に調査を行い食物アレルギー対応を希望する保護者から医師の診断による学校生活管理指導表を提出していただき、その後、個別に保護者・栄養士等で面談を行い対応方法を確認しております。

食物アレルギー除去食対応については、施設内にアレルギー専門コーナーと専門調理員が必要なことから、施設の設備と人員体制が整っている北杜北および南学校給食センターで対応しており、対応品目として乳製品、卵、落花生、エビ、イカ、そばの6品目を除去しております。

次に、弁当を持参している家庭の理由と人数についてであります。

児童生徒が食物アレルギーにより除去6品目以外に対象となる食品がある場合は、給食センターでは除去できないことから弁当を持参していただいております。その人数は小学校6名、中学校2名となっております。

また、家庭の都合により弁当を持参している理由と児童生徒数は、玄米菜食によるものが小学校5名、中学校1名、放射線不安によるものが小学校4名となっております。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

原堅志議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

介護保険事業の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、居宅サービスの利用者数についてであります。

本年9月末現在の介護認定者は1,788人で、そのうち訪問介護、通所介護などの居宅サービスを利用している方は1,043人です。

次に、施設サービス利用者と待機者数についてであります。

施設サービス利用者は9月末現在538人で、そのうち要介護3以上の方は447人となっております。また要介護3以上の方で、特別養護老人ホーム入所待機者は326人になります。

次に定期巡回・随時対応型訪問介護看護および認知症対応型共同生活介護の進捗状況についてであります。

第4次ゆうゆうふれあい計画において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を新設するとともに認知症対応型共同生活介護は八ヶ岳南麓地域に1カ所、入居定員9人の状況であるため増設を計画しております。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携しながら定期的に巡回訪問して日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、安心して生活を送ることができるように援助するサービスであります。全国的に見ても事業所数は少なく、都市部を中心に事業者が増えているところであります。

本市のような中山間地域の実情に合わせた事業展開については、研修や先進事例を通じて情報収集しているところであり、指定事業者の募集は来年度に予定しているところです。

また認知症対応型共同生活介護は、認知症の状態にある要介護者に対して共同生活住居において、家庭的な環境で日常生活の世話および機能回復訓練を行うサービスであります。第4次ゆうゆうふれあい計画では、最大18人の入居定員の事業所の指定を予定しているところであります。

次に、地域包括ケア推進会議とヤングケアラーについてであります。

地域包括ケア推進会議は政策形成機能や社会資源開発、地域づくり機能を持つ市全体のレベルで話し合う場として位置づけており、本年度中には設立したいと考えております。また現在問題化されているヤングケアラーについては、深刻な事例の情報は寄せられておりません。

今後、高齢化のさらなる加速によって増えることが予想されるヤングケアラーの実態把握が支援の第一歩であると考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

原堅志議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

上下水道事業の地方公営企業会計移行について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市簡易水道事業給水地域と峡北地域広域水道企業団からの受水地域についてであります。

現在、本市には8町全域に46カ所の簡易水道事業が存在しており、おおむね市内全域が給水区域となっております。

峡北地域広域水道企業団から受水する地域は塩川系が明野・須玉地区で11カ所、大門系は高根・長坂・大泉・小淵沢地区で15カ所の簡易水道事業であります。昨年度の受水状況は塩川系が受水量149万5,983立方メートルで基本水量に対する受水率は約73%、大門系が345万8,677立方メートルで約78%となっており、受水費は日量1万7,750立方メートルの基本水量に対し、1立方メートル108円の単価で6億9,970万5千円となっているところであります。

次に、北杜市簡易水道施設等整備事業の進捗状況についてであります。

この事業は簡易水道の経営と管理の一元化を図り、上水道事業への移行を推進するために国の補助を受け、平成23年度から平成28年度までの期間で実施している事業であります。

主な事業計画は市内の水道施設を統一的に監視する遠隔監視システムの整備、水道管の新設や布設替え、および水源を確保するための取水施設や配水池等の整備などで、事業費ベースで22億2,600万円余りであります。

進捗状況についてであります。計画されていた須玉町東小尾や大泉町井富地内での取水施設や配水池等については整備を完了しております。

また、本計画の主要事業である遠隔監視システムの整備については、事業期間である平成28年度までに完了する予定であり、水道施設の維持管理業務の一元化と安定した水道水の供給が図られることとなります。

なお、配水管等の整備については、計画延長3万2,200メートルに対し平成27年度末の整備延長は約1万5,600メートルであることから、進捗率は50%ほどに留まっております。このことから国へ補助金額の増額に対する要望書等を提出するなど、事業促進を図る取り組みに努めているところであります。

次に、小規模簡易水道の統合と施設維持管理業務の一元化の進捗状況についてであります。

小規模な簡易水道事業の統合については、北杜市水道事業の経営認可に沿って1上水道事業として事業運営を行う取り組みを進めているところであります。

また施設の維持管理業務の一元化については、取水施設や配水施設など116施設の稼働状況等を遠隔監視できるシステムの構築を進めているところであります。このシステムの整備により、各施設の稼働状況を担当職員がパソコン等を通じてリアルタイムに把握することが可能となり、維持管理業務の一元化と効率化が図られることとなります。

次に、固定資産台帳整備の進捗状況についてであります。

地方公営企業会計においては貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等の財務諸表を作成することとなり、貸借対照表を作成するために必要な有形固定資産や無形固定資産を把握するためには、固定資産台帳の整備が必要となります。

このことから、平成24年度から計画的に固定資産調査および評価を行っているところであり、上水道施設については平成24年度に高根地区、平成25年度に明野・須玉地区、平成26年度に大泉地区を行い、本年度は白州・武川地区の調査および評価を進めているところであります。

来年度は長坂・小淵沢地区を実施し、平成29年度には調査後の時間経過による補正を行うとともに、固定資産台帳システムを導入しデータ化を図るなど公営企業会計移行へ向けた準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

原堅志君の再質問を許します。

○7番議員（原堅志君）

本日は白州町から民生委員をはじめ多くの方が傍聴に来ております。白州地区は体育指導員を中心に北杜市の中でもいち早く健康老人を目指し、活発な活動もしております。しかし北杜市医療機関・介護保険事業者等マップに白州町だけ介護施設がないことに危機感があり、傍聴に来られたことと思います。

25年6月の一般質問の中で、地域密着型サービス事業を台ヶ原地区に計画があるとの答弁がありました。その後、地域住民のコンセンサスが得られなく施設ができなかった経過はありますが、民生委員で介護保険について勉強会を開くなど地域の協力体制もできつつあります。

先ほど答弁の中で認知症対応型共同生活介護の開設を検討している事業者へ白州地区に開設をお願いしているとの答弁がありましたが、具体的にどのくらいまで進捗しているのか質問させていただきます。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

原堅志議員の再質問にお答えいたします。

認知症の対応型共同生活介護の事業の具体的な進捗状況ということだと思います。

介護事業者からは2件ほど問い合わせをいただいているところでございます。その際、答弁でも申しましたとおり北杜市の計画について説明を行い、その上で塩川・釜無川地区である白州町のほうに設置をお願いしているところでございます。

現在も、今後の予定になります。来年度から公募を始めるための準備のために手続き、準備手続きを行いまして、そうはいつでも来年度中には公募できるような運びになるように考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

再々質問させていただきます。

来年度に向けて2事業者ですか、お話があるということですけども、先ほど市長からも白州地区にへというご答弁をいただいたんですけど、再度市長にご所見をお伺いしたいと思いますけども、よろしいですか。

○議長（千野秀一君）

大芝副市長。

○副市長（大芝正和君）

それでは市長に代わりまして答弁をさせていただきます。

市民部長が申し上げましたとおり、現在、事業者が場所を選定したり、あとは答弁にもありましたようにどれだけ、介護施設の場合は働く職員等の確保も必要になりますから、こういう

ところを今、調査を内々ですけどもしているという状況ですので、その事業者に対しましては可能な限り白州地域へ設置をしてほしいというふうなことで現在、協議中ということで考えていただければと思います。

○議長（千野秀一君）

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

ありがとうございました。どうかぜひ、白州町に介護施設を来年にはできるよう頑張っていたきたいと、そんなように思います。

続きまして学校給食施設と地産地消について、再質問させていただきます。

昨日のニュースに学校給食に異物が混入したと、奈良県生駒市の市内すべての小中学校の給食を休止したとの報道がありました。北杜市の給食センターにおいても、このようなことが発生しないよう、さらなるご注意をお願いしたいと思います。

それでは再質問させていただきます。

学校給食施設の統合については、私が当時、白州中学校のPTAのときに統合をまとめた経過があります。先ほど答弁の統合により廃止された給食センターについて学校施設として活用していると。また明野の給食センター以外は現在どのように利用されているのか、まず今後の活用策をお伺いしたいと思います。

次に2点目として、今後の統合計画について再度お伺いしたいんですけども、当初議会に対して28年度、全体統合としての予定でしたが現在、北杜南北給食センターの稼働率は、また今後の見通しについて再度お伺いいたします。

3点目として地産地消について、北杜市では市内産の農畜産物を使った料理、加工品を北杜市地産地消認証食品として認証制度を始めました。現在、農政で進めている地域の六次産業化を推し進める上からも連携して安心・安全な加工食品の利用も検討すべきと考えますが、以上3点についてよろしくをお願いします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

原議員の再質問にお答えをいたします。3点いただいたとっております。

まず統合された、明野給食センター以外の施設の利用ということだと思えます。

明野の給食センター以外の施設につきましてはすべて学校施設内に、学校の敷地内にあるというふうな状況でございます。そうしたことから学校において活用しておりますけども、現在、統合されました白州中、それから須玉小学校、高根中学校につきましては学校の倉庫として今、活用をさせていただいております。また須玉中学校については配膳室として今、利用しており、泉小学校につきましてはランチルームとして改修して活用しているという状況でございます。さらに白州小学校につきましては、不足している駐車場の確保ということで来年度、駐車場に転用をするということで、今、考えているところでございます。

次に北杜北および南学校給食センターの稼働率と今後の見通しということだと思えます。

まず北学校給食センターの現在の稼働率というところでございますけども、調理能力数が北給食センター1,200食でございます。今現行で1,096食を調理しておりますして91.3%

というふうな稼働率ということでございます。

さらに南学校給食センターにつきましては、調理能力数が2千食でございます。それが今現在で1,590食、率にして79.5%というふうな稼働率になっているという状況でございます。

次に見通しということでございます。

見通しにつきましては生徒数の推移のほか教職員の数、それからクラスの数やコンテナのスペースの確保といったさまざまな要因が関係するというふうなことにはなろうと思います。引き続き答申に基づきまして、いずみ中学校調理場、それから小淵沢給食センター、武川給食センターを加えるということで見通しをさせていただきますと、平成30年を想定した場合に北学校給食センターでは生徒数、それから教職員等を入れると約122%の稼働率になってくるという見込みであります。さらに南学校給食センターにつきましては、約84%の稼働率を現在見込んでいるというふうな状況であります。

こうした状況も踏まえて各施設の老朽化の現状や状況、それから調理する学校の配置等も含めて総合的にこども検討してまいりたいと考えております。

3点目ですけれども、地元の加工品の給食への活用というふうなことだと思います。

現在、給食の加工品ということで使用している品目につきましてはまず味噌、それから納豆、豆乳、干しシイタケなどの加工品を多く使っているというふうな状況であります。

また先ほどのご指摘にもありましたとおり本年度からは新たに地産地消認証制度ということで、これは100%北杜市産のものを使った場合に認証をするというふうな制度になっておりますが、そうした制度も立ち上げたというところでありますので今後も食と農の杜づくり課、また農政課と協力して、さらに北杜市産の加工品を学校現場で取り入れて地産地消の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

再々質問させていただきます。

先ほどの答弁にもありましたけれども、昨年2月に大雪の際、給食の実施が全校一斉にできなかったという経過があります。先ほど私、前段でお話しましたけれども、PTAのときにそのへんのところが非常に問題になったという経過もございます。今後このへんについての対応について、どのようにお考えか再度質問します。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

原議員の再々質問にお答えいたします。

大雪の際の給食、そういった災害時の対応ということだと思いますけれども、大雪などの天災の場合、去年の2月というときには予想を超えるような大雪だったということから、どうしても調理場の立地、施設の立地というふうな関係で接しております国県道や市道等の対処というふうな違いから、どうしても道路の回復状況に違いが生じたということで、そういったものが

原因だというふうには考えております。

今後、再開というところで若干、1日から2日、北給食センターとほかのところで出てきたということはございましたけれども、以降、現在までは全学校の給食に影響を与えるような災害は起きてはいないというふうな状況でございます。

ただそうはいっても台風等の災害もございますので、そうした場合の休校措置といったものはやはり学校長がある程度、子どもの安全を判断しながら対応するような状況も出てきますので、なかなか全体一致の統一した基準というものは難しいと思いますけども、災害時の対応につきましては、今後も校長会等でよく確認をしながら子どもたちの安全を優先した給食に心掛けていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

それでは3問目の再質問をさせていただきます。3点ほどお願いいたします。

まず1点目が給水地域外での水道加入依頼について、どのような対応をしているか。先ほど給水地域については指定になっているという以外で、例えば別荘だとかそういう人たちが地下水だったのが今度、給水してもらいたいというようなこともあるかと思えます。それについてどのように考えているかお伺いします。

次に健康被害の可能性がある、国が交換を促している上水道用の鉛給水管の使用世帯が2014年3月末時点で山梨県は15.91%の報道がありましたけども、北杜市ではこの鉛給水管についての対応はどのようになっているのか、まずお伺いします。

3点目として地方公営企業法適用のメリットと課題について、またその改善策等についてお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

原議員の再質問、3点ほどであります。はじめに給水地域外での水道加入への対応についてということですが、まず給水区域については北杜市簡易水道事業の設置等に関する条例で規定しており、水道法の認可を受けた区域となります。認可を受けた給水区域以外の給水は公益上、必要となる軽微な給水を除いて基本行えません。また市には湧水など権利関係を有する資源もあることから、現在の給水区域から区域外への給水については北杜市簡易水道運営委員会のご意見を伺いながら、また関係者へ協議を行っていく必要があると考えております。

次に鉛製の給水管の使用状況ということですが、本市の簡易水道事業における水道施設においては鉛製の給水管は使用されておられません。ご指摘の日本水道協会の調べでは県の状況は15.91%にのぼっているということですが、調査対象が上水道事業であったことから市は調査対象とはなっておられません。

なお、現在は宅内の給水装置を含めて給水許可を行う際に配管材料の確認を行い、適当でない材料等については指導を行っております。

最後ですが地方公営企業法適用のメリットと課題、改善策ということですが、まずメリット

についてであります。地方公営企業法適用により経営状況の明確化が図られます。またこれにより経営状況や水道使用料金の現状などを市民の皆さまへご説明する上で役立つものと考えております。

また水道事業と下水道事業の組織統合を図ることにより類似業務が一本化され、併せて維持管理部門を統合することにより事務等効率化が図られ、人件費の削減にもつながるものと捉えております。

次に課題であります。組織につきましても営業収益を向上させ、料金徴収や維持管理に関わる業務の効率的な組織体制の構築が必要となってきます。経営上の課題としては給水人口の減少等により水道使用量の減少、また施設の老朽化に伴う更新費用の増加により今後、一般会計繰入金への依存が高まる可能性が挙げられます。

次に改善策であります。移行に当たり料金徴収業務への民間委託の導入、また上水道施設の維持管理を行う4つの上下水道センターの統合および市の組織の見直しを行う必要があることから現在、北杜市簡易水道運営委員会および北杜市下水道事業審議会で検討をいただきながら業務のスリム化と効率化に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

最後に再々質問させていただきます。

水道料金は平成29年3月調定分から2体系に統一されるとのことですけれども、公営企業として事業継続と水道水の安定供給を図る上で、料金改定についてどのように考えているのか伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

原議員の再々質問にお答えいたします。

料金改定についてどのように考えているかとの質問であります。本市の水道事業においては平成26年度では給水原価は約224円であるのに対し、供給単価は約160円となっております。一般会計からの繰入金に依存している状況であります。

市では市長の答弁にもあったとおり、平成29年3月調定分から2体系による新料金に統一がされてまいります。水道料金は一般的に給水人口が少ない地域は設備投資や維持などにかかるコストが割高になると言われていることから、料金改定に当たっては北杜市簡易水道運営委員会においてご意見、また議会のご意見も伺いながら時期や内容について慎重に検討をしていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

原堅志君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

介護保険事業の現状と課題について1点、関連質問をさせていただきます。

先ほど施設で待機されている方が現在326名であるという答弁がございました。市でも現在、在宅介護を進めておりますけれども、今後の高齢化を考えると施設の入居待ちの方は増えていくということが予想されます。

そういう中で静岡県南伊豆町と東京都杉並区が特別養護老人ホームで連携をいたしました。この連携は都市部の高齢者の増加と用地不足ということの問題に連携で対応した例でありまして長い友好関係で実現されたということでございます。

北杜市も羽村市や目黒区、新宿区と長い友好関係を結んでおりまして、このような介護施設の連携も可能ではないかというふうに考えられます。雇用の増加や一部、北杜市民の入居を受け入れていただくことで入居待ちの問題も解決するのではないかと思いますけれども、連携を模索するお考えがあるかどうか、お聞きいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

上村英司議員の関連質問にお答えいたします。

姉妹友好都市と介護連携する考えはというような質問だと思います。

本市におきましては入所施設の整備計画は現在、予定してございません。在宅サービスの充実を図ることで、養護老人ホーム待機者が在宅で生活できるよう総合的な支援ができる体制整備を推進しているところでございます。

将来的に姉妹友好都市を結んでおります相手側から打診があれば今後検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

○1番議員（上村英司君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

ほかにありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、14番議員、坂本静君。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

明政クラブを代表して質問をいたします。

最近の日本の明るい話題としては、フィギュアスケートの羽生結弦選手のグランプリファイ

ナル3連覇と世界歴代最高得点の更新、また少し前になりますがラグビーワールドカップで日本チームは世界のトップクラスの南アフリカチームに勝つなど3勝をあげ、五郎丸選手を中心にラグビー人気を日本中に大いに高めました。

またノーベル生理学・医学賞を蕪崎市出身の大村智北里大学特別荣誉教授が、またノーベル物理学賞を本市の精密機械メーカーに関係する梶田隆章東大宇宙線研究所所長が受賞したことは誠にうれしい、ふるさとの誇りとするところであります。大きな歴史的な出来事でありました。

一方、フランスのパリでは大規模な同時テロが起きイスラム教過激派組織の犯行であり、一般市民130人が死亡する悲惨な出来事がありました。そのことにめげずパリCOP21が開催され、地球温暖化対策の新たな取り組みとして気温の上昇2度以下を目標に1.5度以下に抑える努力をすることをすべての国に義務付けることを採択し閉幕しました。

日本では公職選挙法が改正され、来年夏の参議院選挙から18歳以上の人に選挙権が与えられ投票できるようになったことは大きな第一歩であり、今後の政治に対する国民の考え方が大きく変わっていくと感じています。

本市においては平成の大合併から11年目を迎え、第2次総合計画策定に向け審議会を立ち上げ現在、市民アンケート調査の分析を行っていると考えております。関係者にはしっかり議論をしていただき、不況や災害にも強い北杜市となるような計画を策定できることを期待しております。

本市では引き続き財政の健全化は一丁目一番地ですが、合併以来、健全化に向け努力をしてきたことはさまざまな数値に表れており、大いに評価するところであります。しかしながら急速に少子高齢化が進み、生産人口の減少などによる税収などの自主財源の確保が厳しくなる中、なお一層、計画的な取り組みが必要であります。

さて本市においても多くの課題、問題が山積している現状であります。今回は大きく4項目について伺います。当局におかれましては前向きで建設的な答弁をお願いし、以下、質問をいたします。

まず1項目めでございます。太陽光発電施設に関わる指導要綱の条例化に向けてについて伺います。

このことに関しては、北杜市として景観条例の速やかな改正が急務と考えます。北杜市の魅力はなんと言っても美しい山々と自然環境です。南アルプスや八ヶ岳などに象徴される山岳景観が宝物であり、風光明媚な自然に惹かれて移住する人や観光客が年々増加傾向にありました。

しかし、平成24年7月からの国の脱原発を目指す再生エネルギー対策（太陽光発電）の推進により電力の固定価格買い取り制度が始まり3年が経過しました。現状は地上式太陽光発電施設が市内の至るところに乱立し自然環境や景観を阻害し、また災害などが発生して市民団体がこの状況に憂い景観条例で太陽光発電施設を工作物と位置づけ、法的規制を求めて1万人余りの賛同者を得た署名簿が市に提出されました。市では平成26年9月に設置に関する要綱を定め、また平成27年9月には指導要綱としましたがその実効性は十分とは言えない状況です。

そうした中で国、県、市町村も防災対策など今までの再生エネルギー施策の推進を変更せざるを得ない状態になってきました。そのため山梨県の素晴らしい自然景観を求めて移住し定住している方や訪れる観光客の皆さんが太陽光発電施設の乱立に拒絶反応を示しています。それは観光振興の低迷や太陽光発電施設周辺地域の不動産価格の下落など観光業をはじめ、不動産

業等にも大きな影響を来たしています。

こうした中でこの事態を打開するために、山梨県においては全国に先駆けて県のガイドラインを策定し県全体で事業用太陽光発電施設の乱立を規制するため市町村に行政指導を行い、ほとんどの市町村が条例を制定することになっています。本市でも11月4日に示された県のガイドラインを参考にまちづくり審議会でもうやく太陽光発電施設を工作物として位置づけ、景観条例の一部改正を目指し条例化に取り組むことになりました。

しかしながら県下でも突出して多い太陽光発電施設は月に40件を超える勢いで、今もなお市内に増え続けていると聞いています。一刻も早く景観条例等で規制することが求められています。地上式太陽光発電施設を速やかに法的条例に基づき、設置事業者に行政指導することが多くの市民の願いであります。

11月10日の山日の記事に、北杜市で太陽光発電施設建設に関する景観条例の一部改正があると報道がありました。翌日の11日には第2回まちづくり審議会が開催され、景観条例の一部改正についての素案が説明され、議論されました。委員からの意見・課題が多くあり、次の検討事項となりました。十分検討をしていただき、県のガイドラインに統一した考え方で事業者を指導し適正な導入ができるよう条例改正をしていただきたいと考え、以下伺います。

1つ、景観条例の一部改正についての素案が先般、まちづくり審議会に示されました。今後の改正に向けてのスケジュールについて伺います。

2つ、景観条例の一部改正内容でモジュールの高さの制限、隣地などからのセットバック、景観を維持するための緑地の確保や目隠しのための植栽などを数値で示す考えがあるか伺います。

3つ、指導要綱と景観条例との関係はどうなりますか。並列した場合は指導に支障はないか伺います。

4つ、素案を早い時期に市民に示しパブリックコメントなどで意見を求め、まとめて速やかにまちづくり審議会でも検討し、決定する考えはあるか伺います。

5つ、県のガイドラインと景観条例との整合性は十分に図られているか。また文言中の配慮を順守するに変更する考えはあるか伺います。

6つ、県のガイドラインによると平成27年5月末の県内の認定容量134.6万キロワット、稼働容量25.6万キロワットとなっていますが本市の認定容量と件数、稼働容量と件数、併せて近隣の韮崎市、甲斐市、南アルプス市の認定容量と件数、稼働容量と件数も伺います。

7つ、県のガイドラインでは計画段階で防災、景観、環境などの観点から市町村別の設置を避けるべきエリア、また慎重な検討が必要なエリアが明示してありますが、本市の場合には表示されていないがなぜか。景観条例にはエリアを示すべきと考えますが対応を伺います。

8つ、適正な導入のためには特に順守すべき事項として事業者が防災面、景観面、環境面、設備面などを事前に市町村に提示し確認の上、住民と協議し合意形成が必要であります。県のガイドラインに準じて指導する考えがあるか伺います。

9つ、今回の改正案は10キロワット以上の施設は届け出が必要となっていますが、未届けの場合の罰則を考えているか伺います。

次の質問です。子どもの貧困問題について伺います。

世界第3位の経済大国日本、豊かな国日本なのに今、信じがたい現実がある。それは近年、子どもや高齢者の貧困問題が深刻化していることであります。昨年、厚生労働省が発表した子

どもの貧困率は過去最悪の16.3%にのぼり、6人に1人の約325万人が貧困に該当し、豊かな先進国20カ国のうち4番目の高さにあると発表されました。

貧困は未来ある子どもの教育の機会を奪うだけでなく、豊かな日本社会の将来へ暗い影を落としています。平均収入181万円、貧困率54.6%、ひとり親家庭が直面している現実には家事や子育てに時間が取られ、パートなどでしか勤められず所得が少ないのが現状です。児童扶養手当が現在、第1子に対し月額最高4万2千円が支払われ第2子は5千円、第3子は3千円と子どもが増えるにつれて支給額は減額されています。このことはひとり親の多子世帯については出費に加え家事や育児も増えるため、経済的に厳しい状況となっております。

社会全体で未来を背負う子どもたちを大切に育てることは、国や地域社会の責務であると考えます。市のひとり親家庭等の子どもの貧困対策と現状と課題について以下、伺います。

1つ、児童扶養手当の支給者数とおよび支給額を伺います。

2つ、生活が経済的に苦しい家庭の相談の窓口はどこですか。またその支援策を伺います。

3つ、就学援助の現状と課題について伺います。

3問目です。健康な長寿社会を実現するためには。

少子高齢化がもたらすさまざまな問題について早くから議論されて、いろいろな取り組みが行われていますが、これといった有効な手立てがなかなか見つからないのが現状です。特に北杜市は高齢化率が高く、老後をいかに暮らしていくかということは差し迫った身近な課題となっております。

こうした中、北杜市では自立支援法に代わる新たに始まった総合支援法により市民の活力も利用しながら健康で長生きができるような施策を展開しています。高齢化に伴う民生費の増加は否めない中、個人の保険料を低額に抑え負担を軽減できるように努めています。

袋井市では健康管理に努力したことに対し評価し、それをさまざまなことに還元していく健康マイレージ制度を取り入れて日常から健康に対する意識を高めています。自分の健康を自分で守り考えていくことは重要であり、必要なことです。また行政だけでなく民間の協力も大きな役割を持っています。現状と対策について伺います。

1つ、年齢を重ねるに従って外に出るのが大変になり、家に閉じこもってしまう高齢者が増えていますが、状況把握はどのようにしていますか。またその対策を伺います。

2つ、認知症の講座を開催していますが開催場所と回数、受講者数と受講者の活動の成果としてはどのようなものがありますか伺います。

3つ、地域に密着した公民館カフェがありますが設置状況と利用者数はどのくらいですか。また支援はどのようになっていますか。

4つ、高齢者は子どもたちと触れ合うことで元気になり、とても喜ばれています。高齢者施設などを訪問するなどして関わりを持つことで子どもたちにとっても、お年寄りにとってもよい効果が生まれます。現在も一部で行われていますが保育園や小中学校、高校などと連携し交流することが必要かと思われませんが、考えを伺います。

5つ、先進地の袋井市では健康づくりに努力したことに対してポイントを付し、地域の商店や公共施設の利用料、教育施設へ寄附するなどして市民への還元を図っている。健康マイレージ制度は大変よい取り組みであり、本市でも導入してはと考え市の対応を伺います。

最後の質問です。マイナンバー制度の周知と不安解消について伺います。

マイナンバー制度が10月5日から施行、マイナンバー通知が10月下旬からスタートしま

したが、不在などの理由で宛て先に届かない書留は7日間、郵便局に保管されたのち各市町村に返却されます。国の方針の遅れで現場が混乱しています。

改めてこの制度を振り返ると社会保障・税制度の効率性や透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度で、平成27年10月からすべての国民に個人番号が通知され28年1月から個人番号の利用が始まる予定になっています。しかし通知が予定より大幅に遅れている中で現状とマイナンバー制度の周知について伺います。

1つ、マイナンバー制度の開始を前にしての課題について。

マイナンバーの通知配達に関するトラブルが連日のようにマスコミで報道されています。本市においては11月22日から下旬にかけて簡易書留で配達されましたが、不在の方も多くみられ市民からの問い合わせが多数あったと思いますが、その内容と対応について伺います。

2つ、通知後の手続きについてどうしたらよいか分からない人が多く、若い人はともかく高齢者や一人暮らしの方は足が不便で申請ができないケースが想定されていますが、行政として市民の不安の解消に向けてどう指導、支援していくのか伺います。

3つ、マイナンバーはいつからどんなことに使うのか伺います。

4つ、マイナンバー制度について分かりやすい冊子などで市民に周知する考えはあるか伺います。

5つ、個人情報のセキュリティ対策は万全か伺います。

以上、質問を終わります。

○議長（千野秀一君）

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を始めます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電施設に関わる指導要綱と景観条例の関係と指導についてであります。

景観条例において、地上設置型事業用太陽光発電施設が届出対象行為となった場合には景観計画区域内行為届出書を市に提出することとなり、併せて北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱による届出書についても提出することとなります。

指導については、景観形成地域における建築物等の景観形成基準に基づいた事項を行うとともに、それ以外の事項は指導要綱により行うこととなります。

今後、太陽光発電設備設置に対する届出はまちづくり推進課、環境課等となるため指導体制や指導要綱の改正などを協議、検討しているところであります。

次に、健康な長寿社会の実現における健康マイレージ制度についてであります。

この事業は袋井市、藤枝市などが静岡県、企業等と連携し市民の健康的な生活習慣の動機付

けと継続・定着を目的に健康づくりに取り組むことでポイントを付与し、ポイントに応じて公共施設の利用券との交換や公共施設への寄附ができる事業であります。

本市においては第2次北杜市健康増進計画の基本理念「気づき・築く・健康ほくと」に基づき「自分の健康は自分で作る」をキーワードに健康づくりに取り組んでおります。

本年度、健康づくりを後押しできる仕組みづくりを検討し、新たに市民が自主的に運動や健康管理に取り組むことを目的に、健康意識の啓発に重点を置きたいいいことチャレンジ健康ほくと事業を9月の健康増進普及月間を実施し、個人・家族・グループで健康づくりに取り組み、その活動状況を報告していただきました。

参加者のうちウォーキングや体操といった身体活動に551人、体重測定や血圧測定といった健康管理、食事、禁煙に59人が取り組み健康意識を高めることができたところであります。

いいことチャレンジ健康ほくとにポイントを付けることは考えられますが県、商工会、企業等と広域的に実施することでより効果が期待できることから、近隣自治体と連携を図りながら市の特性を考慮した取り組みを検討してまいります。

次にマイナンバー制度の周知と不安解消について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、マイナンバー使用における時期と目的についてであります。

マイナンバー制度は国の機関や地方公共団体、健康保険組合などが持っている個人のさまざまな情報を同一人の情報かどうかを確認する社会基盤として、来年1月から社会保障・税・災害対策のうち法律や条例で定められた事務に限ってマイナンバーの利用が始まります。その後、平成29年1月からは国の行政機関の間で情報の連携が開始され、平成29年7月からは地方公共団体等を含めた情報の連携が開始されることになっています。

次に、冊子等での市民への周知についてであります。

市民への制度周知については、市のホームページや広報紙などへの連載により制度内容やスケジュールなどの説明を行ってまいります。また地区や団体からの要望に応じ、勉強会等も開催しております。

マイナンバーは国の制度であるため、市独自に作成した冊子等の配布については現在のところ考えておりませんが、国で作成したパンフレット等を活用するとともに今後も市のホームページや広報紙に加え市ケーブルテレビや地域に密着した情報誌への掲載など、多様な世代の皆さまに制度の周知が図られるよう努めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

子どもの貧困問題における就学援助の現状と課題についてであります。

経済的理由によって就学が困難と認められる小・中学校の児童生徒に対する就学援助については義務教育が円滑に受けられるよう、学校長からの報告に基づき就学に要する経費に対し援助費を支給しております。

援助費の支給対象者は市内に住所を有し、生活保護法に規定する要保護者やそれに準ずる程度に困窮している保護者であります。

昨年度の援助費支給人数の実績については小学校175人、全児童の8.2%、中学校

101人、全生徒の8.3%であり、本年度については今月1日現在、小学校156人、中学校118人が認定されております。

援助費の内容については学用品の購入費、給食費、修学旅行費が主なもので昨年度の支給総額は約2,130万円でありました。

市としては現在、全額を市単独予算で執行していることから、義務教育の根幹である教育の機会均等の維持に不可欠な国庫負担制度による措置を国に求め続けていきたいと考えております。また、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して学校と連絡を密にしながら、今後も継続して援助を行ってまいります。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えをいたします。

マイナンバー制度の周知と不安解消について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに市民の不安の解消に向けての指導、支援についてであります。

通知カードに記載されている個人番号については、原則1人の番号を生涯にわたって使用することになりますので、各家庭においては大切に保管いただくようお願いしているところであります。

郵送された封筒内には通知カードのほかマイナンバーのお知らせ、個人番号カードの交付申請のご案内が同封されていますので、個人番号カードの取得を希望される方は申請書に必要事項を記入し顔写真を添付の上、返信用封筒で申請いただくか、パソコンを使用した専用サイトからも申請することが可能であります。

市民の皆さまから「個人番号カードの申請方法が分からない」や「どんな場面で番号を使うのか」などの問い合わせもあることから、今後も市の広報紙やホームページで制度の内容や通知カードの取り扱い、問い合わせ先を掲載するほか、市担当職員による電話や窓口での相談に個別に対応してまいりますのでぜひご利用いただき、制度へのご理解を深めていただきたいと思います。

次に、個人情報のセキュリティ対策についてであります。

これまでも個人情報の保護については、北杜市情報セキュリティポリシーに基づき情報の流出を防止するさまざまな取り組みを行ってきたところでありますが、マイナンバー制度の導入により市民の利便性の向上が期待される一方で、個人情報の漏えいやなりすましによる不正利用等のリスクに対する懸念が市民の間にもあることは認識しております。

本市においては物理的・技術的安全措置に加え、不正行為やヒューマンエラーを防ぐため国の特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに基づき北杜市が取り扱う個人情報、個人番号および特定個人情報の管理に関する規程を定めたところであり、今後も職員に対する研修会等を開催し、管理体制の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

健康な長寿社会の実現について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、家に閉じこもってしまう高齢者の状況把握と対策についてであります。

高齢者が閉じこもってしまう原因の多くは老化による機能低下、活動意欲の低下、社会活動の減少や家族内での役割の変化等であります。

閉じこもり状態が長くなることで人との交流が減り、会話も少なくなり、気分的にも落ち込んだ気分になっていき、精神的にうつ傾向になっていくことも考えられております。

このような状況は高齢者自身より周囲が気づくことが多く、家族や地域の民生委員、地域の組織や団体等から地域包括支援センターに寄せられる情報から状況を把握しております。

また、閉じこもりの予防対策として社会との交流の大切さを多くの市民に知ってもらい、近所付き合い、地域行事への参加、環境美化活動への参加、趣味や娯楽の活動、老人クラブ、ボランティア活動への参加を勧めております。

特に保健福祉推進員や介護予防サポートリーダーが中心となって、公民館分館で開催するはつらつシルバーや公民館カフェを介護予防のための交流の場として推進しております。

次に認知症の講座であります。

この講座は認知症サポーター養成講座として各地区公民館や分館、市役所等の公共施設、警察署、市内小中学校で開催しております。

平成21年度から本年3月末までの受講者は4,386人であり、平成26年度の実施回数は25回で受講者数は683人でありました。

受講者は、認知症の方のより身近な認知症理解者として地域で認知症の方やその家族を見守っていただくサポーターとなっております。

次に公民館カフェの設置状況等についてであります。

公民館カフェは歩いて通える身近な場所として本年11月1日現在、市内17カ所の各地区の公民館分館等で開催されているところであります。昨年度は12カ所で開催され214人が参加しております。

この公民館カフェは、市で養成した介護予防サポートリーダーが中心になって月に1回程度体操指導を中心に交流の場を開催していることから担い手となる方の情報交換の機会とし、体操指導の技術や進め方の研修会を月に1回開催して支援をしているところであります。また事業を継続的に開催できるように高齢者交流の場推進事業として運営費の助成も行っております。

次に高齢者と子どもの触れ合いについてであります。

すでに一部の保育園の園児が福祉施設を訪問することにより、高齢者と交流して互いに刺激し合い相乗効果が生まれております。また中学生が福祉体験として福祉施設で活動することも行われており、高齢者と園児、児童、生徒の交流の場については福祉施設からの要請を踏まえ、機会を調整して取り組んでまいりたいと考えております。

次にマイナンバーの通知配達についてであります。

市民の方からの問い合わせは郵送で受け取りができなかった通知カードの受け取り方法、個人番号カードの申請方法について多く寄せられております。

通知カード・個人番号カードの受け渡しについては事前に総合支所と合同で学習会を開催、また地方公共団体情報システム機構の番号移行サポートセンターが発行している番号制度に関するQ&A形式による情報提供の共有を図っております。

なお10月からは臨時職員を雇用し、問い合わせに対応しているところであります。

通知カードは原則、住民票に記載された住所に転送不要の簡易書留により地方公共団体情報システム機構から発送しております。

郵便局から不在等により保管期限が経過して返された通知カードについては、市で受領していただく旨の通知を発送し、順次受け取りに来庁していただいているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

子どもの貧困問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、児童扶養手当の支給についてであります。

児童扶養手当は、父母の離婚などにより児童を看護、養育をしているひとり親家庭等の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に国が定める基準に基づき支給する手当であります。昨年度は母子世帯257世帯、父子世帯29世帯、養育者世帯1世帯、合計で287世帯に1億3,056万円余りの支給をしたところであります。

児童扶養手当については現在、国において来年度から第2子以降の支給額を増額する方向で検討を進めていることから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、生活が経済的に苦しい家庭の相談窓口と支援策についてであります。

相談窓口は福祉課に福祉相談窓口を開設しており、それぞれの家庭状況の相談や情報を受けて市の相談支援員や就労支援員による対応を行っております。

また専門的な支援が必要な場合は市の母子自立支援員が対応しており、必要な制度とのつなぎ役を果たし、課題が解決できるように寄り添いながら支援しております。

支援策については国の制度である児童扶養手当において経済的支援を行うほか、医療費や保育料の減免措置などを行っているところであります。

また知識技能習得のための自立支援教育訓練給付金、看護師などの資格養成課程の就学時の生活費を給付する高等技能訓練促進費により雇用の安定への支援を行うほか、山梨県労働局と一体となって行っているほくとハッピーワークにより職業紹介や生活、就労相談を実施しております。

今後は、ひとり親家庭等が自立した生活ができるよう就労情報の提供や相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電施設の認定件数と容量についてであります。

経済産業省が公表した本年7月末現在の建築物へ設置された設備を含めた10キロワット以上の認定件数、認定容量は本市が4,677件、28万4,832キロワットであります。韮崎市では1,159件、9万5,337キロワット、甲斐市では1,287件、12万90キロワット、南アルプス市では1,346件、6万5,716キロワットであります。

また公表された稼働件数と容量については本市が1,009件、6万7,325キロワット、
韮崎市が238件、1万7,459キロワット、甲斐市が439件、1万8,587キロワッ
ト、南アルプス市が626件、3万4,546キロワットであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電施設に関わる指導要綱の条例化に向けて、いくつかご質問をいただいております。
はじめに、景観条例の一部改正に向けたスケジュールについてであります。

景観法第8条において、景観行政団体は良好な景観の形成に関する計画を定めることができ
るとされていることから、本市においては平成17年10月に景観法に基づく景観行政団体にな
り、平成22年12月に北杜市景観計画を策定し、平成23年10月に北杜市景観条例を施
行しました。

地上設置型事業用太陽光発電施設を北杜市景観計画の届出対象にすることについて、現在北
杜市まちづくり審議会において、ご審議いただいているところであります。

計画の改正案が承認されたのちにパブリックコメントにより市民の皆さまのご意見を伺い、
その意見を踏まえ審議会から景観計画改正案の答申をいただくこととしております。

景観計画を変更することに伴い景観条例の改正が必要になりますので、平成28年第1回の
定例議会に景観条例の一部改正について、ご審議いただくこととしております。

次に改正について高さ制限、セットバック、緑地の確保、植栽等を数値で示す考えについて
であります。

現在まちづくり審議会に景観計画の見直しの素案をお示しし、ご審議いただいている状況で
ありますが、具体的に数値で示す場合は行為を制限する法的根拠が必要になり、現在のところ
難しい状況にあると考えております。

今議会において議員発議により、地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書が全
会一致で可決されたところであります。その意見書のとおり要綱・条例ともに指導、勧告に留
まり、景観条例を改正したとしても罰則の適用は届出を行わない、あるいは虚偽の届出を行っ
た場合に事業者の公表等が適用されるだけであり、実質の規制は国の法令、県の林地開発許可
等の上位法に委ねられており、建築基準法および関連法令整備などを国に対して提出いただい
たものであります。

景観条例を改正したとしても、太陽光発電施設の設置に関する上位法令がない中で数値等を
定めることができない状況にあります。

次にまちづくり審議会で検討し、決定する考えについてであります。

先月11日に開催した第2回まちづくり審議会において、景観計画の変更についてご審議を
いただいたところでございます。また、今月25日に開催を予定している第3回の審議会にお
いても審議を行うこととしております。

次に、県のガイドラインと景観条例との整合性と文言の変更についてであります。

先月4日に山梨県が太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを策定したことに伴い、主な関
連法令に市町村の景観条例が位置づけられたことから、北杜市景観計画の景観形成基準に必要

な事項を定めることにより整合性を図るものであります。しかし県のガイドラインにおいても法的拘束力がないことから「努める」「配慮する」との表現内容になっているところであります。

次に設置を避けるべきエリア、慎重な検討が必要なエリアの表示についてであります。

北杜市景観計画では、市全域を山岳高原景観形成地域と田園集落景観形成地域に区分しております。広大な面積を有する北杜市を一元的に立地を避けるべきエリア、立地に慎重な検討が必要なエリアに位置づけることは困難であることから、県のガイドラインに示されている自然公園の特別地域および普通地域・自然環境保全地区および自然記念物・保安林・文化財指定エリア・重要な観光施設等に近接するエリアなどに区分しているところであります。

次に、県のガイドラインに準じて指導する考えについてであります。

県のガイドラインが先月4日に策定されたため、このガイドラインに準じて指導するとともに併せて北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づいて今後も指導してまいります。

次に10キロワット以上の施設が未届の場合の罰則についてであります。

地上設置型太陽光発電施設が北杜市景観条例の届出対象となった場合には、景観法の適用を受けることから、景観法に基づいて勧告・命令等を行うこととなります。これにも応じない場合には30万円以下の罰金が科せられることもあります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

坂本静君の再質問を許します。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

再質問をさせていただきます。

はじめに子どもの貧困問題についてでございますが、先ほどの答弁の中に児童扶養手当について答弁がありました。端的に申し上げますと昨年は287世帯、1億3,056万円余りが支給されたとありますが、つい先日の新聞報道によりますと政府のほうで来年度から児童扶養手当の見直しが予定されるとありましたが、その内容とはどんなものかを伺いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

もう1点併せて子どもの貧困問題について、生活が経済的に苦しい家庭、ひとり親家庭ということで、この相談窓口は先ほど福祉課の福祉相談窓口だというお答えがございましたけれども、その状況は家庭の状況を見ながら相談を受けて、市の相談支援員や就労支援員が対応しているということでしたが、この中で就労支援員の具体的な職務、仕事の内容と人員はどのようにあるのか。また成果について教えていただきたいと思っております。

以上2点、よろしくお願いたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。2点ご質問がございました。

まず1点目の児童扶養手当の額についてのご質問でございます。

国においては一億総活躍社会の実現に向けて経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援する

必要があるとして、来年度から第2子以降の額を倍額する方向で調整を進めております。今後、国においては予算編成の調整や法律の改正等が行われ、来年の通常国会に提出されるというようなことでありますので、今後国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

続いて就労支援についてということのご質問でございます。

就労支援につきましては市のほくとハッピーワークにおいて2名のハローワーク、ナビゲーターによる職業紹介を行うとともに市の就労支援員や相談支援員、母子自立支援員、3名が就労相談や生活相談を行っているところでございます。

ほくとハッピーワークのひとり親関係の利用者数、それから就職者数でございますけれども、このほくとハッピーワークが創設した24年の6月から今年の11月現在においては利用者数が161件で、そのうち就職者数が93、ひとり親の方の就労に結びついた状況となっております。このほくとハッピーワークは福祉の視点から雇用対策にしっかり取り組んでいこうという思いから行っている事業でございます。この取り組みが身近な市役所で就労支援が行えるということで多くのご利用をいただき、より多くの方々の就労に結びついていくよう今後とも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

それでは3項目めの健康な長寿社会の実現をするためにはの再質問をさせていただきます。

この中で公民館カフェについてお伺いをいたしました。これにつきましては公民館の分館等で昨年12カ所を利用しながら214人が参加したということでございます。今年は11月1日ですね、11月現在で市内の17カ所で開催されているという、増大傾向にあると受け取りました。この事業は高齢者の交流の場ということで、運営費が市のほうから助成をされているようでございますが、その助成の、ところによって違うとは思いますがどのようなところに助成がされているのか。分かれば助成の金額ですが、これはちょっとここでは無理かもしれませんが、どのようなところに助成されているか、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

公民館カフェの運営費の助成の内容ということでございます。

月に1回以上、また1回に2時間以上、なおかつ1回の利用人員が5人以上という要件に該当した場合に1回開催ごとに5千円を上限に助成をしているところでございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

ほかにありませんか。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

それではマイナンバー制度についての再質問をさせていただきます。

これにつきましては通知がすでに開始されてしばらく経つわけではありますが、その間、北杜市にもなかなか届かない通知、戻ってきてしまう通知、さまざまあるわけでありまして、先ほど答弁の中にも3カ月保管をしたら廃棄するというふうなことがございました。そんな中で山梨県内で多数の、いわゆる通知は届けるんだけど拒否をしていると。受け取らない、こういう方が大勢いるというようなことが報道されております。

そんな中で北杜市とすれば、例えば近隣の市と比べてどうなのかということ、この拒否をした人に対する対応ですね。これはどんなふうになっているのか、状況をお聞きしたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

通知カードの受け取り拒否の方に対する対応ということで伺いました。

すでに報道されたとおり、北杜市での受け取り拒否については76通と県内でも多いというふうな報道がございます。その後、一度拒否はしたんですけども受け取りに来られる方、また受け取ったけどやっぱりいらないうって返す方もございます。それらの通知カードにつきましては、先ほどの答弁にもございますように3カ月程度ということで本年度末まで市で保管したのちは廃棄処分というふうになります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

○14番議員（坂本静君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

坂本静君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

太陽光発電施設に関わる指導要綱の条例化に向けて関連質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では数値系は法的な規制があり、特に考えていないとの答弁だったと思います。しかし北杜市の豊かな自然環境や景観を守っていくには数値化をすることによって、担当者が事業者に行行政指導がやりやすくなり、トラブルが少なくなると思います。

例えばパネルの高さを1.5メートル以下、これは平均的に歩いてみて1.5メートルがすごく多かった気がします。そしてあと隣地や道路からのセットバックを3メートル以上、これについてはまちづくり条例で森林共生区域、田園集落区域は道路、隣地境界から2メートル以上セットバック、それは規定されています。やはりそれに準じた指導をしていただきたい。緑化率についても森林地内は30%、その他は20%以上となっています。今、太陽光でいろいろ問題が出ていますので、そのへんはまちづくり審議会できっちり審議していただきたい。再

度見解をお願いします。

そして先ほど答弁の中で、11月4日に山梨県が全国に先駆けて太陽光に対するガイドラインに素晴らしいものがあります。これについては計画段階から立地を避けるべきエリア、つまり設置を避けるべきエリア、先ほど答弁にもありましたけども立地に慎重な検討が必要なエリア、そして適正な導入のために特に順守すべき事項、これは配慮すべき事項が順守に決まったんですよ。これは法的にかなり言葉としては素晴らしい、順守という文言になっていますけど、そのへんも注意しながら防災面、景観面、環境面、設備面をしっかりと指導していただきたい。そしてまず、なんといっても地域の住民との合意形成を図る、事前にこれもガイドラインで謳っています。ですから県のガイドラインに準じた市独自のガイドラインを作成し、事業者に指導していただきたいと思いますが、その考え方があるかどうか伺います。

そして3点目ですが、資源エネルギー庁が公表した1年前の26年4月現在の北杜市の太陽光の施設の設置状況は、事業用の10キロワット以上の認定件数は4,074件。今、1年経った、27年の7月現在では4,677件、もう600件近く増えているんですよ。そのへん。

そしてもう1つは、26年4月は302件の導入件数でした。稼働件数。これは先ほどの答弁で、たぶん1,009件ですか、3.3倍近く増えていますよ。やはりきちっとしないと北杜市の自然環境景観は、先ほども質問の中で宝物です。ぜひここはきちっとしたルールで早くしないと、例えば今、1カ月で50件の勢いで増えています。今7月分までの公表しかされていませんが、現時点で50件で増えているとすれば12月現在1,200件を超えていると思います。この状態であと1年続けば2千件、ちょっと大変なことになります。ですから国の法律を待っていたのでは取り返しのつかないことになってしまいます。市の法律は条例です。条例で厳しく、例えば宅地指導要綱を条例化するとか、まちづくり条例の中で位置づければ可能かと思しますので、よくそのへんを検討していただきたいと思います。

そして市長が言うように一流の田舎まち、人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市ではなくってしまうのではないかとちょっと危機感を感じていますので、そのへんについても見解を伺います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

相吉正一議員の関連質問にお答えをいたします。

まずセットバックと高さ制限についてであります。

県のガイドラインを見ましてもセットバックの距離は表示がされておりません。高さ制限についても表示がされていないと。これにつきましては、議員もご承知のとおり中山宏樹議員が提出者になりまして、全会派の代表の方が賛成者ということで提出をしていただきました地上設置型の太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書にあるとおり、上位条例がないということが基本であります。ですから皆さんに意見書を議決していただいて、国にそのことについて改善をお願いしたいということでもあります。

したがいまして北杜市が独自の条例をつくれということでもありますけれども、法的根拠がないものを数値化して、果たしてそれでいいのかということを検討しなければいけないということだと思います。

セットバックの件でありますけども、セットバックでメーターを表示することによって著し

く個人の財産権を侵害する恐れがあるということだと思います。なぜに、例えば建物でいうと建蔽率なのか、あるいは林地開発でいうと緑化率なのかと。率というのは大きい土地でも小さい土地でも同じであります。しかしながら一律にセットバックすると土地が小さくなれば小さくなるほど、その使える土地が少なくなってしまうと。そういうことで、非常に個人の財産権を侵害する恐れがあるということで数字目標をつけるのは難しいだろうということでもあります。

あと県のガイドラインの関係でございますけれども、たしかに素晴らしいガイドラインであります。しかしながら県はいろんな方と会合をしております。業者ともしております。業者が素晴らしいガイドラインだということで、ではパネルの色を変えろと言われたときにはわれわれは変えられないと。あるいは市民の方が例えば合意形成の論議についてガイドラインで従わなかったものにはペナルティを科せられるかという質問をしますと、ガイドラインは法的根拠がないと。あくまでも目安だということで、ペナルティを科すことはできないと。市町村に指導はしていくということでもあります。

ですから従来、私どもが答弁させていただいているとおり、景観条例については意匠と色彩、これについてははっきり指定をさせていただく。その他については、指導要綱により従来どおり指導していくというものが基本姿勢であります。

私の答弁は以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

先ほど質問した中で1年前に比べて3.3倍増えています。302件が1,009件ですか、そのへんについてはまたあとで答えをいただきたいと思えます。

そして先ほどの答弁で県のガイドラインに準じて、できるだけ指導していきたいというお答えだと思いますが、ガイドラインの中に市内での立地を避けるべきエリア、つまり設置を避けるべきエリアと慎重な検討のエリアを明示して指導する考えはあるかどうか。例えば日野のオオムラサキとあります、そこ。オオムラサキ遊歩道沿いやオオムラサキセンターの周辺付近の里山はパネルが設置できないように規制をしなければ大変なことになってしまうと思えます。すでにオオムラサキが生息する雑木林の隣に太陽光の発電施設、またオオムラサキ遊歩道沿いに発電施設がすでに設置されているのが現状であります。そのへんをしっかりとしないと国蝶オオムラサキ日本一の里、日照時間日本一の里ですが、太陽光でちょっとまちづくりが厳しくなるのではないかと、そのように私はすごく感じています。

そしてもう1点、甲陵高校のこの前、サイエンススクール、ちょっと考察のところを述べさせてもらいます。純粋な高校生。ソーラーパネルが屋根だけでなく地上にも大量に設置されていて目立った。自然の風景と調和しておらず異物感があつた。実際ここ数年で通学路にもかなりのソーラーパネルが増えたように感じる。これでは景観に影響があるのではないかと。北杜市の景観ということで、北杜市の住民で景観が悪くなっていると感じている人の割合が意外に多く、主な原因に太陽光が増えたことが挙げられていた。ソーラーパネルがまわりの景観に影響して設置するよう定められてはいるが、あまり強制力が感じられなかった。実際、柵などが設置されていないところも多く見受けられる。これは景観に配慮していると言えるだろうか。この純粋な高校生の意見です。ぜひ今回、県でガイドラインを作成しました。できるだけ協力が

できるはずです。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

先ほどの件数の件ですけれども件数が600件増加している、稼働件数についても300から1,009件稼働しているということですが、この内容を私たちも中身を見ましたら、大きい太陽光発電設備ではなく、現在のところですね、10キロワット以上50キロワット未満ぐらいの太陽光発電設備が、最近では月に40数件からが月に増えているというような経済産業省の公表内容となっております。

あと先ほど神宮司建設部長もお答えしました県のガイドラインをとということですが、県のガイドラインを見習って市のガイドラインはどうかというお話でしたが、建設部長の答弁にもありましたが、県のガイドラインというのは内容をよく見ていきますと、これは市の指導要綱とほぼ同様であります。神宮司部長と重複するかもしれませんが例えば先月、11月、県が開催しました太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの説明会がありました。県のエネルギー局の担当者が事業者には説明をした中での1つの事例であります。事業者から質問で本ガイドラインについては法令上の制限がない場所でも市町村への協議や地元の同意を求めるものであるが、真摯な対応をしても同意に至らない場合は適法な範囲内で事業継続することは問題ないかという問いに対しまして、県のほうでは実際にそういった事例も、相談も受けていると。住民感情はさまざまであり、要求レベルもさまざまと思われる。ガイドラインでは絶対に同意を得なければならないということではない。同意形成をし、同意を得るプロセスを得ることを示している。ガイドラインにより健全な経済活動を縛ろうというものではないため、適法に行っていただき、ガイドラインの趣旨により合意形成の努力を行っていただければよいかと思うと説明しております。

再三、申し上げますが上位法がありません。したがって、このような状況下で議員の皆さま方にも全会派の意見書を出していただき、このような中で市としましても現在あります指導要綱、また現在、景観計画の見直しをまちづくり審議会で審議しております。この先、景観条例改正となれば指導要綱との両輪で課題に対応してまいりたいと、そう考えております。

最後ですが、先ほど甲陵高校のスーパーサイエンスハイスクールの件であります。この会議にも私は出席しております。その中でこの発表会の日に私も驚いたのは太陽光パネルと景観の課題、これについての取り上げの数が多かったこと。その内容を一つひとつ見ていきました。この学生たちの質問等に対して、うちの環境課でも事前に回答を送らせていただいております。

この学生たちが景観ということを自分たちの感性で見た。まだ知らないことが、うちの環境課でいろんな現状はこうだと。ここのことを文書で説明してあります。そうしたら、学生たちは自分たちもまだ知らないことも、いろいろ社会というのはいろんな課題があるんだと。これらも総合的に考えていかなければならないと、そんなふうにあとで電話でも先生方からいただきました。答えになるか分かりませんが、スーパーサイエンスハイスクールの件に関してはそのような内容でありました。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

ほかに関連はありませんか。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

マイナンバーについてお聞きします。

マイナンバーは今、世帯ごとに世帯主に宛てて送られています。これはちょっと聞かれて困ったことなんですけど、DVなどで事情があって家を出ている人があります。こういった方はマイナンバーを受け取ることができないわけです。先ほどあった児童扶養手当などももらえないというケースがあるんじゃないかという心配があったり、身を隠していなければならないような状況の方が、別居している相手とか知られたくない人に知られてしまうということも心配されています。それで2点伺います。

1点として、主にDVなんですけど特別な事情で別居している人にはどういうふうに対応していますか。

2点目として、別居していることを知らないで、その世帯主のところへ通知カードが送られてしまった場合、マイナンバーがほしい人はどうしたらよいでしょうか。

以上2点、お願いいたします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

保坂多枝子議員の関連質問にお答えいたします。

2点いただきましたけども、DVなどの特別な事情があって自分が通知カードを受け取れないということでその対応とかそれについてどうするかということで、これは関連がありますので1回でお答えいたします。

すでに世帯主宛てに、質問でもありますように送付されております。したがって、当然そこへ行って通知カードを受け取るというわけにはまいらないと思います。ですので、そのような方につきましては、窓口でその事情を説明して申請していただければ、新しい番号の通知カードを再発行していきます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

暫時休憩といたします。

再開は3時45分といたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時45分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に市民の会の会派代表質問を許します。

市民の声、2番議員、小野光一君。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

平成27年12月の代表質問を行います。

私たち会派市民の声は市民の皆さんの声を市民目線に立ち、市政に反映できるよう議会活動の中で深めてまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

12月の半ばとなっても生ぬるいような気候で、寒さの訪れが遅くて明野の大根が太ってしまったり、ころ柿が黒ずんでしまったり、カビてしまったり奇妙な天候です。まずは平穏な年の暮れを迎えたいところです。

では質問いたします。

平成25年の12月定例会のときに、私は一般質問におきまして「環境創造都市を標榜する北杜市に問う」と題し、その時期進行していましたが小淵沢町上笹尾地区への約1,700キロワット規模のメガソーラー施設の計画について質問をいたしました。そして2年経過いたしました。孔子の言葉に「過ぎたるは、なお及ばざるが如し」、今この感に尽きるわけです。

現在、地上設置型太陽光発電装置、以下、太陽光施設と言わせていただきます。についての条例化を目指しているとは伺いますが、景観条例の一部改正のその効力について今後の憂いをまだまだ払拭することができません。

まず第1に条例施行前に敷設された太陽光施設には、現在でも届け出がないものがあります。今後どのように対処いたしますか。

2番目です。太陽光施設に起因する災害、例えば現在、下黒沢の太陽光パネルの下の崖が崩れていたりとか当然、清里クリーンエネルギーで工事中に土砂流出があったりしていますが、住民の方々も大変心配してはいます。現在でもですね。あるいは、また災害などでパネルの損傷等、モジュール内の亜鉛などが雨水で溶けたりして、あるいは不適切な除草剤の使用で土壌の汚染や生態系への影響が想定される、そんなことが発生した場合どのように対処いたしますか。

3番目といたしまして、太陽光施設がなんらかの理由で修繕などが行われた場合、改正条例は適用の範囲になるのでしょうか。

4番目です。パワーコンディショナーが発する騒音や発熱は、すでに設置された隣家の方から住宅に影響を与えています。改正条例ではこれらの被害を抑止できるのでしょうか。

最後の質問の前ですが、たしかに根拠法令というものが無いというお答えも前質問でございましたが、私、本当に思いますけども、朝のおはようございますに法令がなくても言うんではないかということです。つまり法令がなくても、やはりみんなが気持ちよく生きられる世の中というものをするために、ぜひしっかりした条例を改正していただきたいと思います。これらなくして環境創造都市を標榜する北杜市足り得るかということでございます。

次の質問です。指定管理事業者の決算申告のチェックについて質問します。

指定管理者に対して指定管理料が支払われます。また施設の内容によっては納入金が発生します。これら施設の決算書が9月に閲覧されました。何件かの決算書を閲覧しまして、提出されているそれらの中には稚拙とみられるものが何件か見受けられました。

例えば指定管理料を受け取る施設には異常に消耗品の会計処理率が高かったりし、市からの指定管理料に帳尻を合わせるような決算書もいくつか見られました。また売上規模や利益率から比べ市への納入金の額が過不足なく適正になされているのかも目につきました。

そこで質問ですが、指定管理者の出す決算書は誰がどのように分析しているのでしょうか。

2番目として、決算書のもとになる元帳の調査、また提出などはあるのでしょうか。

3番目として、提出された決算書が適正な内容であろうことを誰が判断しているのでしょうか。

次に大きく3番目の質問です。市内の子宮頸がんワクチン被害の実態は。

国が子宮頸がんワクチンの接種を推奨してから6年経過しています。当初、接種を促す情報が多く発信されていましたが、現在ではまったくそのような情報発信はありません。そして20人に1人という高い確率で副反応が現れていると聞きます。10月18日には子宮頸がんワクチン被害者連絡会山梨支部が発足し、県も11月16日にはこの問題の専用窓口を開設いたしました。

そこで質問ですが、市内の同ワクチンの接種者の数は把握していますか。

2番目、被害にあっている方の調査はされていますか。

3番目、平成25年の11月に市の健康増進課に届け出を出されている方がいると聞いていますが、その方とはその後どうなっていますでしょうか。

4番目、それ以後、別の相談は寄せられているのでしょうか。

以上、質問です。よろしくお願いたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小野光一議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

環境創造都市の標榜についてであります。

本市では法整備のない中で太陽光発電設備に関して、自然環境の保全および地域環境との調和を図ることを目的に北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱を施行し、現在北杜市景観条例の改正も検討しております。

しかしながら、議会におかれましても地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書を全会一致で可決されております内容のとおり要綱・条例等ともに指導・勧告に留まり、景観条例を改正したとしても罰則の適用は届出を行わない、あるいは虚偽の届出を行った場合に事業者の公表等が適用されるだけであり、実質の規制は国の法令、県の林地開発許可等、上位法に委ねられております。

今後開催されるまちづくり審議会により、地上設置型事業用太陽光発電施設が北杜市景観条例における届出対象行為に加えられた場合は、これまでの北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱や山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインに加え、北杜市景観条例に基づく景観形成基準により、事業者が景観に配慮した設置を求めることとなります。

次に指定管理事業者の決算申告のチェックについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、決算書の分析者と分析内容についてであります。

指定管理者は毎年度終了後、公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該地方公

共同体に提出することが地方自治法により義務づけられています。この事業報告書は公の施設の管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、管理の実態を把握するために必要な内容が記載されているものであります。

提出された事業報告書は、施設所管課および管財課において指定管理者へのヒアリング等を実施し、施設の適正な管理の確保等の観点から分析しております。

次に適正内容の判断についてであります。

指定管理者は法人その他の団体であり、事業報告書の提出に当たっては、その法人等の内部監査、決算総会等を経て適切に処理され、提出されているものと考えております。

なお、提出された事業報告書は施設所管課および管財課において、指定管理者へのヒアリング等により審査を行うとともに、所管課ごとに会計上の観点から市監査委員の監査を受けているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

小野光一議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

指定管理事業者の決算申告のチェックおける元帳の調査と提出についてであります。

施設の管理運営事業のすべての取引内容を詳細に記載した台帳である総勘定元帳の調査および提出は地方自治法の規定もなく、指定管理者への経費等の負担となることから求めてはおりませんが、別途の確認方法として法人等としての指定管理者の決算書類を添付書類として提出させ、調査確認を行っております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

小野光一議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

子宮頸がんワクチンの実態について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子宮頸がんワクチン接種者の把握についてであります。

ワクチン接種者は医療機関から接種費用の請求書と併せて、接種者ごとの接種済み予診票が市に返送されてきますので、それらに基づき健康管理システムで管理をしております。

平成22年度からの接種者数は1,015人となっております。

次に被害者の調査についてであります。

対象者へ接種のお知らせをする際、注意事項を記載したチラシを同封し、接種後の健康被害については独立行政法人医薬品医療機器総合機構に問い合わせることとされていることから市では調査は行っておりません。

次に平成25年11月に届け出した人の対応であります。

平成24年3月に接種した生徒の保護者から、平成25年11月に接種後に発生した症状に関する相談を受けましたので、市から山梨県を經由して厚生労働省に報告しましたが、その後、厚生労働省からの通知はありません。

またそれ以降、これまで市への子宮頸がんワクチン接種に対する相談はありません。

以上です。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

小野光一議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

太陽光施設に起因する災害が発生した場合の対処についてであります。

土壤の汚染に関して、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱において事業者等の責務として周辺環境に十分配慮するよう指導しており、また山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドラインにおいても周辺に影響を及ぼさないよう適切な管理を求めています。

しかしながら、土壤の汚染が発生した場合においては、土壤汚染対策法に基づき対処することとなりますが、所管が県であることから連携を図ってまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

小野光一議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、条例施行前に敷設した太陽光発電施設において届出がないものへの対応についてであります。

北杜市景観計画を変更した場合、地上設置型事業用太陽光発電施設が北杜市景観条例の届出対象となります。したがって、施行日以前に設置されたものについては、従来どおり北杜市太陽光発電設備に関する指導要綱において指導していくこととなります。

次に、太陽光発電施設が改修された場合における改正条例の適用範囲についてであります。

地上設置型事業用太陽光発電施設が改修された場合は、届出対象となります。

次に、パワーコンディショナーの被害における改正条例での抑制についてであります。

パワーコンディショナーによる稼働音や発熱については、騒音規制法等による関係法令で指導することとなります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

小野光一君の再質問を許します。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

再質問をさせていただきます。

まず太陽光についてですが、たしかに災害が起こりますと当然その環境についてのことから災害ですとか汚染とかそういうことになると思います。たしかにそうですし、例えばパワーコンディショナーの稼働などの騒音も騒音防止法になると思うんですが、騒音防止法でどうするのという、そういうところだと思いませんか。いわゆるその被害にあっている方が、仮に今、パワーコンディショナーの騒音1つに絞りますとその位置を変えていただくとか、そういうことが可能なんですか。その防止法なりなんなりで。どうなんですか。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

まず騒音防止法でありますけれども、いくつデシベル以上の騒音に対してというふうな法律であります。それが今言ったようにパワーコンディショナーの振動音がそれに達するかということになると非常に難しいと思われまして。そういうことになれば住民で、これについては位置を変えてくれとか、あるいは建屋の中に入れてくれということを被害を受けている方が隣接の太陽光施設の事業者をお願いをしていただくということしか、手立てはないのかなと考えています。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

再々です。たしかにそうだと思います。住民だと思います。先ほど質問の中でも言いましたように、いわゆるあいさつだって法律で決まっていなくてもあいさつをするわけですよ。ですから、この条例の中に盛り込んでいただくということが、より具体的になることによって、それが指針となるわけですから、ぜひ細かな表示をできたらしていただきたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

小野光一議員の再々質問にお答えをいたします。

再々の答弁で非常に申し訳ありませんけれども、景観条例につきましては形態、意匠と色彩、これについて規制をするものだというのであります。ですから今言いましたようにいろんな項目を入れるのは非常に無理があるということでもあります。すなわち再三の答弁でありますけれども、今ある指導要綱により両方で指導をしていくということでもあります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

ではすみません、指定管理者のほうのことで再質問させていただきます。

指定管理者の決算チェックについては、やはり指定管理者で支払われる指定管理料というのは市民にとって結構高い割合での、関心度が高いとなっております。ときどき本当にどうなんだろうねと聞かれることがございます。

例えば市民の指定管理者の指定に議会の同意が必要なように、決算書についてもやっぱりそれなりの開示がされてはおりますが、中の内容についてできるだけチェックが入れるような体制が取れれば、より市民からの信頼が得られるのではないかとそんな私は気がするわけですが、そういった市民の納得を得るためにも、個々にしっかりと会計の調査がなされるべきと思

います。例えば市内には税務署などを退官した、能力を持った方が結構おいでになります。そういった方々、臨時、嘱託みたいな形で別に全部を全部するのではなくて、市がこういうことをしているよということを指定管理業者に分からせる、なんとなく匂わせるだけでも、やっぱりいろいろ締まってくると思うんです。そういった形が、そんなにお金がかからないので、なおかつ指定管理料の適切な申告と処理がされているということを、市としてのモーションとして表せてもらえればよりいいのではないかなと。そんな気がいたします。どうでしょうか。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

小野議員の再質問にお答えいたします。

指定管理料等の経費的なチェックについて、市民また外部の方のより適切、適正なチェックについてのご質問でございます。

これにつきましてはそれぞれ法人等の内部監査、また決算総会等を経て審議決定された事項につきましては、それぞれ適正にそれぞれ処理されたものでありまして、またそれに基づきまして作成された事業報告書等、これにつきましてもまた適正なものであるというふうに理解しております。

ただ、事業計画等の数字上の乖離とか著しく突出した支出項目等、これにつきましては指定管理者へのヒアリング等を行いまして施設の管理上、それが本当に適切な支出であるかどうかという審査を行っております。

またそれが業務推進上、改善すべき事項というものに当たるものであれば、なお改善指示書を送付したり、改善計画の提出を求めたりして、より一層、適切な管理を行っていただくよう指導しております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

再質問をもう1つ、今度は子宮頸がんワクチン被害の実態についてなんですが、実際の市のほうで把握していらっしゃる接種者1,015件ということでございますけれども、やはり例えば身延町では町議会も支援して被害者の医療費負担やなんかをしているとか聞いています。やはり数が少ないから、見当たらないからいいというものではなくて、やはりこのへん1,015件のレベルでしたならば個々の調査が可能だと思いますので、ぜひ埋もれている方、例えば被害にあっている方も、まだ子宮頸がんワクチンでの影響で体調が不良だと分からない方もいるようなんですね。やはり今、10代後半から20代前半の女性の方々、本当に悩んでいらっしゃると思いますので、ぜひちょっとこれはしっかりと市のほうでも調査をしていただけたらと思います。ぜひそのへんをよろしくお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

小野光一議員の再質問にお答えいたします。

子宮頸がんワクチンの接種された方々の、個々の方々に調査をしたらどうかということでございます。

現在、調査予定はございませんけれども、ここにきて国のほうの対応もいろいろ出てきております。そんな中で、質問にもありました県庁のほうに子宮頸がんワクチンの相談窓口が開設されております。これにつきましては、県のほうでも広報をしてくださいというふうな依頼を受けておりますので、あらゆる機関広報紙、CATVなどを使ってその周知、子宮頸がんワクチンを受けてその副作用と思われるような方がおりましたら、県の相談窓口のほうに相談をするようにというふうな周知は今後していきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

小野光一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

関連質問をさせていただきます。

まず第1項目めでございますけれども、私たちの会は災害というようなことで質問をさせていただいてはいますけれども、太陽光施設に起因する災害が先ほど小野議員からも下黒沢地区でとか檜山牧場の跡地の太陽光設置等で土砂流出等もあったというような、そんなご指摘もあったわけですが、その中で檜山牧場の関係で先日、竣工式がございましたけれども、そこへ出席したわけですが、出席した地域の人たちから大変大雨が降ったり、台風がきた場合にこれで大丈夫か、これはとても不安だというふうなことを言っておられる方がおりました。そんな方々に対しても、こういう立派な施設だから大丈夫だよというようなことを市のほうで明言していただけるかどうか、そのへんをまず1点。

また土砂災害、崖崩れ等があった下黒沢地区でも、言ってみればまだそのままのような、応急措置のような状態であります。指導要綱で先ほど言っておりましたけれども、指導要綱だからそれ以上のことはできないというようなニュアンスのことを言っているように聞こえたんですけども、何しろ条例を制定して、さらに指導要綱を強力に進めるという市の姿勢を強力に打ち出していきたいと思いますが、そのへんについての市長のご所見をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

齊藤議員の関連質問にお答えいたします。

まず1点目ですが過日、檜山牧場の竣工式、地元の高根町の方がこの会場、場内を見て大丈夫かとおっしゃったということではありますが、本年の6月23日、局地的な大雨で工事中のさなか土砂が流出したと。その後、地元の方と地権者の方、関連する方々と何回か協議して防災対策、それらについても、また地元の要望についてもしっかりと要望を聞き受けて納得をしていただいている状況であります。そして竣工式を迎えたわけですが、場内はもとより、場内には調整池を2カ所、1カ所についてはさらに拡充して、また擁壁もしっかりしたものを敷地境界に設けております。また農地のほうも地元の要望に沿った内容で、ずいぶん下方まで水路の

改修、これをしっかりと施しているところであります。

ですからどういってお話だったかは今の齊藤議員の発言でありましたが、私どもは地元の方からは私たちの希望をすべて取り入れてくれて、またこの竣工式の地元の区長さんのあいさつの中でも立派に私たちの意見を聞いていただいて、本当に安心しているとそのようにあいさつされたと思っております。

2つ目の下黒沢地区の件ですが、これはまた全協でも説明のほうをしたとは思いますが太陽光との因果関係とは、これは少ないというふうに感じてはおりますが、現に困っている市民の方がいるわけですから、市としても今後対応、市ができることを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

それでは2つ目の指定管理者の関係の関連質問をさせていただきたいと思えます。

指定管理者の決算のチェック、どなたがやるか、いろいろ市の監査を最終的には受けてやっているということでもありますけれども、まず指定管理者の指定をするということの中には、議会の議決等も当然必要になってきておまして、議会で議決してはじめてするわけですけれども、議会に出せるのは事業計画書だとか関係資料を出すわけですけれども、それに基づいて議員もちゃんとチェックしないとまずいと。要するに指定をするときにもチェックがとても大切だと私は思います。

そこで議会へ提出するときには、先日の全員協議会でもございましたけれども、指定管理者の指定に関するそうした選考結果の、例年出されているようなそういうものを一緒に出して、議員にもちゃんとチェックしてもらおうようにこれが必要だと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤議員の関連質問にお答えいたします。

指定管理者の選定についての資料の提出等のご質問でございますけれども、これにつきましては、全員協議会のときにもお話させていただきました。昨年まではそういった選定結果の報告書等は添付しておりましたけれど、今年度からは添付していないという理由につきましては、今年度からはホームページ等で事前にもうすでに結果報告書は公表してあるということと、あとそれに代わる議決事項ではないんですけれど、指定管理料とか市への納入金、これにつきましてはの情報もすべて網羅した詳細な資料を今回は提出させていただきました。そういったものとともに9月の議会でも報告させていただきましたように、現指定管理者の評価結果等もすでにお示しさせていただいております。そういったものを総合的に参考にさせていただいて、議会のほうで議決をいただきたいという意味合いで今回はそういったことで対応してまいりました。以上でございます。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、市民の声の会派代表質問を終結いたします。

次に市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、8番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

12月定例会に当たり、市民フォーラムでは4項目について代表質問を行います。

本日のトリでございます。何卒よろしくお願ひいたします。

はじめに地上設置型太陽光発電設備についてお聞きします。

現在、景観計画の一部改正が北杜市まちづくり審議会で審議されております。この改正と北杜市まちづくり条例との関係性についてですが、太陽光発電設備が景観条例中の工作物として位置づけられることになれば、北杜市まちづくり条例第2条の(8)に定められている工作物にも太陽光発電設備が含まれるという理解で間違いはないでしょうか。

またこのまちづくり条例第23条では近隣関係者の範囲が定められていますが、例えば23条の1項1号、開発区域に隣接する土地、括弧の中に3メートル未満の水路もしくは5メートル未満の道路を挟む隣接地を含むとあります。こういう条項ですとか同じく同条3号の中に工作物からの高さの2倍の範囲内にある土地、または家屋の所有者およびその居住者というように範囲が非常に狭く現状に合わないものだと思っています。

景観計画には眺望という言葉が謳ってありますが、この眺望という観点からも対象範囲を広げるべきだと思いますが、その考えはあるのでしょうか。

次に景観の考え方について伺います。

まちづくり条例の23条とも関連のあることですが、景観というものは特定の場所、特定のエリアという点で捉えるだけではなく、移動中の車窓や登山中の景色など線、あるいは面という視点でも捉える必要があると思います。またこの観点で地上設置型太陽光発電施設の現状をどう見ているのでしょうか。

次に施設の維持・管理、修理、廃棄について伺います。

次世代エネルギーパーク計画書によれば、北杜サイトの売電によって得られた利益を事業終了後、施設の撤去やパネルの廃棄にかかる費用に充てるために積み立てるとありますが、その金額をどの程度と予想しているのでしょうか。またその積み立ては現在どうなっているのでしょうか。

発電施設の設置後の適正な維持・管理と撤去、廃棄時の廃棄物処理法および建設リサイクル法に基づく処理を行政指導する必要があると思いますがその考えはありますか。また発電施設設置の際、地域と事業者の間で施設の撤去について協定を結ぶよう指導する考えはありますか。

次に低圧分割について伺います。

平成26年から低圧分割が禁止となったことで、分譲物件の販売はなくなると考えてよろしいでしょうか。

現在、稼働中の設備の低圧設備の隣接地に別の事業者が新たに同じように低圧設備を設置した場合、既存の施設と一体とみなさず個別に条例が適用されるのでしょうか。

また現在、稼働中の低圧設備の隣接地に同じ業者が増設して全体を高圧設備にした場合、既

存の施設を含む全体を新規の施設として条例が適用されるのでしょうか。

太陽光の最後になりますが、11月11日に北杜サイトで行った傾斜地用太陽光発電システムの太陽電池モジュール自動施工装置のデモンストレーションに、市はどのように関わっているのでしょうか。またその意図はどのようなものなのでしょうか。

2番目です。南アルプスエコパークの自然保護についてお聞きします。

11月22日に放送されたNHK番組「ダーウィンが来た！「ライチョウを守れ！ボディーガード大作戦」」でも信州大学の中村浩志名誉教授がライチョウの危機を強調しておられました。番組を見た感想があればお聞かせください。

先の9月定例会では、環境省関東地方環境事務所国立公園課は核心地域でのニホンザルによるライチョウの被害は今のところない。被害が発生した場合は検討するという趣旨の答弁がありました。被害が出てからでは遅いことは明かです。ライチョウは南アルプスエコパークの大きな目玉と言えるので、北杜市が先頭を切って国や構成市町村に働きかけるような考えはありませんか。

中村名誉教授にお話を伺った際、南アルプスエコパークでのシカによる高山植物の食害でお花畑の減少、植物が減少し表土がむき出しになることで発生する表土の流亡や登山道の荒廃なども深刻な問題だと指摘しておられました。シカの被害は現在どのような状況でしょうか。

また中村先生は将来的には緩衝地域、また移行地域にまで影響が及ぶ恐れがあるとおっしゃっていますが、これについて国や構成市町村はどのような協議を行っているのでしょうか。

3番目です。温泉施設の状況について伺います。

昨年10月の料金改定後の温泉施設利用者数や料金収入について、市はどのような見解を持っていますか。平成26年度下半期と平成27年度上半期それぞれの分析結果と、その数値を踏まえての利用料金等の考え方を伺います。

料金改定の際、回数券は廃止すると議会でも説明がありましたが現在、温泉手形や前売り券の名称で事実上、回数券と同様のものが販売されています。これらについての説明はどうなっていますか。

次に北杜市温泉協議会について伺います。

北杜市温泉協議会とは、どのような組織でしょうか。

北杜市温泉協議会、あるいはそれぞれの温泉施設の指定管理者は、優待券などの発行についてどのような権限を持っているのか。またその発行の基準はどのようになっているのか。発行にあたって市との協議は行われているのか伺います。

現在、温泉施設は観光・商工課の所管ですが、住民福祉の目的も非常に強い施設です。現状について福祉部からの意見等はあるのでしょうか。市民の利用者を増やすための具体的な方策は何かあるのでしょうか。

隣の長野県富士見町の温泉施設は、町外の人でも600円で入浴できます。観光のための施設として他市他県との比較も重要だと思いますが見解を伺います。

最後に利用料金の見直しや回数券の正式な復活をして、市内の利用者を増やすことが喫緊の課題と思いますが、市の基本的な考えをお聞かせください。

最後の質問になります。子どもの不登校について伺います。

はじめに北杜市の小・中学生の不登校の学年別、理由別の実態をお聞きします。

また教育委員会としての対応はどのようになっているのかをお聞きします。

不登校の子どもたちの居場所づくりのため活動している民間グループに対しての支援体制と行政との連携はどのようになっていますか。

市外の学校へ進学した市内在住の子どもが不登校になった場合、行政や民間の支援団体などが把握できないのではないかと思います。このようなケースはどのような対応が考えられますか。また保護者はどこへ相談をすればよいのでしょうか。

以上で市民フォーラムの代表質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（千野秀一君）

ここで、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

それでは答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

太陽電池モジュール自動施工装置のデモンストレーションについてであります。

本事業は傾斜地用太陽光発電システムの実証研究として、株式会社NTTファシリティーズと株式会社アドテック富士が共同でNEDO委託事業として、傾斜地に太陽光パネルの自動施工が可能なロボット開発など、効率的かつ安全なシステム導入を目指した実証研究であります。研究の成果を待ちたいと思います。

市では用地の使用許可を行っておりますが、この実証研究事業への参加はしておりません。

次に、南アルプスエコパークの自然保護におけるNHK番組への感想についてであります。

自然界の弱肉強食の中で、ライチョウの雛の生存率が極めて低いことを痛切に感じるとともに番組で紹介されたケージ内保護による取り組みも重要であると認識いたしました。また、ライチョウの餌である高山植物をニホンジカ等の被害から守ることもライチョウを守る上で重要であると感じたところであります。

次に温泉施設の状況における温泉利用料金等の見直しによる、市内外の利用者を増やすための考えについてであります。

近年、人口減少や高齢化が進み、また消費税の影響もあり、利用者が全体的に減少している中で昨年10月の料金改定により各温泉施設への影響はさまざまであります。このため各温泉施設の立地や運営の状況に応じたサービス施策も必要と考えておりますので、各温泉施設の指定管理者と協議して、収支状況を踏まえたサービスの検討や実施を行い、利用者の増加策を講じてまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長および次長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

不登校について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小中学校の不登校の実態についてであります。

文部科学省では、不登校児童生徒について病気などによるものを除いてなんらかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因等により登校しない、または登校したくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者と定義しております。

本市の不登校の実態については昨年度は小学校1人、中学校40人であり、本年度については10月末で小学校4人、中学校25人となっております。

学年別では小学校の4人については1年生、3年生、4年生、6年生で各1人、中学校の25人については1年生3人、2年生9人、3年生13人です。

理由としては不安など情緒的な混乱、友人関係、学業の不振、家庭の状況などが主なものとなっております。

次に教育委員会の対応についてであります。

不登校は児童生徒が充実した学校生活を送り、生きる力を身につけること、また学習権を保障する観点からも見過ごしてはならない問題であります。

教育委員会としては不登校の要因や背景はさまざまであることから、学校においては保護者や児童生徒との信頼関係の構築はもとより早期発見・早期対応に努め、学級担任のみに任せるのではなく学校全体での共通理解を図り、組織的な対応を図るよう指導を行っているところであります。

また、学校への復帰とともに新たな不登校を生まないといった認識を学校長とも共有する中で、状況に応じて市教育委員会所属の指導監および本年度から2名体制とした指導主事が相談等に応じるとともに、専門知識を持ったスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校現場へ派遣し、医療機関や相談機関とも連携を密にして対応を行っております。

次に民間の支援体制との連携についてであります。

現在、不登校の子どもたちの居場所として、民間が運営するフリースクールが市内においても開設されております。こうした学校以外の教育機関を義務教育として認める法案について議員立法での制定という報道等もなされ、文部科学省においても有識者会議が設置されたところでもあります。

学校現場におきましては、不登校児童生徒の学校への復帰を目指して日々努力をしており、フリースクールについてはさまざまな形態があることから、連携を図っていくことについては今後の立法化や文部科学省の議論を注視し、慎重に見極めていきたいと考えております。

次に、市外の学校へ進学した市内の子どもの対応についてであります。

学校教育法施行令の区域外就学等の規定により、不登校の児童生徒が通う学校を管轄する教育委員会や不登校の児童生徒が在籍する私立学校が状況を把握し、対応を行うこととなっております。

なお、居住地の行政との情報交換等の連携は必要に応じて行ってまいりますが、相談等についても現に児童生徒が通学している教育委員会が窓口となります。また山梨県総合教育センターなど各所に、内容に応じた相談窓口も開設されている状況にあります。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電設備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜サイトの事業終了後の撤去・廃棄にかかる費用と現在の積み立てについてであります。

北杜サイト太陽光発電所に設置されている太陽光パネルや高圧引き込み設備および受変電設

備などの撤去・廃棄にかかる概算費用は約1億8,300万円を見込んでおります。

また撤去費用等にかかる現在の積み立て状況ではありますが、北杜サイトの年間売電収入が約1億1千万円ある中で、北杜市新エネルギー事業基金条例に基づき平成25年度から撤去費用等を積み立てているところであり、昨年度末の基金残高は約1億1,700万円でも今後も計画的に積み立ててまいります。

次に処理に関する行政指導と撤去に関する協定締結への指導についてであります。

適正な維持管理、撤去については、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱により事業者等の責務として適正な処理に努めるよう指導しており、また山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドラインにおいても、撤去廃棄関係については法令等に基づき適正な処理を行うことを示しております。

また地域と事業者での協定については、地域からの相談を受けた際に1つの方法として事業者とのルールづくりのため、協定の締結を提案した事例もあります。

協定などの内容については、撤去だけではなく防災対策など地域が不安になっている事項の内容が盛り込まれることで、地域との協調を図る観点からも有効であると考えております。

次に低圧分割禁止による分譲物件販売への考えについてであります。

平成26年3月の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の改正により分割案件に該当する場合は、経済産業省が認定を行わないこととなりましたが平成25年度以前に認定され、現在未稼働の設備もあるものと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

温泉施設の状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、料金改定に伴う分析結果と見解についてであります。

料金改定に伴う利用人数と利用料金の推移については、平成25年度下半期と平成26年度下半期を比較すると利用人数は約5万4千人減少し、利用料金については約1,297万2千円の増加となっております。

平成26年度上半期と平成27年度上半期を比較すると利用人数は約7万4千人減少し、利用料金については約2,307万円の増加となっており、人口減少や高齢化に伴い温泉利用者が近年減少傾向にあることや回数券や別荘料金の廃止の影響もあり、利用者が減少している状況ではありますが、利用料金改定については一定の成果が出たものと考えております。

次に温泉手形や前売り券についてであります。

回数券については、各温泉施設の指定管理者と協議する中で負担の公平性などの理由から廃止したところであります。しかし、温泉利用者から毎回料金を支払うのが面倒など復活を求める声も多く、また料金徴収の面においても指定管理者から同様なサービスを実施したいとの申し出がありました。

このことから指定管理者制度の中で収支の改善が図られる場合に限り、サービス券等の発行ができる制度となっていることから、指定管理者からの申請により10月から温泉手形や前売り券の名称でサービス券の発行を行い、サービスの向上を図ったところであります。

次に北杜市温泉協議会についてであります。

北杜市温泉協議会は市営温泉施設の指定管理者による協議会で、温泉の管理運営について定期的に意見交換し施設のPRや消耗品等の共同購入、新しいサービスメニューの開発等を検討している団体であります。

次に優待券等の発行の基準などについてであります。

北杜市温泉協議会は温泉施設の管理運営に対する権限はなく、施設の有効活用等のための情報交換の会であります。

温泉施設の指定管理者は、条例に定められた利用料金を自ら変更して運用する権限はありませんが、条例で定める利用料金の範囲内であれば市と協議し、利用料金の変更に伴う業務計画書を提出し、承認されることにより利用料金などを変更し運営することができます。

なお、承認の基準は収支の改善が図られる場合に限ることとされております。

次に、温泉施設の福祉的利用や市民の利用者増加の方策についてであります。

温泉施設の福祉的利用については、温泉施設の設置管理条例で住民福祉の向上等が定められていることから、各施設において健康増進などの福祉的サービスを実施しておりますが、さらに市民の利用者を増やすため、指定管理者に対し施設に合ったさまざまなサービスの実施をお願いしているところであります。

次に温泉利用料金の他市、他県との比較に対する見解についてであります。

利用料金を改定する際に他市、他県の利用料金も参考にして市外料金をアップしたところではありますが、経営改善が図られていることから今後、指定管理者と協議する中で県境等の住民に対する優待料金の設定等、収支状況を見ながら新たなサービスを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えをいたします。

地上設置型太陽光発電設備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、まちづくり条例との関係性についてであります。

北杜市まちづくり条例は土地利用および建築等に関する事項を定め、秩序ある土地利用を推進することを目的としており、工作物を土地に定着させ設置する事業などの開発事業について一定の制限を加えるものであります。

太陽光発電設備については平成24年6月8日付けの国土交通省からの通知により、太陽光発電設備およびその付属施設が建築基準法上の建築物でない場合は、開発許可を要しない旨の技術的助言がされたことから、まちづくり条例の工作物には該当しないと考えております。

次に、景観の考え方と現状の見解についてであります。

北杜市の豊かな景観は景観計画において、いくつかに分類されております。1つは自然景観、いわゆる眺望で山々や水辺、緑、動物などの自然のもので構成され、大きな意味の景観と位置づけられます。2つ目として里山・農村景観で昔からの集落や棚田等の田園、集落を守る防風林などにより構成されたものであります。3つ目として歴史・文化的景観で神社、仏閣や遺跡等の文化財施設などがつくり出すスポット的なものとなっております。4つ目として都市的景観

で建築物や土木構造物、オープンスペース、まちなみなどにより構成されたものであります。最後に暮らしの景観で人々の暮らしや行為、人々の生活風景が作り出す景観となります。これらは大きなものや小さなもの、遠くから眺めるもの、中に入って感じるものなどが絡み合っ
て北杜市らしい豊かな景観を構成しているところであり、人が見る場所に応じての景観が存在
するものと考えております。

地上設置型事業用太陽光発電施設については、現在の法令では設置や設置に当たっての基準
を規制することができない状況にあります。

次に、稼働設備の隣接地に別事業者が新規設置した場合における個別での条例適用について
であります。

地上設置型事業用太陽光発電施設に限らず、別の事業者が新たに設置する場合についてはそ
の事業のみが条例の適用となると考えております。

次に稼働設備の隣接地に同一事業者が増設し、全体を高圧設備にした場合における条例適用
についてであります。

地上設置型事業用太陽光発電施設の低圧設備を増圧して高圧設備に変更することは、経済産
業省の設備認定の変更の手続きが必要となることから、新規の施設となり条例の適用になると
考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

濱井産業観光部次長。

○産業観光部次長（濱井和博君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

南アルプスエコパークの自然保護について、いくつかご質問をいただいております。

はじめにニホンザルによるライチョウの被害における対策の働きかけについてであります。

国・県およびエコパーク構成市町村からなる南アルプス高山植物等保全対策連絡会が先月開
催されましたので、本市では環境省南アルプス自然保護官事務所および関東地方環境事務所国
立公園課に対し、NHK番組のケージ内保護等について質問するとともに今後の対策等の検討
をお願いしたところであります。

次に、エコパークエリア内でのシカによる被害の状況についてであります。

南アルプス高山植物等保全対策連絡会において、国では森林および高山植物等の被害は増加
しているとの発表がありました。

なお、過去5年間のとりまとめを国が現在行っているため、詳細については来年3月の連絡
会において示される予定であります。

次に国や構成市町村との協議についてであります。

来年3月に予定されている南アルプス高山植物等保全対策連絡会において、国がシカによる
被害状況・生態系の状況および過去5年間の取組状況について説明することになっております
ので、構成市町村・県等が今後のシカによる被害対策について議論していくこととなります。

また、北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会環境部会においても動植物の保護等
を今後の活動予定としておりますので、構成市町村・国および県とも連携を図り対応してまい
りたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

それでは再質問させていただきます。

まず太陽光関係ですが、順番にいきますとまちづくり条例との関連性についてのところですが、工作物として先ほど建設部長のほうから答弁がありました。建築基準法で規制から外れているのは、この4メートル超ですよ。しかもそれはいろんな規制からは外れますよということであって、建築基準法上の工作物ではないよということを言っているのではないんだろと思うています。したがって、このまちづくり条例の中ではただの工作物としてしか表現されていませんけども、一般的に考えればこれは建築基準法の工作物に該当するし、その中身というのは当然、太陽光発電がその中に含まれるというふうに僕ら解釈しています。したがって、どういう条例に最終的に最終的になるか、景観条例は別としましても、このまちづくり条例の中の工作物というのには、太陽光発電はやはり含まれると解釈するのが妥当だろうと思っていますので、そこらへんをもう一度解説をしていただければありがたいなと思います。

それから景観という概念の捉え方についてもいろいろと教えていただきましたけれども、たしかにいろんな条件があって、いろんな場所での景観というふうにあることはよく承知しております。先ほどの答弁の中で北杜市らしいというフレーズが出てまいりました。北杜市らしい景観というのは、では一体どういうものなのかというのをぜひもう一度改めて言っていただきたいなと思うんですね。これ非常に漠然とした言い方なので、人によって違うのかもしれない。たしかに。しかしこれも一般論も分かりませんが、例えば都市部から移住してくる方々が北杜市らしい景観というふうに一言で言ったときにどういうものをイメージするかということとはたぶん、皆さん共通認識で持っているのではないかなと思うんですね。やはり都会にないものというのはなんだと言えばこの雄大な山岳景観であり、あるいは野生動物かもしれない、シカはちょっと、迷惑なものもあるかもしれませんが、しかしそういう都市部にないものをたぶんイメージしておられるはずと思うんですよ。そのときに例えばこの間の定例会でも僕、申し上げたと思うんですけど、その景観を求めて移住してきたお宅の庭から富士山や南アルプスが見えていたのに、そこにパネルが建てられて、毎日そのパネルの裏側を見て暮らさなければならなくなったという事例が起きたときに、それをではよしとするのかと、こういう話ですよ。こういう話です。それを、その土地の所有者の持ち物だから、それ以上、何か言えば個人の財産権を侵害することになると先ほどの答弁の中でおっしゃっていましたが、それではそういうパネルを建てられてしまった家の方の資産価値はどうなるんだと。同じことですよ。そこらへんの認識ももう一度改めて建設部長、伺いたいと思います。

とりあえず、その2点だけお願いします。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

岡野淳議員の再質問にお答えをいたします。

まず建築基準法との関係でありますけども、前の議会でも再三にわたり答弁をさせていただ

いておりますけども、太陽光発電施設については建築基準法の第2条の第1項の建築物には当たらないという答弁をさせていただいています。うちといたしましては、これによって建築物ではないんだということであります。

先ほどの技術的助言という通知の内容をちょっと読ませていただきます。開発許可は都市計画法第4条第12項で定める開発行為、すなわち市として建築物の建築の用に供する土地を行う土地の区画形成の変更を行うとする場合に許可を要するものであるので、太陽光発電設備およびその付属施設が建築基準法第2条第1項に定める建築物でない場合は許可を要しないという通知なんです。これによって県も、あるいは開発に当たらない、北杜市も開発に当たらないということで、まちづくり条例には入っていないという見解であります。

続きまして景観でありますけれども、景観については見る人の視点と申しますか、違うと思います。例えば良い例かどうか分かりませんが、茅で荒れている土地があったと。そこに例えばタバコをポイ捨てされる。それで火が出ては困るなと思っていたら太陽光施設になったと。あの土地よりよかったなという方もいらっしゃると思います。それにいろんな視点がありますので、県といたしましてもガイドラインで道路から眺望できないようにしろとかというガイドラインで示したということだと思います。県もこのガイドラインに準じて、今まで設置した人に対しても指導をしていくということは県の担当も言っております。うちとしてもガイドラインに沿って植栽してくださいという指導は、指導要綱ですようになるんだろうというふうには考えております。

先ほどの資産価値の問題でありますけども、それは大変申し訳ありませんけども、うちが太陽光発電設備を抑制しなかったから資産価値が落ちたのではなくて、たまたま隣の人が太陽光発電施設を造ったということでありまして、もしその資産価値を回復したいという方がいらっしゃれば、民民でやっていただくしかないのかなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

工作物うんぬんはとりあえずちょっと先に置いておきますけど、今の資産価値、資産価値がどうのこうのということではないと思っているんですよ。つまり実際にそういうことが起こっていて今まわりが、大勢の人がそういうことがあるとよくない、困るので市としても一歩踏み込んで条例化をして、ある程度の規制をしてくれということは今、言っている方が増えてきているわけですね。先ほどの高校生も、ほかの理解もあるかもしれないけども、そういうふうなことを言っていたと思うんです。要は、例えば北杜市、県もですけども、今、都市部からどんどん移住してくれとやっているわけですね。そういう人が何かの縁があって来てくれたときに太陽光を巡るそういう諸問題が起こって、それをではあとは民民でやってくれと市が言ったんでは身も蓋もない話だと思うんですよ。やっぱりそこはトータルで北杜市に来てくれた人たちをカバーするということを考えていくという姿勢を見せないといけないんじゃないかなと。僕はそこを言いたいんですね。やっぱりそういう姿勢を持ってことにあたって、もちろん太陽光やめろ駄目だなんていうことを言っている人はほとんどいないわけなんです。やり方だろうと言っているわけですから、やっぱりこれからますます人が減っていく、その中で都市部の人をこれから地方が奪い合うわけですよ。そのときに東京からわずか2時間、名古屋からも3時

間ちょっとで来られるようなこの景色のいい、自然のたくさんある北杜市というのを選んでもらって、来てよかったと思ってもらうためには行政も一体になってそういう人たちを歓迎するところがないと僕はやっぱり将来、禍根が残るのではないかなというふうに思うので、そこをやっぱりよく考えて、ちょうどそれがいい、この太陽光の件というのが良い材料なわけですよ、そういう意味では、北杜市の姿勢を見せるという。上位法がないからできないのかなんとかと言うけれども、それもやはり北杜市がこの問題に向き合う、どう向き合うかという姿勢の見せどころではないかなというふうに思います。そこをもう一度よく意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

岡野淳議員の再々質問にお答えをいたします。

再三で本当に申し訳ありませんけれども、議員たちもご承知のとおり上位条例がなく、うちが例えば条例をしたとしても、それが果たして執行できるのかということでもあります。いずれにいたしましても、議員もご存じのとおり上位条例がない。そこで国・県に意見書を出していただいたという状況なはずであります。先ほども申し上げましたけれども、ガイドラインを今後指導要綱に入れるかどうかはまたこちらで検討させていただきますけれども、そういうものを通じて指導をしていくんだと。県も先ほども言いましたけれども、遑ってでも指導はするということは県は言っています。しかし、今言ったように何分にも上位法令がないために拘束力が弱いということは県も認めております。

そんなことでありますけれども、答弁になったかどうかは別にいたしまして、いずれにしろ上位条例の制定を待ちたいと。今言ったように指導要綱で北杜市らしさを出していきたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

次へ行きます。

南アルプスのエコパークについて、ある程度、前向きなお返事をいただけたと思うんです。1点だけお願いしますけれども、これはもう毎回のように私も申し上げているんですけど、ライチョウの雛をニホンザルが獲って食べてしまったということは衝撃的な事実でありまして、これは宮崎県の向島の事例を見るまでもなく、ニホンザルの社会というのはこういうことは必ず伝わっていくんですよ。時間がかかっても伝わっていく。ライチョウが非常に大事な鳥だからなおさらそういうふうに思うんですけども、ぜひ被害が出てからなんて悠長なことを言っていないで被害が出る前に、この中村先生がこの間テレビでやっていたようなケージを使っただけの保護活動ももちろん大事ですけども、北杜市も構成市の1つとしてできるだけ積極的にライチョウの保護に努めてもらいたいと思うし、国にも働きかけてもらいたいと思います。うるさいと言われるぐらいやってもらいたいと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

濱井産業観光部次長。

○産業観光部次長（濱井和博君）

ただいまの岡野議員の再質問にお答えいたします。

ライチョウへの対策を積極的にやっていただきたいと、こういうご指摘だと思います。

先ほど答弁いたしましたとおり、先月行われました南アルプス自然高山植物等保全対策連絡会においてお願いをしたということであり、そもそもライチョウの保護、増殖、これは環境省、林野庁、文部科学省、それからその他の大勢の専門家が積極的に今、行っている最中であり、市として何か特別にやるということにはならないというふうに考えています。ただし、私たちが市として取り組んでいるのは、この北杜市内におけるニホンザル、それからニホンジカ、こういったものの個体数減らしを今、猟友会の方々、その他大勢の関係者の絶大な協力によってやっているということであり、

以上です。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

ありがとうございます。次は温泉へいきます。

先日、私ども市民フォーラムで会報を新聞の中に折り込んだときに温泉の施設、ちょっといろいろ調べました。私もそれに絡んで市内の全施設、ぐるっと一回り歩いているんな話を聞いてまいりましたけども、いろんな理由があったり、それから私どもが集めた数字、いろんな数字がちょっと混ざってしまっている場合もあるので一概には言えないかもしれませんが、利用者、トータルでやっぱり減っているんですね。金額は先ほども答弁していただいたようにプラスになっています。だけど利用者が減るということのほうが深刻だと思うんですね。先ほどの答弁の中で、できれば増減率で教えていただけるともっと分かりやすかったなと思うんですけども、やっぱり使ってもらってなんぼですよというのをある施設の関係者の方から言われました。実感ももっています。「やっぱり人が来ていないんだなということですね」と言ったら「そうです」と言っていましたけども、やはり毎日そこでお勤めしていればそういう実感があるんでしょう。ですからやっぱり使ってもらおうというために、やはりこれからもいろんな工夫をしていただくことが必要なんだろうと思います。ちなみに大きいところでは2割以上も減っているんですね。一般に企業でいう2割という数字は大きいんですよ。非常に大きい。さっきの答弁で金額が上がっていると言うけども、金額だけが上がったんでは駄目だと思います。やっぱり人が増えて、利用者が増えてこそなんぼだろうというふうに思います。そこらへんの見解をもう一度お願いします。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

岡野議員の再質問にお答えしたいと思います。

温泉につきまして利用者が減っていると。そこをきちんと増やすようにしなくては駄目ではないかというご質問でございますが、昨年の10月に料金の値上げをしたということで、その影響もあることは思います。ただ、各温泉施設におきましても天候状況とかいろんな要因も

ございましたので、一概に何がというところも難しいのかなとは思いますが、今年の観光客の動向の話を書きましても、多少減少しているというところの話もあります。ただ、それぞれのお店につきましても客単価のほうは増加しているという話も聞いておりますので、温泉もイコールなのかなというところもございます。それと先ほど答弁でも申し上げたとおり人口減少もありますというところもありますので、そのへんで利用者は減少しているのかなというところだと思います。

ただ、市としてもそれでいいということでは考えておりませんので、当然、利用者数を増やして収入を増やしていただくということが目的の1つでもありますので、各温泉施設の管理者と協議しながら何ができるというサービスを、これからはちょっと考えなければいけないかと思うんですけど、そのへんを十分、指定管理者のほうと協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

ありがとうございます。最後に不登校の件で再質問します。

教育長も先ほどおっしゃっていましたが、不登校の理由というのはそれこそ子どもが100人いれば100通りあると思います。非常にデリケートな問題でもあるし、それからどのぐらいで学校に出てこられるのかというのも分からない状態だと思います。非常に長くかかる、何年も、年単位でかかる場合もあるし、数カ月で学校に復帰できるケースもあるだろうと思いますけども、いずれにしてもやはりできれば普通に子どもが学校に行ける環境にしてあげたいわけですね。学校には行けないけど外には出られるという子もまたいるわけです。そういう子たちをフリースクールとか、そういうところでケアをしてくれているわけですが、そこにはやはり資金的な壁があるわけですね。多くの場合、そこを非常に苦しみながらやっているの、そんなに大きな金額がかかるものではないだろうというふうに思うんです。ですから教育委員会としても、なんとかそこに少しでも資金的な援助をしてあげることができないのかどうか、その1点だけ伺います。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

民間団体への連携といいますか、支援というふうな状況だと思います。

たしかに先ほども答弁の中で申し上げたとおり今の義務教育制度という部分につきましては、学校の復帰といったものを目的にしているというふうな状況であります。そうした中で今回、議員立法でありますけれども、フリースクールに対して義務教育課程の権限を与えるというふうなことも報道もされているという中で、非常に義務教育制度の中では大転換を迎える時期になってきているというふうな状況であります。

そうした中で、民間等の施設については国からもやはり指針が出てございます。そうした連携の中において、やはり民間団体についてのその性格、それから活動内容等がさまざまなことであるということから、さまざまなことを留意しながら連携はしていきなさいということも示

されているということでもあります。

そうした中に相談、指導のあり方、それからスタッフ、施設の設備、また学校との連携、協力体制といったふうな形で、ただ支援するというだけでなく、どういうつながりを持てるかということまでを国としても示しているという状況でございます。

先ほど申したとおり、今後フリースクールが行う学習というところが国においてどういうふうな位置づけになるかということも見極めながら、またどんな支援ができるかということは検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

太陽光と温泉施設について関連質問をしたいと思います。

まずまちづくり条例との関連なんですけども、ご答弁は伺いましたが少なくとも北杜市のまちづくり条例の中では建築物のほかに工作物という定義があって、しかも開発事業は工作物を土地に定着させ設置する事業とあるわけです。この北杜市の条例を見る限りでは工作物を定着させる、つまり今回、しっかりと太陽光は工作物として位置づけられたわけですからここに該当すると読むのが、この条例の中ではそういうふうに読めるんじゃないでしょうか。しかも工作物の中に鉄塔、金属柱、この工作物の類型のまさしくこの中に太陽光が入るわけですから、そのへんのところもう一度見解を伺いたいと思います。

それと太陽光に関しては、北杜サイトで行った傾斜地の実験ですけれども、市長はこれ効率的に大変期待を持てる、私はまさしくそれが問題だと思います。北杜市というのは傾斜地がいっぱいあって、みんな災害とかすごく心配しているわけです。こういうところに太陽光ができて、災害とかを皆さん心配している中でそういう意識がまったくないのかなど。そういうところが一番、私は市の姿勢として問題だと思いますので、その見解を伺いたいと思います。

それと温泉施設についてですけれども、私たちは議会で回数券を廃止すると、しっかりとこちらで説明されたわけです。いろんな収支が悪いから温泉手形や前売り券というのを発行して、やっと少しのプラスになったと私は解釈しています。この料金を改定した1つの目的は市内の温泉施設の料金統一でもあったかと思えます。このように指定管理によってバラバラにいろんなサービスが出て、もちろん努力してやるのはいいです。けれども統一という1つの大きな目的を外れてまったく個々に、しかも指定管理だけではなくて、市がホームページでしっかりと発表しているということは、市も当然それを統一的に関わっていることですから、そういうことが料金改定の非常に問題だと思います。やはりもっと議論を尽くして、議会も含めてしっかりと料金体系を改めて考えるべきではないかなど、そのように思っております。

それと近隣の町のことを言いますと、富士見の施設では例えばアウトドアのショップのカードを持っていくとさらに100円引きになるんです。だから八ヶ岳から帰ってきて温泉に入るときに300円の差がスパティオと出てくるんです。そういうことも含めて考えていただきたいと思います。ご答弁をお願いします。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の関連質問にお答えをいたします。

まず景観条例におきましては、景観法の規定に基づく景観法を策定し景観条例を制定したものであります。先ほど言いましたけども、まちづくり条例は土地利用の基本的な方針を定める計画ということで条例を制定しております。いろいろな規定につきましては、景観条例で言いますと施行規則の第3条にいろんな柵ですとか、金属柱というものがございます。まちづくり条例の第2条の第8号におきまして、工作物は鉄塔、金属柱、記念塔、その他それに類するものということになっております。野中議員の主張はその他に類するものが工作物に含まれるんだということでありまして、そういったしますと19条の第2号に工作物で高さ15メートル以上のものを供するために必要な開発事業は、届け出を下さいというふうに書いてあります。これによって含まれないという解釈をしているということでありまして。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

野中真理子議員の関連質問にお答えいたします。

太陽電池のモジュール自動施工装置のデモンストレーションの関連かと思えます。

議員ご指摘の傾斜地ということですけど、目的は違います。太陽光発電システムの導入を実現していくためには、導入先となる傾斜地などの設置場所および用途を拡大していくことも重要であるとのこと。また傾斜地は山林や土砂災害警戒区域などを想定しているものではありません。道路などの法面等、未利用地への導入を意図しているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

野中議員の関連質問にお答えいたします。

回数券を廃止しまして温泉手形を発行しているという点と、もう1つは近隣の温泉の隣の温泉のほうが安いので、そこを考慮したらどうかというご質問でございますが、温泉手形につきましては、先ほども申しましたとおり市のほうで温泉施設を指定管理者にお願いしていると。その中で指定管理者が頑張ることができることはやっただくということでありまして、市のほうであんまりそこまでというか、あんまり規制することもよくないかとは思いますが、頑張っただけのところは頑張っただくということで、昨年10月に料金を値上げしたわけでございますが、先ほども申しましたとおり利用者数は減少している。ただ料金はプラスになっているということでございますが、指定管理者のほうもさらに利用者を増加させるという目的がありますので前売り券を発行という経過でございます。

それからもう1つ、隣接の温泉の料金のところでもう少し検討したらどうかということでございますが、こちらにつきましても、その隣接の温泉ということもありますので収支状況を今後ちょっと見たり、利用者の人数等を注視しながらちょっと検討してまいりたいと考えて

おります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

まちづくり条例の19条で1点だけ。

これいずれかということですので、そこをご答弁お願いします。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の、関連質問の再々質問にお答えをいたします。

いずれかということなんですけれども、先ほど申し上げましたように開発自体が、先ほど言ったように国からの通知でされていない、根本はそこだというお話をさせていただいたと思います。すなわちそこで該当をさせないんだといっているんですから、今言ったように開発行為には当たらないという見解であります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月18日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもちまして散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時21分

平成 2 7 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 8 日

平成27年第4回北杜市議会定例会（3日目）

平成27年12月18日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

公明党 内田俊彦君

日本共産党 清水進君

日程第2 一般質問

3番 齊藤功文君

22番 秋山俊和君

4番 福井俊克君

1番 上村英司君

16番 保坂多枝子君

10番 相吉正一君

12番 野中真理子君

21番 中村隆一君

2. 出席議員（20人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
6番 加藤紀雄	7番 原堅志
8番 岡野淳	9番 中山宏樹
10番 相吉正一	11番 清水進
12番 野中真理子	14番 坂本静
15番 中嶋新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（38人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長	織田光一	企画課長	小松武彦
財政課長	植村武彦	地域課長	仲嶋敏光
健康増進課長	浅川辰江	福祉課長	平島長生
環境課長	早川昌三	農政課長	小澤隆二
観光・商工課長	清水博樹	食と農の杜づくり課長	伴野法子
住宅課長	中澤貞夫	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長	中山雅史	政策秘書課政策調整担当リーダー	水石正幸

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20名であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承をお願いします。

昨日に引き続き、会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（千野秀一君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、20番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

改めまして、おはようございます。

本日、代表質問に当たりましてトップバッターを務めさせていただきます20番、公明党の内田俊彦でございます。よろしくお願い申し上げます。

私は5項目について本日、質問をさせていただきます。

まずはじめに人と自然と文化が躍動する環境創造都市は11年の歳月を超え、あらゆる苦難や、そして喜びやいろいろなものを共有しながら本日までやってまいりました。われわれ議員も北杜市の最高決定機関として、その使命を帯び本日まで邁進してまいりました。

振り返りますと1千億円を超える借財を抱え、あらゆる町村間のイデオロギーを超え、いろいろな係争やまた請求やそういったものを執行部はきちっと対応され、今日に至っているというふうに認識をしているところでございます。

北杜市の11年を振り返りますと明野の最終処分場の問題、水道問題、そして今、太陽光などの環境問題やあらゆる問題に対しまして、市は真摯にそれを受け止め、対応してきたというふうに認識をしております。市議会におきましてもこの11年間の歩みの中には、最終処分場におきましては議会の決議をしたこともありました。また国に対して多くの意見書を議員発議として提出をし、訴えてきた現実もあるわけでございます。

そうした中、昨年度決算を見ますとプライマリーバランスは24億円のプラスとなりました。パーセンテージで予算から鑑みますと約7.5%のプラスということになったわけでございます。そしてそれらは将来にわたっての施策、また将来にわたっての蓄えとしてそれを蓄えることができたわけでございます。そしてその要因を考えると、北杜市は多くの交付金補助金を利用し、また自ら市民の皆さまと一緒に痛みも伴いながら邁進していった結果がこのプライマリーバランスに出ているわけだというふうに私は思っているわけであります。

私は挑戦し続ける人、戦い続ける人は非常に美しいというふうに鑑みるところであります。それを自治体に例えるならば、北杜市はやはり素晴らしく美しいという表現が似合うというふうに思っています。一流の田舎町を目指し、そして今日まで頑張ってきたわけであります。

それは職員の皆さまの努力や、また市長の卓越した手腕にもよるところでございます。ますます励まれるよう期待をいたし質問に入らせていただきます。

まず第1項目めといたしまして、北杜市総合戦略の実現と一億総活躍社会に向けてでございます。

北杜市は他の自治体に先駆けまして、他の自治体は10月31日ぐらい、ぎりぎりまでに総合戦略を策定した自治体もございますが、本市におきましては9月に総合戦略を策定いたしました。若者応援、住まいづくり、雇用創出、交流、観光さらに生活環境づくりを含め5項目の重点プロジェクトに取り組み国に地域活性化、地域住民生活等緊急支援金の上乗せ交付金に賃貸住宅等の建設支援策および、さらなる獲得により総合戦略の実現に邁進すべきと考えるところでございます。

総合戦略におきましては、北杜市はそもそも総合計画の8つの杜づくりを提唱し、それらをきちっと履行してきたわけでございます。そしてその結果が私の最初に冒頭で述べた結果だということに思っているところでございます。

また国は一億総活躍社会を掲げて新しい三本の矢を放とうとしているところでございます。一人ひとりが輝き活躍できる社会、すべての人がそれぞれの立場で自己実現できる社会を目指し、現場の小さな声に焦点をあて一人を大切にしていく社会の構築のため、北杜市としても取り組んでいくことが地方創生につながると鑑みるところでございます。

おそらく、今日は12月18日の金曜日でございます。これらの交付金補助金等の粗々の発表が今日あたりにあるのではないかというふうにも鑑みるところでございます。

そこで以下、質問をいたします。

1番目といたしまして総合戦略のさらなる重点項目、施策についてお伺いをするところでございます。

そして2番目でございますが、一億総活躍社会の対応についてお伺いをいたします。

3番目といたしましては、総合戦略および一億総活躍社会と双方重なり新たな交付金も予想されるところでございます。キーワードは若者、女性、子ども、また健康長寿、介護であると考えているところでございます。これらの交付金獲得に向けていかがお考えか、お伺いするところでございます。

2項目めといたしまして、やまねっとのさらなる充実についてお伺いをいたします。

やまねっとは定住移住促進を図る上で、若者の皆さまがわれわれ北杜市に住まれるというようなことになるということを考えますと、多くはやはりネット上での情報を最初、取り入れるというふうに思っているところでございます。移住定住、若者の定住移住につきましては、非常に効果があるものだと思っているところでございます。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴いまして、保育をはじめとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められたことがきっかけとなり、各自治体が独自の支援事業を検討、展開するようになりました。

昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけではなくさまざまな形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要が増えてきております。そのような中、東京都世田谷区では子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っており、注目を集めています。多様化する子育て

家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの1つとして、区では平成26年10月から世田谷子育て応援アプリを公開しております。核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、保護者が孤立しがちであることから出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くありません。そこで子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで時間や場所にとらわれず、気軽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで子育て世代の不安感や負担の軽減などを図ることができるアプリが有効であると考え導入されました。

アプリを通じて提供されるサービスにはおむつ替え、授乳スペース、公園などの施設を検索できる施設マップ、子育て支援情報や申請手続きなどの情報を閲覧できる子育て支援ナビ、幼稚園、保育園施設を条件に併せて検索できる保育施設検索ナビ、登録した子どもの生年月日や住所などに合わせた健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能などがあり、妊婦期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援事業を提供しているところでございます。

北杜市におきましては、すでにやまねつとを立ち上げまして、そのニーズに対応しております。それらは多くの自治体が研修にも来ておりますし、多くの議員の皆さまが学習している現実もでございます。子育て支援においてはほかの自治体に追従を許しておりませんが、さらなる充実が必要と考えるところでございます。そこで以下、質問をいたします。

1番目といたしまして、やまねつとのさらなる充実とリニューアルについてお伺いをするところでございます。

2番目といたしまして、アプリの採用についていかがお考えかお伺いをいたします。

3項目めといたしまして、地域で取り組む引きこもりの社会復帰についてでございます。

現役世代の不就労者、引きこもりの増加は地域の活性化を妨げるだけでなく高齢家庭の負担となっています。地域で就労できずに引きこもっている実態を調査し支援策の実施が求められているところでございます。厚労省では引きこもりをさまざまな要因の結果として義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊といった社会的参加を回避し他者と交わらない形での外出を除き、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭に留まり続けている状態と定義し、それが約26万世帯。平成27年8月の統計でございます。

また近年では引きこもりの高齢化が進んでおります。全国引きこもりKHJ親の会の調べによると、引きこもりを始める年齢が横ばい傾向にあるものの平均年齢は上昇傾向にあるとのこと。最近ではいったん社会に出てから挫折したことで引きこもる状態になる人が増え、高齢化に拍車をかけています。また年齢が高くなるほど抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなるところでございます。

問題は引きこもりを抱える親がすでに高齢化しており、本来、親の世代が年金を受給するなど社会保障の恩恵を受けている世代のはずが子どもが社会復帰できない。また不就労の状況が続き、果ては生活困窮に至る世帯となることが予想されるところでございます。

そこで厚労省では各県の都市部に引きこもり地域支援センターを設置しています。ここでは主に引きこもりに特化した第1次相談窓口を設け支援コーディネーター、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等が引きこもりのある状態にある本人、家族から電話、来所等による相談や家庭訪問を中心にした訪問支援を行うことにより早期に適切な機関につなぐ自立の支援を事業内容としているところでございます。本市でいえば、これはかざぐるまが相当するかなというふうに思っているところでございます。

それで以下、質問をいたします。

まず1番目といたしまして、自立支援事業の実施および住居確保給付金の支給実態についてお伺いをするところでございます。

2番目といたしまして就労準備支援事業、一時生活支援事業および家計相談事業の実施についてお伺いをするところでございます。

3番目といたしましてその他、生活保護に至る前の自立支援策についてお伺いをいたします。

4項目めに移らせていただきます。

中部横断自動車道長坂・八千穂について、お伺いをするところでございます。

すでに多くの方がご承知のとおり中部横断自動車道につきましては、たしか平成9年だと思われていますが、そのときに基本計画にのったわけでございます。それから多くの変遷を受け、多くの自治体の首長さん、また多くの方々が今日に至るまでこの整備計画の早期実現を願い、陳情要望活動をしてきた経緯がございます。また昨今につきましては、計画段階評価が終了したというのが今の現状になっております。今後の進捗に期待するところでもあります。

自然景観、生活環境等への影響を懸念する市民が現在一部おりますが、一日も早い早期着工実現を願うところでございます。

そこで以下、質問をさせていただきます。

中部横断自動車道の全線開通によるストック効果についてお伺いをするところでございます。

2番目といたしまして環境アセスメントの実施により景観、環境に与える影響が明らかになります。さまざまな検討を行い、不安をいち早く取り除くべきと考えるところでございます。国等関係機関に対し早期実施を働きかけるお考えをお伺いいたします。

3番目といたしまして、Bルート帯はお隣の南牧村が含まれているところでございます。近隣自治体との連携についてお伺いをいたします。

5項目めに入らせていただきます。TPPによる補助金交付金等の活用についてでございます。

TPPは農業にかかわらず、すべての産業に影響が考えられるところでございます。特に農業畜産業については、今後さまざまな国の対応策に期待するところでもございます。攻めの分野、守りの分野に分かれて地方自治体の対応もさまざまであると鑑みるところであります。今後補助金交付金等に期待するところでもあります。

TPPにおきましてはいろいろな経済政策を今後、国も考えるところであると思えます。また民間諸団体もそれらをどのように活用し、自分たちがどのようにそれにより利益を得るかということのしのぎ合いも発生してくるわけでございます。

そういった中で本市におきましての基幹産業、農業におきましてはこれは非常にマイナスの要因が考えられるところでございます。そういたしますと、それらの基幹産業をどのように守っていくのか、これが重大な問題になってくるわけでございます。特に本市におきましては梨北米を代表とする米作、そして畜産業、またありとあらゆるほかの産業もあるわけでございますが、それらについては当然、国がある程度の手当を今後してくるということについては想像がつくわけでございます。これにつきましては国の動向を注視し、対応策に呼応する対応をすべきと考えるところでございますが、いかがお考えかお伺いをするところでございます。

以上5項目を質問させていただきました。明快な答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えします。

総合戦略の実現と一億総活躍社会について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに総合戦略の重点項目、施策についてであります。

北杜市総合戦略は若者応援、住まいづくり、雇用創出、交流・観光、生活環境づくりの5項目を重点プロジェクトに掲げ本年9月に策定し、これまでに子育て世代等の移住定住に向けて子育て世代マイホーム補助金等の創設、移住定住につなげる首都圏での相談会や移住体験ツアーなどいくつかの施策を展開しております。

引き続き若者応援では放課後児童クラブの充実や子育てガイドブックの改訂などを、住まいづくりではマイホーム補助金の継続、子育て支援住宅武川団地の建設や市内就労者の住まいの確保として、就業促進住宅の整備に向けた検討を始める予定であります。

雇用創出では北杜市商工会、北杜市企業交流会やほくとハッピーワークと連携した企業と求職者のマッチング機会の創出や海外販路開拓支援などあります。

また交流・観光としては、世界に誇る資源のブランド化や観光誘客等の事業も拡充、生活環境づくりでは、生涯学習の推進としてインバウンド対応や移住者向け等の各種講座を通じて人材育成にも努めてまいりたいと考えております。

さらにこれらの各種施策を展開するにあたり、市内外への情報発信は大変重要であることから市ホームページのリニューアルやSNSの構築にも取り組みたいと考えております。

次に一億総活躍社会の対応についてであります。

安倍首相は国民一人ひとりが活躍できる社会づくりを進めるため、一億総活躍社会のスローガンを掲げ、アベノミクスの第2弾として3つの方針を設定したニッポン一億総活躍プランを示しました。

この中で希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障、それぞれに速やかに必要な対策を講じるとしており、特に希望出生率1.8の実現、介護離職ゼロという2つの目的達成に直結する政策に重点的に取り組むとしております。

緊急的に実施すべき対策の中には農林水産業の6次産業化に向けた取り組み等の支援、不妊治療への助成の拡充、三世代同居に向けた親子の近居等の支援、介護施設等の整備量の拡充、高齢者が活躍できる地域づくりの制度化など、本市にも関係する対策も示されております。

今後は県とも連携する中で国が示す具体的な施策について情報収集を行い、本市の取り組みに合致するものについては、北杜市総合戦略の中で積極的に事業実施できるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、新たな交付金の獲得に向けた考えについてであります。

現在国においては、地方創生に取り組む自治体の先駆的事業を支援するための新たな交付金が検討されており、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策の1つとして国の本年度の補正予算に計上される見込みとなっております。

これは新しい第一の矢である希望を生み出す強い経済の実現に向け、地方版総合戦略に基づく、具体的な成果目標とPDCAサイクルを備えた先駆的な取り組みを推進することにより地方創生の加速化を目指すものであります。

この交付金はすべての自治体に一律に交付されるものではなく、他の自治体の参考となり大

きな効果を見込むことができる事業に限定されると思われまので、申請に当たっては子育て支援のための各種施策や世界に誇る資源のブランド化など、北杜市総合戦略に掲げた事業の先駆性を十分にアピールしてまいります。

さらに、国の来年度予算には地方創生の深化に向けた新型交付金の創設が見込まれていることから引き続き国の動向を注視し着実に交付金を獲得できるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に中部横断自動車道長坂・八千穂間について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、全線開通によるストック効果についてであります。

ストック効果とは、社会資本が機能することにより中長期的に得られる効果でアクセス性の向上による交流の活性化や民間投資の誘発、あるいは防災・減災機能の向上等による生活の安全確保や経済が活性化される効果であります。

中部横断自動車道が整備されることによりまして、新東名高速道路をはじめ中央自動車道、上信越自動車道が接続され、日本海および太平洋の臨海地域と山梨県・長野県との連携交流を促進するとともに沿線地域の住民の医療連携をはじめとした安心して暮らせるネットワークの構築、物流体系の確立や広域的観光ゾーンの開発・支援等に寄与するものと考えております。

私はいつも思います。日本列島を東西に結ぶ中央自動車道、南北に結ぶ中部横断自動車道、クロスするのが北杜市でありまして、計り知れない夢を感じているところでもあります。

すでに開通している増穂インターチェンジから双葉ジャンクションにおいては、国勢調査等により南アルプス市をはじめとする沿線市町の人口や従業員数が県平均に比べ高い水準を示していることから、中部横断自動車道のストック効果は着実に表れているものと認識しております。

中部横断自動車道全線開通によるストック効果を発現させるためには、地域の取り組みが必要不可欠であると考えております。本市においても北杜市中部横断自動車道活用検討委員会を設立し、中部横断自動車道の整備を見据えた地域の活性化に結びつける取り組みや方策等を地域住民自らが主体的かつ計画的に推進するための指針となる北杜市まちづくりビジョンを策定し取り組みを進めているところであります。

また県においても中部横断道沿線地域活性化ビジョン、まだ仮称ですけども策定協議会が設立され、新たな活性化策の検討が進められており、県とも連携し中部横断自動車道のストック効果の発現に向けて今後は観光振興、地域活性化、定住促進を実現するための具体的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。こうしたことから、中部横断自動車道の全線開通に大きな期待をしているところであります。

次に、長野県南牧村など近隣自治体との連携についてであります。

県内の中部横断自動車道沿線自治体とは中部横断道沿線地域活性化ビジョン、仮称ですけども策定協議会や道路整備に関する各協議会等の活動に連携して取り組んでいるところであります。併せて、長野県南牧村をはじめとする長野県南佐久郡の6町村とは北杜市議会議員中部横断自動車道推進の会と南牧村議会議員との意見交換会を契機として、昨年7月、長野県川上村において、首長、議員による意見交換会を開催するなど、共に整備促進を推進してきたところであります。また今月8日には新たに就任された大村南牧村長と意見交換をさせていただき、連携による取り組みについて互いに確認をしたところであります。

特に本市と隣接する南牧村・川上村とは女性みちの会での交流なども含め、中部横断自動車

道の早期実現に向けて共に取り組んできたところであり、今後も県境を越え一体となって連携を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えします。

やまねっとのさらなる充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、やまねっとのリニューアルについてであります。

北杜市子育て情報サイトやまねっとは、平成23年度に開設し子育て世代が情報を入手しやすいよう妊娠・出産、乳幼児、小学生の分類を行い、子どもの成長に合わせたさまざまな制度のほか、保育園やつどいの広場等で行われた行事などの様子も発信しております。

現在サイトの充実を検討しているところでありますが、導入後、数年が経過していることから設備面の整備も含めて検討を進めている状況にあります。

今後は分かりやすい言葉への変換、情報検索性の向上、利用者が関われる仕組みの導入、更新頻度の増加など親しみやすいサイトへのリニューアルを図ってまいりたいと考えております。

一方、子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業は子どもとその保護者、また妊娠している方がその家庭に必要な教育や保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に受けられるよう身近な場所で情報収集・提供を行い、必要に応じ相談・助言等ができる環境づくりを目指すものであります。

このことから、リニューアルに当たっては保護者がどんな情報を必要としているのか、本年度、防災ママ・ワークショップを通し誕生した母親グループやつどいの広場の保護者、北杜市子ども・子育て会議からご意見をお聞きし、保護者の目線に立ったサイトを目指すとともに市からの情報に偏らないように保護者自らが発信する情報なども取り入れ、利用者の輪が広がるサイトとなるよう充実してまいりたいと考えております。

やまねっとの充実は、北杜市総合戦略において子育て世代が魅力を感じる地域づくりの取り組みとして進めることから、リニューアルにかかる経費については地方創生関連交付金の活用も検討してまいります。

次にアプリの採用についてであります。

やまねっとでは市から一方的な情報提供にならないよう、利用者も参加して双方でコミュニケーションがとれるよう、現在フェイスブック、ツイッターなどのSNSも活用しているところでありますが、近年スマートフォンの普及が急速に進み、やまねっとにおいても利用頻度、操作性等を考慮する中で、スマートフォン対応やスマホアプリの導入も検討してまいります。

子育て世代がほしい子育て情報を選択し素早く入手できるよう、より便利な機能を取り入れてまいりたいと考えております。

次に地域で取り組む引きこもりの社会復帰について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、自立相談支援事業および住宅確保給付金についてであります。

本年4月から生活困窮者自立支援法の施行により、福祉課内に福祉相談窓口を設け相談支援員、就労支援員を配置し就労や自立に関する相談を行ってまいりました。

現在まで延べ84件の相談を受けて個別の自立支援プランを作成し、各種の支援が包括的に

行われるようハローワークなどの関係機関との連絡調整を行い、自立に向けた支援を行っているところであります。

また離職により住居を失った、または恐れが高い生活困窮者への住宅確保給付金の支給対象者は現在までおりません。

次に就労準備支援事業、一時生活支援事業および家計相談支援事業についてであります。

いずれも任意事業であります。就労準備支援事業については一般就労に向けた日常生活、社会生活の自立や就労に必要な訓練を行うもので、国の基準での実施規模では15人以上とすることになっていることから市が単独で実施するには人数が満たないため、近隣の自治体との広域実施や民間の事業所への委託などを検討してまいります。

一時生活支援事業については、ホームレスなどに対して一定期間、衣食住の日常生活に必要な支援を行うものであり、市においては支援者は少数であります。緊急性が高いものと考えております。

また、家計相談支援事業については家計に関する相談、指導、貸付の斡旋を行うものであり、家庭の自立に必要であるため、両事業については市民のニーズを踏まえ来年度から取り組めるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護に至る前の自立支援策についてであります。

第1のセーフティーネットである社会保険制度や労働保険制度の活用や第2のセーフティーネットである生活困窮者自立支援制度においては稼働能力を生かすことにより、就労へ結びつけることが大切な柱であるため、引き続きほくとハッピーワークを活用し就労支援を行ってまいります。

なお、生活に困窮している人には健康、障害、仕事、家庭環境など多様で複合的な課題を抱えているなど市として対応が困難な場合があるため、国や県へ制度の運用について改善を要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えします。

T P Pへの対応の考えについてであります。

政府は10月5日に、T P Pに大筋合意をしたところであります。T P Pについては、アジア・太平洋地域に1つの経済圏を構築し、世界のG D Pの約4割という巨大経済圏となることから貿易や投資が促進され、日本の経済再生や地方創生につながるものとされております。

政府が先月25日に決定した総合的なT P P関連政策大綱によると、農業施策は大きく2つの分野に分かれるとともに、必要な経費を予算編成の中で検討することとされています。

1つ目は攻めの農業への転換であり、生産者の競争力強化や国際競争力の強化、また畜産・酪農の収益力の強化策が打ち出されております。これに関する施策としては、農商工連携等による海外市場開拓や次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成などが掲げられております。

本市においてはブランドが確立された梨北米や酒米、これらを生産する集落営農組織はもちろん、新たな試みであるスパークリング日本酒を発売した山梨銘醸をはじめとする酒造業者、多くの企業型農業生産法人、さらには北杜市農業企業コンソーシアムがあることから国の制度

にも対応することができると考えております。

2つ目は経営安定・安定供給のための備えとして、重要5品目の対策が打ち出されております。5品目のうち北杜市では米、麦、牛肉、乳製品等が関係しており、これに関する施策としては食の安全・安心と知的財産が掲げられております。

本市としては「安全・安心日本の台所 北杜市」宣言を行い、日本のフードバレーを目指し施策を実施しているところです。

今後の国の補正予算等においては、市の農業施策に積極的に活用できるよう、県と連携を図りながら対応してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えします。

中部横断自動車道長坂・八千穂間の環境アセスメントについてであります。

国土交通省では、環境影響評価手続きの1つである環境影響評価配慮書が昨年12月に公表され、環境アセスメント手続きに着手したところであります。また本年4月におおむねのルート帯や環境・景観に配慮した設計・施工とすることなど対応方針が決定したところであり、現在、配慮書に続く手続きとなる環境影響評価方法書の着手に向けた準備を進めているとのことであります。

市ではインフラの整備と恵まれた自然環境・景観との調和を重視しており、より良いみちづくりに向けて、市民の皆さまと共に取り組んでいるところであります。

対応方針に対する環境や景観などへのさまざまな意見は、環境アセスメントの取り組みの中で詳細な環境調査や影響予測を実施し、具体的な道路構造を示し周辺環境への影響をできる限り回避・低減を図ることでより望ましい事業計画が作り上げられ、問題等の解決につながるものと考えております。

今後も関係機関と連携し、地域の皆さまからのさまざまな意見をお聞きしながら一日も早い整備計画区間への格上げ・早期完成に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

1項目ずつに区切りますが、再質問をさせていただきます。

まず1番目でございますが、北杜市総合戦略の実現と一億総活躍社会に向けてでございます。

先ほどの答弁の中では、簡単に言うと地域創生ということでございますから、人口減少に歯止めをかける、また産業やあらゆる雇用やいろんなものについて活性化をするというようなことでございますが、そういったことを鑑みますと本市におきましては過去の例からいきますと、過去雇用促進住宅を実は買い入れて市営住宅とした経緯がございます。あのときは国の交付金を使いまして、たしか2億ほどだったと思っております。当時、入居者はどうしても雇用促進

財団の関係がございまして、退去してくだされどか、また入居は今後できませんとかという
ようなことがございましたので、その財産の用途について不明瞭であったため、そういった対
応でございました。しかし市が買い上げ、サンコーポラス住宅となったわけでございますが、
今の現状はほぼ満室という現実がございまして、それらにおきまして当然、住宅費もいただい
ているところでございます。そのときの国勢調査を鑑みますと、若干若者が増えているという
現実があります。そして今、子育て支援住宅、須玉が最初でございますが18戸に対して49件
の問い合わせというか申し込みがございまして、それも半分が市外からという現実がございま
す。先ほど就業住宅とかということで住宅にも触れているわけでございますが、そういたしま
すとやはり本市にとっては若者が入居しやすい、保証人の緩和もしたわけでございますが、入
居しやすい住宅を今後子育て支援住宅に限らず、これはつくっていきますと当然、若者世代は
増えていくし、ここの地域力も上がるというふうに思うところでございますが、それらについ
ていかがお考えか伺うところでございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

内田俊彦議員の再質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり現在、大泉子育て支援住宅ということで、大泉に団地を建設してお
ります。来年は武川団地というふうになります。それを今、須玉、大泉、武川というふうに通
設が進んでおりますので、その他の地域であります明野、高根、長坂、小淵沢、白州というふ
うな地域がございまして、その地域の建てられる用地がどこにあるのかということを経済的
に判断しまして、今議会に補正予算をお願いいたしました北杜市の住宅総合活用計画、長寿命
化計画の見直しをするということでもありますので、その中で検討をしてみたいというふう
に考えています。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再々質問を行わせていただきます。

子育て支援住宅につきましては、当然その要件等はいろいろございます。またその要件を満
たないような方たちに対しましても当然それらの住宅をそれ以外の地域に今、これから計画を
するための予算をわれわれも、補正予算、今、盛られているわけでございますが、そういった
考えの中でそれを十分活用しながら、その地域に合った形態の住宅というものが必要である
と思います。やはり明野には明野、高根には高根、長坂には長坂、そして小淵沢、白州といろ
んな事情があるわけでございますから、それらの事情と企業の事情というようなものもあるか
と思っております。それらは一律ではないと思っておりますので、計画の中でやはり反映していき
べきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

内田俊彦議員の再々質問にお答えをいたします。

現在、考えています長寿命化計画、あるいは総合活用計画につきましては、やはり国土交通省の補助金を利用した住宅、あるいは子育て支援住宅のような単独住宅、そういうものをうまくバランスを取って配置をしていくということだと思います。ご存じのとおり市営住宅については月収入が15万8千円以下というふうな規定もございますし、単独住宅であれば15万8千円以上であっても入居できるということがありますので、そういうことを総合的に考えながら住宅の総合活用計画と長寿命化計画に盛り込んでいきたいと、かように考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

次に2項目めのやまねっとのさらなる充実について、お伺いをするところでございます。

先ほど答弁にもあったとおりこのやまねっとは定住移住に関しまして非常に今後、活躍をされるネットワークだというふうにご考えているところでございます。スマートフォンの普及も高くなっておりまして、それらは加速的に今後進んでいくというふうに思っております。そういたしますと当然サーバー、ハードディスク等もそれに対応するようなことを考えていかなければなりませんし、アプリ等につきましても先ほどは本市における子育て団体の皆さま方と簡単に言うと協議をしていくということもございましたが、本市以外の皆さまのニーズというものもしっかりと取り入れた上で、アプリ等の採用もしていかなければならないと考えているところでございます。そして何よりおそらくこれは交付金に間違いなく充当されるものであると思っておりますので、しっかりとした計画のもとにこれを進めていくことが必要と思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

やまねっとの充実についてというご質問でございます。

やまねっと、インターネットは文書や画像、動画や音声など地域の魅力をPRするためにはさまざまな可能性を秘めていると思っておりますので、北杜市の情報サイトやまねっとを地域の子どもや親子の顔が見える子育て世帯が目をつくサイトとしてリニューアルをしていきたいと考えております。リニューアルに当たっては、市内外の方が魅力を感じていただけるサイトにするために技術的な面、センス的な面など民間の力も活用しながら行っていきたいというふうに思っております。また、やまねっとの充実は北杜市総合戦略における子育て情報の発信には重要であることから、経費についても地方創生関連交付金の活用を検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

次に3項目めでございますが、地域で取り組む引きこもりの社会復帰についてでございます。先ほど本市の取り組み等がございました。任意事業等の考え方、いろいろ示されたわけでございます。引きこもりについては社会的な現象もございまして、今後どうしても年々増加するのではないかというふうに思っておるところでございます。

本市におきましては、かざぐるまを設置いたしまして当然その中には民間の方も入っていただきながら活動をしているというふうに私は認識をしておりますし、またかざぐるまの活動は全国の他市と比較しても、これは非常に有効なところだというふうに思っているところでもございます。

それ故にやはりそこには人も配置しなければならない、予算も配分しなければならないというふうに私は考えるところでございます。かざぐるまをますます充実していく必要がこの本市の引きこもり対策については有効というふうに考えるところでございますが、いかがお考えかお伺いをするところでございます。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

障害者総合支援センターかざぐるまの充実についてというご質問でございます。

市の障害者総合支援センターかざぐるまは、基幹相談事業所として平成23年10月に開所し、専門職による相談支援事業や日中活動の場を提供する地域活動支援事業を行い、地域に根差した施設として定着をしております。

かざぐるまの利用状況をちょっと申し上げさせていただきますと、平成25年度の延べの相談件数が350件、平成26年度は911件、デイケアの利用者でございます、これも延べですけれども2,711件。26年度は3,677件でありまして、増えてきている状況でございます。

利用者ははじめは閉じこもりだった方が生活のリズムをつかみ、自立の一步を踏み出す効果も表れてきているというふうに感じているところでございます。

引きこもりや生活困窮者の対応は、信頼関係を築きながら時間をかけて丁寧な対応が必要であるというふうに考えております。今後においても市の保健師、精神保健福祉士、相談支援員、就労支援員等と連携をするとともに障害者福祉サービス事業所のご協力をいただきながら、さらなる支援につなげてまいりたいというふうに考えております。

また北杜市と韮崎市で連携をいたしまして当事者や障害福祉サービス事業所、企業等で構成している峡北地域障害者支援協議会がありますので、地域の課題を掘り起こし事業の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

なお、事業を充実するためには人も必要ですし経費もかかると思いますので、国や県の補助金を活用しながら事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

ただいまかざぐるまにつきまして、簡単に言うと年々相談も多いし、その需要も多いし、またそれらについても、対応につきましてきちっとされているというふうな答弁だと鑑みます。そういたしますと、どうしてもかざぐるまには市の職員もいらっしゃるわけですが、市の職員というのはどうしても、専門性はあるかもしれませんが、ある程度の期間で配置替えというような状況も出てくるわけですが、そういたしますと、今、答弁の中にありました民間の方々のお力も借りていかなければならないし、また民間の方々のお力を借りるにしても、その民間の方たちも生活をしているわけですから、それに伴う対価も払っていかねばならない現実がございます。今よりも民間の方たちの活躍を願うわけですが、そういたしますとそれらの方々の予算についても今後きちっと手当していかなければ、このさらなる充実ができないというふうに考えておりますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

民間の事業者の活用ということでご質問いただきました。

現在も障害者福祉サービス事業所に入らせていただきまして、相談活動を行っていただいております。それは委託契約を行いまして、現在は2つの事業所と契約をして行っているところがございます。

今後も利用者も増えていくと思いますし、相談者も増えてくると思いますので、また事業所等とも検討しながら事業のほうを行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

4項目めでございます。中部横断自動車道の長坂・八千穂について、何点かお伺いをいたします。

中部横断自動車道につきましては、南部区間につきましては平成29年度供用開始ということになっております。北部区間、北杜市からの長坂・八千穂については先ほどの答弁のとおりで、まだいつという具体的な計画にはなってありません。

そこでですが、南部区間におきましてのストック効果についてまず1点、お伺いをするところでございます。

2番目といたしましては、環境アセスメントに実際、現在入っているということでございます。配慮書の対応等が4月に承認されまして、今後方法書に向けて進むということだというふうに認識をしているところでございます。環境アセスメントの方法書に向けまして、市としては、市でも国でも県でもそうなんですけどどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

3番目といたしまして、南牧村の村長さんが12月8日に見えたということでございますが、南牧村とは平沢地区を隔てて非常に近い関係にもあるわけございまして、今後の連携について非常に期待をするところでございます。その今後の連携について、どのように進んでいくの

かお伺いをするところでございます。具体的によろしくお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

内田俊彦議員の再質問にお答えをいたします。

まずはじめに、南部区間のストック効果ということであります。

本年10月に甲府河川国道事務所より示されました資料によりますと、平成14年の双葉ジャンクションから白根インターチェンジの開通に伴いまして、本年までの過去13年間でありましたが、沿線自治体の従業員数が25%増加したと。県の平均より23ポイント上回っているというふうな状況がございます。また人口につきましても県全体が97%ということでは3%ほど減少をしておりますけれども、この地域については104%ということでは4%増加をしていると。さらに29年度、全線開通という見通しでありますので活性化が期待をされるんではないかというふうに考えております。

また昨年7月にオープンしました道の駅富士川には、年間約32万人が訪れていると。売り上げにつきましても3億円ほど計上、売上金があったというふうな状況だと聞いております。

観光・交流の地域活性化の動きが活性化される。さらには峡南地域の災害、あるいは52号線の雨量規制による通行止め等の代替道路として災害からの孤立を解消し、定住人口の維持を図るなど安心・安全が向上されるものだというふうに期待がされていることだと思います。

続きまして、環境アセスメントの方法書の取り組みについてということだと思います。

昨年度の北杜市の中部横断自動車道活用検討委員会で、中部横断自動車道の整備にあたっての道路プランを市民の皆さまによりますワークショップ形式での取り組みを甲府河川国道事務所に報告をさせていただいたところであります。環境アセスメント方法書においても道路プランの内容を反映していただくということでありまして、市民の皆さまからの意見を反映することにつながると考えております。国に対しましても環境アセスメント方法書の作成にあたっては、道路プランの反映を求めてまいりたいと、かように考えております。

方法書の手続き、着手された際には市民の皆さんの意見を国、あるいは県に申し伝えてまいりたいと考えておりますし、今後も国、県および沿線自治体と連携するとともに国に対しまして早期着手を強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

3番目の南佐久郡、あるいは南牧村、川上村との連携についてということだと思います。南佐久郡につきましては小海線、あるいは国道141号線と歴史的、地形的に大変縁の深い土地柄だというふうに考えております。特に南牧村、川上村とは古くからの地域交流に加え、豊かな自然や星空などの環境、農業による地域の営みなど共通点が非常に多いところであると。互いに連携し、地域の活性化や課題解決に取り組む必要があるとも考えております。

今後は事務レベルでの意見交換会や情報共有を図りながら、整備促進に向けた取り組みをしてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

内田俊彦議員。

○20番議員（内田俊彦君）

ただいま答弁がございましたが、そういったしますと環境アセスメントの方法書に向けては道路プランを確定していくと。確定というか、していくということがこれからの市の取り組みというふうに聞こえますが、そういったしますと市民の皆さまからまだまだいろいろなご意見をいただくという場も設けながら、当然これは進んでいくというふうに思いますけども、具体的にそれらについてはワークショップ等の開催をしながら、それに向かっていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

内田俊彦議員の再々質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり昨年、開催をさせていただきましたワークショップにつきましては、今年度も今からでありますけれども開催をしたいと。そこで意見集約をさせていただいて、甲府河川道路事務所、あるいは国土交通省、県に対しまして意見を述べてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

5項目目のTPPによる補助金交付金等の活用についてでございます。

先ほど答弁にもありましたが、攻め、また守り、農業以外にもいろんな産業等の影響が今後出てくるというふうにTPPについては考えているところでございます。しかし現在、すぐ即効性のあるものをいろいろ考えて鑑みますと、まだまだ梨北米、米づくりをしていくにつきましては、水路等の改修やまた機械等の補助金等も必要であるかなと思っております。

集落的に団体営をするのであれば法人で会社組織でやるであれ、それらについてはやはり整備していきませんと、なかなかこれらは当初の目的が達成できないというふうに思っているところでございます。北杜市は米どころでございますが、この稲穂の時期、また田植えの時期というのは非常に美しい景観形成もしているわけございまして、それらは守っていく必要があるというふうに思っているところでございます。それらについて、いかがお考えか伺うところでございます。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

水路、機械等の補助についてのご質問でございます。

今後TPPということで補正予算等が想定されるわけでございますが、農業施設等の維持管理の経費と削減ということもありますし、農業者の機械の整備ということにつきましては、今後、集落営農等を通じて整備していくことが今後のTPPに向けての、また強い農業づくりを推進していくということになるかと思っております。それにつきましては、補正予算等に対応でき

ますように事前に準備をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

おそらく水路等の改修などにつきましては、おそらく多くの地域やまた団体からご要望があるかなと考えております。それらにつきましてはそれらの交付金等も利用しながら、やはり優先順位を付けながら金額の大小もあるかと思えますけども、いろいろな対応をこれからしていきますと実際の米づくりは当然、水があって米作りができるわけでございますから、それはきちっと整備していかないとならないと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

内田議員の再々質問にお答えいたします。

水路等の要望につきましては従来から要望いただいております、国・県等の補助金を使用させていただいておりますが、なかなかやっぱり国・県等の補助金も厳しい状況ということになっておりますので、今回TPPに関連しまして補正予算等のことが想定されるわけでございますので、水路等の要望につきましてはしっかりと地元要望にこたえてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

内田俊彦君の質問が終わりました。

残り時間わずかですがけども、関連質問はありますか。

ありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

11時20分までといたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

日本共産党の代表質問をさせていただきます。

最初、第1に消費税増税、TPP参加、国保に補助金を拡充すること。3点について市長の見解を伺います。

2017年消費税増税に併せ、軽減税率導入が検討されております。昨年4月からの消費税8%の増税は国民の暮らしを直撃し、いまだにマイナス成長が続くほど経済も破壊しています。本来、消費税増税の負担を軽くするなら増税を中止すべきです。国民に対しては社会保障にまわす財源がなくなると脅して消費税増税を強行する一方、大企業の恩恵にしかならない法人実効税率の引き下げを行おうとしています。減税先行のツケは結局、国民の負担にまわされることとなります。消費税増税はすべきではありません。

これまで史上最悪の農業つぶし協定といわれてきたWTOと比べると、譲歩底なしのTPPは史上最悪の記録を塗り替えるものであることが浮き彫りになりました。

今年も生産費の半分という低米価が続いています。それは政府が国民の主食である米の需給と価格の安定から手を引き、市場まかせにしていることが原因です。その一方でTPP交渉ではアメリカなどからさらに輸入を増やそうとしています。米だけではなく、麦も豚肉も牛肉も乳製品も譲歩しており、これでは日本の農業を潰していいということにほかなりません。TPPを阻止していこうと農家の代表は声をあげています。

またTPPは地域経済・雇用、農業、医療・保険、食品安全、知的財産権など国民の生活・営業に関わる分野で、日本の国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、断じて容認することはできません。

また今年5月、安倍・自公政権は市町村国保の都道府県化、入院給食の負担増、保険外の治療の拡大、医療費適正化計画の強化など社会保障費削減のため国民に痛みを押し付ける改悪を盛り込んだ医療保険制度の改正法案を国会で可決させました。

この間、窓口負担増や保険証取り上げなど患者の受療権を侵害する改悪が繰り返されてきたことが住民の貧困と健康破壊を深刻化させる重大要因となっています。病床削減や病院統廃合、そのもとで医療基盤が奪われた地域では救急体制の後退、出産難民、遠隔地への通院・入院など住民生活の困難が増大し、それが地元から人が出ていく契機となるなど状況も起きています。この上さらに入院ベッドなど地域医療体制を強権的に整理・縮小していく安倍政権の改革が実行されたら住民生活の破壊と地域社会の崩壊は加速し、取り返しのつかない事態を生みかねません。全国知事会は加入者の貧困化と高すぎる保険料という国保の構造問題を温存したまま、都道府県化を推進する国のやり方に猛反発をしています。わずかばかりの公費投入でこの問題は解決しないと主張し1兆円の国庫負担増を要求しています。3点について市長の見解を伺います。

第2に太陽光パネル設置でトイレが使えない、市の改善策、今後の対応についてお伺いをいたします。

高根町下黒沢地区内で以下の事態が起きております。太陽光パネルが家の周りに次々設置され、大雨が降ると道路には水が溜まり家のトイレが使えない状態になります。また道路脇までパネルが張られているために夏場夜間では熱風が起き、室温が30度以下に下がらずエアコンを今年からつけています。こうした状況で病気になるなど深刻な事態が起きています。

1. 安心してトイレが使えない事態は災害と同じです。市として水の排水対策など、どのように行い事態を改善し安心して生活することができるようにするのか伺います。

2．今までの要綱でも市民の合意が求められてまいりました。事業者にどのように指導をしましたか、経過を伺います。

3．住民が困っているこの場所に、新たに太陽光パネルが農地や伐採された山にも設置される計画があります。新たに設置されれば今まで以上に水の排水ができず、水位と温度の上昇が起きます。この地区では新たな設置は防災の観点からもいらないと話しています。住民説明会を市として開催するよう事業者に求めます。見解を伺います。

第3に市道・県道・国道、高速道について市の考えを伺います。

市内では市道・県道でセンターラインや道路脇の白線が消えており、夜間や霧状態などのとき白線が見えず危険な道路の状態となっています。以前にも取り上げましたが、どのように改善しているのか、今後の予定についてもお伺いをいたします。

そして国道141号線は危険な箇所があります。今後の改良計画はありますか伺います。

そして日野春停車場、横手線、通称、野猿返しの隧道のある上下区間は道路幅が狭く大型車同士のすれ違いができませんし、普通車でも譲り合っております。隧道の撤去と道路の拡幅はどのように検討されていますか伺います。

そして中部横断自動車道に関して以下、質問を行います。

1．11月26日、中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会と大泉町下井出地区東組高速道路建設反対対策委員会では、国交省道路局に計画段階評価の問題点についての意見書を提出し、計画段階評価のやり直しを求める要請を行いました。その際に国交省道路局の課長補佐は地域住民との合意形成ができていない、このことを認め地域住民との合意形成がどういうふうにしたら円滑に進めていけるようになるのか、もう一度考え直せと指摘していると表明をいたしました。さらには山梨県、北杜市にも働きかけていくことを述べております。

市長は今年になり、この会の方々と面談をしています。市長はこの席で中部横断自動車道ができれば地域活性化になるとの回答に終始し、八ヶ岳南麓に高速道路を建設する問題点には言及をしていませんでした。また北杜市中部横断自動車道活用委員会関係者ワークショップでは開催応募の段階で反対、疑問、疑念を示す住民を排除して開催をしてまいりました。今回の国交省要請で表明された地域住民との合意形成のために、具体的にはどのようなことを行ってまいりますか伺います。

2．北杜市ホームページのトップページの下方にある北杜市関連リンクより中部横断自動車道に関するバナーが削除されておりますが、いつからどのような理由からですか。

3．国交省甲府河川国道事務所では、市と情報交換や連携会議等は定期的に行われておりますか。

4．国交省甲府河川国道事務所は、本年4月より適正な手続きを逸脱し環境アセスの基礎調査と称して調査を始めていることを市では把握していますか。どのような内容で報告を受けておりますか。明らかにすることを求めてまいります。このような課題について、市ホームページで地域住民への情報公開が必要だと考えます。今後どのように対応するのか伺います。

4として、住宅リフォーム助成制度の実現について伺います。

住宅リフォーム助成制度の創設が大きく広がっています。2013年度では628自治体で実施されています。2010年、175市町村から3.6倍に増えております。

住宅関連の消費喚起で、地域経済の活性化と定住促進や市民の住環境向上を図ることを目的に制度をはじめ、実施されている自治体では地域経済への波及効果が表れ、地元の市内業者の仕事が増え住民にも喜ばれております。県内市川三郷町では助成額最大10万円、事業費の1割で実施しています。早期の住宅リフォーム助成制度の本市での実現を求めます。

5. 武川・白州地区の中学校の存続について伺います。

武川地域委員会では北杜市中学校統合計画について子どもの減少、財政の効率化等十分理解できますが、地域の均等の発展と未来ある地域のさらなる発展のために同一文化の武川・白州両町へ1つの中学校を置くことを要望したい。この内容で教育委員会に武川・白州地域への中学校存続を求めていきたいと伺っております。こうした要望が出された場合、市民の声を受け止め、教育委員会では市の統合計画を修正しますか。

以上の見解を求めて質問を終わらせていただきます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

消費税増税、TPP参加、国保に補助金を拡充することについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、消費税増税への見解についてであります。

わが国では人口減少、少子高齢化が急速に進む中、安定的な社会保障の財源確保が必要とされていることから平成24年8月に消費税法等の一部が改正され、平成26年4月から消費税が8%に引き上げられました。

これは現役世代に負担の集中する所得税や法人税の引き上げではなく、国民全体で広く負担する消費税が社会保障の財源にふさわしいという観点から法改正されたもので、平成29年4月からは消費税率が10%に引き上げられることになっております。

しかし消費税の軽減税率制度を国民の理解を得た上で税率10%時に導入するという、昨年の与党税制調査会の考え方を受け、与党内で外食、酒類を除く食料品全般の軽減税率適用について合意されたところでありますが、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次にTPP参加についてであります。

TPPについては10月に大筋合意がされ、有利になる分野と不利になる分野が分かれるものと考えられますが、世界の状況等を判断し政府が決定したものと考えております。

農業は北杜市の基幹産業であることから少なからず影響があるものと予想されますが、今後のTPPに関する国の対策等について、県と連携を密にして対応してまいりたいと思います。

次に、国保の構造問題における補助金の拡充についてであります。

国民健康保険は他の医療保険と比べ低所得者や高齢者の加入割合が高いという課題に加え、医療の高度化に伴う医療費の増加の影響などにより、国保運営は厳しい状況にあります。

このような構造的問題を解消するため、本年5月、医療保険制度改革に関する法律が改正され、保険者への公費の拡充・支援金などの算定方法の変更、また平成30年度から小規模保険者、市町村間の格差を安定させるため国保運営の都道府県化などが行われることとなりました。

このことに伴い本年度からは低所得者保険税軽減措置のため、公費が1,700億円拡充さ

れることに加え、さらに平成29年度からは保険者努力支援制度に基づく支援金を交付し、国保の抜本的な財政基盤の強化が図られる予定となっております。

市では今後、医療費の適正化に向けた取り組みや保険料の収納率向上などの事業運営を一層推進し、財政基盤の強化を図り責任ある国保運営に努めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

白州・武川地区の中学校の存続についてであります。

学校統合については、行政が一方向的に進めるものではないことは言うまでもなく、保護者や地域住民の十分な議論のもとに行われるものと考えております。こうしたことから本年度においては、現在地域や保護者等に中学校統合計画案について議論を深めていただくよう、お願いしているところであります。

武川地域委員会においては、先月4日に中学校統合計画案についての研修会が開催され、教育委員会も説明に出向いたところであります。

各町の保護者、区長会、地域委員会からの意見等については、来年1月から3月にかけて開催する会議の席上、意見を伺う予定となっております。

武川町における意見を伺う会議は3月に開催する予定となっておりますので、現時点では武川地域委員会で話し合われた内容について、教育委員会に報告されていない状況であります。

学校統合の判断は教育的観点のみならず、地域のさまざまな事情を総合的に考慮して検討しなければならない課題でもありますので、保護者、地域住民と共通理解を図りながら今後も慎重に進めてまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

太陽光発電設備の設置によりトイレが使用できない状態への対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに排水対策についてであります。

ご指摘の土地については従前から水が集まりやすい地形や地質であることから、道路に水が溜まりトイレが使えない状態と隣地に太陽光発電設備が設置したこととの因果関係は少ないものと考えております。

次に事業者への指導についてであります。

高根町下黒沢地区には本年6月と8月に稼動した2カ所の太陽光発電設備があり、両施設とも要綱に基づいて適正に排水処理対策等を施しております。

次に新たな設置への対応についてであります。

設置届け出書が提出された際の事業者への聞き取り調査では隣接住民へ説明を行い、また事業実施に当たっては、雨水対策として浸透枳を設置する計画とのことでありました。

以上です。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市道・県道・国道・高速道について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市道の白線についてであります。

市道における白線の維持補修につきましては、職員等によるパトロールや地域の皆さまからの情報提供などにより、現地を確認して随時施工しているところであります。

本年度も地域の活性化事業の補正予算におきまして、通行者の安全確保のための白線の補修にも取り組んでおります。

次に国道141号の改良計画についてであります。

国道141号は山梨県管理の国道でありますので、県では平成24年度から高根町地内の弘法坂において防災工事を計画的に実施しているところであります。また、平成23年度から高根町長沢地内の道路改良に着手し現在、改良工事を進めているところであります。

次に、県道横手日野春停車場線についてであります。

県道横手日野春停車場線の通称、野猿返しの隧道部分は、これまでの県の改良工事により隧道前後に退避スペースが設けておりますが、隧道自体の幅員は狭小となっております。改善の要望については、道路管理者である県に対して引き続き要望してまいります。

次に中部横断自動車についてであります。

先月26日に沿線住民の方々が国土交通省に要請行動を実施したことは、甲府河川国道事務所から情報の提供を受けております。中部横断自動車道長坂・八千穂間については、平成22年12月から国の計画段階評価手続きの取り組みが進められ、これまで複数回にわたる住民説明会などが開催され対応方針が決定されており、計画段階評価の実施要領に基づき適切に手続きが進められたものと認識しております。

一方で道路整備に対する異論や環境・景観に対する懸念などの意見をお持ちの方々がいることも承知しております。市では地域のさまざまな意見をお聞きしながらよりよい計画にすることが重要と考えており、国・県と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に市ホームページのバナーについてであります。

市ホームページトップページの関連リンクにおいて、甲府河川国道事務所の中部横断自動車道のバナーは、国の計画段階評価の手続きの中で進められていた10回の市内での説明会などのコミュニケーション活動に多くの市民の皆さまに参加していただくため、掲載したものであります。

市ホームページのバナーは限られたスペースでありますので、市全体の施策を判断しながら随時更新しておりますが、中部横断自動車道に関する関連リンクは道路河川課のページ内で閲覧できるようになっております。

次に関係機関との情報交換についてであります。

甲府河川国道事務所および山梨県高速道路推進課等、関係機関とは定期的な会議は実施しておりませんが、必要に応じ情報交換を行っているところであります。

次に環境基礎調査と情報公開についてであります。

甲府河川国道事務所が実施している環境基礎調査は、スケジュール等の情報の提供をいただ

いております。情報提供は、甲府河川国道事務所の担当者および調査を実施するコンサルタント会社の担当者から口頭にて説明を受け、調査スケジュールや調査担当者の問い合わせ先などを確認するものであります。

また調査の実施主体は甲府河川国道事務所であり、市に対して調査に関する問い合わせ等あった場合は、甲府河川国道事務所を紹介することを依頼されていることから、市ホームページなどで情報発信することは考えておりません。

次に住宅リフォーム助成制度の実現についてであります。

現在、市が行っているリフォーム関係の助成では木造住宅耐震改修支援事業、木造住宅耐震シェルター設置事業および建築物耐震化促進事業などの助成制度と本年10月から子育て住宅リフォーム費補助事業を設けております。

市としても市民の安全・安心な暮らしに直結する制度と子育て世帯に対するリフォーム補助を優先することとしておりますので、個人住宅のリフォーム助成制度については考えておりません。また、市に問い合わせがあった場合には、できるだけ市内業者に発注するようお願いをしているところであります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

それでは最初に、高根町の下黒沢地内の太陽光パネルの設置についてのお伺いをいたします。トイレが使えない、病気の人が出る、こうした状況はパネルが設置されてからの影響だと市では考えていないのですか、その点が第1点。

そしてこの周辺にはパネルをフェンスで囲んだ箇所が、5カ所ほどですね、それぞれ別の事業者があると考えられますが、この5つの事業者、それぞれ責任のある連絡先等はどこにも表示がありません。市では今までの条項の中で、これらの一つひとつの事業者が市への届け出、そして地区市民との事前の事業の説明や合意について、そうした話し合いを持つ、こうした指導を行ってきたのか、再度その点についてお伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたが、移り住んだ当時から道路に雨水が溜まる状況であったことから太陽光発電設備が建設されたとの因果関係は少ないものと答弁をいたしました。ご指摘の土地に住まわれて現に生活に困っていることには、市といたしましても対応についてはできることは考えていきたいと考えております。

それと周辺の事業者についてであります。市のほうで事業者には何回か状況を伺っております。1つの事業者については平成26年8月ごろに新聞にも出ておりましたが、Kさんと2名の方に説明を行っております。他の2軒、4軒、家があるわけではありますが2軒については別

荘等で当時はいなかったのということでもあります。したがって説明のほうはしていると。あと1件の事業者の方、これは個人の方であります平成25年の春ごろ、1期目の工事のときにKさんのところに菓子折りを持ってあいさつをしてお話をしたと。そのように聞いております。またこの事業者の方ですけど、隣接住民から暑さ等の苦情があったケースですね。そのときにこの事業者はよくお話を聞いていただいて、フェンスに太陽光の遮断のシート、現場のほうへ行けば分かるかとは思いますが、フェンスに黒色の遮断シートを覆っていると、そのように私たちのお話を聞いていただける業者だと話しております。またあと1つの個人の事業者についても、自分のところの太陽光を設置したわけですけど雨水が市道に出ないようにフェンス際に土を盛って対策を施していると。以上のような状況であります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

この地域に新たに設置するということで、ますます環境の悪化が懸念されると思います。条例で規制できないからではなく、市民の生存権さえも病気になるなど奪われている、こうした状況があります。ですから規制ができない、そうしたことで済まされないと。市民が安心して暮らす権利も自治体が地方自治法に基づいて守るべきではありませんか。再度、対策等を求めますが見解を伺います。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

清水進議員の再々質問にお答えいたします。

答弁でも先ほどの再質問のときも申し上げました、現に生活に困っていることには変わりありません。市としてできることにつきましては、対応のほうを今後考えていきたいと思っておりますが、前回の全員協議会でも説明をいたしました。当時の、約20年前ですか、分譲というところから起因することもあります。民間の経済活動により発生したことということもありますが、市としてもできる限りの対応を考えていきたいと、そのように考えております。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

それでは道路関係の再質問をさせていただきます。

3年前に中央自動車道、笹子トンネルの崩落事故がありました。国土交通省の試算でも高速道路の老朽化対策、大規模修繕改良費は今後7兆円から12兆円が必要と試算されています。国と地方の借金が1千兆円を超えた社会保障まで削減しながら、採算の取れない高速道路建設を続ける余裕はこの国にもはやないはずであります。財務省の財政制度審議会の6月の会議では公共事業について新規投資にあたっては、社会資本の整備水準の向上や将来の人口減少等を踏まえれば、わが国にとっては必要とされる国際競争力強化や防災対策であっても費用対効果を厳しく見極め、これまで以上に研鑽すべきであると述べております。高速道の整備を要望す

るより、先ほど出せられた市民が日常的に使用する道路を整備することが先ではありませんか。
その件についての見解を求めます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

清水進議員の再質問にお答えをいたします。

質問の内容は、本当に中部横断自動車道が必要なのかということだと思います。

ちょっと答弁が長くなるかもしれませんが、答弁を行います。

まず私、峡北広域にお世話になっていましたので、救急搬送の事例でお話をさせていただきたいと思います。

北杜市内から圏域、韮崎、北杜の病院以外に行く搬送事例でありますけども、一番が山梨中央病院、次は富士見の高原病院、3番目が山梨大学の附属病院、続いて佐久総合病院というふうな順位になっています。山梨大学附属病院と佐久総合病院は長坂インターから同距離、約30キロでありますけども同距離であります。しかし搬送件数は山梨大学の附属病院が98件、佐久総合病院が1件ということであります。すなわち議員もご存じのとおり佐久総合病院については長野県東部の地域医療の総合病院ということで、かなり大きな病院であります。ドクターヘリも運行しておりますし、かなり充実した病院だということでもありますけども、峡北管内から搬送される場合は今言ったように中央病院、富士見高原病院で次が山梨大学病院、最後の砦として佐久総合病院に搬送されているという事例であります。これについてはご承知のとおり141号線が狭小で曲がりくねっているということで、搬送には向かないということだと思います。

しかしながら中部横断自動車道が開通すれば長坂インター、以北の長坂町、高根町、あるいは大泉町の住民ははるかに佐久総合病院に搬送されるほうが早いんだということでもあります。ですからそういうことを考えても命をつなぐ道ということでも、どうしても必要だというふうには私は考えております。また南部区間も北部区間の八千穂までにつまましては、29年度末に完成をするということでもあります。30年度以降、中部横断自動車道についての予算がかからないわけですから、そのことも含めて30年度以降、早期に着工していただいて早期に完成をしていただくというのが思いであります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は1時30分。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は8名の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に市民の声、15分。次に北杜クラブ、37分。ほくと未来、45分。明政クラブ、12分。市民フォーラム、6分。最後、日本共産党、16分となります。

申し合わせによりまして一般質問の関連質問はできませんので、よろしく願いをいたします。

なお残り時間を掲示板に表示していますが議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に市民の声、3番、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

会派市民の声の一般質問をいたします。

はじめに今年のノーベル医学・生理学賞に寄生虫病の治療薬イベルメクチンを開発した蕪崎市の農家の生まれ、大村智北里大学特別栄誉教授が受賞されました。アフリカで流行する感染症対策にもたらせた効果は計り知れませんが、動物の駆虫剤として畜産農家も多大な恩恵を受けているとのことでもあります。改めて日本の土壌から見つけた細菌の力に驚かされるところでございます。改めて私たちの大先輩、大村智先生のノーベル賞の受賞、心よりお祝い申し上げる次第であります。

さて、私たち会派市民の声は志を同じくする人たちと連携し、市民の皆さんの声を市民目線に立ち、そして市民のために議会活動の中でなお一層深めてまいります。

私は今議会において、みんなが住んで誇れるまち北杜市を目指し、また皆さんの声が市政に反映するよう、私たち会派市民の声に寄せられたご意見・ご提案等を踏まえ、以下大きく3項目について質問いたします。

まず第1点は、住民の足を守るための施策構築についてであります。

北杜市にとって地域活性化はもとより高齢者をはじめ自動車の運転できない人たちへの交通手段の確保策は、市政の喫緊の課題であります。

また政府は6月9日の閣議でお年寄りが運転しなくても便利に暮らせる社会を目指した生活の足の確保が重要とする2015年版交通政策白書を決定いたしました。高齢化や人口減などに対応するため、2013年に制定された交通政策基本法に基づく初めての白書でございます。

このことを踏まえ、以下の項目について質問いたします。

1. 昨年12月4日開催の第2回北杜市地域公共交通会議における審議を踏まえ、平成27年度以降の市内公共交通（市民バスやスクールバス等）のダイヤおよび運行ルートの改正が示されました。そのあと平成27年11月17日開催の北杜市地域公共交通会議において市民バス路線の見直し示され承認されたところです。

今議会に市民バス条例の一部を改正する条例が提案されておりますが、利用したいときに利用できるデマンドバス方式にしてほしいとの市民の声が多く寄せられております。そこで今後さまざまな団体等からの意見を出し合い、市内それぞれの地域の実情に合った交

通システム構築の考えはないのか伺います。

2. 高齢者運転免許証自主返納者や高齢者など交通弱者の生活の足確保策を、市は具体的にどう考えておられるのか。
3. いわゆるのってけしワンコルクの会の取り組みについて、公共交通システムの構築の上で一つの示唆を与えてくれていると考えますが、いかがお考えでしょうか。
4. 交通手段の確保策によっては、移住希望者に対するアピール効果や観光客への利便性向上、さらには地域間交流の活発化など期待できると考えますが、ご所見を伺います。

第2は大泉駅前児童館・つどいの広場つくしんぼルームの移転についてであります。

北杜市にとって地域活性化はもとより、高齢化や少子化など人口減に対応するための施策は市政の喫緊の課題であります。

このことを踏まえ以下の項目について質問いたします。

1. 大泉駅前児童館の統合計画について進捗状況を伺います。
2. 大泉駅前児童館統合に伴う諸課題等について、庁内ではどの程度まで検討がなされているのか伺います。
3. 北杜市子ども・子育て会議（第8回）での審議内容は。
4. 大泉駅前児童館統合後の跡地、県有地を地域活性化施策・少子化施策などに生かす考えはないか伺います。

次に第3は人口減少・高齢化の進む中での農林業振興への取り組みについてであります。

平成24年4月施行の北杜市食と農の杜づくり条例を踏まえ、市民が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい地域社会を実現することを目指し、北杜市食と農の杜づくり推進計画が平成27年2月に策定されています。このことを踏まえ、以下の項目について質問いたします。

1. 農林水産省が11月27日に2015年農林業センサスの調査結果を発表しました。農業就業人口は209万人で2010年の前回調査に比べて51万6千人、約2割減少したとの発表がありました。北杜市の調査結果はどのような内容か。また調査結果を踏まえて今後の市の農林業の振興策をどのように考えているのか、具体的にお示し願いたい。
2. 農業生産法人の市内への進出状況は。法人名、進出時期、事業規模、事業内容、そして雇用内容等についてもお願いいたします。
3. 市内にある道の駅、農産物直売所の利用状況、運営状況は。
4. 農業生産支援施設（たかね有機センターほか）など市所有の農業施設も近年、老朽化が進んで修繕費も増大していると聞いております。今後の整備計画について伺います。
5. 北杜市産の米は梨北米、コシヒカリとして全国的にも評価を得ております。また畑作物としてソバ、大豆などが栽培されております。高齢化が進む中でも米づくり、畑作づくりに頑張っている農家への今後の支援策をお示し願いたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

齊藤功文議員のご質問にお答えします。

交通手段の確保策により期待できる効果についてであります。

本市は面積が広く標高差が大きいことから、市民や観光客の足を確保することが大きな課題となっている中で、観光客向けの足の確保として民間団体による周遊バス等の運行は観光客等の利便性の向上につながっております。

安全で利便性の高い交通環境の整備は、交通弱者に対する生活の足の確保と同時に移住定住等を促進する上においても有効な施策であり市民にとって住み続けたいまち、移住希望者にとって住んでみたいまちにつながるものと考えております。

次に2015年農林業センサスについてであります。

農林業センサスの市町村別数値について県では今月中の発表に向け資料を作成中であり、現在、公表できないとのことであり。しかし、全国的な数値の動きを見ますと本市の農業就業人口も減少していると想定されます。

また今後の農林業の振興策であります。少子高齢化が進み従来の地域農業を支えていた個人農業者が減少となっておりますので、各地域で集落営農の法人化を促すとともに認定農業者を増やすことにより、地域農業の担い手として規模拡大等が図れるよう支援してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

住民の足を守るための施策構築について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域の実情に合った交通システムの構築についてであります。

市民バスの運行については地域に根差した運行を心掛けているところであり、新たな運行ルートとして、デマンドバス実証運行や市民バスの利用実績および利用者ニーズを勘案しながら車両の小型化により買い物先、駅、病院といった主要目的地と地域を結ぶ運行ルートを北杜市地域公共交通会議で検討してまいりました。

地域の実情に合った運行ルートとして、北部巡回線等を盛り込んだ市民バス条例の一部を改正する条例を本議会にご提案しているところであります。

次に高齢者等の交通弱者の足の確保策についてであります。

市の高齢化率が34%を超えるような超高齢社会を迎え、運転免許自主返納者や高齢者等の交通弱者に対する生活の足の確保がますます重要と考えております。このような状況の中、本年4月から65歳以上の運転免許自主返納者に対し、市民バス回数券を無料交付する支援制度を始めたところであります。また来年度から市民バスを小型化し集落内への乗り入れを行い利用者の利便性を高めることとしております。

引き続き利便性の向上と効率的な運行体系の確立を目指してまいります。地域での取り組みもお願いしているところであります。

次に、のってけしワンコルクの会の取り組みについてであります。

これまでも個人あるいは地域でできることはぜひご協力をお願いしたいとして、できる限りの地域での取り組みについてお願いしてまいりました。のってけしワンコルクの会の取り組みは、まさに地域での取り組みの一つであると考えております。地域内の住民が互いに助け合う取り組みとして参考にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

大泉駅前児童館・つどいの広場 つくしんぼルームの移転について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、統合計画の進捗状況についてであります。

大泉駅前児童館については昭和42年に無認可保育施設として建築され、その後児童の健全な遊び場として児童館に移行し、現在ではつどいの広場事業つくしんぼルームと特定非営利活動法人八峰会の工房の複合施設として利用している状況にあります。

同施設は建設から48年が経過し老朽化が進み、本年度実施した耐震診断においても耐震性に問題があると判断されたことから、利用者の安全を確保するために早急に検討を進めるとともに、公共施設の有効活用を図ることから児童館は金田一春彦記念図書館内のいずみふれあい児童館に移転することとしたところであります。移転に当たっては利用者や関係者と調整を行い、ご理解をいただいたところであります。

次に統合に伴う諸課題についてであります。

移転に当たっては、八峰会や図書館を所管する教育委員会と協議を行ってまいりました。なお、大泉駅前児童館は大泉第3投票区投票所となっていることから現在、総務課および大泉総合支所と調整を進めている状況にあります。

次に北杜市子ども・子育て会議の審議内容についてであります。

先月30日に開催した第8回北杜市子ども・子育て会議において大泉駅前児童館、つくしんぼルームの移転についてご審議をいただいたところであります。委員からは利用者への対応、つくしんぼルームの移転後の支援員の配置、また移転後の施設の跡地利用などについてご質問がありましたが、移転については全員異議なくご了承いただいたところであります。

次に統合後の跡地利用についてであります。

移転後は建物は取り壊しを行う予定でありますが、敷地が県有地であることから取り壊し後の使用については県と協議を行い検討してまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

農林業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに農業生産法人の市内の進出状況についてであります。

現在、市内への企業型農業生産法人の進出数は17社であります。明野地区・ミサワイナリー、事業開始時期は平成17年、事業規模は12ヘクタール、事業内容は醸造用ブドウの栽培およびワイン生産、雇用内容等は雇用が6人であります。

以下同様に株式会社村上農園、平成23年、2.7ヘクタール、発芽野菜の栽培、51人。株式会社明野九州屋ファーム、平成26年、2.3ヘクタール、トマトの養液栽培、35人。

有限会社アグリマインド、平成26年、2.4ヘクタール、トマトの養液栽培、60人。イオンアグリ創造株式会社、平成25年、14ヘクタール、露地野菜の栽培、20人。株式会社ハイチック、平成25年、0.3ヘクタール、鶏卵の生産、4人。株式会社志太北杜ワイナリー、平成27年、20ヘクタール、醸造用ブドウの栽培、6人。株式会社ベジ・ワン北杜、平成28年予定、1.9ヘクタール、パプリカの養液栽培、30人の予定。須玉地区・株式会社ハーベジファーム、平成24年、16ヘクタール、大和芋の栽培、7人。大泉地区・株式会社NSD八ヶ岳ファーム、平成24年、0.9ヘクタール、ほうれん草の養液栽培、13人。株式会社オリエンタルランド、平成30年予定、2ヘクタール、トマトとパプリカの養液栽培30人の予定。小淵沢地区・株式会社レ・パ・デュ・シャ、平成23年、2ヘクタール、醸造用ブドウ栽培とワインの製造、6人。株式会社TVファーム、平成24年、3.2ヘクタール、醸造用ブドウの栽培、雇用は外部委託。株式会社AOB慧央グループ農事業部、平成21年、3.5ヘクタール、露地野菜の栽培、17人。白州地区・株式会社シティーファーム、平成26年、5ヘクタール、醸造用ブドウの栽培、6人。株式会社ドームファーム北杜、平成26年、8.3ヘクタール、レタスの養液栽培、77人。武川地区・アグリビジョン株式会社、平成28年予定、3ヘクタール、トマトの養液栽培、100人の予定となっております。

次に道の駅、農産物直売所の利用状況・運営状況についてであります。

市が所管する道の駅は3カ所、農産物直売所は3カ所あります。昨年度の利用状況は道の駅南きよさと14万8千人、道の駅こぶちさわ30万7千人、道の駅はくしゅう38万9千人であります。また明野農村公園直売所3万1千人、おいしい市場5万2千人、武川農産物直売所6万7千人であります。

運営状況については指定管理者に管理運営をお願いしており、地域の農産物等の直売や多くの地元食材を使用したレストランの運営、生産者組合と共同するイベントなども積極的に開催していただいております。

道の駅、農産物直売所ともに食と農の杜づくり推進計画における地産地消推進の役割を担い、生産者の協力のもと北杜市の安全・安心な農産物等を市内外へ提供することで地域の農林業振興の一翼を担っております。

次に農業生産支援施設の整備計画についてであります。

市所有の施設は堆肥生産施設3カ所ですが、老朽化が進み施設の更新が必要な施設は2カ所ありますので、国の補助金等を活用し施設更新について検討してまいります。

次に、高齢化が進む中での農家への支援策についてであります。

北杜市は県内有数の米どころであり、戦略作物については大豆・ソバを中心に作付けが行われているところであります。

国においても農業経営体の大規模化を目指しており、個人の農家への支援は厳しい状況であります。引き続き国・県・市の助成制度を活用し可能な限り支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

それでは1項目めから再質問させていただきます。

まず住民の足を守るという市政の中でも基本的なものについて特に高齢化が進み、また運転免許を返納したというような状況の中で多くの人たちが足の確保について心配しております。そこで公共交通会議が11月にも行われたりして、当面、来年度についてはこのようなスタイルでいくということになるかと思うんですけども、私がいろいろ聞いていく中にはこれから1年かけて市民の利用者を含め、関係機関や学識など一堂に会してそうした議論する場を、こういう場を設けてもらい、そして議論してもらおうと、こういう考えがあるかどうかということが1点であります。

そしてあと1点、のってけしワンコルクの会は先ほど参考にしたいということもありましたけれど、開始以来、多くの利用者がありまして、聞くところでは会員になりたいというお店が増え続けていて現在18店となっていると伺っております。市役所職員の方も利用したり、一般の方も大いに利用しているということも伺っております。こうした取り組みが北杜市内へ拡大普及できるように行政も一緒になってなんらかの支援だとか共同作業ができないものか、この点についても伺いたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤議員の再質問にお答えいたします。2点いただいております。

まず第1点目でございます。公共交通に対する市民からの要望、また行政の取り組み等を進める中で議論する場が必要ではないかというご質問でございますけれど、これにつきましては地域公共交通会議という組織がございまして、その中でそれぞれ地域の代表の方、あるいは老人の代表の方等々、関係者が集まって公共交通会議を開催いたしまして、その中で市民の足の確保ということで検討してまいりました。そういった会議が議論する場であるというふうに捉えております。

第2点目でございます。のってけしワンコルクの会の取り組み、これについて利用者も多いということで、そういった取り組みについて行政が支援等をする考えはあるかというご質問でございますけれど、このワンコルクの会の取り組みについては地域での取り組みの一つのアイデアとして、今後、参考になる取り組みであるとは理解しております。また公共交通のあり方につきましては、市民バスだけではなくワンコルクの会で利用しておりますタクシー等も含めた中で地域全体で考えるべきだというふうに捉えております。

国のほうでも新たな公共交通のあり方というものは、地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開を支援するという国の方針もありますので、今後も北杜市公共交通会議におきまして効率的な運行を目標に検討していくという考えであります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

こののってけしワンコルクの会の取り組みでございますけれども、あるタクシー業者さんにもお聞きしましたならば、そうした取り組みは私たちも大変関心を持っていると、こういうふうなことを言っておりました。ぜひ音頭を行政がとっていただいて、市全域に拡大できるような一つの方策をとっていただければと、こんなふうに思うわけですがそれでもいかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

ワンコルクの会という取り組みについては今後参考にしていきたいと思っておりますけれども、ただ公共交通等につきましては前提がございまして、行政と民間事業者のそれぞれが役割分担をした上で公共交通を進めていくということもございまして、そういったことも含めまして今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第2項目めでありますけれども、再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で、諸課題の中でいろいろ言われたわけですが、ちょっと聞き洩らしたかどうか分かりませんが、NPO法人の八峰会ですか、その工房が今、使われていると思うんですが、その後の関係、移転後の取り壊し後の関係についてはどうなるか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

公衆トイレが敷地内にはあるわけですが、ちょっとそのことについては触れていないように思ったんですが、触れませんでしたよね。公衆トイレについてですね、この外の公衆トイレがあるわけですが、このトイレはパノラマ市場という地産地消の会の方たちがやっているパノラマ市場というのがあるんですけど、そのお客さんとか観光客、不特定の観光客の方も日常使っているというふうな状況でございます。これらについてはどのようにするかということと、それからカラマツハウスについて今後の計画、それらについても敷地内にありますので関連でお聞きしたいと思いますけれども、もし分かれば、計画があれば。

そしてあと1点ですね。跡地の利用についてでございます。跡地の利用について、これは県有地でございますけれども、先ほどの中で今後考えていくということですが、この児童館は大泉村時代に、駅前周辺の県有地というようなことで大変苦労して借りたということをお先の方から聞いております。この駅前の活性化のためにもこの跡地を大いに活用していただくように考えていただきたいと思いますけれども、再度質問いたします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の八峰会の今後ということでございます。

八峰会につきましては、八峰会の他の町で行っている施設への移転をしていただくということで現在、進めているところでございます。

それからトイレの今後ということでございますけれども、トイレは議員がおっしゃられたとおり近くの直売所で使用しているということもございますので、それは残していこうということになっております。

それからカラマツの売店につきましても、老朽化が進んでいるということで併せて取り壊しをしていきたいというふうに考えております。

それから今後の跡地利用につきましては、やはり県の所有地ということで県と協議を行うとともに、この地域は先ほど議員が申されましたけども借地にあたってとても苦労したというような経緯もございますので、地域の皆さん方の思いもあると思いますので、それらについても関係部局と地域等も含めまして協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

3項目めでございますけれども、人口減少、高齢化の進む中でこの北杜市の農林業の振興というようなことで若干答弁がございましたけれども、ちょっと林業政策の中で私、思うことがあるわけですが、林業の振興というのをどのように考えているかという答弁がなかったような気がするんですけど、1つは近年、カラマツ材というのが技術開発されまして、直交集成材というような技術が開発されまして、ここ近年需要が増えているというようなことであります。そんな中でそうした集成材等の振興策というような、そのようなことはどういうふうにお考えかというようなこと。林業振興の中で、もしお答えができればよろしくお願いします。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤議員の再質問にお答えします。

林業振興ということで、先ほどちょっと答弁が漏れて申し訳ありませんでした。カラマツ林と直交集成材というご質問であります。林業振興につきましては現在、未利用材を使用したチップ材の活用や薪等の利用促進を図っているところでございます。それと直交集成材、いわゆるCLTと呼ばれるものなんですけど、新しい新建材の普及ということで国のほうも力を入れ始めたところでございますので、市におきましても関連企業からちょっと相談がございましてありますので、今後国の動向等を参考にして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

林業振興の中で具体的には施策がなかったわけですが、鳥獣害の関係でニホンジカが

この山林には増えているというようなことで、そうしたジビエとか食品加工、そういうようなものを考えていったらどうかなんていうふうに私は思うんですけども、もしそうした政策があれば所見をお願いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

鳥獣害のジビエということでございますが、今年度になりますけど、すでにご説明したかとは思いますが、明野の給食センターを利用してジビエの加工ということを本年度、建物はそのまま中の改修を予定しております。その後、シカ等のジビエの加工ということで、鳥獣害が増えているということとその処理に対応するためというところもございまして、その加工を利用して、今後またジビエの販売促進等にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、22番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

2つ、一般質問をさせていただきます。

まず最初に梅之木遺跡の史跡整備について、お伺いをいたします。

平成15年6月、県営畑地帯総合整備事業に伴う発掘調査で、縄文時代中期の環状集落が良好に保存されていることが判明いたしました。圃場整備工事を一時中断し、遺跡内容を確認するための調査を行い、その調査は平成16年から19年度まで重要遺跡確認緊急調査として行いました。その結果、平成17年度に縄文の道、湯沢川沿いの敷石住居、集積土坑などを確認。山梨県考古学協会会長 谷口一夫氏を委員長とする専門委員会などの調査検討委員会で重要な遺跡で文化財的価値が高いと評価されました。

私も北杜市合併後の最初の市議会選挙でありがたくも当選させていただき、最初の平成16年12月の定例会市議会一般質問で、白倉市長に明野町の梅之木で縄文時代の竪穴式住居跡が発見された。当時の縄文人の生活形態が詳細に推測される生活の状況が残されている希少価値の遺跡であるというので、手のかけようによっては将来、観光バスを年間1万台くらい呼べる学術も含めた観光事業になるのではないかと、史跡として再現できるように国の関係省庁に働きかけをしていただきたいと質問したことを昨日のこのように思い出します。

市長は考古学の専門研究者、学者などの指導、助言を受けながら確認調査を継続する。今後の発掘の進展を見守ると答弁してくれました。平成18年3月の定例会市議会の一般質問で遺跡面積の規模も大きく竪穴式住居数も他の遺跡と比べ、群を抜いて多く発見されている。土器や食べ物、鉄製品も数多く出土している。このように詳細に数多く環状集落での生活状況が保存されている例は全国でも極めて少ない。市長は観光立市を唱えています。ここ梅之木遺跡にテーマパーク構想を立ち上げてはくれませんかとの質問に、白倉市長は類まれのない人面装飾付釣

手土器が出土し、道や水辺の作業所などが確認された。当時の生活様式などを知る上で教育文化の視点からも期待される。文化財保護は重要なこと、隣接する最終処分場の整備についても重要な課題、テーマパーク構想を含め今後も保存のあり方を検討していくと前向きな答弁をされました。

平成18年5月の臨時議会、市長は所信表明の中で梅之木遺跡の国史跡指定に取り組むと発表しました。平成18年9月定例会で明野町の有志で構成する梅之木遺跡保存を求める会の八代茂会長、故清水忠文副会長、仲沢市夫事務局長の3名の方から梅之木遺跡の保存と国史跡指定に関する請願が提出され、私が紹介議員になりました。

その後、市長と請願者3名、私も含め梅之木遺跡に関して熱く対応したことをしっかり覚えています。その席は市長、温かい対応をしていただきありがとうございました。

時を同じくしてその当時、衆議院議員をしていた現在、甲斐市長の保坂武氏の講演会、風の会の明野支部長を私が拝命しており、国会に行くこともありました。誠に都合のいいことに保坂衆議院議員は文部科学省の大臣政務官をしており、議員の口添えで文部科学省文化庁の遺跡の担当課長と会う機会をいただきました。当時、風の会の幹事長をしていた清水現浅尾原財産区管理会長と事務局長をしていた馬場現北杜市農業委員会会長の3人で伺ったところ、白倉市長をはじめ市当局の強い要請を受けております。史跡認定する方向で進んでいるとお話を伺い、喜んで感謝しながら帰ったことを今、懐かしく思い出しているところでございます。

平成22年12月、県農政部、市農政課、茅ヶ岳土地改良区、浅尾原財産区、県教委、市教委の6者協議を行い、遺跡を非農用地として工事から除外。国史跡認定を目指すことを確認。平成24年9月、梅之木工区の換地所有権登記完了。平成26年3月18日、めでたく国史跡指定され、史跡指定地2.8ヘクタールを公有地化、保存活用計画を策定する。平成27年度史跡整備実施設計整備工事に着手。平成28年から整備工事にかかり平成30年には完成、供用開始予定と伺っております。平成26年9月号の広報ほくとでも明野町にある梅之木遺跡は茅ヶ岳最北の標高800メートルに立地している縄文時代中期後半の集落跡です。台地上には広場を中心とした居住域があり、北側を流れる湯沢川の川岸には配石遺構や集積遺構があり、それらを結ぶ道路跡も発見されました。それら3つがそろって確認され、縄文人の生活環境が保存されていることはほとんどなく、全国的にも貴重な遺跡ですと紹介されています。

いずれにせよ、平成15年に発見されて早いもので12年が経ちました。その間の梅之木遺跡に関する人たちや明野町民、ひいては北杜市民の熱い思いがあり、ついに史跡認定がされ整備に取り掛かるわけであります。そこで以下、お伺いをいたします。

1. 全体計画は全員協議会で説明を受けていますが、機能配置計画はいかがでしょうか。
2. 遺跡の表現に関する計画はいかがでございますか。
3. 縄文人の生活表現と遺跡内の展示については、いかがでございますか。
4. 管理・便益施設計画はいかがでございますか。
5. 管理運営計画はどのようになっておりますか。

2つ目、北杜市の誇れる自然資源の活用についてお伺いします。

北杜市は山紫水明の素晴らしい自然資源があります。山岳景観や動植物、豊かで安全な水、豊富な日照等が日常的にあり、誰もが当たり前之恩恵を受けております。このように自然資源に囲まれ、何もしなくても訪れるだけで癒される地域は全国的に見ても稀であり、この素晴らしい資源をさらに生かしていくことが大切だと考えます。そこで以下、質問します。

1. 市では八ヶ岳観光圏、南アルプスユネスコエコパーク、世界の誇る水の山など、この地域の素晴らしさをPRし都会からの誘客を積極的に行っており、この地域の自然環境の素晴らしさは国内では一定の認知がされ始めていると認識しております。この自然環境をさらに多くの方に知っていただき、旅行計画時に候補として考えてもらうためには、この資源を磨き光らせてみせることや体験プラン等のプロモーションが重要になってくると考えますが、国内向けのプロモーションはどのように考えていますか、お考えを伺います。

2として人口減少が進む昨今、集客増を図る上ではインバウンドを中心に考える必要があると思います。2020年には東京オリンピックが開催されることから、まさに今、世界に向けたプロモーションを行う必要があると考えますが、市の施策はどのように考えておりますか、伺います。

3として北杜市を訪れる多くの観光客に北杜市の素晴らしさを満喫していただき、気持ちよく帰ってもらいリピートしていただくためには、訪れた観光地の観光施設等の管理が重要と考えます。昨今の観光施設は整備が進み、駅や高速自動車道のパーキングエリア等、利用者が快適に使用できるように整備や清掃が徹底されています。非常に広範囲に観光資源がある北杜市全域で同様な対応は難しい状況ではありますが、基本的なサービスであるトイレの整備（洋式化やウォッシュレット等）や清掃について計画はありますか、お伺いします。

4番は、地元明野ですが八代家に観光バスが駐車するスペースがないと地元の方から聞きましたが、駐車場を整備するお考えはありますか、お伺いします。

以上でございます。よろしくご答弁のほどをお願いします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

秋山俊和議員の、北杜市の誇れる自然資源の活用におけるプロモーション施策についてのご質問にお答えします。

観光客誘客のための情報発信には観光キャンペーンやイベントの実施、旅行会社等の連携などが必要とされておりますが、現在は観光地巡りだけでなく地域のイメージや取り組みなど、その地域の本質を知る旅行への需要が多くなってきております。

これらの情報を発信する方法として地域のブランド化ということが必要であり、全国各地で地域ブランドを売り出そうとする動きが活発化しております。

本市では地域資源をどうブランド化し、その理念をいかに発信するかを考えた八ヶ岳観光圏や南アルプスユネスコエコパークを基点とした世界に誇る水の山などを掲げ、これら地域ブランドの理念を柱に、国内外に向けたプロモーションを実施しております。

まず、国内においては新たな顧客層の誘客を目的に東京のレストランで北杜市産農産物などを活用したメニューを開発・提供し、北杜のブランドイメージの周知を図る取り組みや北杜エリア専用のブランドイメージを掲載した情報雑誌の制作および都内や主要都市の書店での配布などを実施しております。

また国外においては2020年の東京オリンピックを一つの目標として、現在来訪し始めている台湾、香港に加え前々から来訪している欧米系を誘客目標とし誘客促進を始めております。

先般、外国人目線による北杜エリアの情報を掲載した雑誌を台湾旅行博覧会などで出展し同

様な雑誌を成田、羽田空港などに設置するとともにSNSによる発信も必要なことから台湾から著名人を招聘し、台湾へ向けた情報発信も予定しております。

今後は北杜のブランドイメージをさらに磨き光らせていくことが重要となりますので、観光資源だけでなく、日本酒・ウイスキー・ワイン・ビール・焼酎などの世界に誇る商品や農産物、林産物など本市における優位性の横断的なプロモーション活動を八ヶ岳観光圏の八ヶ岳ツーリズムマネジメントと連携する中で、行ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

22番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

梅之木遺跡の史跡整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、機能配置計画についてであります。

梅之木遺跡の史跡整備は、本年度から平成29年度までの3年間の計画で保存整備基本構想や保存活用計画に基づき、地元区長や観光協会などで構成する史跡梅之木遺跡整備検討委員会において、ご意見を伺う中で実施してまいります。

機能配置については遺構の位置と自然環境から縄文のムラ、縄文の林、縄文の原、導入部の4つのエリアに分ける配置となっております。

縄文のムラは広場を中心に竪穴住居、縄文の道などを復元し、縄文時代の集落景観を復元展示することとしております。

縄文の林はクリ、オニグルミなど縄文時代の梅之木遺跡で食用や木材に使用されたことが明らかとなっている樹木から構成される林を再現します。

縄文の原は生活体験などで利用するとともに、遺跡とその周辺景観の保全を図ることとしております。

導入部には駐車場、トイレ、小規模なガイダンス施設を設けることとしております。

次に遺跡の表現に関する計画についてであります。

遺跡の保護と地形復元を目的として湯沢川護岸整備を本年度、平坦地や斜面の保護盛り土を来年度に行い、地下の遺構の保護を図ります。

遺跡の表現は、発掘調査の成果に基づいて縄文時代当時の集落景観を復元することを主眼とし竪穴住居、中央広場、貯蔵穴と墓穴、縄文の道などを復元展示することとしております。

次に縄文人の生活表現と遺跡内展示についてであります。

生活表現については、復元された縄文集落をより現実感のあるものと感じてもらうために縄文時代の生活体験や体験学習時にはスタッフの解説と対話を重視し、解説板など人工的な構造物は極力設けないこととしております。

遺跡内展示は本来、復元された住居の中に土器や石器などを常時展示することが望ましいのですが盗難、破損の恐れもあることから体験学習時のみ展示するなど整備検討委員会のご意見を伺う中で進めてまいりたいと考えております。

次に管理・便益施設計画についてであります。

訪れた方々に対し遺跡内容の解説板や出土品の一部を展示し休憩もできるガイダンス施設、トイレ、駐車場など必要最低限の施設とともに史跡の管理や案内を行うための事務室や管理に

必要な備品などを保管する倉庫をガイダンス施設に併設する計画であります。

なお、ガイダンス施設等の詳細についても、整備検討委員会においてご意見を伺う中で実施してまいります。

次に管理運営計画についてであります。

梅之木遺跡の管理運営については保存活用計画に基づき適正な管理に加え、みんなでつくる縄文のムラとして整備後の活用を重視しております。

管理において復元施設や草地の維持管理などには、ある程度専属的な管理者が必要になることや多岐にわたる管理運営をきめ細かく、また臨機応変に対応できる体制として指定管理制度の導入なども検討してまいります。

次に北杜市の誇れる自然資源を活用における八代家住宅への観光バス駐車場の整備についてであります。

八代家住宅は江戸時代末期に建てられた個人所有の建造物であり、昭和51年5月に国の指定を受けた文化財であります。

現在、所有者のご好意により年に1日、文化の日のみに一般公開させていただいているところであり、本年は13名が見学に訪れました。

今のところ学習目的の見学に限定して受け入れるという所有者の意向もございしますが、見学者数や進入路の状況を見ながら、駐車場については検討してまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

22番、秋山俊和議員の北杜市の誇れる自然資源の活用における観光地のトイレ整備や清掃の充実についてのご質問にお答えします。

観光地を評価する上でトイレは重要な要素となっております。市では、市内の観光地を訪れた観光客等に対応するため20カ所のトイレ施設や必要に応じて仮設トイレの設置を行い、地域の方を中心に管理をお願いすることで、できるだけ清潔な管理運営を行っているところであります。

しかし本市の素晴らしい自然資源の認知が進む中で自然資源と触れ合い、利用する来訪者が増加しており、十分な仮設トイレの設置や施設の老朽化への対応など、快適性の向上に対応できていない状況もありますので、来年度から新設が必要な箇所や老朽化が進む施設から計画的にウォシュレット等の整備を進め、併せて清掃管理についても快適性を保てるよう見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

秋山俊和君の再質問を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。それではまず梅之木遺跡についてちょっと再質問をさせていただきますが、おかげさまで今、明野町は県営畑地帯総合整備170ヘクタールに続いて天王原の23ヘクタールと整備され、農業基盤の環境が整ったところで多くの農業生産法人の参入、八

イジの村、ブルーベリーや枝豆、サツマイモ、サクランボ、大根など地元の農産物を販売する多くの農業生産者のグループの活躍で非常に活況があります。例年行われております北杜市サンフラワーフェスティバルでは毎年20万人の入れ込み人数を数えているところですが、本年は21万人を超えました。今年で記念すべき30回を迎えた浅尾大根まつりでは1万数千人の入れ込み数を数えました。このような状況で、梅之木遺跡を市の観光基盤の1つに考えていただきたいと思いますが以下、質問します。

梅之木遺跡を観光事業化して運営する企業を集う考えがありますか。市が事業主体になり運営する考えはありますか。それから企画提案型企業があれば、市がタイアップする考えはありますか。

2番として、地元の企業や農産物販売グループなどとの協力協議会などを立ち上げて推進する考えはありますか。その場合、梅之木遺跡の位置づけなどどのようにになりますか。定期的に会議をする協議会などの立ち上げの推進をする考えはありますか。

3として、九州の国営吉野ヶ里歴史公園は弥生時代の遺跡として素晴らしいテーマパークになっていると思いますが、梅之木遺跡を縄文のテーマパークにする考えはありますか。

いずれにせよ、明野町民や北杜市民の皆さまの思い入れの強い大切な遺跡でありますので市当局の積極的な考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

秋山俊和議員の再質問にお答えをしたいと思います。

いくつかいただいた中で全部読み切れたのかどうかちょっと分かりませんが、明野地域にたくさんの観光客も入ってくるとした中で、文化財としてでなく観光面でもさまざまな活用を考えられないのかというふうな内容だと思っております。

管理運営体制につきましては、先に策定をされました史跡梅之木遺跡保存活用計画において充実した管理が活発な活用につながるということを提言されております。そのために市をはじめ多くの方の協力者が欠かせないとしているところであります。こうしたことから新たに翌年度、7月にも設置をしたいと思っておりますけれども、梅之木遺跡整備検討委員会の中で管理および整備後の観光面を含めた活用についても、具体的な方法を検討してまいりたいというふうに思っております。

この整備検討委員会につきましてはさまざまな方たち、先ほどもお話しいただいた地元の協力、それから観光事業者、観光協会等の参画といったものも中に考えていくということで今、想定をしているという状況でございますので、その中でさまざまなご意見をいただいて実現に向けた形をとっていければということをお思っております。

また梅之木遺跡整備検討委員会につきましては、今年度だけではなく整備が完了するまではその検討委員会の中で必ず議論をしたり整備の進捗状況を踏まえて、その委員会で検討するというふうな仕組みをとっておりますので、3年間、この検討委員会が機能していくことと考えておるところであります。

観光面としても、やはり縄文遺跡を文化財としての活用のみならず多くの人に訪れていただくための方法について、この委員会の中で検討していく中で、やはり茅ヶ岳周辺の1つということではなく、全体を通した観光ルートに位置づけるといったような形で複数の観光施設と一

体的に考えていくということが必要だろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

ありがとうございます。いずれにせよ、まだ整備検討委員会等できれ議していかなければならないと、こういうことですね。それでまわりのハードの部分についても、これから観光とタイアップしていくことをハード面でも考えていかなければならないと思うんですね。それぞれの委員さんのご審議内容等をまた勉強させていただく中で、そのことについてはまた前向きに市当局でも考えてくださっているようですので、よろしくをお願いします。

それから先ほど指定管理制度なんかの導入もするお考えがあるようですので、そういう方向にいくほうがいいのかなどというような気もいたしますので、そのへんも含めてご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（千野秀一君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

それでは続いて、観光資源の活用について再質問をさせていただきます。

観光ガイドじゃらんネットを検索すると、北杜市には素晴らしい景勝地やグルメスポットなどがたくさんあることが紹介されております。加えて1年を通じて祭りなどのイベントが、これまたたくさんあります。それに加えて農業生産法人が本市には来てくれていてコンソーシアムを形成してくれています。それらの企業とタイアップをして新たなイベント、例えば本市には世界で金ラベルを獲得するような醸造会社もありますし、企業の協力をいただきワインまつりや収穫祭などを企画して観光周遊構想をつくり全国に発信する考えがあるかどうか、そのへんをちょっとお伺ひしたいと思ひます。

また観光周遊コースの企画など、今まではどのようにしているか存じていませんが専門機関に委託したことがありますか。なければ今後委託する考えがあるか、お知らせください。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

秋山議員の再質問にお答えいたします。

ワインが明野地区で生産されるということで、それらを観光としてタイアップしていったらどうかということ、もう1つにつきましては周遊コースの案内という内容かと思ひますが、近年明野地区において多くのワイン醸造ということで、ワイナリーが進出してあります。大変優秀なワインが生産されているということも認識しております。これらの醸造メーカーが一堂に会しているということもござひますので、北杜市といたしまして、その生産活動をPRすることも本市にとっては重要なことと考えております。

また観光客等、訪れる来訪者にとっても峡東の石和というところもありますけども、そちらと並行して宣伝するということが、北杜市を十分アピールできるのかなというふうにつけてお

ります。これにつきましては市内に拠点のある醸造メーカーがございますので、その意向も確認をしながら、また観光事業者などにご協力をいただく中で前向きに検討してまいりたいと考えております。

2番目の周遊コースの案内ということでございますが、すでに一部周遊化ということで計画というかプランをやっているところもございますので、これをさらに拡大して北杜市の魅力ある山岳景観もございますので周遊して観光客等のPRを行い、さらに観光客の集客を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。市当局でも積極的に取り組んでいただいているということがよく分かりました。

それから先ほどトイレ等の整備も20カ所ぐらいを精査する中で進めていくということでございます。明野でもひまわりフェスティバル等、夏場の暑いときに非常に簡易式のトイレで厳しい部分もあります。そういったところもいろいろと考慮の対象にさせていただければありがたいと思います。そんなことを付け加えて質問をしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで22番議員、秋山俊和君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時50分といたします。

○22番議員（秋山俊和君）

回答はしてくれないんですか。

○議長（千野秀一君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

私も地元のこともちょっと言ったもので遠慮がちに言ったんですが、ただ部長の答弁の中にそういう積極的に20カ所ぐらい精査してということがあったから、明野でも非常にそういう事態だから、できればということで、そのへんの答弁をちょっとお聞かせください。

○議長（千野秀一君）

失礼いたしました。

というようなことについて、答弁をお願いします。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

秋山議員の再々質問にお答えします。

先ほどの観光地を訪れてトイレの快適性ということは十分認識しておりまして、先ほど答弁させていただいたとおり20カ所プラス、仮設槽で対応しているわけでございますがウォシュレットがないというところが大部分でございます。現在の状況を考えますと子どもウォッシュ

シュレットに慣れているというところもございますので、予算の限りがございますが、なるべく優先をしながら北杜市に訪れて快適だったというところは、やはりトイレも含めて考えなければならぬことと考えておりますので、できるだけ早急に全体計画を立てながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○22番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで22番議員、秋山俊和君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時50分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次にほくと未来、4番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

私からは過疎地域自立促進計画について、お伺いをいたします。

国は深刻化する過疎問題に対応するため昭和45年に過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域進行特別措置法、さらに平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年に現行の過疎地域自立促進特別措置法を制定。人口の減少に伴って地域社会における活力が低下し生産機能および生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立の促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正を図るとして北杜市では須玉、白州、武川がその指定を受け40年余りにわたり財政的援助を受けながら過疎対策事業の取り組みをしてまいりました。合併後も人と自然と文化が躍動する環境創造都市を基本コンセプトに掲げ、少子高齢化に対応する地域自治の確立や自然環境を保全する循環型社会の推進、地域社会における芸術文化の振興、新しい住民自治の構築などに取り組んでおりますが、いまもってこの地域では過疎からの脱却ができない状況にあります。

現在の計画は今年度で5年の計画期間が満了し、新たに28年度から5年間延長されることになり、地方創生が叫ばれる中で過疎地域においてはこれからの5年間を大きく期待するものであります。つきましては、これまでの成果と次期過疎地域自立促進計画について以下お伺いをいたします。

1つとして、平成22年度から5年間の実績とその成果について。

2つ目として、来年度から始まる次期計画の基本的な方針について。

3番目として、次期計画による主な事業内容について。

4番目として、平成25年度制定の過疎地域自立促進基金条例に伴う基金の状況とその活用について。

以上4点につきまして、お伺いをいたします。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

過疎地域自立促進計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、来年度から始まる次期計画の基本的な方針についてであります。

本市では過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎対策事業を実施してきたところでありますが過疎対象地域は人口減少と著しい高齢化に直面しており、依然として多くの課題を抱えております。併せて過疎計画は過疎地域を限定した須玉町、白州町、武川町の自立促進、地域格差の是正などを目的としているため、地方創生の指針となる北杜市総合戦略や現在策定を進めている北杜市総合計画などと整合性を図る必要があると考えております。

今後も地域間や産業間の交流促進などソフト面での対策と生活環境の改善など定住環境の整備のための対策を強化することによって、個性的で魅力的な生活空間を創造することを基本的な方針として取り組んでまいりたいと考えております。

次に次期計画の主な事業内容についてであります。

これまで農業後継者の育成、集落営農組織への支援、地産地消の推進および農業生産基盤の整備による企業型農業生産法人の誘致などの農業振興、企業誘致、子育て支援住宅の整備や南アルプスユネスコエコパークなど、多くの観光資源を生かした広域的な観光振興に取り組んでまいりました。

引き続き道路網の整備、農業の振興、広域的な観光の推進、教育の振興、地域間交流および産業間交流などに取り組み、次期計画においてもバランスの取れた産業、観光の振興と定住環境の整備による持続可能で活力ある地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

4番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

過疎地域自立促進計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成22年度から5年間の実績とその成果についてであります。

過疎地域となっている須玉町、白州町、武川町は本県を代表する農業地域として近年、食の安全が求められている中で農業後継者の育成、地産地消の推進および農業生産基盤の整備による農業振興を図りながら多くの観光資源を生かした広域的な観光振興を図っていくなど、農業を中心としたバランスの取れた産業振興と観光振興を進めてまいりました。

また過疎地域自立促進特別措置法に基づき固定資産税免除などの税制特例措置を実施し、企業誘致による雇用の創出など一定の成果が上がっており、人口の減少率は県内過疎地域において最も低くなっております。

この5年間に過疎対策事業債を活用した主な事業としては、対象となる3町の住民生活に密着する市道の整備をはじめ武川中学校、須玉総合体育館、白州総合体育館の改修・修繕、市民バスの運行事業、増富の湯、尾白の森名水公園、白州総合運動場、武川運動公園、むかわの湯の維持管理など多岐にわたる事業を対象とし、取り組んできたところであります。

次に、過疎地域自立促進基金の状況と活用についてであります。

平成25年度に設置した北杜市過疎地域自立促進基金は、過疎対策事業債を財源として造成したもので、過疎地域の自立促進に向け計画に位置づけられた事業の円滑な運営を図ることを設置目的としており、平成26年度末現在の残高は1億1,510万円となっております。この基金については、積み立て元金および運用益を主に過疎地域における建物の維持・補修などのソフト事業の財源としており、平成26年度には白州体育館の改修や武川中学校の修繕などに約1億円を充当したところであります。

今後とも次期過疎地域自立促進計画に掲げる事業の円滑な運営のため、有効に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは再質問をさせていただきます。

ただいま現計画の実績と成果をお聞きいたしました。本市では農業を中心とした観光振興と企業誘致による雇用の創出などによって、県内の過疎地域の中でも人口減少率が最も低い状況であるというお答えでございます。このことにつきましては、一定の成果が見えられているということでありまして、これまでの当局の努力に一定の評価をするところでもあります。しかし現実には過疎地域の中には武川町のように町内からガソリンスタンドがなくなる。あるいはコンビニがなくなる。あるいはタクシー業が撤退をするというような日常生活に欠かせないものの企業がなくなっていくという状況もあります。さらには学校の統合計画の投げかけというようなことの中で、住民の生活環境の劣化と申しますか、悪くなっているという状況が見られます。過疎地域からの脱却に向けて、やはりこれらのことはマイナスの要因になっているということは考えられます。そういうことから市ではしっかり地域の課題を捉えていただきまして、これからの次期計画に生かしていただきたい、このように思っております。計画については5年間ありますけども、この5年間で地域においては本当に大きく期待をしているところでありますので、それらについてのお考えをまたお聞きしたい、このように思っております。

これらの地域においては、先ほど言いましたように課題をしっかり市が捉えていただいて、そして総合的かつ積極的な対策が講じられますよう、また生活環境の整備と経済活動の活性化を図ることがこれから必要不可欠な条件であるこのように考えておりますので、改めて当局のお考えをお伺いいたします。

また先ほど基金の関係につきましてはお聞きしたんですが、この基金については元金および運用益を主にソフト事業に活用しているという状況の中で、いろいろな事業に使っているわけでありまして、今年度を含め今後の積み立て等、それから活用していく上での取り崩しに

については、どのように考えているかお伺いをしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

福井議員の再質問にお答えいたします。2点いただいております。

まず第1点目でございますけれど、次期計画への地域活性化への考えについてというご質問でございます。

これにつきましては、議員おっしゃいました武川町内でガソリンスタンド、またコンビニ等が生活に欠かせない施設ということで、それが地域からなくなっているということで日常生活に不便をきたしているということでございます。それが地域の活力維持にも影響するものというふうに考えております。

人口が減少して事業者が撤退し、またさらに人口が減少していくという悪循環にならないためにも次期計画におきましてはこの地域に住んでみたい、またこの地域に住み続けたいというふうに感じていただきますように生活環境の整備、ならびに企業誘致などによる経済活動の活性化というものに力を注いでいきたいというふうに考えております。

2点目でございます。過疎地域自立促進基金の今後の積み立て、また取り崩しの考えというご質問でございます。

まず過疎地域自立促進基金に積み立てることができず過疎対策事業債の上限額というものがございます。その額につきましては、過疎地域における基準財政需要額と財政力指数により算出されまして、本市における積み立ての上限額というものが今年度の倍、約1億円というふうになっております。今後につきましては本年度の過疎対策事業債の借り受けを行って、その上限額を基金へ積み立てまして、金融機関による運用を開始するとともに来年度予算において取り崩し分を予算計上いたしまして、その運用益と合わせて対象となる3町における過疎対策事業の財源として有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

最後に再々質問ですが、いずれにいたしましても今それぞれ少子化、高齢化に伴いまして他の地域においても同じような状況があると思います。しかしながら、この過疎対策というものがあふ限りは、やはりそれに指定されている地域においては、他の地域よりは要するにらし下にあるという意識があります。したがって、やっぱりこれを同じレベルに合わせるにはこの地域の本当に課題を十分行政では理解をしていただき、捉えていただいて今回の計画に入れてほしい、このように思います。最後によろしく申し上げます。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

福井議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに地域限定の過疎地域ということでございますけども、レベルが他の地域より低いという考えもございますけれど、行政といたしましてはオール北杜ということで、その地域も含めまして、全市一体となって今後もそれぞれ総合計画等に盛り込んでいきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、部長が答弁したとおりであります。やっぱり私も私なりに日本は国土の均衡ある発展、地方に活力ある国家でありたいと思っています。それがまた今、地方創生、内政の柱になっていきますけども、そのへんの原点であると思っています。それは北杜市内でも同じことが言えると思います。ですから私はこれからなお一層、提案型の時代ですので市民と共に、また連携してということが大切でありますので、先般策定した地方創生の人口ビジョン、総合戦略についても同じ思いでかじ取りをし、また市民とともに連携を取りながら推進していきたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで4番議員、福井俊克君の一般質問を終わります。

次にほくと未来、1番議員、上村英司君。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

キャリア教育について質問させていただきます。

私がこの質問を取り上げたのは、某私立大学の就職の担当をしている友人がおりまして、担当している学生が本当に社会に出ていく心構えが足りないというような話を聞かせていただいたからでございます。多くの学生が企業や仕事の漠然とした知識しか持たずにリクルート先を選んでおり、海外に出ていくことを嫌がり、また起業したいという学生は皆無であるというような話を聞いております。また大学も就職後に学生がその企業でどうなったかということは、あまり把握していないということをお聞きしました。この私立大学でもインターンシップを授業にたくさん取り入れ、そして北杜市内の企業と連携する動きを始めたということでございます。このような理由から、これからの日本を背負う子どもたちの将来を考えて質問をさせていただきます。

キャリア教育は文部科学省が取り組む若者自立挑戦プランの一環に位置づけられ、小中学校教育から推進されております。背景には若者のニートやフリーターの増加、非正規労働者の増加、就職後3年以内の離職率の増大という問題が顕著になってきている状況があります。その原因といたしまして、終身雇用や年功序列型の日本の伝統的な雇用制度が崩れてきてしまっている状況があります。職業訓練は就職後、主に企業が行っていましたが企業も即戦力を求め人材をじっくり育てることができにくくなっております。景気によって非正規社員で仕事を補うという形が一般化してきております。そのため学校生活を終えるまでに職業観や職業技術を習得することが若者には求められております。

現在、北杜市では原っぱ教育に取り組んでおり、それぞれの小中学校がさまざまな生きる力を養う教育を実践しています。農業体験、職場体験、地域を知る活動、福祉施設の訪問などがさまざま行われております。しかし小中学校では、子どもたちがまだまだ将来の職業に真剣に向き合う機会は少ないと感じておりますし、1日だけの職業体験がイコールキャリア教育になっていると思っている学校も多いと思います。

また北杜市には先進技術や個性的な技術を持つ素晴らしい企業も多数ありますが、子どもたちが地元企業をどの程度理解できているかも疑問であります。また北杜市にない職種や外国人と接する機会の少ない北杜市でグローバルな感覚を養っているかも疑問であります。

小中学校の段階では労働に対する学習、職業についての学習、専門技術の習得、自分自身の生き方の学習などを総合的に学ぶべきだと思います。進路指導だけに留まるべきではないし、技術だけを教えればいいということでもないと思います。

以上の趣旨により小中学校のキャリア教育について質問いたします。6点質問いたします。

1. なぜ働くかというような労働観を養う教育が行われるべきだと思います。学校の取り組みについて伺います。
2. 進路指導では多様な選択肢、職業選択を提供すべきだと思います。生徒が多くの選択をできるような指導が行われているのでしょうか。また企業と連携して生徒の職業体験を受け入れてくれる企業リストを整備すべきと考えます。見解をお聞きいたします。
3. 教員の事務仕事が多いのでキャリアカウンセラーの導入を検討すべきだと考えます。見解をお聞きいたします。
4. 企業家精神を喚起するために、地元の創業者の意見を聞く機会などを持つべきだということに考えます。見解をお聞きいたします。
5. 大学においても内向きな志向の学生が多いということが言われております。留学の件数も減少しております。対照的に産業界はアジアなどのグローバルな視点が不可欠になっております。グローバル的な視点を養う教育が行われているのでしょうか、お聞きいたします。
6. 試験対策、学力向上などの取り組みがある中で生徒が自らと向き合う教育の時間をどのように確保できているのでしょうか。またそのための家庭や地域の役割、保護者との協力はどのように行っているのでしょうか、お聞きいたします。

以上6点、よろしく申し上げます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

上村英司議員のキャリア教育における、多様な選択肢を提供する指導と企業リストの整備についてのご質問にお答えいたします。

子どもたちが知っている職業はそれほど多くないのが現状であり、また世の中の仕事はつながっているということを知ることが大切であるとともに、多くの選択肢の中から将来を判断することが重要であります。

学校では500を超える職種が紹介されている「13歳のハローワーク」という書籍を利用するなど、仕事を紹介した書籍やサイトを活用した指導も行われております。

また教育の中で職場を体験し市内企業の活動状況を知ることは生徒が将来、市内企業に就職

するきっかけとなり、定住促進にもつながるものと考えております。

このことから北杜市商工会、北杜市企業交流会や北杜市農業企業コンソーシアムなどと連携する中で職場体験の受け入れ態勢や企業リストの作成を検討するとともに、甲陵高校のスーパーサイエンスハイスクールにおける市内先端企業の方を講師に招いた授業を市内中学校に広げていくことも今後検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

キャリア教育について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、労働観を養う教育の取り組みについてであります。

キャリア教育においては、子どもたちが学校で学んでいることと自分の将来を結び付けて考えたり、自分の興味や資質に気付いてそれを伸ばすにはどうしたらよいかなどを自ら考えていくことが大切であります。こうしたことから、小学校では社会科や生活科などの教科や道徳の中で働くことの意義や大切さなどを学び、農業体験学習や介護体験等も取り入れております。

また中学校では夏休み等を利用し、職場体験学習を行うなど総合的な学習の時間を中心にして働いている人たちの思いや、やりがいなどを聞きながら、なぜ働くのかということについて自分なりの考えを確立していけるよう取り組んでおります。

次にキャリアカウンセラーの導入についてであります。

学校におけるキャリアカウンセリングは、子どもたちが自らの意思と責任で進路を選択することができるようにするための指導援助であると考えており、その重要性についても認識しております。

また小学校、中学校、高等学校といった段階に応じて相談の内容にも大きな違いが生じてまいります。こうしたことから教師自らが常日ごろから児童生徒に対する個別の支援を充実していくことが重要であります。校長会の意見も伺いながら学校の現状等を把握する中でキャリアカウンセラー設置の必要性等について検討してまいりたいと考えております。

次に、起業家精神喚起のために地元創業者の意見を聞く機会についてであります。

子どもたちが多種多様な職種を見学することが望ましいことは言うまでもありませんが、受け入れ先の都合や交通手段等を考慮すると体験できる場所に制約が生ずる場合もあります。

一方、甲陵高等学校で指定を受けて取り組んでいるスーパーサイエンスハイスクールにおいて実践研究を向上させるため市内企業等にも参画していただく中で成果を上げております。

こうしたことから地元企業を見学したり地元の創業者等を学校へお招きし、お話を伺う機会があれば子どもたちにとって有意義な時間になると考えられますので、その機会についても検討してまいりたいと考えております。

次にグローバルな視点を養う教育についてであります。

子どもたちが生きる力を身に付け、社会の激しい変化に流されることなくさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育が求められております。

こうしたことから本市においては原っぱ教育を提唱し、夢や希望を育む力の育成を重点項目

の一つに掲げ、キャリア教育の充実はもとより国際理解教育の充実として中学生海外交流事業や英語実習助手の効果的な活用などを行いながら、グローバルな視点を養う教育にも力を入れ取り組んでいるところであります。

今後におきましても、なお一層の推進体制を整えてまいりたいと考えております。

次に生徒が自らと向き合う教育の時間の確保と家庭や地域の役割、保護者の協力についてであります。

学校では道徳の時間において自己を見つめ、自分の生き方についての考えを発達段階に即して深めるよう、すべての学年で指導するとともに各教科等においても人や社会との関わりの中で自分の過去・現在・未来を見つめるような場面を設定し、指導しているところであります。またスクールカウンセラーを活用して個別の相談にも対応しております。

一方、家庭の役割については子どもに働く姿を見せたり、働くことの大切さについて話し合ったりすることを通じて子どもは多くのことを学ぶことができ、地域においてはボランティアによる登下校時の見守り活動等を通じて、子どもは多くの人に支えられている安心感と感謝の心を醸成することができ、社会や人の役に立つということの大切さを知ることができるようにと考えております。

また保護者が学校の取り組みを理解し、学校と一体になって子どもの成長・発達を支えていくことが重要であり、保護者自らが社会人、職業人としての経験等を生かし、学校の教育活動に積極的に関わっていただくことも大切であると考えております。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

上村英司君の再質問を許します。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

1点、再質問させていただきます。

企業が求める人材が変わってきておりまして、学生のうちに職業観なり働くことについて養っていくことが大事だというふうに思うわけですが、学校も行事とか学力向上に忙殺されて、なかなかその時間が取れないというのが現状だと思いますけども、先生も、また家庭もそのキャリア教育の重要性を意識していくということが非常に重要ななと思っているわけですが、そういう中で職業体験について、先ほど非常に前向きなご答弁をいただきまして、経営者を呼んで講演をしていただくですとか、あと職業体験のリストを充実していくというようなご答弁をいただいております。

本当に地元企業にも東南アジアやアメリカで活躍している企業もございまして、新しい技術や特許で活躍している企業もございまして、また日本の固有文化を守って何百年も存続している企業もございまして、そういう方、経営者を呼んでぜひ講演の回数を増やしていただきたいということと、また今、職業体験が非常に子どもがお客さまのようになって、1日で終わってしまうという現状もございまして、経営者のお話を聞いて理解をしてその職場に出向くということが非常に大事ななというふうに思っているわけですが、そんな企業との連携がますます図られるようにぜひお願いしたいと思うわけですが、改めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

上村英司議員の再質問にお答えいたします。

質問のほうにつきましては、地元にも海外も含めた優秀な企業がたくさんあると。そうした優秀な人材から話を聞いて、そうしたものを体験に生かしていけないかというふうな趣旨だと思います。

たしかに答弁の中にもございましたとおり、市内の各小中学校につきましては現在も職場体験等を含めてさまざまな事業を展開しているというところでもあります。ただ現在、各職場体験におきましては小中学校で地元の起業家の皆さま、中小企業の皆さま、それから事業主の方にご協力をいただいているというふうな状況で、エリアとしてはその町の中の範囲というふうな状況であります。

そうしたことから、ご質問にもありましたとおり企業リストというものを、市内企業リストなどをつくることによって、より多くの職種の会社を紹介できるという仕組みだというふうには考えてございます。その中でやはり優秀な人材の方がいらっしゃるような企業をリスト化するということになれば、さらにその会社のリストをつくることによってその起業家、また事業主、責任者等の話を一緒に聞けるというふうな複合的な組み合わせで起業家にも理解を求めていければ、先ほど議員が申し上げたとおり、まず話を各中学校の中で聞いたものがその話と同様の体験ということで職場に出向いて、より子どもたちにとって理解がしやすい状況になるんじゃないかということも考えております。

またその中に海外にも、中国、アメリカ等々にも支社を持っているという会社も市内にも多くございますので、そうしたところでそのグローバル的な話も一緒に聞けるというふうな部分もやはり見込めていくということは考えてございますので、今後、起業家リストというものを中心に話をしていただけるような方も同時に登録できるような仕組みを考えて、中学校、小学校等で活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

ありがとうございます。ぜひ将来、Uターンにつながる可能性も大いにあると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思うことと、企業もぜひリスト化していただきたいと思うわけでございますけれども、先日、清里で西東京の建設会社でウェブデザインをやっているような個人の方にお会いしたんですけども、そういう、今まで考えられなかったような技術を持って北杜市で活躍されている、例えば登山家ですとかデザイナーですとかアーティストとか、そういう方もたくさんいらっしゃると思いますので、北杜市はそういう人材の宝庫だというふうに思っておりますので、そういう方とも子どもたちをマッチングさせていただくような機会もぜひもっていただきたいなというふうに思うわけでございますけれども、再々質問とさせていただきます。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

上村英司議員の再々質問にお答えしたいと思います。

たしかに、市内の中に個人でも優秀な方がたくさんいらっしゃるということでございます。そうした方々につきまして、例えばどんなふうな形でうまくそういう方たちが利用できるのかといったところは、やはり課題にはなるとは思いますがより各地域、支所等とも通じながら、そういう人材がいればまた活用を考えていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

これで質問を打ち切ります。

これで1番議員、上村英司君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、16番、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

持ち時間があまりありませんので多少早口になるかと思いますが3点、8項目について質問いたします。

安心して出産や健診が受けられる体制づくりについて伺います。

市内には婦人科・産婦人科がなく早くから市民の要望がありましたが、ようやく平成27年4月から甲陽病院に婦人科外来が、長坂地区には助産院が開設されました。産科とまではいきませんが婦人科が開設されたこと、出産の場所があることは大きな安心感につながり、少子化対策としても有効な手段であると考えています。しかし残念なことに市民の中には婦人科があることを知らない人も多く、民間ではありますが出産の場として助産院があることも、周知を図っていただいているとは思いますが併せて知らせるべきだと思います。

また市で実施している総合健診では子宮がん検診は市外の病院が指定されており、車の運転ができない人にとって受診しにくい状況です。近くで受診できることは時間や経費の負担軽減になり、身近な病院での相談や治療は望むところです。市でも産前産後のケア等、指導や相談を行っています。医師による診断や治療も必要であり、連携体制を取ることが重要です。甲陽病院の婦人科外来を活用することは病院の運営にとっても有益であると考え、以下伺います。

婦人科の診療体制と受診者数はどのくらいありますか。

総合健診の婦人科健診を甲陽病院で受診できるような体制づくりの考えはありますか。

助産院に対する支援は何かありますか。

市で行っている産前産後ケア等の相談業務はどのようなものがあり、利用状況はどうなっていますか。

次に浅川兄弟の功績を残すためには、

浅川伯教・巧兄弟は日韓間の動乱の渦中に韓国に渡り、林業の振興に努めたばかりでなく韓国の文化に目を向け人としてのあり方、生き方を身をもって示し行動したことにあります。

交流のきっかけは北杜市合併以前の高根町時代に遡ります。兄弟の偉業を発見し世間に知らしめるためには多大な努力と年月が必要でした。ソウル市郊外に浅川巧のお墓がありますが、

韓国との交流が進まない中、現在、市になっていますがようやく抱川郡との交流ができるようになりました。また関係者が県内外ばかりでなく海外にも及ぶ浅川伯教・巧を偲ぶ会も活動しており、民間レベルの交流も進んでいます。生誕地の整備や書物・遺品の管理など、また浅川巧の生涯を映画化した「白磁の人」も上映され、浅川兄弟に対する認識が広がり深まったと思います。

このように市単独や官民共同で郷土の生んだ偉人の業績や遺品を守り、伝えているところであり浅川伯教・巧資料館は重要な意義があります。韓国との交流は国際事情も影響し継続が難しくなることもあろうかと思いますが、友好のしるしとして今後も継続していくことが大切だと考えています。

また先般、抱川市の訪問団が市の文化祭に華麗な舞踊を披露してくれました。非常によい機会なので周知の仕方を検討し、より一層交流を図るべきと考え以下、伺います。

韓国との職員交流や民間との交流を行っていますが、どのようなことをしていますか。またその効果は、

浅川伯教・巧資料館の展示の内容と入場者数は、

姉妹都市である抱川市のコーナーを資料館に設ける考えは、

子育て支援について伺います。

共稼ぎや就労形態の多様化により、保育のニーズも多様化してきています。市では保育を必要としているか、否かにかかわらずすべての就学前の子どもに施設が利用できるよう認定こども園を開設する予定です。

少子化・核家族化など社会の形態が変わり子どもたちを囲む環境も変わってきている中、集団生活や社会のルール、遊びや気づきなど学ぶ機会に恵まれることを期待しています。

市では第2子以降の保育料無料化や国の基準を下回る保育料で市民の負担を軽減しています。私立の幼稚園に対しても私立幼稚園就園奨励費として、市外の幼稚園に通う家庭に対し補助金を支給しています。しかし市内には認可外の施設に通う家庭にはなんの支援もない状況にあることから何らかの支援をするべきではないかと考えますが、見解を伺います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員の、安心して出産や検診が受けられる体制づくりにおける婦人科検診についてのご質問にお答えします。

現在、市の婦人科検診は総合健診と別日程で山梨県産婦人科医会の検診車による8町の公共施設等において実施する車検診と県内37医療機関および長野県富士見高原病院を受診する施設健診で実施しております。

車検診については、平成25年11月に山梨県産婦人科医会から検診車の老朽化、検診機器の経年劣化、検診医師の確保ができないなど運営が困難になっており、施設検診に集約してほしい旨の通知がありました。しかしながら、市内に婦人科検診を受診できる医療機関がないことから車検診の継続実施をお願いしてまいりました。

本年、甲陽病院に婦人科が開設されたことから婦人科検診が実施できる医療機関への指定に

ついて山梨県産婦人科医会と協議を行っているところであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

浅川兄弟の功績を残すためについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、浅川資料館の展示と入場者数についてであります。

展示については3つの分野で構成されております。1つ目は、朝鮮陶磁研究者としての伯教の業績として、窯跡を調査しているジオラマや朝鮮陶磁史研究をまとめた著書、親族などから寄贈された陶器や絵画など。2つ目は、林業技術者としての巧の業績として勤めていた林業試験場の実験林で働いているジオラマ、朝鮮の民芸研究の成果をまとめた著書や日記など。3つ目は、浅川兄弟が暮らしていた当時の朝鮮半島の衣食住を再現したものや墓地と記念碑、また韓国の巧顕彰会を紹介するパネルなどであります。展示以外においても巧の日記の韓国語訳を作成して、韓国的高校・大学、図書館など600冊寄贈や伯教に関する市民向け講座などの学習会の開催、民間団体が主催し日韓の学生・一般参加者による巧を学ぶ講座と意見交換会を行っている清里銀河塾への参加など、さまざまな事業を展開しております。

また入場者数は平成25年度が2,129人、平成26年度が2,283人、本年度12月1日現在で1,665人です。

次に、姉妹都市である抱川市のコーナーを資料館へ設ける考えについてであります。

浅川巧が仕事で訪れていた朝鮮総督府林業試験場光陵出張所が抱川郡にあったことから、平成15年3月に姉妹都市となりました。以降、交流がスタートし文化交流、職員相互派遣や中学生ホームステイなど、現在の交流事業に広がっているところであります。浅川兄弟が縁で姉妹都市となっていることから、さらに市民レベルでの交流を深めるためにも抱川市について市民に紹介することも必要であると考えておりますので、展示内容やスペースなどを検討してまいります。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

16番、保坂多枝子議員の浅川巧の功績を残すためについてのご質問にお答えいたします。

韓国との職員交流や民間との交流についてであります。

公務員相互派遣事業は平成21年11月に合意書を交わし、翌年22年1月に抱川市職員の受け入れを始め同年4月、北杜市から職員を派遣し、これまで7名の抱川市職員を受け入れ、北杜市から2名の職員を派遣いたしました。それぞれ派遣された職員は配属先の執務に加え、市のイベントに参加しながら市民との交流も図っております。

また日々の業務のかたわら職員向けの韓国語教室・日本語教室を行い、双方の市や文化の紹介などを行っております。

一方、民間の交流では抱川市との文化交流事業を通して市民レベルでの交流を図っており、本年は体育協会、文化協会にご協力いただき「北の杜音頭」等を披露したところであります。振り付けや音楽が韓国の方にも受け入れやすく、市民の方々も大変喜び一緒に踊るなど国を超

えた親近感を感じられました。

また浅川兄弟の功績を伝えるため、平成18年から民間団体が行っている清里銀河塾でも年々参加者が増えており、本年初めて10月にソウルにおいて韓国版の銀河塾が開講され、韓国の高校生など約70人が受講し、韓国においてもその関心の高さがうかがえました。

こうした成果は姉妹都市交流により着実に浅川兄弟の想い、国境を越えた人間愛が理解されてきていることを感じております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えします。

安心して出産や検診が受けられる体制づくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに婦人科の診療体制と受診者数についてであります。

甲陽病院において、本年4月から毎週月曜日の午前中、山梨大学医学部附属病院の婦人科医師の派遣により婦人科外来を開設しました。4月から10月までの受診者数は延べ124名であります。

次に助産院に対する支援についてであります。

本年4月に長坂町に助産院が開院し、診療体制については診察室および分娩室、ベッド3床を設け、完全予約制で原則24時間の分娩およびケアの診療体制をとっております。助産院では妊婦健診・乳房マッサージ・相談業務等を行っており、これまでに延べ163名ほど利用がありました。

なお、分娩に対する補助の状況については11月までに出産6件分、32万円の申請があり来年3月までの出産予約は10名ほどあります。この開院に伴い、身近な場所での出産および産前産後ケアなどにも貢献していただけるものと期待しております。

次に、産前産後ケア等相談事業の内容と利用状況についてであります。

昨年度から妊娠・出産支援モデル事業に取り組み、母と子の相談、各種教室など展開してまいりました。本年度は妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対し保健師、助産師等が月曜日から金曜日まで保健センターに常駐し、ワンストップ相談ができる体制づくりを目指し、子育て世代包括支援センターとして事業を実施しております。

相談業務として保健師がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、ハイリスクの妊産婦に対しては、さまざまな母子保健サービスや子育てサービスを実施する関係機関につなげるとともに支援プランを作成しております。

産前産後サポート事業として保健師・助産師による母と子の相談、助産師によるベビーマッサージ、セルフケア教室など行っているところであります。

産後ケア事業として育児不安や孤立感解消のため、助産師が寄り添いながら支援を行うおひさまサロン、仲間づくり、おしゃべりの場としてのおいでよサロンなどを実施しております。利用状況については本年4月から11月までの利用延べ人数は相談事業90人、ベビーマッサージ教室122人、セルフケア教室91人となっております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

16番、保坂多枝子議員の子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

子育て世帯への経済的負担の軽減を目的に進めている保育料第2子以降無料化については現在、認可外保育施設へ通う児童のみが対象とならない状況にあります。

本年度、すべての世帯を対象とする観点で見直しを進めているところでありますが、認可外においては児童福祉法や学校教育法等の規定に基づき設置されていない施設もあることから、通園する児童に安全な運営体制であるかなど、対象保育施設の基準について検討を進めているところであります。

見直しに当たっては、北杜市子ども・子育て会議のご意見をお伺いする中で進めてまいりますが、少子化は本市にとって大きな課題であり、北杜市総合戦略において子育て世代の移住・定住を進める上で、多子世帯への経済的支援は重要な施策であることから検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

安心して出産や健診が受けられる体制づくりについて伺います。2点です。

総合健診で車の健診とそれから施設の健診があるようですが、受診者数がどのくらいいるのか分かる範囲でお願いします。

それから市では移住したばかりの方や近隣との付き合いが少ない中で、妊娠したかもしれないという初期の段階で、どこに相談したらいいのか分からない人の対応はどのようになっているか伺いたいと思います。産前産後の指導はしっかり今してくださっているようですが、分からない、本当に初期のときはどうしたらいいかということがありますので、その点について伺いたいと思います。

それから先ほどありました2点目の浅川兄弟のところの清里銀河塾ですが、分かる範囲で教えていただきたいと思います。内容がもう少し分かればありがたいと思います。

それから子育て支援についてなんですが、認可外の施設については施設や人員の整備などが大変できていないところで難しいとは思いますが、女性が仕事をしていながら育児ができるという大変有意義な企業内保育所、またこの施設がとてもよいといって北杜市に移り住みたいとまで考えられている施設もあります。有楽町にあるやまなし暮らし支援センターの情報によると山梨をよそから見るとすごいと思われるものが4つあり、ブドウ、花火、ほうとうと並んでこの施設が挙げられています。こうした施設に通う子どもや施設に対して支援することは女性が子育てしやすい環境の整備、また移住人口を増やす有効な手立てとなるはずですが再度、見解を伺います。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。私のほう、2つもらったと思います。

子宮がん検診の車健診と施設健診の人数ということですね。平成26年度の受診者ですけども合計で2,800人ほどおります。施設健診がそのうち65%、車健診が35%というような人数の割合でございます。

次に妊娠したかもしれないという方々の不安をどうしたらいいかということで、これにつきましては市の健康増進課の保健師に相談してもらったり、現在は助産師、保健師が保健センターのほうに常駐しておりますのでそちらのほうで相談していただくのも結構だと思っております。以上です。

○議長（千野秀一君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の清里銀河塾に関する再質問でございます。

この清里銀河塾については私塾ということでございまして、埼玉県在住の在日韓国人のハ・ジョンウンさんという方が北杜市を拠点に、響きあう心をテーマに自費で主催している塾だというふうに聞いています。浅川兄弟やポール・ラッシュの生き方から学ぶ地域貢献や国際性豊かな人材を育成する目的として開催されているということを伺っております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

子どもや認可外保育園の支援についてというご質問でございます。

市内には現在、塩川病院院内託児所をはじめ4カ所の認可外保育園とその他、任意団体が開設している園がございます。本年度、認可外施設に入園している児童は12人、任意団体が開設している園には32人で、合計で44人ございました。このうち市内の児童は31人です。

保育料の軽減については今後、施設や職員配置の状況など児童の安全な運営体制を確認し、子育て世帯への経済的負担の軽減の観点から検討を進めてまいりたいと考えております。

また任意団体が開設している園には、備品整備に対する補助金を交付した経緯もございまして、このようなことを含めながら検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

再質問ですか。

○16番議員（保坂多枝子君）

市民部長にはお答えにくい質問だったかもしれませんが、ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（千野秀一君）

以上で16番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は4時5分。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時05分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

12月定例会にあたり2項目を質問させていただきます。

最初にパブリックコメントのあり方についてであります。

パブリックコメントは行政への市民参加の1つの手法として導入され、市民ニーズを踏まえた公正で実効性ある施策の展開を目指すものです。パブリックコメントでの意見は行政が広く市民に意見を求め集約して該当する審議会等に諮り、審議した上で答申に反映することができるかどうか、最終的に諮った上で決定するものです。

本市ではパブリックコメント実施要綱を平成18年に定め、すでに23件を超えるパブリックコメントが実施されていますが、市民の意見を反映した事例はあったのかどうかを含め、これからのパブリックコメントのあり方について伺います。

1点目、これまでのパブリックコメントでの取り組みの成果と今後の課題についてどのように考えていますか。

2点目、パブリックコメントについて、ホームページなどで募集していますが市民の意見を広く求めるため、さらに広報広聴活動の充実を図っていく考えはありますか。

3点目ですが、パブリックコメントでの市民の意見を計画や条例等に反映した事例はありますか。

次に子育て世代マイホーム補助金についてであります。

北州市は子育て世代の支援の一環として、10月1日から子育て世代マイホーム補助金制度を導入いたしました。12月2日の市長の所信の中で、この制度がスタートし40件を超える申請があったと聞いていますが、若者の移住・定住に向けた住宅取得促進施策として大変期待ができる制度だと思います。子育て世代の皆さんがこの制度を有効に活用できますよう以下、伺います。

1点目ですが、現在までの申請状況についてはどのくらいありますか。そのうち市外からの転入者数は。

2点目ですが、子育て世代マイホーム補助金制度の周知状況はいかがでしょう。

3点目ですが、住宅ローン利子補給事業についての対象住宅が新築やリフォーム事業などと重複する場合が考えられますが、具体的にはどのような場合を対象とするのか伺います。

4点目ですが市内の金融機関と連携協定を締結し、この制度を支援することを考えているようですが、その内容はどんなものか伺います。

以上で私の質問を終わります。答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員の、北杜市子育て世代マイホーム補助金における市内金融機関との連携についてのご質問にお答えいたします。

北杜市総合戦略で掲げる住宅取得等の支援施策においては、金融機関との連携が重要であることから、先月には市内に支店等を有する山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨県民信用組合、梨北農業協同組合と連携協定を締結したところであります。

この協定に基づき北杜市子育て世代マイホーム補助金の交付を受けた方に対し、借入金利の引き下げや預金金利の上乗せなど、各金融機関においても優遇制度を創設していただいたところであり、総合戦略で進める子育て世代への支援策を金融機関が持つネットワークにより市内外へ広くPRしていただけることに大きく期待するところであります。

これら金融機関の取り組みは、本市の進める移住定住施策を力強く後押しいただくものであり、心から感謝申し上げますとともに今後もさまざまな分野と連携し住みたいまち、住んでみたいまちの実現に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

10番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

パブリックコメントのあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、取り組みの成果と今後の課題についてであります。

パブリックコメントは、国や地方公共団体が基本的な計画等を策定する際に広く公に意見、情報、改善策などを募集し、これらの意見などを計画に反映させることによって、よりよい行政を目指すことを目的にしております。

平成18年の制度制定以来、市民の皆さまからは行政では得られない情報や意見をいただいております。市民と一体となった市政運営に役立っているものと考えております。一方、パブリックコメントは行政の情報公開と市民が市政に参加する機会として非常に意義ある制度であり、市ホームページや総合支所の窓口等で計画内容等の閲覧を可能としておりますが、周知が行き届かないなどの課題があります。

次に広報広聴活動の充実についてであります。

パブリックコメントを実施する旨の周知は市の広報紙やホームページを中心に行い、計画案は市ホームページ、市役所情報コーナー、各総合支所で閲覧できるようにしております。

また必要に応じ住民説明会などを開催し、市民からの意見をいただく機会を設けているところでありますが、市民参加型の行政を推進する上でも市広報紙等で制度の仕組みを周知し、より多くの市民からご意見をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に計画や条例等へ反映した事例についてであります。

パブリックコメントでいただいた意見については、審議会等に諮り意見の方向性を決定しております。いただいた意見と意見に対する検討結果は、市ホームページで広く市民に周知して

おり、第4次ほくとゆうゆうふれあい計画などにおいて反映された意見もあります。

また、市民バス路線再編における住民説明会でいただいた意見についても計画に反映しているところでもあります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

10番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

北杜市子育て世代マイホーム補助金について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、申請の状況についてであります。

北杜市総合戦略において、子育て世代の移住・定住人口の増加を図るため取り組む北杜市子育て世代マイホーム補助金については、本年10月にスタートしたところではありますが先月末現在で45件、補助金額6,317万6千円の計画書の提出をいただいた状況にあります。そのうち市外から12世帯、37名の転入が予定されております。

次に周知の状況についてであります。

制度については、10月1日から市ホームページや子育て支援サイトやまねっとにおいてお知らせするとともに、市の広報紙やケーブルテレビを通じ周知しているところでもあります。

北杜市は通勤・通学により夜間の人口に比べ昼間の人口が多いことから、市内の企業を訪問し従業員への周知もお願いしてまいりました。

一方、住宅ローンを取り扱う金融機関や昭和・小瀬住宅展示場の住宅メーカー各社、北杜市商工会のご協力をいただき、市内において不動産業、建築業を営む企業を通じ、お客さまへの周知をお願いしたところでもあります。

移住者への周知に関しては各姉妹都市、有楽町のやまなし暮らし支援センター、八重洲の移住・交流情報ガーデンなどの窓口にチラシを設置するとともに町田市、横浜市で行われた移住相談会において来場者に周知を行ったところでもあります。

今後もあらゆる機会を通じて周知に努めるとともに市内や大阪市、名古屋市などで行われる移住相談会においても周知に努めてまいります。

次に住宅ローン利子補給事業についてであります。

本制度において子育て世代マイホーム補助金の対象住宅は、本年4月1日以降に契約した住宅としており、子育て世帯の要件や年齢要件、定住誓約など共通した要件を規定しておりますが、住宅ローン利子補給事業については面積要件や申請期限において住宅取得費およびリフォーム費補助事業の対象外となる家屋に対して、支援を行うものであります。

具体的には住宅ローン利子補給事業においては面積要件がなく、補助金申請に必要な計画書の提出については、平成32年3月20日までに提出をいただいた住宅が対象となります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

まだ時間がありますので、再質問をさせていただきます。

パブリックコメントのあり方についてです。

先ほどパブリックコメントを求めた結果、反映した事例はたぶん2件ぐらいだったかと思えます。これから景観条例の一部改正や第2次総合計画、平成28年度から10年間の総合計画が予定されている中で広く市民から意見を求め、答申に反映できるような制度にさせていただきたいと思えます。そして市民に身近な行政になるためには、市民の意見が行政に反映でき多くの市民が市政に参画できる環境づくりが必要だと思えます。さらなる努力をお願いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

パブリックコメント制度の充実、また多くの市民の意見が反映できるようにということのご質問でございます。

これにつきましては、市民からの意見の反映につきましてはパブリックコメントもそうですけれども、あと市民アンケートという調査等もございます。そういったものも実施いたしまして、その意見をそれぞれ反映しているというところでございます。

なお、総合計画の策定に当たりましては10年後の本市の将来像となります基本構想の策定、また前期の5年計画となります基本計画の策定におきましては、それぞれパブリックコメントを実施いたしまして、その機会を増やすことによりまして広く市民の方から意見がいただけるよう努めていくことというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に子育て世代マイホーム補助金について、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では先月末現在で申請件数が45件、6,300万円余でしたか、ほとんどがこの内容について新築住宅購入事業が多いと思えますがその内容、内訳が分かれば教えてください。

そして市外から12世帯、37名の転入が予定されているということですが、UターンなのかIターンなのか分かれば教えていただきたい。

もう1点は優遇利子の制度、先ほど金融機関等の上乗せ利子等、分かれば教えてください。

3点お願いします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

マイホーム補助金について、いくつかご質問いただきました。

まず1点目、補助申請の種別についてと内訳ということでございます。

先ほど答弁、11月末現在の申請件数を申し上げましたが、日々件数が増えておりまして今現在53件の申請をいただいている状況でございます。

補助の種別ごとの件数は新築が45件、建て売りが1件、中古が3件、リフォームが4件、利子補給についてはゼロであります。

それから市外からの転入世帯の状況でございますけれども、Uターン、Iターンについては申し訳ありません、確認が取れておりません。県外からは10世帯、県内から4世帯、合わせて現在は14世帯となっております。

それから金融機関の優遇制度についてでございますが、先ほど答弁させていただきましたが借入金利の引き下げや積立金利の上乗せなど、それぞれの金融機関において優遇制度を創設していただいております。それ以外にライフサポートなどの対応をしていただけることになっております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問ですが、この制度は大変良い制度だと思っています。ぜひ北杜市の総合戦略事業として国の交付金事業の対象事業となるよう財源確保に努力をお願いしたいということで、私の質問は終わります。

○議長（千野秀一君）

答弁は。

○10番議員（相吉正一君）

答弁はいりません。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、相吉正一君の一般質問を終結いたします。

次に市民フォーラム、12番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

2項目について、一般質問をいたします。

最初は公有財産（土地）の売却についてです。

まず公有財産（土地）を売却するか否かの判断をどのようにされているのか、その基準を伺います。

市が土地を売却する場合、近隣住民への説明と同意を得ることが必要と考えますが市の見解を伺います。

また寄附された土地はどのように扱われるのでしょうか。

2項目めは市営駐車場についてです。

市営駐車場には無料のところと有料の場所がありますが、使用料を徴収するか否かの基準はどのようなものでしょうか。

放置車両の扱いはどのようにされているのでしょうか。

旧小淵沢総合支所跡地が駐車場となりますが、使用料設定の根拠はどのようなものでしょうか。また小淵沢駅前広場に設置される駐車場との関係はどのように考えられているのでしょうか、質問は以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、公有財産の売却における基準についてのご質問にお答えいたします。

市有財産の有効活用および処分については、第3次行財政改革アクションプランにおいて取り組むこととなっております。このため、市として将来にわたり利用計画のない土地については財源確保や維持管理経費の削減のため、また民間における有効活用が図られるよう貸し付けや売却できるよう努めているところであります。

売却については北杜市未利用地売却事務処理要領に基づき原則、一般競争入札により行っていますが、国および地方公共団体において、公用または公共の用に供する場合、寄附または譲渡等をされた土地を、その寄附者や譲渡者等に譲渡する場合および袋地や不整形地等で単独利用が困難な土地で、隣接土地と一体利用することによって利用効率が高まる場合には随意契約による売却が可能としております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

12番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

公有財産の売却について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、近隣住民への説明と同意を得ることについてであります。

北杜市未利用地売却事務処理要領において、未利用地を売却しようとする場合には将来公用または公共に供する可能性の有無および法令との調整等について、関係する庁内の部局長に協議するものと定められております。

土地の売却に当たっては、土地の所有経緯等を調査するとともに売却する土地に隣接する土地所有者に対し説明を行い、売却に対する承諾書を得ているところであります。

次に寄附された土地の扱いについてであります。

寄附の際に寄附者から一定の使用目的が示された土地を売却する場合には、その寄附者の意向を確認の上、北杜市未利用地売却事務処理要領等に基づき行っているところであります。

次に市営駐車場について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、使用料の徴収基準についてであります。

市営駐車場は道路交通の円滑化を図り、道路の交通に起因する障害の防止を行うため設置しております。交通安全の確保は市民の安全かつ快適な生活実現の基本であり、このような目的

で設置している駐車場については原則無料ですが、特定の個人等が通勤などを目的に占有する場合については有料としております。

次に放置車両の扱いについてであります。

放置車両を発見した場合には車両本体への警告書の貼り付けを行い、持ち主に車両移動をお願いしております。それでも放置が続いている車両については、関係機関から登録事項証明書を取得し、所有者宛てに車両移動の警告を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

12番、野中真理子議員の市営駐車場における旧小淵沢総合支所跡地駐車場の使用料と駅前駐車場との関係についてのご質問にお答えいたします。

旧小淵沢総合支所跡地駐車場の使用料算定については、隣接する長坂駅前駐車場の料金体系を基本に菰崎市の市営駐車場、県内の駅前駐車場の利用料金を参考にするとともに自動精算機の導入を考えていることから、釣り銭等の補充にかかる管理費用や利用者の利便性を考慮したところであります。

また、現在改築中の小淵沢駅前広場に設置を計画している駐車場については、駅利用者を中心とし、北杜市を訪れる観光客等のための一時的な駐車場として整備を計画しております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

○12番議員（野中真理子君）

それでは公有財産についての再質問を行います。

まず近隣住民への説明と同意を得ることについてですけれども、この質問、実は私は以前にもしておりまして、そのときには必ずしも説明や同意は必要がないというお答えだったと思います。またこの未利用地の売却の要綱の中には、その同意についての条文というか、それはなかったと記憶しております。やはりこの土地がどのような方が所有しているかというのは非常に大きな問題で、ある意味で市が持っているということについては、安心感を住民の方には持たれていると思いますので、必ず市が土地を売却する場合は近隣、また特に隣接ですけれども、必ず同意や説明を得るように今後もしていただけたらいいと思いますし、またそれを明確に何かの形で文書にしておく必要があるかと思えます。

また寄附された土地の扱いですけれども、寄附されても売却をしなければいけないとか、そういう事情がいずれ出てくるということは分かりますけれども、寄附をするほうにとってみれば市のためにとか市町村合併の以前でしたら、村のため、町のために何か役立ててほしいという思いでやったところが実は家が建って誰かが住んでいたみたいなことになりますと、やはりその人の気持ちとか、また寄附されたということはそれなりに地域の方たちがご存じの中でそういうことが行われますと大変、これからの何か、寄附とか市のためにという意欲がそがれるようなこともありますので、そういう心情的な面も含めてどういうふうに扱うのかももう一度答弁していただければと思います。お願いいたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。2点いただいております。

1点目でございます。事務処理要領への、その中に近隣の方の説明、同意の必要性というものを盛り込んだらどうかというご質問でございますけれど、これにつきましては現在、事務処理要領には定められておりません。ただし市有地を売却する際には当然、境界確認等を行います。私どもは今、境界確認の際にその隣接者の方へ説明、ならびに同意書というものを求めておりまして、それを現在も実行しております。

2点目でございます。寄附者の意向を尊重して事務を進めていただきたいというご意見でございます。

私どもといたしましても当然、寄附していただける方の条件というか希望は存じておりますので、その方の意向に沿うように、売却する際にもその方にもう一度、意向を聞き取りして事務を取り扱っております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

公有財産についての再々質問ですけれども、この近隣住民への説明と同意を得ること、また寄附された土地に関しては実際に過去に近隣、要するに隣接地への説明がなかった事例を私も聞いておりますし、また寄附されて、みんなが市のために使われるだろうと思っていた土地に民家が建っているという事例の中でこういうことが出てきたので、ぜひ今後、しっかりとしたルールの下でやっていただきたいなと思います。そこも含めて答弁いただければと思います。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中議員の再々質問にお答えいたします。

近隣住民へというか、隣接者への説明ならびに同意、また寄附者の意向等につきましても現在も、またこれからも事務処理要領に則りまして適正に事務を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは市営駐車場についての質問ですけれども、小淵沢の総合支所の跡地が駐車場となるということで、今の長坂駅前の料金体系と合わせたということですが、長坂駅前の駐車場と小淵沢の支所からの改札口までの距離というのはかなり違いまして、やはり旅行のための大きな荷物だったり、それから雨の日、雪の日ということ、そういうことを考えるとやはり条件が違う、そういうところに同じ料金体系を当てはめていいものかどうかということが問題です。また多くの人に利用していただくということが民間とかを圧迫しないという範囲です。

けども、時間貸しについては小淵沢の駅前はありませんので、そういうことはないので多くの方が利用していただける料金設定に心掛けるべきかなと私は思っております。

そういう意味で例えば菰崎の駅前、竜王の駅前、そこは本当に駅前の、まさしく駅前の駐車場ですけれども、そういうところと一緒にしていいのかなという疑問がありますので、そこを伺いたいのと、それから小淵沢駅前広場にもその時間貸しと言われましたけれども、旅行者のためにといても、旅行者のためにというのはＪＲから降りてきた方は使わないですし、やはり市民の方が切符を買ったりとか、それから甲府に行ったり、そこは高いお金をある程度払っても近いところでやりたいという方もいらっしゃるでしょうから、そのへんとのバランスを考えるべきではないかなと思いますけれども、そこについてのご答弁をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

野中議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、長坂と小淵沢の距離が違うのに料金がというご質問だと思います。

いろいろな考えがあろうかと思いますが、市としましては長坂と小淵沢につきましては同額でお願いしたいということでございます。ＪＲまでの距離というご質問でございますが、それほど遠いという捉え方はしておりませんので、長坂、小淵沢の料金につきましては長坂と同額とさせていただきます。

それから小淵沢駅前の駐車場の利用ということでございますが、小淵沢の駅舎については現在、改築中ございまして議員もご存じかと思いますが、駅前のスペースが非常に狭いということでございまして、従来、月ごとの駐車場が西側にあったわけではございますが、今回、整備することによって駐車場のスペースがなかなか取れないというような中で、なんとか苦心をして一部、それでも観光案内所もありますし、駅利用者ということ、また送迎の迎えのこともございまして、駅前に同じ体系になろうかと思いますが同じ駐車場を考えております。その中でやはり駐車場のスペースがないということでございますが、小淵沢の旧の総合支所と合わせると50数台の駐車場になろうかと思っておりますので、両方を利用していただくということをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

残り時間22秒です。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは市営駐車場についての再々質問ですけど、今のご答弁の中で駅前広場の中も同じ料金体系ということなんですか。もう一度、そこを確認したいのと利用状況によってアンケート等を取ったり、市民の意見を聞いて、また変更みたいなことが考えられるかどうかを伺いたいと思っております。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

野中議員の再々質問にお答えします。

ちょっと私のほうでそうなるだろうということでお答えさせていただきまして、ちょっと申し訳ないところがございますが、小淵沢駅前の駐車場につきましても現在まちづくり推進課のほうと協議を行っております、どこが所管するのかということも含めて現在、協議しておりますので、現時点の中でちょっと私の個人的な予想として同じ料金になるだろうという答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

○12番議員（野中真理子君）

利用者のアンケートみたいなことを考えられるかという質問をしたんですが。

○議長（千野秀一君）

よろしいですか。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

アンケート調査をするかという質問の内容でありますけれども、私どもといたしましては小淵沢の区長会、あるいは地域委員会に出向きまして駅前の件と旧小淵沢総合支所の件については説明をさせていただいております。市民の方が、今言ったように多く意見があるようであれば検討する必要があるのかなというふうには考えておりますけれども、現在のところは先ほど産業観光部長が答弁したとおり、跳ね上がりバーを設置して同じような料金体系が取れる施設にはしたいというふうに現在の計画は考えているところであります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで12番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、21番議員、中村隆一君の質問を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

4項目について市長に質問します。

質問の第1は、重度心身障害者（児）窓口無料の復活を求めることについてです。

来年度施行となる障害者差別解消法は、地方公共団体に障害を理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。山日新聞、11月27日の報道によれば甲斐市、上野原市、さらに甲府市、笛吹市、甲州市、中央市、市川三郷町、身延町、さらにその後、富士吉田市が復活すると、12月議会で条例化することです。

子どもの医療費窓口無料化を求める会（代表 宇藤千枝子石和共立病院小児科医師）は甲斐、上野原市に続きほかの自治体でも動きが出てきたのはうれしく、全市町村に広がってほしい。ただ県が制度を正そうとする姿勢が見られないのが残念と話していましたが12月9日、山日

新聞の報道では後藤斉知事は12月8日、重度心身障害児の医療費窓口支払いについて来年4月をめどに窓口無料の復活を表明しました。

北杜市も来年1月から子どもの医療費窓口無料化が中学3年生まで実施されます。これに併せて北杜市も実施すべきではないか、市長の見解を求めます。

次に北杜市の該当児童生徒数、最近の数を年齢別に何人か教えてください。その金額はおよそ何円か、お伺いします。

質問の第2は、市営姥神団地の耐震補強・下水道接続工事の6号棟までの継続・完成を求めることについてです。

2012年から始まった市営姥神団地（北杜市大泉町）の耐震補強、下水道接続（水洗化）工事でも1号棟4戸、2号棟6戸、3号棟4戸まで完了し2015年は5号棟4戸、2016年は6号棟6戸の工事が予定されて完了することになっていましたが4月20日、市役所建設部より補助金が足りないので今年度の工事については見送りたい。来年度は1棟の工事はできるかもしれないが、最後の1棟は補助金だけではできないだろうから今後のことを考えてくださいと突然告げてきたという。住民は姥神住宅の耐震化工事は北杜市のモデルケースであるといわれ、工事期間中、不便な状況も安心・安全のためならばと協力してきたが今回の工事中断、あるいは延期という建設部の回答には納得がいかないと語っていました。そんな折、11月になって補正予算がついたので、5号棟の工事を再開するとの連絡が住民に告げられたという。住民の期待に添えてほしいものだとして以下、質問します。

1. 姥神団地の耐震補強工事、下水道接続（水洗化）工事の重要性をどう考えているのか。
2. 再開される5号棟の工事の工程表はどんなものか、お示ください。
3. 6号棟の工事も当初の計画どおりに来年度予算に計上し、2016年度には完了すべきではないか、市長の見解を求めます。

質問の第3は学校施設の整備、充実を求めることについてです。

（1）小中学校の和式トイレの洋式化を。

子どもの家庭ではトイレの洋式化が進んでいます。学校でも明るく清潔でライフスタイルにあったものに改善する必要があります。私は昨年12月議会ではじめてこの問題を取り上げました。その後の進捗状況と来年度の計画を確認したいため、以下質問します。

1. 市内小中学校の和式トイレの洋式化について、今年度行った整備状況はどうなっているのか、整備率は何%になったのか学校別にお示ください。
2. 長坂小学校の100%に近づけるために来年度の整備計画を示してください。

（2）小中学校の普通教室にエアコン設置を。

地球温暖化の影響で毎年記録的な猛暑が続く中、子どもたちの健康を守るために小中学校の普通教室にエアコンを設置する事業を北杜市でも考える時期ではないのか。今年の夏は勉強するのが大変だったと現場の教師は話していました。

以下、質問します。

普通教室にエアコンを設置することについて、来年度を初年度として必要性の高い学校から設置に踏み切るときではないか。今後、甲陵中なみに整備していくことが必要だと思うが市長の見解を伺います。

質問の第4は安保法制、沖縄、平和行政についてです。

(1) 安保法制、沖縄について。

戦後70年の今日、安倍政権の掲げる戦後レジームからの脱却の二大柱、憲法と戦後教育が標的となり、安保法制(9月19日成立)と教育再生の実行が行われています。戦争する国づくりと戦争する人づくりが同時に進行する事態となっています。

次に私も沖縄県の辺野古の海を昨年の暮れ、見学してきました。辺野古の海の前では抗議をするテントが設置されていました。私もそこに激励のあいさつをしてまいりました。

また最近の新聞報道ではクローズ普天間、米軍退役軍人が基地の前で抗議に参加している。また新基地建設措置のオール沖縄会議が結成されたとの新聞報道がなされています。

さて沖縄県の翁長雄志知事が前知事が行った名護市辺野古の米軍基地建設のための埋め立て承認を取り消しました。沖縄では昨年来、名護市長選挙、県知事選挙、総選挙で新基地建設反対の圧倒的な民意が示されており、翁長知事の決断は揺るぎない沖縄の民意に応えるものです。

政府はあの手この手で抵抗していますが、沖縄タイムスなどの世論調査では知事の決断を支持すると答えた人は実に79%にのびります。政府が辺野古新基地建設を普天間基地の危険除去の唯一の解決策とする限り、解決の道はありません。

そもそも普天間基地は、米軍が住民を収容所に入れている間に土地を強奪し市街地のど真ん中に造った基地です。それが60年経って世界で一番危険になったから代わりの基地を差し出せという、あまりにも理不尽です。しかも辺野古の海を埋め立てて新たに造る基地は普天間とは比べものにならないほど巨大な最新鋭基地です。普天間では1本だった滑走路が2本に、オスプレイ100機を配備でき強襲揚陸艦も接岸できる。そして耐用年数は200年。こんなものを断じて認めるわけにはいきません。

安倍政権は新基地建設を断念し基地のたらいまわしをやめ、普天間の無条件撤去に向けてアメリカと本腰を入れた交渉に取り組む、それこそが唯一の解決策でしょう。市長の見解を求めます。

(2) 北杜市の平和行政について。

北杜市と友好都市である羽村市は平和事業として中学生の広島平和記念式典への出席、広島の中学生との交流など実施しています。県内でも甲府市、市川三郷町などで実施しています。非核平和都市宣言をしている北杜市、平和使節団として広島の平和記念式典に中学生を派遣することが意義ある事業と考えます。甲府市、市川三郷町に学んで来年度ぜひとも実施していただきたい。市長の見解を求めて質問を終わります。

○議長(千野秀一君)

ここで本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

中村隆一議員の一般質問にお答えします。

安保法制・沖縄・平和行政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに沖縄県での米軍基地建設についてであります。

沖縄県は米軍基地が集中しており、普天間基地の無条件閉鎖・撤去と辺野古新基地建設に反対する多くの県民の声があることは十分承知しております。しかし、新基地建設は国の安全保障、まさに国の根幹に関わる事項であり国の防衛、国民を守る大切な国策であります。国にお

いても国際情勢やこれまでの経過等を踏まえつつ、最終的に辺野古への新基地建設を決断したものと理解しております。国においても建設に当たっては沖縄県民はもとより、国民の皆さまに理解が得られるよう、引き続き努力を積み重ねていただきたいと思いますと考えております。

次に、広島での平和式典への市内中学生の派遣についてであります。

本市においては平成17年に非核平和都市宣言を行い、平和施策の推進に努めてまいりました。とりわけ本年は戦後70年の節目の年であり、平和の大切さ、戦争の悲惨さを改めて認識し、二度と戦争を起こしてはならないとの思いを強くしたところであります。

戦争を風化させないためにも、若者世代の平和活動への参画は重要であると考えておりますが、中学生の派遣については県内の他の自治体での取り組み状況なども参考に検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

学校施設の整備・充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小中学校のトイレの洋式化の整備状況についてであります。

トイレの洋式化については学校とも協議を重ね、今年度においても計画的に整備を行っているところであります。

小学校の整備率については現在までに明野小学校46%、須玉小学校43%、高根東小学校54%、高根西小学校47%、高根北小学校60%、高根清里小学校46%、長坂小学校100%、泉小学校52%、小淵沢小学校58%、白州小学校52%、武川小学校24%。中学校の整備率については現在までに明野中学校59%、須玉中学校40%、高根中学校24%、長坂中学校46%、泉中学校43%、小淵沢中学校74%、白州中学校48%、武川中学校30%、甲陵中学校53%となっております。来年度についても、計画的に整備を進めていく予定となっております。

次に、小中学校の普通教室へのエアコンの設置についてであります。

甲陵中学校を除く市内小中学校におけるエアコンの整備率については小学校が約21%、中学校が約32%であり、保健室、図書室、職員室、パソコン室等への整備についてはおおむね完了しております。

エアコン以外の暑さ対策としては、扇風機の配備も行ってきたところであります。普通教室へのエアコン設置については、学校の立地条件等も考慮した検討が必要であるとともに、受電設備の改修や電気配線等も含めた整備が必要となることから今後、学校施設の大規模改修などと併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

21番、中村隆一議員の重度心身障害者医療費助成についてのご質問にお答えします。

山梨県の重度心身障害者医療助成制度は身体障害者は手帳3級まで、精神障害者は手帳2級までなど、全国的にみても対象となる障害者の範囲が広く手厚いものになっていることから、

国民健康保険への国のペナルティの負担が重いものでありました。このことからこのペナルティを回避し、将来にわたりこの負担の解消を行い、安定的に制度を堅持するために昨年11月より窓口無料方式から自動還付方式に移行したところであります。

国では子育て支援の充実の観点から検討会を設置し、子どもの医療制度のあり方についてペナルティを含め検討を進めております。

また、県においては市長会からの障害児医療費の助成の方法についての見直しを求める要望書が提出されたことから、来年度において窓口無料化とする方針であることから市としては県に従い進めてまいりたいと考えております。

また本市の重度心身障害者医療費助成の対象の該当児については本年11月末現在、0歳から6歳までの乳幼児は15人、7歳から12歳の児童は24人、13歳から15歳の生徒は8人の計47人で助成額は約383万円を支給しております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

市営姥神団地について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに工事の重要性についてであります。

平成19年に実施しました市営住宅の簡易耐震診断では、市営姥神団地の耐震指標値が低い水準であったことから、入居者の安全確保を図るため、耐震補強工事を計画的に進めているところであります。また、下水道接続についても地域の農業用水等の水質保全および生活環境の改善のため、耐震補強と併せて行っております。

次に5号棟工事の工程についてであります。

5号棟の工事につきましては今議会に補正予算をお願いし、耐震改修および下水道接続として来年1月に入札を行い、現在お住まいの方々へは2号棟および3号棟の空き部屋に来年1月末までに引っ越しをしていただき、2月から7月末の工期で実施を予定しております。

次に6号棟の工事の来年度予算についてであります。

市営住宅における改修事業については国・県の交付金等を財源とすることとしており、交付金等の確保は大変重要であることから、国・県に対し平成28年度の交付金要望を行っているところでありますので、財源確保を図りながら計画的に事業を実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

重度心身障害児の窓口無料の復活ということで、さっき部長の答弁では県に従ってということが言われましたので、県は来年の4月から復活をしたいとこういうふうに新聞報道で言われているわけですね。そういうことで北杜市としては県に従うということであれば、来年4月か

ら窓口無料を復活すると、こういうふうに明言をしてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中村隆一議員の再質問にお答えいたします。

重度心身障害者の窓口無料化の実施時期はというご質問でございます。

県は来年度をめどに、重度心身障害者医療費助成制度の障害児について窓口無料化する方向を示しております。無料化の実施時期につきましては、新聞報道では4月というようにされておりますが、県においてはまだこれは決定されておられませんので今後実施時期、対象児については県と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

では2点目のところで質問をします。

市営姥神団地のこの耐震補強と水洗化というのは、当初から5年の計画でやってきたわけですが、今年、ちょっと工事が遅れたということで6号棟の工事が、国の補助金、県の補助金を頼りに今、申請しているということですが、これは市が5年計画を提案してきたわけですので、来年の6号棟をどうするのかということをお金頼みでなくて市の予算を使ってでもやる気があるのか、ないのか、そのへんを返答してもらいたいと思います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中村隆一議員の再質問にお答えをいたします。

前の議会でも答弁をさせていただきましたけれども、社会資本整備交付金という補助金を充てているということでもあります。これにつきましては、通常分とあと防災分とかいろんなメニューがございます。前にもお話をしましたように、下水道接続については通常分ということで貼り付けがされている状況にあります。

しかしながら今申し上げました通常分でありますけれども、例えば市道でありますと要望額の58%、あるいはまちづくりでありますと40%というふうなことで通常分が非常に貼り付けが少ないと。これについては前にも答弁させていただいて、下水道分が、補助金が付いていないんだというお話はさせていただいております。それに引き替え防災でありますとか、そういうものにつきましては、64%とか70%というふうな補助金の割合で要望額に対して付いているという状況であります。先ほども答弁させていただいたように、財政健全化は北杜市の合併以来の必要事項でありますので、大変申し訳ありませんが通常分、下水道分が付きますれば直ちに耐震補強と併せて行いたいと。県、国に対しては続けて要望してまいりたいと、かように考えております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

住民に説明をするときに、部長が代わったからこの計画が変わったというふうなことのないように、市の計画をモデルケースとしてここは実際に仕上げると、こういう強い決意を答弁していただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中村隆一議員の再々質問にお答えをいたします。

部長が代わってもということですので、私も4月の人事でどうなるか分かりませんし、もし異動になれば後任者にはしっかり引き継ぎをしたいと思います。しかし、今申し上げましたように私も一職員でありますし、執行するしないは北杜市の考えでありまして、先ほど申し上げましたように交付金が付かないということは、再三ご説明をさせていただいているつもりであります。やはり交付金が付かないと非常に財政は厳しいんだなということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

質問の3番のほうに移ります。

先ほどのトイレの件ですが今年、実際に改修に手を付けたという学校は明野小、須玉小、泉小、小淵沢小、白州小とこういうふうに来ているわけです。武川小もそうですね。ところがちょっとまだ数字的に低いところ、武川小は24%、武川中も30%、よそのところと比べて低いので、来年の計画ではどのへんまで進めるのかそのへんを教えてください。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中村隆一議員の再質問にお答えをしたいと思います。

たしかに武川小・中学校のトイレの洋式化率という部分については、従前から低いというふうな状況でございました。そうした中で今年度もいくつかの設置をさせていただいたということでございます。

来年度においても予算の状況も含めて整備率の低い学校につきましては、学校とも協議をしながら設置を進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

残り時間1分6秒です。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

普通教室のエアコン設置のことについてですが、現在、扇風機をとということで昨年もこのと

きに調査をして、そして必要度の高いところから手を付けていくとこういうことで、大きな改修と併せていくということで来年度の計画はあるのかなのか、そのへんを答えてください。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中村隆一議員の再々質問にお答えいたします。

来年度の小学校、中学校の改修の大きなものとしたしましては須玉小学校というものを予定している中であります。そうした中で、たしかにエアコンという環境自体の整備も必要だというふうには考えてございますけども、単にエアコンというだけではなく、やはりほかにもさまざまな設備といったものは必要になってくるわけでございます。そうしたものの関係性も含めていろいろ協議をした中で、エアコン設置等についても検討していきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

残り時間31秒です。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

では質問の4番のところに移りたいんですけども沖縄で知事選、衆議院選、そういうことで沖縄の民意というのは辺野古の基地は絶対造らせない、こういう民意が出ているわけですが、これを押し潰す形で安倍政権は進めていると、これについて市長の見解を聞きます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど冒頭でも答弁いたしましたとおりであります。防衛の問題は大変重要な国策であるわけですので、国会のほうで十分議論してほしいと思っています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上をもちまして、質問を打ち切ります。

これで21番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月22日、午前10時に開きます。全員定刻に参集してください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時15分

平成 2 7 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 2 日

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第86号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第87号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第88号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第89号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第90号 北杜市障害福祉サービス事業所条例を廃止する条例について
- 日程第6 議案第125号 財産の譲渡について（北杜市障害福祉サービス事業所パル実郷）
- 日程第7 請願第3号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第8 議案第84号 北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第85号 北杜市空き家等対策審議会条例の制定について
- 日程第10 議案第91号 平成27年度北杜市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第92号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第93号 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第94号 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第95号 北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第96号 北杜市オオムラサキセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第97号 小淵沢町有機肥料供給センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第98号 小淵沢町特産品開発センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第99号 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第100号 白州町農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第101号 須玉町農林水産物直売・食材供給施設（おいしい市場）の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第102号 須玉全国植樹祭会場跡地公園（みずがき山自然公園）の指定管理者の指定について

- 日程第 2 2 議案第 1 0 3 号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯他 2 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 1 0 4 号 青年小屋及び権現小屋の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 1 0 5 号 道の駅こぶちさわ観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 1 0 6 号 北杜市神代公園の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 1 0 7 号 北杜市明野テニスコート他 1 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 1 0 8 号 北杜市須玉総合体育館他 2 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 1 0 9 号 北杜市高根総合グラウンド他 1 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 1 1 0 号 北杜市長坂総合スポーツ公園及びながさかげんき百歳センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 1 1 1 号 北杜市大泉体育館他 2 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 1 1 2 号 北杜市小淵沢総合スポーツセンター他 2 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 1 1 3 号 北杜市白州総合運動場他 2 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 1 1 4 号 北杜市武川運動公園他 4 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 1 1 5 号 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 1 1 6 号 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 1 1 7 号 須玉町大和高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 1 1 8 号 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 1 1 9 号 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 1 2 0 号 小淵沢町物産会館の指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 1 2 1 号 小淵沢高野高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 1 2 2 号 小淵沢町下笹尾農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議案第 1 2 3 号 小淵沢町久保農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議案第 1 2 4 号 小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第 4 5 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第 4 6 諮問第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第 4 7 諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第 4 8 諮問第 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件

- 日程第49 諮問第7号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第50 諮問第8号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第51 諮問第9号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第52 諮問第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第54 議員派遣の件
日程第55 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（20人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原堅志
8番	岡野淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水進
12番	野中真理子	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	横森弘一
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
武川総合支所長	秋山広志	産業観光部次長	濱井和博
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦
管財課長	中山晃彦		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 議案第86号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてから日程第7 請願第3号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書までの7件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第86号および議案第87号の2件について報告を求めます。

総務常任委員長、小尾直知君。

小尾直知君。

○総務常任委員長（小尾直知君）

平成27年12月8日

北杜市議会議長 千野秀一様

総務常任委員会委員長 小尾直知

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、12月2日の本会議において付託されました事件を12月8日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

1. 付託された事件

議案第86号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について

議案第87号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について

以上2件であります。

審査の結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第86号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてであります。

「小型化するバスの規模は、夏場の観光客への対応は」との質疑に対し「小淵沢・長坂線は現在58人乗りのバスであるが14人乗りのワゴン車へ小型化する。夏場の観光客シーズンの利用者数は1便あたり平均2～3人であり、現在の利用状況から小型化とした」との答弁がありました。また「行政区から要望があった路線については、利用について十分に話し合われたのか」との質疑に対し「利用者がいない場合には路線変更の要望には応じられないことを伝え、

行政区で利用者がある箇所を変更とした。時刻表等を周知し利用を促していく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 87 号 北杜市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

「徴収猶予の対象となるのは」との質疑に対し「災害・病気・事業の休廃止などの事由がある納税者について、税を一時的に納付出来ないと認めるときには徴収、あるいは換価の猶予をすることができる」との答弁がありました。また「生活が困窮した場合にも猶予されるのか」との質疑に対し「徴収猶予については、納税者または生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したときや事業を休廃止した場合、事業につき著しい損失を受けた場合は猶予される。職権による換価の猶予については財産の換価を直ちに行うことにより、事業継続・生活維持を困難にする恐れがあるなどの場合には換価を猶予する。納税相談などにより、個々の実情を把握した上で対応する」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第 88 号、議案第 90 号、議案第 125 号および請願第 3 号の 4 件について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、上村英司君。

上村英司君。

○文教厚生常任委員長（上村英司君）

平成 27 年 12 月 10 日

北杜市議会議長 千野秀一様

文教厚生常任委員会委員長 上村英司

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、12月2日の本会議において付託されました事件の審査を12月10日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

1. 付託された事件

議案第 88 号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例について

議案第 90 号 北杜市障害福祉サービス事業所条例を廃止する条例について

議案第 125 号 財産の譲渡について（北杜市障害福祉サービス事業所パル実郷）

請願第 3 号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書以上 4 件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第 88 号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例についてであります。

「つくしんぼルームの利用状況は。利用者の住所地は」との質疑に対し「平成 26 年度の実績は登録者人数が延べ 115 組、年間利用者数は 7,790 人であった。利用者は大泉地区が一番多く、須玉・高根・長坂・小淵沢・白州の各地区にお住まいの方も利用されている」との答弁がありました。また「説明会の開催回数と利用者からの意見は」との質疑に対し「説明会の回数は 1 回だが、事前に意向調査を実施した。利用者からは、施設の安全性から移転は了解してもらえた。現在の施設は庭が広いことから移転先に広い芝生広場を確保してほしいとの要望があり、整備することにした。また、現在配置されている支援員を信頼して通っている利用者が多いことから支援員も移転先に配置してほしいとの要望があったことから、移転先でも勤務してもらうこととした」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 90 号 北杜市障害福祉サービス事業所条例を廃止する条例についておよび議案第 125 号 財産の譲渡について（北杜市障害福祉サービス事業所パル実郷）であります。

「議案第 125 号について訓練センターの譲渡額を不動産鑑定額の 50%としているが、これまでの福祉活動への貢献度からもっと減免することはできなかったのか」との質疑に対し「北杜市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第 3 条に定める普通財産の譲渡または減額譲渡に関し、必要な事項を定めた「北杜市普通財産の譲渡または減額譲渡に関する取扱基準」により社会福祉法人に譲渡する場合には減免額の上限を 50%と規定していることから、不動産鑑定額の 50%とした」との答弁がありました。また「譲渡する備品等の取り扱いについては」との質疑に対し「備品については耐用年数を考慮し譲渡することとしており、開設当初からの備品については無償とするが、最近購入した備品については取り扱い基準に基づき減免する」との答弁がありました。

質疑終結後、議案第 90 号および議案第 125 号ともに討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第 3 号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書についてであります。

「歯科口腔保健法とは」という質疑に対し「歯科口腔保健法の基本理念は、1 つ目は生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに、歯科疾患を早期に発見し早期に治療を受けることを促進すること。2 つ目は、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態および歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。3 つ目は保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て総合的に歯科口腔保健を推進することです」との答弁がありました。また「現在の保険給付対象となる歯科医療は進歩し、美容的な要素の処置までも保険給付の範囲を広げることが医療費を単に負担増させることになり、具体的に保険給付の対象が明記されていないことについてはどのようにお考えか。また、歯科医療従事者の労働環境についても具体的に明示されていない」との質疑に対し「保険給付の範囲については具体的に記載していないが、診療報酬については、歯科医療全体としては技術が進歩しているにもかかわらず伸びていない。また歯科医療に従事する方については、長時間労働や低賃金であることから 30 歳まで就労している人は 2 割しかいない。20 年間変わっていない診療報酬を引き上げることによって労働環境を改善できる。保険の対象範囲が広がる

ことによって、歯科医療を取り巻く環境全体の底上げにつながる」との答弁がありました。

質疑終結後、「請願の内容が漠然としている。新しい医療技術を導入することにより、より良い歯科医療につながる事が明確に記載されていない。また、歯科に従事する方の労働環境の改善についても改善すべき点を明示していない。国に対して要望すべき内容について、もっと具体的に記載すべきであり、請願の内容が不十分であることから反対する。一方「いつでも誰でも保険により歯科治療が受けられることが大切となる。診療報酬が上がっておらず、これを改善することによって従事する方の待遇が改善されることから賛成する」との賛成討論があり、起立採決の結果、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第89号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○経済環境常任委員長（中山宏樹君）

平成27年12月11日

北杜市議会議長 千野秀一様

経済環境常任委員会委員長 中山宏樹

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、12月2日の本会議において付託されました事件の審査を12月11日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第89号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について

以上1件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

議案第89号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

「小淵沢第3駐車場は時間貸しだけとするのか。どのような方が利用すると想定しているのか。また、長坂とは違い小淵沢第3駐車場は駅から遠いことから料金を安くすべきではないか」との質疑に対し「周囲には民間の月極め駐車場もあり、それらを考慮し時間貸しとした。今後の利用状況を見据え月極めについては検討していく。利用客は、小淵沢商店街や駅へ送迎するため利用される方を想定した。料金徴収については、管理費用のことも考慮し自動精算機を導入することにした。長坂駐車場の利用状況や釣り銭のことも踏まえ、1時間の利用料金を100円とし、最大利用料金を1千円とした。多くの方の利用を促進するために商店街と連携し優待券等も検討していく」との答弁がありました。また「旧小淵沢支所跡地を駐車場にする

にあたり地元との協議は行われたのか。駐車料金を無料にすると放置車両の問題が発生すると思われるが、料金算定との関連性は」との質疑に対し「支所の跡地利用については、地域委員会や区長会等と協議し小淵沢駅周辺整備や地域の要望を踏まえて駐車場を整備することとし、商店街の活性化を促すよう商店街を利用しやすい料金を設定した。無料にすることにより別荘利用者が長期間車両を置いてしまうことも懸念され、併せて放置車両を防止する意味からも料金を徴収することにした」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「駐車場として整備し有料とすることは賛同できるが、多くの方に利用してもらうためには料金は高い。長坂の駐車場と違い駅から遠いことから長坂と同じ料金設定は問題があることから反対する。一方「小淵沢駅周辺整備に伴い地元の要望を踏まえて支所の跡地を駐車場として整備することにした。整備費や管理費、放置車両等の問題から有料化とすべき。料金の設定については、特定の人が利益を享受することになり負担はやむを得ないことであり、1時間あたり100円、1日使用しても1千円という額は決して高いものではないことから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第86号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結します。

これから、議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第87号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結します。

これから、議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第88号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第89号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

○12番議員(野中真理子君)

反対討論です。

○議長(千野秀一君)

許します。

○12番議員(野中真理子君)

議案第89号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

市営駐車場は交通の支障が出ないように整備されるものです。また駐車場は車社会の中で商店街の活性化にも役立ちますし、また高齢化社会や環境の問題から公共交通への誘導に対しても大変重要な施策であると思っております。そのためにより多くの人に使われる方法、また料金設定が重要であると考えています。小淵沢支所跡地が駐車場として整備され使われますが、その料金の設定の根拠が長坂駅前の料金体系です。長坂駅前の駐車場とは今回、整備される場所は改札口からの距離も遠いですし、また整備される台数も大変多くなります。これが整備され1時間100円、1日1千円の看板が立ったときに市民の皆さんが高いと感じ、それが使われないのでは一番もったいないと私は思っております。

小淵沢支所の跡地を駐車場として整備することは大変賛成です。また有料化にも賛成ですが、多くの皆さんに使っていただくには、この料金は高いと思うことをもって反対とさせていただきます。

○議長(千野秀一君)

次に原案に賛成の発言を許します。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

議案第89号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

小淵沢駅前広場は狭隘な地形であったために、観光大型バスの乗り入れに不便である。観光シーズンは人と車の区分がしにくく、また朝夕、送り迎えの車が多く混雑して危険である。こんな課題がありました。その解決策として小淵沢駅および駅前広場の整備は合併以前の小淵沢町の時代からの長年の懸案でありました。それが今、北杜市の玄関口として位置づけられ、財政状況が非常に厳しい中にもかかわらず、市の優先的事業として計画し整備が進められています。この整備により念願であった多くの課題が解決し、北杜市はもとより当市が隣接の長野県の富士見町、原村と連携して以前から進めている八ヶ岳観光圏事業や、また今年度から取り組んでおります八ヶ岳定住自立圏事業の推進、そして発展に大きく寄与するものと思われま

す。駅前広場整備の方針として人と車の区分を明確にし、スムーズな車の流れを確保する等、安全性を優先的に整備を進めているため、十分な広さがない現状の駅前広場に駐車場の設置は困難であるため、駅から近距離に位置する小淵沢総合支所の跡地を活用し、多くの住民やまた観光客の利便性を図るため、時間貸しの駐車場として来年の4月オープンに向け今、工事が進められております。

この2つの事業により、北杜市はもとより広域的に長野県富士見町や原村の発展にも大きく寄与するものと期待をされております。この事業の計画推進にあたっては、建設推進委員会や各種団体等、幅広く関係者と協議を重ね駐車料を含め決定してきた経過もあり、利用者の公平性や利用のしやすさ等に細やかな配慮がされており、また近隣の駐車場等と比較しても条例により使用料の額は的確かつ妥当な金額であると確信し、議案第89号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について賛成をいたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第89号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第89号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第90号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第90号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第125号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第125号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

原堅志君。

反対討論ですか。

○7番議員(原堅志君)

そうです。

○議長(千野秀一君)

許します。

○7番議員(原堅志君)

請願第3号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書に反対の立場から討論させていただきます。

日本の医療保険制度は安心して、どこでも一定の負担で必要かつ適切な医療を受けることができる保険制度であります。健康の入り口である歯や口の中を健康な状態に保ち、噛むことや飲み込む機能を維持・回復することは全身の健康増進につながり、人生の質を向上させております。人口構造の高齢化が進む中、健康で生活の質を高めるための口腔機能の重要性はますます高まるものと思います。

しかし医療費は年々増加し、日本の年間医療費は総額40兆円を突破しました。北杜市の国民健康保険も年々増加傾向にあります。歯科口腔保険の推進は毎年増加し続ける医療費の抑制と自己負担の軽減につながるものであります。

今後、医療費の適正化を進めることが急務であり、また歯科疾患に対する予防意識を高めることも肝要であると考えます。予防に力を注ぐことは歯科医療技術の進歩や保険医療における

歯科医療の位置づけを下げるものではありません。また歯科医療機関の適正な保険給付請求や歯科衛生士等の歯科医療関係者の適正な評価を高める必要性は、保険でより良い歯科医療を受けることとは関係ないものと考えます。

以上のことから保険でより良い歯科医療実現を求める意見書の提出については、なお慎重に審査する必要があることから請願第3号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書に反対します。

○議長（千野秀一君）

次に原案に賛成の発言を許します。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

請願第3号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

私たちが求める健康観とは単に長生きをするだけでなく人生の最期まで人間らしく、自分らしくあり続けることであります。しかし口の健康が命の豊かさに大きく影響すると言われる中、格差社会の進行、不安定な雇用、実質賃金の減少、長時間労働、医療改悪による自己負担の増大が国民を歯科医療から遠ざけております。

歯科は特に所得によって治療にかかる費用の差が出てまいります。患者負担が増加するたびに受診抑制が起き、痛くても歯がなくても噛めなくても我慢する患者さんが多くいます。また長年にわたる歯科医療費の抑制策が歯科医療機関の人材難・経営難を招き、歯科医療も崩壊の危機に直面をしています。特に歯科技工士の状況は極めて深刻です。保険点数で定められた技工料が安すぎるため低賃金、長時間労働が強いられているため、20歳から30歳代の若い歯科技工士の離職率は8割にのぼっております。歯科技工士を養成する歯科技工士学校も廃校が続いています。このままでは日本の歯科技工の人材と技術の継承が危ぶまれ、ひいては日本人がはめている入れ歯約2千万本の質と安全性の低下の恐れがあります。

いつでも誰もが安心して、保険で良い歯科医療が受けられるように歯科医療政策を抜本的に展開することが求められており、意見書の提出に賛成をいたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論ありませんか。

賛成の討論ですか。

（はい。の声）

反対の討論はございませんか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

請願第3号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

まずもって税と社会保障の一体改革の中で消費税の導入がされたところでございます。また今般は8%、10%の問題につきましても国のほうではいろんな議論をしながら、どのように国民の皆さまに対しまして、生活の困窮される方に対しまして手当をしていくかというような状況もあるわけでございます。そういった中で、現在の社会保障費の伸びは年々増加の一途を辿っているわけでございます。それが故に消費税を導入しているという現実でございます。簡

単に言いますと国保にしる社保にしる、その経営は非常に年々厳しくなっているわけございまして、単に手放しですべての歯科医療に対しまして保険適用枠を増やせということになりますと、これはどうしても会計に対しての破たんを免れるわけにはいかないわけございまして。

そういたしますと、どのように市民の皆さまのお考えをまた苦しみを伝えればいいのかということになりますと、まず請願者におきましては山梨県民主医療機関連合会でございます。そして公益社団法人山梨県勤労者医療協会 武川歯科診療所でございます。この請願者の皆さまはどちらかというお金を払うほうではなくて、お金をいただいてそれを生計に結びつけるほうの立場の方でいらっしゃる。市民の皆さまが本当により良い歯科医療をどのように考えているのか。例えば口腔ケアをどのようにしていったら歯が長い間、持続しながら健康でいられるのか。また近年はインプラントや、また歯の矯正や工学的な成形に関わる部分の技術も進んであるわけでありまして、それらに対しての仕分けをせずにこれを手放しで賛成というわけにはいかないというふうに思うわけございまして。

この審議の中でも質疑の終結後、反対の討論の中により良い歯科医療につながることを明確に記載されていない。また歯科に従事する方の労働環境の改善についても改善すべき点を明示していない。国に対して要望すべき内容については、もっと具体的に記載すべきであるというふうに討論がされているわけございまして。

歯科医療に対しまして、保険適用をどのようにするか。また今後、介護や医療に対してもどのように適用枠を増やしていくかというのは、やはり地方議会のわれわれは地方の現場をしっかりと身にしみながら、どのようにしていくかということを請願人の願意として受け止め、それらに対応していくべきだというふうに私は考えるところでございまして。

以上の理由によりまして、本請願に対しましては反対といたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

賛成討論ですか。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

請願第3号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書に賛成の立場で討論します。

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出を求める請願書を12月10日の文教厚生常任委員会で紹介議員、清水進議員の趣旨説明ののち質疑・討論を行い採決が行われ、4対1の賛成多数で採択されました。

北杜市議会の意見書として衆参議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出されることになったものです。これに反対する主張に道理があるとは思えません。なぜならこの意見書はいつでもどこでも誰もが金銭の心配をせず、保険でより良い歯科医療を求めるものだからです。健康保険に取り入れてほしいのは自然の歯に近いかぶせ物、歯並びなどの歯科矯正、金属を使った入れ歯などです。歯科の診療報酬を20年間も改定することなく低く抑えているのも問題です。歯科技工士、歯科衛生士の待遇改善を行って離職をなくして働き甲斐のある待遇に改善することを政府に要請する意見書の提出は絶対必要なものと考えます。

以上の理由から請願第3号に賛成いたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、請願第3号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

したがって、請願第3号は不採択にすることに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第8 議案第84号 北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

それでは議案第84号 北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について、ご説明を申し上げたいと思います。

概要書をご覧くださいと思います。趣旨でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項および第19条第9号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を制定するものでございます。

制定の内容であります。

本市における個人番号の独自利用事務、特定個人情報の庁内連携及び同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供について条例で規定するものであります。

条例本文の2ページをご覧くださいと思います。

この条例は第1条から第6条、ならびに附則により構成されております。

第1条では、趣旨を定めてございます。

第2条では、この条例の用語の定義を。

第3条では、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずる市の責務を規定しております。

第4条では、個人番号の利用範囲として特定個人情報を独自利用する事務や庁内連携を可能とすることなどを規定しております。

3ページの第5条では、地方公共団体の機関が当該地方公共団体の他機関に特定個人情報を提供できることを規定しております。

第6条では、規則委任の規定であります。

附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行することを規定しております。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに異議はございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

議案第84号 北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

安倍政権は社会保障・税番号制度、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー制度を来年、2016年1月から実施しようとしています。これは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用するとされていますが、金融口座や医療情報への活用も行われようとしています。

またマイナンバーカードを使った消費税の還付も検討されていますが、制度自体やその利用目的などにおいて多くの問題点が指摘されています。

1つは政府による国民の監視・管理が強められ、資産調査による税徴収強化や社会保障給付の削減につながる恐れがあることです。政府は行政の効率化や国民の利便性を謳いますが、国民へさらなる負担を強いるため、そのための道具となり個人情報丸裸にされ、プライバシーが侵害される危険が増大する不当な制度と言わざるを得ません。

番号制がすでに導入されているアメリカや韓国では、何千万人という単位の個人情報が漏えいする事件が発生し深刻な被害が出ています。さらに個人情報保護の理由によりマイナンバーを扱う中小企業に対して、厳格な管理体制を強要し漏れた場合の罰則を強化するなどしています。小規模の業者にとってマイナンバーを管理することは大きな負担となり、経営にとっても大打撃となります。イギリスでは、いったん導入を決めた国民IDカード法を人権侵害への危険があることや巨費が浪費される恐れがあるとして廃止しました。

国民監視を強め中小企業の営業を破壊するマイナンバー制度実施を延期し、マイナンバー法の利用拡大は取りやめることを求めてまいります。

よって、この法案に反対する理由であります。

○議長（千野秀一君）

次に原案に賛成の発言を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

議案第84号 北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

この制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であると思います。

これにより正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られ、負担を不当に免れることや不正に受けることを防止するとともに、真に手を差し伸べるべきものを見つけることが可能となります。また災害時においては、積極的な支援にも活用できるものであります。

さらには社会保障や税に関する各種行政事務の効率化が図られ、行政運営の効率化につながるとともに行政サービスを受ける際、住民票や所得証明書の添付が不要になるなど市民の利便性の向上にも大きく寄与するものであります。

議案第84号につきましては、国の番号法の規定に基づき市の独自利用事務と取り扱う特定個人情報とを規定するほか、個人番号の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずること、個人番号の庁内連携、市長部局と教育委員会での特定個人情報の提供等を定めたものであり、来年1月1日からの個人番号の利用開始に際し、北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を制定しなければ社会保障、税、災害分野での市民の事務手続き上にも大きな影響が出ることが想定されます。

このような理由から私は議案第84号の条例制定案に賛成いたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

反対討論です。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

議案第84号 北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例について、反対の立場で討論に参加します。

日本に住民票を持つ人全員に12桁の番号を割り振り、国がさまざまな個人情報を管理するマイナンバーを巡り、混乱が収まりません。

1月利用開始を謳っているのに番号を通知するカードの郵送が大幅に遅れたり、カードそのものが印刷されていない地域、例えば東京都葛飾区でも約5千通が作成されていないなどが発覚したり、政府は11月に配達完了としていたのに12月半ば過ぎでも完了しません。受取人不在で手渡せないケースも続発し、自治体に返送された通知カードは526万通余りにのぼり、まだ増えることは確実です。

通知カードが大量に送り返された自治体は、対応に頭を悩ませています。大阪市堺市役所では氏名、年齢、生年月日、住所など68万人分の個人情報が流出、インターネット上で一時公開される等、ニュースで報道されました。さらにマイナンバー導入で便宜を図り、わいろをも

らった公務員、アメリカでは個人情報漏えいなどが大問題になっているのが実態です。そんな危険な道に踏み込んでではありません。マイナンバー差し止め裁判が提訴されるなど、実際に番号を手にしてからも国民の不安は広がるばかりです。

1月実施を延期して制度の危険性を検証・再点検し、廃止へ向け見直すことが必要です。

以上で反対を終わります。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

議案第84号 北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもってこの条例につきましては、国の制度におけるマイナンバー導入における対応の条例化でございます。法第9条第2項において税、社会保障、防災対策の3分野に類する事務であって、条例で定める事務の処理において必要な限度で個人番号を利用できる独自事業としてしている。また法第19条第9号では、条例で定めることにより特定公共団体の機関、市長が当該地方公共団体の他機関、教育委員会に特定個人情報を提供できるとしているわけでございます。それらによってどのようなことが可能になっているかということでありまして、この議案の中の別表にもございますが、別表第1でございますが市長が北杜市放課後児童クラブの条例でありますとか、北杜市子ども医療費助成金支給条例でありますとか、北杜市重度心身障害者医療助成条例、北杜市営単独公共住宅条例、北杜市地域特別賃貸住宅、北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例、その他もろもろございます。また別表第2においても母子健康法、また健康増進法、これについては生活保護も関わるわけでありまして。そして北杜市重度心身障害者の医療費助成条例の中にもこれらは関与していくわけでございます。

そういたしますと、このマイナンバー制度の導入におきまして、地方自治体におきましては素早くその対応ができ、その困窮者をいち早く救出できるという状況がございます。北杜市においては例えば困窮世帯に社協がお金を貸す制度などもございますけれども、そういったことがいち早くサービス提供ができるという利便があるわけでございます。そして先ほどいろいろ討論の中でもございましたが、正しくその個人の状況が分かることによって市としてどのようにそれを対応するというを総合的に判断し、的確なことができるというのがマイナンバー制度の特典であるというふうに思っておりますし、迅速かつ素早くできるということは国民にとってもよろしいことというふうに思っているところでございます。

一方、先ほど討論の中でもございましたが、それらの情報の漏えいですとかいろいろな状況があるわけでございます。通知が届かないというようなことや、また返されるということもあるわけでございますが、市においてはそれらにつきましてその後、新たな番号を交付するという要綱にもなっているわけでございますから、仮にその個人情報が漏えいした番号についてはそれは廃棄するということの処分ができるわけでございます。

二重三重のセーフティネットを構築しながら、国はこの制度に邁進しているわけでございます。今後の私たち市の福祉の問題、またいろいろな方々がいろいろな事業をしようといったときに、それを後押ししようといったときにもこういったことが、この番号制度が利用されることというふうに思っているところでございます。あらゆる分野において、これらは自治体クラ

ウドの確立や情報の一元化というものがさらに進みまして、国際競争力も高くなっていくというふうに考えるところでございます。

以上の理由によりまして、本案に賛成をいたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、議案第84号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に日程第9 議案第85号 北杜市空き家等対策審議会条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

それでは議案第85号 北杜市空き家等対策審議会条例の制定についてご説明をさせていただきます。

概要書をお開きいただきたいと思います。

この条例は空家等対策の推進に関する特別措置法に規定されます空家等対策計画の策定及び空家等に関する対策の推進のため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、北杜市空き家等対策審議会を設置することとし、必要な事項を定めるものであります。

それでは、条例本文の2ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は第1条から第11条、ならびに附則により構成をされております。

第1条では設置を定めております。

第2条では定義を、第3条では所掌事務を、第4条では組織を、3ページをお願いいたします。第5条では任期を、第6条では会長及び副会長を、第7条では会議を、第8条では関係者の出席を、第9条では委員の服務を、第10条では庶務を、第11条ではその他を定めております。

附則におきまして施行期日を平成28年4月1日とし、最初にかかれる会議を定めております。このような構成になっております。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申

し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議はございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第10 議案第91号 平成27年度北杜市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第91号 平成27年度北杜市一般会計補正予算書（第3号）をご覧いただきたいと思
います。

1ページをお開きください。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億6,394万円を追加し、歳入
歳出予算の総額を311億2,886万8千円とするものでございます。

5ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正でございます。

追加といたしましてまず3款民生費、2項児童福祉費、認定こども園整備事業292万7千
円は小泉保育園・北部こども園の芝生広場整備工事について施工箇所を保育園の駐車場として
利用しているため、関係者との協議および調整に所要な日数を要することから繰越明許費を設
定するものでございます。

次に6款農林水産費、1項農業費、県単土地改良事業8千万円は機構借受農地整備事業について、県補助金の内示が年度内での事業完了が困難な時期であったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に8款土木費、4項住宅費、市営住宅総合活用計画・長寿命化計画更新事業467万7千円は9月に策定した北杜市総合戦略に基づく住宅施策を踏まえて計画の見直しを行うものであり、年度内での事業完了が困難であることから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項市営住宅等改修事業2,280万4千円は、市営姥神団地の耐震改修および下水道接続工事について国庫補助金の追加内示が年度内での事業完了が困難な時期であったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に9款1項消防費、常備消防庁舎建設事業費負担金4,829万1千円は峡北広域行政事務組合が行う消防庁舎の建て替えについて、年度内での事業完了が困難であることから繰越明許費を設定するものでございます。

次に10款教育費、2項小学校費、高根統合小学校整備事業6,954万2千円は用地買収およびそれに伴う登記等の手続きについて、所要の日数を要することから繰越明許費を設定するものでございます。

次に11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業1,150万円は農地農業用施設災害復旧事業におきまして、国の災害査定が年度内での事業完了が困難な時期であったことから繰越明許費を設定するものでございます。

同じページの第3表 債務負担行為補正をご覧ください。

追加といたしまして、文書管理システム更新業務の委託契約の締結に向けプロポーザル方式での業者選定を平成27年度中に行うため、限度額を2,535万9千円とする債務負担行為を設定するものでございます。

6ページの第4表 地方債補正をご覧ください。

変更といたしまして合併特例事業債を1億120万円増額し、限度額を21億1,700万円とし、発行限度額の計を35億8,800万円とするものでございます。

合併特例事業債の増は峡北行政事務組合の消防庁舎建て替えに伴う訓練棟についての負担金、高根統合小学校スクールバス乗降所やプールを整備するための土地購入費などに充当するものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、恐れ入ります2ページ、3ページにお戻りいただきたいと思っております。

はじめに歳入でございます。10款1項地方交付税1億2,267万2千円の増額につきましては、一般財源としまして普通交付税を充当するものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金3,189万2千円の増額は生活保護費負担金の増額補正によるものでございます。

同款2項国庫補助金5,715万5千円の増額は、市内の産業創出や経済循環を図るための地域経済循環創造事業交付金5千万円や市営住宅改修に対する地域住宅支援交付金697万5千円などでございます。

15款県支出金、2項県補助金1億3,641万4千円の増額は農地の集約などを促進するための耕作者集積協力金交付事業費補助金2,154万2千円や山梨県農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借を促進するための農業施設整備に対する機構借受農地整備事業費補助金8千

万円などがございます。

20款諸収入、5項雑入1,454万2千円の増額は図書館資料のデジタル化を進めるための図書館振興財団助成金などがございます。

21款1項市債1億120万円の増額は、峡北広域行政事務組合の消防庁舎建て替えに伴う訓練棟についての負担金、高根統合小学校スクールバス乗降所やプールを整備するための土地購入費などに充当する合併特例事業債でございます。

次に3ページをご覧ください。歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費522万1千円の増額は認定こども園の平成28年4月の開設に向け、必要となる備品の購入や園内の整備工事などを行う保育所総務管理費でございます。

同款3項生活保護費4,252万3千円の増額は、年間所要見込み額に基づき不足する予算を増額する生活保護費でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費131万5千円の増額は峡北広域行政事務組合ゴミ処理特別会計への負担金を増額する環境衛生事業費でございます。

6款農林水産業費、1項農業費1億4,038万円の増額は山梨県農地中間管理機構へ農地の貸し付けを行う地域や農業者等に対する協力金の交付などを行う農業振興事業費5,395万5千円。同機構を通じた農地の賃貸借を促進するため、農地の借り手の負担軽減等に資する農業施設を整備する県単土地改良事業費8千万円などがございます。

同款2項林業費459万円の増額は、ニホンザルの生態を利用した大型捕獲施設の設置や特定鳥獣管理計画の見直しに伴うニホンジカの捕獲数の追加に対応する林業総務管理費でございます。

7款1項商工費5千万円の増額は、市内の地域資源を生かし産業創出や経済循環を図るため地方銀行等と連携して先進的、かつ持続可能な事業に取り組む民間事業者等に対し助成する商工業振興対策事業費でございます。

8款土木費、4項住宅費2,748万1千円の増額は住宅地として活躍できる市有地の確保、企業等への雇用促進、社員の市内への定住などに向け市営住宅総合活用計画長寿化計画を見直す住宅計画策定費467万7千円。国庫補助金の追加内示に伴い、市営姥神団地の耐震改修下水道接続工事を行う住宅維持補修費2,280万4千円でございます。

9款1項消防費6,535万2千円の増額は、峡北広域行政事務組合常備消防特別会計への負担金を増額する常備消防費でございます。

10款教育費、1項教育総務費1,909万7千円の増額は平成28年度からの中学校教科書採択替えに伴い教師用指導書やデジタル教科書の整備などを行う中学校費でございます。

4ページをご覧ください。

同款2項小学校費6,954万2千円の増額は、高根統合小学校のスクールバス乗降所やプールを整備するため土地購入などを行う高根統合小学校事業費でございます。

同款4項社会教育費425万円の増額は、金田一春彦先生ならびに平山輝夫先生の貴重な資料を長期保存、活用するためデジタル化を行う図書館運営費でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費2,320万円の増額は台風18号などにより罹災した農地、農業施設の復旧を行う農地農業用施設災害復旧費でございます。

13款諸支出金、2項基金費975万円の増額は本年度図書館振興財団から交付される助成金のうち平成28年度以降に行う図書館資料のデジタル化に充当すべき額を積み立てる芸術文

化スポーツ振興基金積立金でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第91号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第91号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第11 議案第92号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から

日程第13 議案第94号 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）

までの3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

議案第92号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,950万5千円を追加し、予算の総額をそれぞれ71億6,102万8千円とするものであります。

2ページをご覧ください。歳入でございます。

10款1項繰越金2,950万5千円、増額するものでございます。

次に3ページをご覧ください。歳出になります。

1 1 款諸支出金、1 項償還金及び還付金2,950万5千円の増額につきましては、平成26年度保険給付費等の精算に伴う国・県支出金の返納金を増額補正するものでございます。

続きまして議案第93号 平成27年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万6千円を追加し、予算の総額をそれぞれ39億4,476万1千円とするものであります。

2ページをご覧ください。歳入でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金を33万6千円増額するものでございます。

次に3ページをご覧ください。歳出になります。

5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費33万6千円の増額につきましては、高齢者虐待緊急一時保護件数の増加に伴う年間所要額見込み額に基づく不足額を増額補正するものでございます。

続きまして議案第94号 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万8千円を追加し、予算の総額をそれぞれ992万円とするものであります。

2ページをご覧ください。歳入でございます。

1款サービス収入、2項予防給付費収入を95万8千円増額するものでございます。

次に3ページをご覧ください。歳出になります。

1款総務費、1項施設管理費95万8千円の増額につきましては、介護予防支援ケアプラン作成委託件数の増加に伴う年間所要額見込み額に基づく不足額を増額補正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(千野秀一君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第92号から議案第94号までの3件は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号から議案第94号までの3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合には、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第92号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第93号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第94号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第14 議案第95号 北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定についてから日程第43 議案第124号 小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定についてまでの30件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長(菊原忍君)

議案第95号 北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項及び北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するもので地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称 北杜市北の杜聖苑

指定管理者となる団体の名称等 住所 富山県富山市奥田新町12番3号

名称 株式会社宮本工業所

指 定 の 期 間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第96号 北杜市オオムラサキセンターの指定管理者の指定についてであります。恐れ入りますけども、以下提案理由等省略させていただきたいと思えます。

公の施設の名称 北杜市オオムラサキセンター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市長坂町渋沢910番地

名称 特定非営利活動法人自然とオオムラサキに親しむ会

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第97号 小淵沢町有機肥料供給センターの指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 小淵沢町有機肥料供給センター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町下笹尾114番地147

名称 小淵沢町有機物流通組合

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第98号 小淵沢町特産品開発センターの指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 小淵沢町特産品開発センター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町松向1762番地

名称 百の会

指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

続いて議案第99号 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県韮崎市一ツ谷1895番地

名称 株式会社りほく

指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

続いて議案第100号 白州町農産物加工施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 白州町農産物加工施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市白州町白須1291番地

名称 農事組合法人味の里はくしゅう

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第101号 須玉町農林水産物直売・食材供給施設(おいしい市場)の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 須玉町農林水産物直売・食材供給施設(おいしい市場)

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地

名称 株式会社アルプス

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第102号 須玉全国植樹祭会場跡地公園(みずがき山自然公園)の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 須玉全国植樹祭会場跡地公園(みずがき山自然公園)

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町小尾8862番地1

名称 増富特産品出荷組合

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第103号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯他2施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯
みずがき山リーゼンヒュッテ
みずがき山グリーンロッジ

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町比志6438番地
名称 一般社団法人護持の里たまゆら

指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
続いて議案第104号 青年小屋及び権現小屋の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 青年小屋
権現小屋

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町8881番地
名称 有限会社八ヶ岳青年小屋

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
続いて議案第105号 道の駅こぶちさわ観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 道の駅こぶちさわ観光案内所
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町清里3545番地4559
名称 一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメント

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
続いて議案第106号 北杜市神代公園の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市神代公園
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市武川町三吹2434番地
名称 神代桜保存会

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
続いて議案第107号 北杜市明野テニスコート他1施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市明野テニスコート
北杜市明野多目的屋内運動場

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県甲府市善光寺町2999番地
名称 株式会社トミオカテニス

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
続いて議案第108号 北杜市須玉総合体育館他2施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市須玉総合体育館
北杜市須玉穂足スポーツ公園
北杜市須玉のろしの里ふれあい公園

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町若神子新町85番地
名称 有限会社北杜緑化

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第109号 北杜市高根総合グラウンド他1施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市高根総合グラウンド
北杜市高根体育館

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町清里3545番地5
名称 AQUA・NTM共同事業体

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第110号 北杜市長坂総合スポーツ公園及びながさかげんき百歳センターの指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市長坂総合スポーツ公園
ながさかげんき百歳センター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町清里3545番地5
名称 AQUA・NTM共同事業体

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第111号 北杜市大泉体育館他2施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市大泉体育館
北杜市大泉格技場
北杜市大泉屋内ゲートボール場

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市大泉町谷戸1915番地
名称 北杜市体育協会

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第112号 北杜市小淵沢総合スポーツセンター他2施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市小淵沢総合スポーツセンター
北杜市小淵沢東スポーツセンター
北杜市小淵沢B&G海洋センター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町2161番地
名称 ハヶ岳スポーツトレーニング倶楽部

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第113号 北杜市白州総合運動場他2施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市白州総合運動場
北杜市白州ふるさと交流センター
北杜市白州体育館

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3332番地1555
名称 特定非営利活動法人ハヶ岳北杜グランドフットボールクラブ

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第114号 北杜市武川運動公園他4施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市武川運動公園
北杜市武川テニスコート
北杜市武川体育館
北杜市武川弓道場
武川多目的屋内運動施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市武川町新奥1112番地
名称 武川スポーツ公園管理運営組合

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

続いて議案第115号 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町大豆生田421番地2
名称 大豆生田区大豆生田班

指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

続いて議案第116号 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町穴平193番地1
名称 穴平区二日市場班

指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

続いて議案第117号 須玉町大和高齢者活動促進施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 須玉町大和高齢者活動促進施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町上津金1853番地
名称 上津金区大和班

指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

続いて議案第118号 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町藤田1433番地
名称 藤田区

指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

続いて議案第119号 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町小倉2560番地1
名称 小倉区上小倉班

指 定 の 期 間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
続いて議案第120号 小淵沢町物産会館の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町物産会館

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町7559番地6
名称 小淵沢町本町区

指 定 の 期 間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
続いて議案第121号 小淵沢高野高齢者活動促進施設の指定管理者の指定についてであり

ます。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢高野高齢者活動促進施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町8598番地
名称 高野区

指 定 の 期 間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
続いて議案第122号 小淵沢町下笹尾農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定につい

てであります。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町下笹尾農林水産物処理加工施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町下笹尾114番地81
名称 下笹尾区

指 定 の 期 間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
続いて議案第123号 小淵沢町久保農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定につい

てあります。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町久保農林水産物処理加工施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町6267番地2
名称 久保区

指 定 の 期 間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
最後でございます。議案第124号 小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設の指定管理者

の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町5030番地
名称 岩窪区

指 定 の 期 間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
以上、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第95号から議案第124号までの30件は会議規則
第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号から議案第124号までの30件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第95号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第97号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第98号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第99号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第100号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第101号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第102号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第103号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第104号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第105号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第106号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第107号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第108号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第109号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第110号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第111号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第112号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第113号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第114号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第115号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第116号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第117号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第118号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第119号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第120号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第121号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第122号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第123号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第124号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第44 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件から日程第52 諮問第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの9件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため人権擁護委員法第6条第3項の規定により北杜市明野町上手1865番地、八代菜美子、昭和22年12月20日生まれの推薦につきまして議会の意見を求めるものであり

ます。

次に諮問第3号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては北杜市明野町浅尾新田521番地、遠藤均、昭和27年2月5日生まれを。

次に諮問第4号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては北杜市須玉町穴平227番地1、唐木美代子、昭和30年2月24日生まれを。

次に諮問第5号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては北杜市高根町藏原1832番地、清水ゆき子、昭和22年2月15日生まれを。

次に諮問第6号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては北杜市長坂町大八田236番地、滝田家功、昭和28年10月11日生まれを。

次に諮問第7号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては北杜市大泉町谷戸1904番地、須田由美子、昭和35年5月24日生まれを。

次に諮問第8号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては北杜市大泉町西井出1475番地、新藤恵、昭和27年7月29日生まれを。

次に諮問第9号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては北杜市武川町三吹315番地2、興石和正、昭和23年5月17日生まれを。

最後に諮問第10号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては北杜市武川町山高2586番地、小川昭二、昭和25年10月29日生まれをそれぞれ推薦するにあたり議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定のほどをお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、諮問第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

これから、諮問第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

これから、諮問第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

これから、諮問第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

これから、諮問第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第6号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

これから、諮問第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第7号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

これから、諮問第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第8号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

これから、諮問第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第9号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

これから、諮問第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第10号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

先ほど、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

したがって日程第53号 発議第6号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出については、本日の議事日程から削除することといたします。

○議長（千野秀一君）

日程第54 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件につきましては別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生じる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第55 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりにすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

12月2日に開会された本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成27年第4回北杜市議会定例会を閉会とさせていただきます。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後12時02分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三